



国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架 番号	4 A 18 2074

裏面
白紙

E 871
P
Doc 2228A (cont) 22

「ワシントン」文書局 第
國際 檢 察 部 第二二二八 A 號

典義及び公正ニ關スル證明

余、佐藤朝生ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ内閣書記官トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、一九一頁ヨリ成ル、下記題名、即チ第一回總力陳述上演習経過記録ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名簿ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ證ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ添附及ビ引用、其ノ他公式書類又ハ證ニ於ケル該文書ノ成説所在ノ公式名簿ヲモ特記スベシ)

内閣書記官室

裏面白紙

裏面白紙

千九百廿六年/昭和二十一年/十月十七日

東京ニ於テ署名

管領官吏署名 佐藤 謙 佐/署名/

右ノ者ノ公的資格 内務書記官

証人 ケイ・イカワ/署名/

公式入手ニ付スル證明

JOHN CURTIS
余、ジョン・カーチスハ、余ガ聯合領事高階領官總司令部ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記姓名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百廿六年/昭和二十一年/十月十七日

東京ニ於テ署名

氏名 籍 少將 ジョン・エー・カーチス
JOHN A. CURTIS / 署名 /

右ノ者ノ公的資格 陸軍 少將

証人 歩兵中將

ダグラス・ネル・ワルドーフ
Douglas L. Waldorf

陸軍少將兼陸軍少佐/署名/

2.

Doc 2228A (cont)

60

E 271 Doc^P 2228

機密

演習経過記録

第一委員会

一 八月八日（實暦）午前九時

第一委員会第一回打合せヲ開ク

議案

一 南方諸地域処理根本方針

ニ 委員会業務分擔

ニ 右打合せニ於テ決定セル結果左ノ如シ

一 南方諸地域理方針（將來處理）

イ、蘭印

ジャバ・スマトラヲ合シ獨立目トシ

爾餘ノ地域ヲ併合ス

ロ、馬來

一 應全部併合スルコト、シテ尙研究

ハ、フィリピン

全境ヲ包括シ獨立セシム

ニ、英印

現狀ヲ強化シ、ツ、抜カ国力ノ添

ヲ圖ル

裏面白紙

Doc 2228

61

ホ、タイ

獨立ヲ尊重シツツ我カ國威ノ滲透ヲ
圖ル

2、委員會業務擔任

イ、業務總括及統治基本計劃作成ハ官澤
研究生

ロ、蘭印統治要綱及蘭印經濟價值判斷ハ
石井研究生

ハ、馬來統治要綱及馬來經濟價值判斷ハ
成田研究生

ニ、フィリピン統治要綱及經濟價值判斷
ハ日笠研究生

三、右分擔ヲ決定シテヨリ四名ノ擔當員ハ出來
得ル限リノ資料ヲ蒐集ニ努メタルモ充分ニ
得ラレタルママニ極力研究ヲ續ケタリ、
爾後隨員タル他ノ委員繁忙ナルニ依リ之等
四名毎日協議シツツ研究ヲ進メ特ニ委員會
全體ノ行動會ヲ臨ク機會ナカリキ

四、大體ノ進捗ヲ得タル八月二十日（實曆）第
二回委員會ヲ開キ過去十日間ノ研究成果ニ
就キ大體ノ了解ヲ得、更ニ統監部ノ指導ヲ
受ケタル後、該案ヲ松田補助官ニ提出セリ

裏面白紙

機密
機密

演習経過記録

對議事務局

一 演習第四期ニ於テMニ於ケル國資金缺乏及
産業五ヶ年計劃ノ行儀ミノ狀況アリ、之ニ
對シM國トシテ執ルヘキ處置ニ關シ參考意
見ヲ總理大臣ニ書面具申シ、大藏省、日本
銀行、企鵝院關係官ト打合セテ速ケ應急對
處セリ、

二 演習第五期ニ於テMニ於ケルインフレ狀況
ト之ニ伴フ農民ノ動向思ハシカラサル狀況
アリ、之ニ對シテハ一方應急處置ヲ講スル
ト共ニ人心ノ動向ヲ轉換セシムヘキ根本的
政治工作ヲ必要トスルニヨリ大藏大臣宛參
考意見ヲ書面具申スルト共ニ總理大臣ニ報
告セリ

三 演習第九期ニ於テ我カ農村勞力ノ關係上滿
洲開拓民送出困難ノ狀況アリ、之ニ付テハ
拓務、農林兩大臣ト打合セ不動ノ國策遂行
ニ一決閣議ノ了解ヲ經テ其ノ方針ヲ全國ニ
徹底セシメタリ

Doc 2228

62

Dec 2228

63

四 演習第九期對 D 空氣緊迫セル狀況アリ、M 政府決心ノ資料トシテ總理及陸相ニ對シ最近ノ M 國內情勢ヲ連絡セリ

三 演習全體ヲ通シ對總務局ハ其ノ制度上ノ地位ト任務不徹底ナルモノアルヲ自ラ感シ經過ニ就テ見ルモ逐メテ消極的ナリキ、

機密
機密

昭和十六年八月二十三日提出

第一回總力戦机上演習經過概要

與亞院政務長官 成田乾一

一 演習第三期

N ハ A ヨリ在 A 資金凍結令ノ適用ヲ受ケ爲ニ對 A 貿易一時ニ遲延シタル結果ニ對シ C ニ於ケル N ノ爲替價值維持ニ速力ニ措置ヲ講セサル可クサルヲ考慮シ大藏當局ニ之カ對策ニ對シ意見ヲ陳セリ

二 演習第四期

O ノ吾治安肅正工作次第ニ進歩スルニ正比例シ C 2 例内部ニ在リテ官民共ニ緊張氣運

Doc 2228

64

達成スル傾向アリタルニ察ミ本長官ハ情報
 局總裁ニ對シ特ニ文書ヲ以テ
 ((イ) 對シ中央並ヒニ前線ニ對スル敵宣傳ノ
 強化方法

(ロ) 在支總軍ヲ中心トスル宣傳機關ノ統一、
 確立ニ關スル所見
 概要右ノ二點ニ關シ意見ヲ師陳シオケリ

三 演習第五期

前期ニ於ケル思想戰ハ如實ニ奏効シシ
 内部ノ人心ニ動搖ヲ與ヘタル等ニ鑑ミ支
 部事務ノ處理ヲ早速ニ進展セシメ得ル好
 機到來セリ、

依テ「陸軍省現地機關ノ整備強化案」ヲ提
 出シ、在支諸機關ノ指導統制機構ノ確立
 ヲナス緊急措置ヲ執ランカ爲與亞院會議
 關係ヲ妥議セリ

該案ヲ要約セル次ノ如シ

(イ) 南京ニ事務總局ヲオキ總局長官ハ陸支大
 使ヲシテ兼任セシムル事

(ロ) 軍方面ノ政務機構ヲ移管スル事

裏面白紙

Doc 2228

65

ハ(ハ)地方行政ノ指導ハ北支ノミトスル事

四 演習同期

十月十五日廟議ハ對E進出ヲナストノ臨戰態勢ニ入ル、而モ統帥部ハ南方進出ノ企圖秘匿スルノ必要上武力發準備ノ目標ヲ對C攻勢ニ指向スル如クセヨトノ要求ニ應シ、左ノ如キ措置ヲ執ル、即チ一面在C同胞ノ精神的結集ヲ圖リ一途遠流ノ態勢ヲ示シ、眞意ハ愛國的精神昂揚ヲナシ國民的團結ヲ強固ニシ以テ戰爭ニ移行セントスルモノナリ、

(イ)各連絡部長官會議開催

(ロ)現地ニ於ケル軍外與三機關ノ打合會開催

(ハ)諸國伴ノ訓練強化

(ニ)在C同胞ニ對シ興奮運動ヲ通シタル精神
動員

三 演習第六期以後

一面吾同胞ノ精神的結合戰時生活ノ低化ヲ堅持セシメツ、他面對C工作ハ一線力段方

裏面白紙

Doc 2228

66

「支那重要處理方針」ニ從ヒ一貫不変ナル
指導ヲ續行ス

第一回總力戰演習第三期以降
思想戰經過記事（但シ情報局關係ノミ）

第三期

封内録

一、言論指導機關與指導

イ、取締

ニ、交渉問題

外交ニ關スル批判

ロ、指導

新軸關係不変

對A（B）關係セズ

佛印進駐ノ意義

軍備ノ充實

ニ、具體措置

イ、言論指導幹部

ロ、主要思想團體幹部

ハ、文武官ノ言論一致

懇談會

裏面白紙

Doc 2228

67

對外 (主トシテ A)

- 一 海外情報網ノ拡充
- 二 情報局總裁代辦者設置
- 三 宣傳ノ徹底強化

第四期

對外

- 一 C 治安ノ宣傳
- 二 對 C 2 宣傳

(武力、外交經濟關係ト連絡)

三 敵性國宣傳

對外宣傳

與 對外電利用

四 外人記者團インタビュー

對内

一 Xノ對 B 和平攻撃ニ關スル指導

イ、總裁代辦者利用

ロ、報道取扱ヒニツキ留意

ハ、A・Bニ對スル攻撃

ニ 機密漏洩ニ對スル指導

三 總理大臣以下全關係ノ全圖遊說並ニラヂ

オ 放送實施

裏面白紙

Doc 2228

68

四 逓信大臣へノ要求
ラデオ、新聞通信設備確保ノ件

第五期

對内

一 言論取締

イ、米穀不足

ロ、阪神地方ニ於ケル鮮人問題

ハ、經濟不安

金融、株式其他

ニ、佛教界ノ動靜ト宗教指導

三 宣傳

イ、A・B軍對日壓迫ト戦争ノ責任

ロ、Eノ非協力批難

ハ、A・B・C2軍臺協定攻撃

ニ、A・D軍臺協定ノ攻撃暴動

四 措置

言論、報道、通信設備並ニ關係、政治家（代議士）其ノ他動員

對外

一 プレスカンペーン

イ、A・B・E・L（一部）ノN船抑

裏面白紙

Doc 2228

69

習政

ロ、太平洋平和ノ希求（前）

ハ、X關係ノ獨自断

ニ A・L 確固

相互利益ノ背反

ニ C 2 工作強化

四 對 E 謀略

ニ 對 E 進出後ノ對 X, T ノ連絡

六 對 I・アラビヤ方面宣傳工作

第五期追加

對内

一 思想戦線統一

イ、地方長官會議

ロ、言論戦線ト連絡

ハ、學校教育戦線トノ連絡

ニ、映畫、劇其ノ他文化方面連絡

ニ 陸軍部強調週間

ニ 食糧關係対策

イ、消費者対策

ロ、農村ノ立場解明

米ノ供出

ハ、巡回映畫、演劇

裏面白紙

70

Doc 2228

経済不安対策

係各省提携

イ、戦時金融治安ノ重大性

ロ、前大戦時ノ引例

〜
宣傳

三、公共ラウド、スピーカー及秘密情報員設置

イ、公共ラウド、スピーカー

主要都市

街頭、學校、工場等

ロ、秘密情報員

一、五〇〇名、豫算、七、五〇萬圓

内務省憲兵等連絡

裏面白紙

Doc 2228

71

第六期

對 外

(A) 一、Aノ對E宣戰問題

イ、情報局總裁談

新ナル事象ニ非ズ

ロ、國內輿論ノ即時參戰論放任

二、X、Yノスエズ、ジブラルタル攻奪宣傳

三、A、B、E、ノ對H包圍ニツキ論調ニ變化ナ

キラ期ス、企圖心秘匿

四、C、D攻奪宣傳

(B) 對E 謀略思ハシカラズノ報アリ

(C) 對E 上陸作戦ニ即應スピラパンフレット、第五列

對 内

一、代用食、肥料問題

農林省ノ施策ト併行

二、勞力問題

三、戰時經濟道德週聞實施

イ、政策ノ徹底

ロ、道德律、インフレ、換物、圓取引絶滅

四、防諜符號ヲ一段ト強化ス

第六期追加

對 外

一、對E 武力進出ニ即應

裏面白紙

72

Doc 2228

(イ)

、Eノ抗戰意識培養ニ努ム

ビラ、ラヂオ、工作員

ロ、E作戦ノ報導ト其ノ目的

國家ノ存立防衛

ハ、右作戦ノ、M、C、I、F、T、C、Eニ對スル宣

傳

ニ、Xトノ協議

對内

一、統帥部トノ連絡

二、E進出ニヨル民心昂揚ト緊張

三、對E出脚目的ノ解明

但シA、B等ヲ殊更刺戟セズ

(與ヘラレタル情況ニ依ル)

四、議會ニ關スル言論報導

第七期

對外

一、AノPニ於ケル中立水域ノ設定

總裁談

二、對B宣傳放送

東京、臺北、巴拉オ、西貢

三、Aノ在A、H人ノ壓迫ノ攻撃

四、在H、A人壓迫取締宣傳

五、國內輿勢強化ヲ高調ス

裏面白紙

73

Doc 2228

封内

一、輸送船隻沈没問題

民心ノ昂揚、緊張、ト輕率ノ戒メ

二、時局認識

三、外交問題ノ親善的討論ノ取締

四、輿論取締ト積極的發表

五、對A、B、兩戰ト宣傳

一、御詔勅ノ奉戴式ト御趣旨戰争目的の聲明ト總

理放送

二、A、B兩ノ國際責任、反正義ノ宣傳

三、東亞共榮圈內A、B權益ノ掃蕩ノ報導

四、北九州ノ空襲ト發表

五、享樂方面ニ對スル壓迫的措置

六、興亞奉公日ノ改正

第八期

封外

一、五諸國ノ外交官退去要求

二、A主力陸隊ノ誘致策

三、東京空襲、A側ノ損害報導

四、Tニ對スル謀略

封内

一、E、Q、S等日軍ノ戰果發表報導

二、東京市空襲

裏面白紙

Doc 2228

第八期

- 一、被害事實
 - ロ、被害ノ程度
 - ハ、言論指導
 - ニ、國民心ノ緊張昂揚
 - 三、A軍母體巡洋艦ノ損害
 - 四、農村ノ緊張昂揚
- 一、議會ノ質疑應答對外宣傳ノ利用
- 二、對内外宣傳

- イ、大東亞民族共榮
- ロ、東亞自治
- ハ、不干涉不侵略
- ニ、平等、自由ノ原則
- ホ、P Q Rノ將來ニ於ケル取扱方針
- 三、A艦隊誘致宣傳策

第九期

對内

- 一、作戦ノ願調ト民心動搖對策
御詔勅ノ御趣旨闡明
- 二、宣傳
 - イ、作戦ノ願調、戰果
 - ロ、占領地ノ建設
 - ハ、A艦隊ノ健在

74

裏面白紙

Doc 2228

75

第九期追加（J海段ト其以後）

對内

- 一、J海大海段ノ大捷ニツキ大祝賀會三日間
- 二、民心緊張策（宣傳）
- イ、Dノ中立條約無視、Aへノ軍事基地供與

- ロ、東亞繁榮力ニ一段ノ努力必要
- 三、朝鮮ニ落下傘降下
- 從前ノ方針ニヨル

對外

- 一、J大海段ノ連絡宣傳
- 二、Rノ動搖
- 三、Bノ和平暴擾

以上

三、對R優待

ニ、敵空襲、敵潜水艇ノ被害

四、B渡航希望者ノ激増對策

イ、資格制限

ロ、墜段ノ意義徹底

五、船員不足、下船者ノ對策

イ、募集宣傳

ロ、船員ニ對スル感謝

裏面白紙

Doc 2228

76

極秘機密

第 期 演 習 要 旨 其ノ	提出先	提出者	内務大臣
	報告又ハ 通知先	(演習官 職氏名)	吉岡 惠 一
時間	時刻	月 日 時 分	後
要因 (想定)	昭和十年	年 月 日	

昭和十六年度第一回總力戦況上演習記録

第三期 (八月)

(一) 國際關係ノ緊迫化ニ伴ヒ外國人目標ノ取締ヲ強化ス

Dノ諜略ニ對シ左翼分子ノ取締ヲ強化ス

朝鮮人及〇國人ノ取締ヲ強化ス

言論文書ノ取締ヲ強化シ防諜ノ徹底ヲ期ス

第四期 (九月)

(一) 國際情勢ニ關スル民心ノ動向ノ情報ヲ蒐集

スルト共ニ對A即時開戦若ハ對D即時開戦

ヲ主張シ又ハXノ對B和平攻勢ヲ誹謗スル

極端ナル言論文書ヲ取締ル

本邦人ニ付テモ外國ノ諜略ノ露骨ニ對スル

防衛上注意スベキ人物ノ名簿ヲ作製シ取締

ヲ爲ス

(二)

裏面白紙

Doc 2228

77

- 第五期（十月）
- (三) 中小商工業者ノ失業問題ノ激化ニ伴ヒ情報蒐集ヲ爲スト共ニ陳情等ノ取締ヲ爲シ且轉業ニ協力セシム
 - (四) 食糧ノ配給ニ協力セシム
 - (五) 金融界ヲ始メ一般ニ流言蜚語ノ取締ヲ嚴ニス
 - (六) 合法部面ノ左翼分子檢舉ノ風説ニ對スル萬全ノ措置ヲ講ジ且外國ノ宣傳、謀略ニモ留意ス
 - (七) 郵便物取締令施行ニ伴ヒ必要ナル措置ヲ講ズ
 - (一) 米ノ配給ニ關聯スル阪神地方ノ不穩情勢ニ對シテハ彈壓ヲ加フルト共ニ他ノ地方ニ對シテモ米騒動勃發ノ場合ノ警備計畫等ヲ尙テシム
 - (二) 銀行ノ取付ニ關シテハ記事ノ掲載禁止ヲ爲スト共ニ流言蜚語ノ取締ヲ爲シ且取付アリタル地方ノ動員ニ關シ注意方陸軍大臣ニ要望ス
 - (三) 貿易杜絶ニ伴フ國內關係ニ留意ス
 - (四) 右翼ノ取締ヲ強化ス
 - (五) 防空中央機構ヲ整備強化ス

裏面白紙

78

Doc 2228

- (六) 防空實施ニ必要ナル制限、禁止又ハ命令ニ關スル緊急勅令ノ制定ヲ要スル外防空法草案編ヲ爲ス
- (七) A B Bニ對スル我國ノ方針ヲ窺知シ得ベキ言論文藝ヲ取締ル
- 第六期 (十一月)
 - (一) 警察官ノ増員ヲ行ヒ且補助員ノ利用ヲ行フト共ニ警察行政ノ重點主義化ヲ圖リ警察官不足ノ対策ヲ講ズ
 - (二) 防空實施ニ必要ナル制限、禁止又ハ命令ニ關スル緊急勅令施行ニ必要ナル措置ヲ講ズ (B進攻ト同時ニ)
- 第七期 (十二月)
 - (一) 軍需産業ヲ主點トシタル農村區救事業ヲ實施ス
 - (二) 地方長官會議ニ於テ外務大臣其ノ他時局ニ關スル説明ヲ爲ス
 - (三) 時局ノ進展ニ應ジ享樂街ノ取締ヲ強化ス
 - (四) 對A B關係ノ國交緊張ニ伴ヒ言論文藝ノ取締ヲ強化スルト共ニ防諜ヲ嚴ニス
 - (五) 防空下令ト同時ニ退去禁止區域ノ指定ヲ爲ス外空襲ニ關スル注意書ヲ配布スル等ノ措置ヲ講ズ

裏面白紙

79

Doc 2228

裏面白紙

- (六) 九州地方ノ空襲ニ對シテハ關係地方長官ヲシテ其ノ善後措置ヲ諮ゼシムルト共ニ流言蜚語ノ取締ヲ爲ス
 - (七) 對ム開戦ニ伴ヒ言論文藝ノ取締ヲ強化シ敵性黨ノ宣傳謀略ニ對スル防衛措置ヲ講ズ
 - (八) 通常議會ニ治安警察法ノ改正ヲ提案ス
 - (九) 昭和十七年ニハ總選舉施行ノコトニ決ス
- 第八期 (昭和十七年一、二、三月)
- (一) 戒嚴令施行カレタルニ伴ヒ地方當局ヲシテ戒嚴司令官ト緊密ナル連絡ヲトラシムルト共ニ本省ニ於テモ關係當局ニ協力ス
 - (二) 帝都空襲ニ限シテハ警視總監ヲシテ戒嚴司令官ノ指揮ヲ受ケ遺憾ナキ措置ヲ講ゼシム
 - (三) 所管事務ノ地方委讓ヲ極力實施シ事務ノ簡捷ヲ圖ル
 - (四) 被空襲地域ヘ書記官又ハ事務官ノ一部ヲ派遣シ連絡指導ニ當ラシム
- 第九期 (昭和十七年四月乃至九月)
- 戒嚴令 下ナルニヨリ左ノ方針ノ下ニ自ラ實施シ又ハ關係當局ニ協力ス
- (一) 對D 國交關係ノ緊迫化ニ伴ヒ對D 開戦ヲ主張スル言論文藝ニシテ極端ナルモノヲ取締ル
 - (二) A B ハ勿論Dノ謀略諜報ニ對スル防衛措置ヲ講ズ

80

Doc 2228

(三) (四)

取時下ニ鑑ミ政府ノ施策殊ニ外交政策ヲ詳
 悉スルコト甚シキ言論文書ヲ取繕リ且選舉
 取締ノ公平ヲ期ス
 對シ海上取快養ニ關シ視察ノ爲一時取繕ヲ
 緩和ス

裏面白紙

裏面白紙

機密

報告又は 通知先	新設債に審査 其ノ	署名 (署名) 時分 (受取)	昭和十	年	月	日
	統帥部、武力部、外交院 陸軍部、海軍部、参謀部		月	日	午	時
		署名者 (職氏名)	日本銀行總裁 佐々木 直			

Doc 2228

昭和十六年第一回地方官制上級官制通記録
第三編 (昭和十六年八月)

- 一 産業資金關係調整トシテハ
外債債引替ノ行詰行際債ノ買取
同金融機關ノ貸出方針ノ指導
- 二 株式会社東京トシテハ
外日本銀行証券ニ依ル買取ハ
同証券増資、繰込債取ノ物關
外債債公定ノ準備
- 三 A、B兩國資金凍結令ニ因テ外債公定費
策トシテハ
外東亞共榮體ヲ中心トシテパーターナル
ル為替準備金定ヲ締結
外收支差額ノ決済ニ付テハ金ノ利用ヲ考慮
外東亞共榮體貿易通交トシテ「日」ヲ採用
外同系通貨債権維持策トシテハ
外準備金ノ備蓄

81

Doc 2228

何第三回商議出困難トナリタル物資ノ目、C 類者
何關稅新案ノ再檢討

第四期（昭和十六年九月）

公債消化促進及市債維持對策トシテハ

何金融政策ノ靈言ナル短資ノ長期化工作實施

何日興証券ヲ退スル國債市債購入

何金融政策ノ國債賣却抑留

何個人ノ國債賣却ノ證券業者ニ依ル消化

第五期（昭和十六年十月）

一 銀行取付對策トシテハ

何銀行取付各途ニ準備

何各銀行ニ對シ預金支拂資金ヲ充分供給ス

何預金支拂制限ノ延滞ナキ旨ノ發表

二 貿易業者金融政策對策トシテハ

業者ニ對スル貸出開放ノ抑留並ニ救済資金貸出後
助

第六期（昭和十六年十一月）

一 金融界動搖防止對策トシテハ

何金融政策對策ノ補充強化

何有價証券市價維持ノ爲ニ購入

何取付沈黙對策ノ再準備

二 第七十七臨時議會ニ對シ

日本銀行兌換懸垂及損失補償法ノ提出ヲ要望

82

裏面白紙

Doc 2228

第七期（昭和十六年十二月）

- 一 産業金融振興策トシテハ
- （1）未働資本及遊休設備救済ノ爲特別融通ヲ實施
- （2）資本ノ額ヨリ經營ノ合理化指導
- （3）スタンプ手形制度ノ採用
- ニ 年末決済資金需要策トシテハ
- （1）政府資金撤布ノ調整
- （2）日本銀行ノ資金放出
- （3）北九州空襲対策トシテハ
- （4）日本銀行門司福岡兩支店ノ緊急貸出及出張所設置

（5）市中銀行ノ貸出回収準備

第八期（昭和十七年一月乃至三月）

- 一 金融證券整備策トシテハ
- （1）金融統制組織ノ完成
- （2）日本銀行ノ組織改革ヲ實施
- ニ 第七十八通商議會ニ對シ左ノ法案ノ提出ヲ要望
- （1）金融口許法案
- （2）日本銀行條例中改正法律案
- （3）東京空襲対策トシテハ
- （4）信託失銀行事務代行者ノ決定
- （5）手形交換ノ部分的延期
- （6）金融界動搖防止ノ爲日本銀行ヨリ資金供給

83

裏面白紙

Dec 2228

84

金融時局整理ニ必要ナル措置ノ実施

第九期（昭和十七年一月乃至八月）

一金融時局整理策トシテハ

日本銀行が国庫ノ中核タルベキ職分ニ儘ミ同法ノ

有力且目途ナル実施ニ必要ナル諸施策ヲ実行ス

ニ臨時金融會社創設策トシテハ

日本銀行が例正ニ位ル資金供給能力ノ増大ヲ活

用シ産業資金調達ノ有力ナル通途ヲラシム

ニ通貨増産防止策トシテハ

物價低小強手、郵便貯金ノ利用等ニ依リ現金ヲ多

額ニ所有スルヲ防止ス

何各方面ヨリ放出セラル、救済的資金ノ利用ヲ行

フ

ハ米穀証券、大蔵省証券、短期国債等ノ發行ニ依

リ国債消化ヲ促進ス

ハ外米輸入代金決済滞留策トシテハ

外對F匯率トシテハ何分延滞ノ第一回決済ナルヲ

以テ其必要物資ヲヨリ輸出決済次年度ヨリハ

支拂條件緩和ヲ圖ル

何對F匯率トシテハ何日ガ金ヲ要求シ居ル状態ニ

儘ミ出稼得ル限リ金ニテ決済物資ニ依ル決済ヲ同進ス

尙金口院、第一委員會ニ隨時参加、参考意見ヲ述

ベタリ

裏面白紙

後密

昭和十六年第一回總力段軌上運送總覽

帝國政府鐵道大臣 芥川 治

Doc 2228

第三期演習處置

一 鐵道輸送對策 (十六年八月)

專運ノ擴大ニ伴ヒ軍事輸送ハ増加シ、船舶、貨物
自動車後馬ノ後用モ増加ス。従テ一線輸送ニ多大
ノ影響アルハ免レザルトコロナリ。依テ左ノ方策
ヲ樹立シ、軍事輸送生産擴充關係輸送及生活必需
品輸送ノ圓滑ヲ期ス

(一) 旅客輸送ノ質的及量的統制ヲ圖ル。

(二) 貨物輸送ニ付テハ海運ヨリノ尊嚴並ニ小運送能
力ノ減退ヲ考慮シテ輸送ノ統制ヲ圖ル

ニ 貨物自動車ノ輸送對策

後用ニヨル輸送力減退ニ對スル方策トシテ大都市
ニ於ル貨物自動車ノ統制ヲ圖ル

85

第四期演習處置 (十六年九月)

一 樺太北海道及九州ノ石炭輸送對策

(一) 樺太北海道及九州ノ石炭輸送對策ニ付テハ船舶ヨリノ尊嚴

Doc 2228

ヲ考慮シ港湾施設及陸上輸送力ヲ増強ス
ニ九州表ノ輸送對策ニ付テハ關門陸道ノ完成時ヲ
繰リ上ゲ機成續ヨリノ轉換ニ備フ

ニ鐵道現有能カ維持方策

一 施設ノ増強、人員ノ補充及能率ノ向上ヲ圖リ以
テ輸送力ノ増強ニ努ム

二 旅客及貨物ノ統制ヲ行ヒ輸送需要ノ調整ヲ爲ス
三 軍需及生活必需品ノ輸送ハ最後マデ確保ス、一
切輸送ノ抑削ヲ先ヅ實行シ己ムヲ得ザレバ生産
費充實ノ比較的不急ナルモノニ及ボスモノト
ス

ニ小運送對策

小運送能カノ逼迫ハ鐵道輸送力ヲ減殺スルノミナ
ラズ緊急輸送ノ移動ニ影響大ナルヲ以テ大都市ノ
貨物自動車ヲ國家管理ニ移ス

四 旅客輸送ノ統制ニ關シ協力方ヲ關係各機關ニ依頼
ス

第五期演習處置（十六年十月）

一 鐵道旅客輸送ニ付テハ關係各機關ノ協力ニヨリ國
民一統ノ時局認識モ深マリ旅客ハ減少ヲ來セリ
然レドモ今后ノ情勢尙樂觀ヲ許サバ、ルヲ慮リ利便
調整ヲ繼續ス

ニ鐵道貨物輸送ニ付テモ前期方策ヲ繼續ス

86

Doc 2228

ニ大都市貨物自動車ノ國家管理ハ手續ヲ移了シ運用ヲ開始ス

四 貨運空積時、非常災害ニ對シ豫メ措置スベキ事項
A、B、Bノ空積ヲ豫想シ京濱、阪神、北九州ニ
重積ヲ置キ防空積置ヲ講ズルト共ニ罹災民ノ救済
費ヲ荷立ス

第六期演習處置（十六年十一月）

一 B等運出ニ伴フ鐵道ニ於ケル内地業務維持方策
右演習ニヨリ相當費ノ人員及資材ノ不足ヲ察セル
ヲ以テ之ガ補充ノ爲メ女子ノ使用範圍ノ擴大、退
職者ノ再採用營業線ノ一部撤去、應接未開業線ノ
撤去ヲ行フ

ニ 鐵道營業法中改正ノ件

十一月下旬臨時議會ニ於テ可決サル
右ニヨリ臨時專製ニ際シ、鐵道ノ拒絶、任先發送、
荷積ノ内容監督ヲ行フコトヲ符ルニ至リタルヲ以
テ今後發送ノ統制ハ之ガ運用ニヨリ効果ヲ發揮ス
ベシ

87

第七期演習處置（十六年十二月）

一 B及C、鐵道ニ對スル後助措置
八月以來繁忙ナリシ爲メ及C、鐵道ハ損傷、消耗
甚シキニ因リ人員及資材ヲ青函政府ニ要求シ來レ

Doc 2228

リ、

青田鐵道ハ統帥部ノ要求ニヨリE(Ⅱ)等ニ既ニ
人員、資材ノ供出アリ此ガ爲鐵道方ハ相當程度運
送ス。然レドモE及C¹ノ人員、資材ノ不足ハB、
M、C¹相互間ノ必要物資ノ輸送ニ影響スルノミ
ナラズM、C¹自衛ノ軍需及生活必需品ノ輸送ニ
影響スル甚大ナルヲ以テ統帥部ノ今后ノ要求ト既
ミ合セ可及的援助ヲナスコトトス。

ニ關取時鐵道輸送對策

空襲時運送難點並ニ戰時下輸送力減退ニ備フル爲、
列車速度及列車密度ノ平均化ヲ行ヒテ併行ダイヤ
トシ又列車編成ノ單一化ヲ實施ス

ニ北九州空襲被害ニ對スル措置

被害箇所ノ復舊、運送難點及罹災民輸送ニ万全ヲ
期セリ

第八期演習處置(十七年一月)

帝都及其附近空襲被害ニ對スル措置

一 被害箇所ノ復舊ニ努ムルト共ニ通商ニ必要ナル都

市交通機關ノ復舊ヲ急務ニシム、

ニ罹災民救済、食糧輸送及木炭輸送ニ付テハトラツ

ク、倉庫ノ利用ヲ圖リ万全ヲ期ス

80

Doc 2228

89

第九期演習處置（十七年、四・五月）

一 人員資材ノ不足セル結果鐵道ノ運行不圓滑トナリ
タルヲ以テ既定方針ニ従ヒ一般鐵道ノ整頓整正ヲ
強化スルト共ニ従事員ヲ養勵シ車輛運用効率ノ向
上ニ努ム

ニ 地方鐵道軌道ノ統制ニ付テモ強度ノ監督權ヲ發動
シ車輛ノ共通運用ヲ爲スコトニヨリ緩和ヲ圖ル。

三 追加情況ニヨレバ燃料ノ配給不充分、勢力不足ノ
爲鐵道及自動車ハ運行ノ困難ヲ受ケ此ガ爲ニ時刻

大改正、運轉回數ノ減少等ヲ實施セルヲ以テ國民
生活ニ異常ナル影響ヲ與ヘツ、アリ

此ガ新策トシテ
一 大臣ノ新陳發表談、ラデオ放送

二 生活必需品ノ優先輸送

三 従事員ニ對スル精神の訓練ヲナシ眞ノ奉仕的精神
ヲ燃エシメ「果セテヤル」「達ツテヤル」ノ
概念ヲ徹底シ交通線口ニ邁進セシム

以上

裏面白紙

機密

第 期演習處置 其ノ	發出先	統監部 武力部 外交部 思想部 經濟部 審判部	發出 (意定)	昭和十年 月 日
	報告又ハ 通知先		時間 (實際)	月 日 午前 時 分
	發出者	長谷大臣 清井 正	(演習官) (職氏名)	

Doc 2228

昭和十六年第一回總力展覧会上
演習處置記録

第三期ニ對スル處置 (昭和十六年八月)

第一 臨戦食糧対策

一、米穀類

(一) 消費表正ノ強化

(イ) 酒造米等ノ五割減

(ロ) 通帳又ハ切符ノ全都市施行

(ハ) 一人當配給量二合三勺ヲ一合一勺ニ引下ケ、
弾力性ヲ增加ス

(二) 長家保有米ヨリ百万石ヲ供出増セシム

(三) 配給機帯及倉庫ノ整備

二、麥類

國家管理制度ヲ全面的ニ強化スルト共ニ食用以
外ノ用途ヲ制限ス

三、食料品ノ綜合切符制ノ準備ヲ開始ス

90

四 政府ニ於テ新ニ乾豆及濃粉ノ買上ヲ開始ス
 五 甘藷、烏鈴薯其ノ他ノ増産及非常時用食糧品ノ増産ヲ開始ス
 六 貯蔵

六大都市及門 各家庭一週分
 地方 配給額一月分 百十九万石
 政府ハ右地方ニ對シ三月分ヲ準備シ置ク

味糖、香油、油脂、煉粉乳、菓子食品、香饌品、
 冷凍品等ヲ各會社又ハ機關ヲシテ右地方ノ一月
 分以上ヲ常時貯藏セシム
 七 外米輸入確保ニ万全ヲ期ス
 八 需神動員ニ特ニ重注ヲ置ク

第二 食糧生産計畫充實策

一 主要食糧及代用食糧ノ生産ニ重注ヲ置キ、作付
 ノ強弱又ハ制限、耕作農作ノ獎勵ヲナシ肥料ハ
 自給肥料ニ重注ヲ置ク
 二 水害対策ノ緊急措置ヲ採ル
 三 内水漁業、沿岸漁業及鹽田ノ食料化ニ重注ヲ置
 ク

第三 勞務策

一 勞力
 厚生省ト連絡ノ上登録制ヲ實施シテ不急産業ヘ

裏面白紙

二
ノ輸出ヲ禁止シ其ノ他強度ノ計置化ヲ圖ルト共
ニ從前トリ來リタル政策ヲ強化ス
長根具及畜力モ共同利用ヲ強化スル等其ノ能率
ノ發揚ヲ圖ル

第四期ニ對スル處置（昭和十六年九月）

第一 朝鮮米ノ移入減ニ望ミ且國ノ内地、外地及
O₁ヲ避ジテ食糧政策ヲ一元化スルノ要アリ、之
ガ具體策爲立ノ爲適當ナル措置ヲトルベキコト
ヲ發見シ實施ヲ務
又且及O₁ニ對シ明年度ハ内地ヨリ米穀輸出ハ固
トナル旨ヲ警告ス

第二 勞務對策トシテ長民ノ輸出ニ付許可額ヲ準備
ス

第三 大都市ノ食糧買廻ハ京ハ米穀配給メ、製造中ノ
糧食ハ販賣ヲ止ム
府縣内ノ食糧品ブロックヲ排ス

第五期ニ對スル處置（昭和十六年十月）

第一 米穀買取高五、五〇〇万石トナリ兩年度ニ於
テハF Tヨリ千五百万石ノ米穀輸入ヲ省スコト
ヲ要ス

裏面白紙

Doc 2228

93

裏面白紙

右取説決定ヲ直ニ實施ス

第二 勞力ニ付テハ特ニ將來共同耕作ヲ考慮ス

又農家期ニ於ケル兵士ノ長施設ニ口シ巨算大

臣ニ依頼ス

新地ニ付テハ高原地雨後災禍ヲ爲ス

第三 食糧不足ノ不慮備テハ取付ヲ依頼スルモ、万

一ニ備ヘ若干ノ積蓄ヲ準備ス

第四 新地開墾ノ出發ハ之ヲ中止セシムルモ備蓄等

ノ發付ヲ禁ラズ

第六期ニ對スル處置（昭和十六年十一月）

第一 外米輸入ニ支障ヲ生ジツツアリ左ノ措置ヲ採
ル

一 綜合切符付ノ實施

代片食糧ト其ノ倍ノ食糧トヲ別々ニ綜合切符

付ラシキ、必要ニ依リシ米穀トノ三者ヲ綜合セ

ントス

二 外地米ヲ移入ス

三 陸年度ハ食糧以外ノ用途ヲ能力ニ限ス

尙テTノ増産、配給整理及施設改善ニ口シ外務大

臣ニ交渉方依頼ス

第二 M及北Oヨリ小麥ノ發付アルモ發付リ不可能
ナル旨回答ヲ爲スト共ニ將來ノ運送ヲ三者協テ

Doc 2228

94

第一 薪炭取スベキ旨申出デタリ

第三 薪炭取付トシテハ長尺薪炭取付ヲ取却シ自給

尾薪炭取ニ取向セシメントス

第四 臨時取付會同ヲ見

作付地及返還小作地ヲ共同耕作セシムル旨一共

向小作法」ヲ提議其ノ旨ヲ見カリ

第七 薪炭取付スル旨ハ昭和十六年十二月

第一 薪炭取付會同シ、PTヨリ薪炭取付不目指、PT

國內ノ薪炭取付状況不良、長尺薪炭取付等ヲ考ヘシ

近年以テノ薪炭取付等ヲ考ヘシ此ノ際一日一人當

日薪炭取付量ニ二勺減ジテ一合九勺ニ當ス要アル

ヲ以テ、薪炭取付大ナルニ任ミ此旨ニハカリ之ガ決

定ラ長カリ

第二 農村區救済トシテ薪炭取付力増進シテ薪炭

取付(現金ヲ取付セシム)ヲ宜シク又金取付取

付ス(十二月上旬)

第八 薪炭取付スル旨(昭和十七年一月)

第一 外米ノ取入ニ依リ薪炭取付復舊程度自給ニ付シ

薪炭取付大臣ニ付シ其ノ旨ヲ見

第二 薪炭取付ニ依リテハ薪炭取付會同及薪炭取付會

同ヲ活用ナラシム

裏面白紙

Doc 2228

第三 政府委員

食料に於てノ統制ハ其ノ良法ニ依ルコトトシ法ヲ
ハ定ムルセズ

第四 陸軍省

糧食を製ニ保シテハ食糧及木炭ノ消費ニ万全ヲ
期シタリ

(昭和十七年三月)

於米に入レシ米若干駄流ノ米額ヲ異ナルヲ以テ
四月以後月三十万石端ノ米額方ニ於テ
シ其ノ意旨ヲ記タリ

第九 陸軍省

(昭和十七年四月、五月)

第一 食糧ニ付テハ一人當日給食一合九勺ハ之ヲ
得シ給食及代用食糧ノ量目ニ努ム

第二 海軍省民部省ハ食糧ヲ輸送スル方途ナリ得シ
米價上少スベシ

第三 陸軍省ハ共同新法ノ實施ニ依ルト共ニ陸軍省
糧ヲ運送ス

(昭和十七年七月)

第一 米作ハ平年行ラザルモラレタルヲ以テ之ニ基
キ昭和十八年度ノ米額ヲ推定シ陸軍省百三十万

95

裏面白紙

96

Doc 2228

第二
ノ
本
ノ
付
テ
ハ
支
給
品
未
取
ノ
誤
給
ニ
付
テ
モ
万
全
ニ
現
在
ス

裏面白紙

97

Doc 2228

報告

第	通商省 其ノ		
期	通商省、外務省、 財政部、農商部、 陸軍部、海軍部、 文部省、内務省、 司法省、文書省、 勸業司、鑛務司、 官制司、官制所、 官制課、官制課長、 官制課員、官制課員		
期	期 (表)	時 (分)	日 (元)
先	八月二十三日午後 八時	八時	昭和十六年 月 日
先	森	松	夫

昭和十六年第一回通商省上級官制報告書記録

第一期及第二期官制

第三期 官制A B D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

官制を以て左ノ方策ヲ取レ
 (一) 官制ハ官制ノ減少ニ對スル増シ補完策

(1) 官制増加ニ付テハ官制、官制、官制ノ方策

官制ノ増加ニ付テハ官制、官制、官制ノ方策

(2) 官制増加ニ付テハ官制、官制、官制ノ方策

モノトス

裏面白紙

裏面白紙

(3) A B 等ノ混同懸念ニ備ヘテ豫メ長途電話ノ費
總上ヲ入ノ爲此等ノ地方へ臨時設備ヲ行フ

(二) 陸軍用電話

(1) 陸軍用電話ハ陸軍ニ特ル見込
内陸線路、陸軍用電話ハ可及的ニ整備就緒ニ用
ヒテ陸軍用電話ニテ發送マシム
(2) 軍用電話ニ取ルベク内陸線路、陸軍用電話ヲ當
ツルコトヲ希望セリ

(三) 通信ノ設備

(1) 郵便及電話ニ對シテハ強固の設備ヲ整ゼザレ
ドモ電報ハ命令ニ盡キ制限ス
(2) 従軍員ノ不足ニ對シテハ主トシテ右後者ノ補
給ヲ圖ル爲、新設線路整備ノ強化ト共ニ従軍
員全隊ニ電報設備ヲ整備セシムルコト、セリ

(四) 通信設備方針

特ニ外道及 M O T ノ重要ナル任務ニ留意シ
(1) 郵便ニ付テハ緊急命令迅速取給令(九月二十
日公布)ヲ制定シテ開演線路ヲ行ヒ場合ニ依
リテハ之ガ改善ヲ行フコト、シ
(2) 電報電話ニ付テハ線路ノ容量ヲ強化シテ取給
ノ設備ヲ納ムルコト、セリ

第四期 X A 陸軍用電話シ、B ヲ選ル國際標準亦新ク

Doc 2228

99

裏面白紙

備カントスル色アリ諸般設備モ引續キ行ハレ、物
種確定ノ結果民衆恐慌モ極度ノ凶暴ニ至ラセリ、
本邦ニ接リタル諸般先ノ如シ

(一) 民間救済費

(1) 定期航空ハ大陸トノ連絡ニ當ルモノ及南方航
空諸ノ外之ヲ休止ス

(2) 乗員養成ハ海軍海軍官校ニシテモ尙万難ヲ辨
シテ決定通り行フモノトス

(二) 電話新需要ニ對スル措置

軍需及國防機關方面ヨリノ申込増加シタレド
モ原本約解決ハ後日ニ譲リ茲當リ緊急度最モ高
キ申込ノ取扱ヲ行フ

(三) 郵便取寄令ノ施行ニ關スル措置

警察、憲兵ト密接ナル連絡ヲ保持シ、主要局ニ
檢閲要員ヲ配置シテ檢閲ニ當ラシムルコト、シ、
線路ニ利用セラレるヤ若干ノ郵便物ノ禁止制限
ヲ行ヘリ

(四) 海運統制強化策ニ重要物資ノ重陸的輸送ノ強
化策

海運統制強化ノ爲給糧院ヲ設ケテ全給糧ヲ統制
シ軍需主要物資方針ニ基キ原則トシテ船隻所有
者ヲシテ之ヲ代理運送セシムルノ方針ヲ立テタ

五 (相違決定)

(五) 海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ
際、海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ
際、海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ

際、海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ
際、海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ
際、海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ

第五期

第五期 エ A 交際款に入リ、A 等ハ B 等と稱シ
シ、B 等モ B トノ交渉ヲ進メザル等款等稱シ
告グ、B 等モ B トノ交渉ヲ進メザル等款等稱シ
十五日ノ前ハ對 B 等力進出ヲ決セリ、通信ノ利
用ハ漸次少ク示セルモ A 等ハ B 等と稱シ
烈ナリ、諸領ハ A B 等互ニ記給不トナルト
共ニ多額ノ費用ヲ受ケタリ、本期ノ營業定ノ如シ
(一) 通信ノ盛衰等ニ對シ報メ書スベキ事項

(1) 重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ
際、海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ
際、海外重要郵便物の確保に必要の資金の停止トノ

(2) 復讐ノ爲ノ人員費用ノ比較及代位局ノ選定
(3) 遠東回線ノ完成及無線通信設備ニ對スル準備
(4) 空襲時ニ於ケル電話及放送ノ中止

(二)

(1) 國內不接施設ノ進見
(2) 電信官ノ充實
(3) A 電信電話特ニ電報設備ノ取捨強化

裏面白紙

裏面白紙

(4) 警察トノ連絡ニ依リ、入別取締ノ強化（リス
ト）、取等物ヲモバ外人及外國通信ヲ更ニ制
限スルコト

(5) M、C、特ニ上海ヨリノ對A通信ノ取寄強化

(三) 遠洋船舶配船ノ再檢討ト引揚船領ノ利用方法

(1) 在A、B、R、L船舶ハ可及的ニ中立水域ニ出テ遊
流セシメ今後ノ配船ハ中止ス

(2) 引揚貨物船ハF、T、中北C、九州、北海道
方面ニ使用ス

(四) N及C在港A、B船舶ニ對スル報復ハ之ヲ行ハズ
(E進出後迄)

第六期 情勢ハ更ニ急迫ヲ告ゲ對B行動モ義ノ崩壊
ヲ豫上ゲテ十一月十五日迄ニ雙方ヲ行役スルニ至
リ、A、B亦對B經濟斷交ヲ行フニ至レリ、船舶ハ
更ニ設備ノ増加ニ依リテ運上大ナル支障ヲ來シ
通信モ對B進出ノ爲人員器材ニ不足ヲ生ジタリ、
此ノ狀況ニ於テ取りタル措置左ノ如シ

(一) B等進出ニ伴フ内地通信業務維持方策

(1) 電報ノ取扱制限、郵便業務送還回数ノ減少

(2) 從事業務成辦以下有技術ノ電報ヘノ集中

(3) 緊要度少キ電信局ノ閉鎖

(二) 軍用船舶ノ固定化回遊策

南方作戦ニ依ル能率低下、軍費用増加ノ爲切
 費増大可能者ハ月四八〇万屯ニ減ジ相當ノ補償
 ヲ在ズルニ至レリ、仍テ陸海軍ト協同ノ結果軍
 費用増ノ復元ヲ利用シ年同約五〇〇万屯ノ増送
 ヲ行フコト、セリ
 尙重油ノ配給ヲ増加シテ被服船ノ利用ヲ増リ年
 同約七〇〇万屯ノ増送ヲ行フモノトス
 (三) 造船促進方針
 資材努力資金ノ確保ニ努ムルト共ニ船價ヲ第二
 差トシ建造日数ノ短縮ヲ主眼トスル簡易ナル條
 準型ノ船型ヲ決定シテ可及的大量ノ建造ニ努ム
 ルモノトス

(四) 十一月二十日臨時議會開催セラレ、ニ付議ニ決
 定シタル船船國家管理要綱ヲ具体化シ、管理法
 及之ガ運用ニ必要ナル特別會計法案ヲ提出可決
 ヲ得タリ、(尙同特別會計法案中ニ船員危険手
 當及船體保險ニ必要ナル経費ヲ計上セリ)

第七期 對日進出ハ順調ニ進歩スルモAノ對日進出
 激化シ遂ニB國廟議ハ對A以テ決定シ十二月二十
 日A領ニ急襲上陸ス、海上輸送力不足ハ各方面ニ
 影響ス、殊ニ南方作戦ノ爲南方航路ハ大部分中絶
 シタルノミナラズ膠沈セラレルモノ相當致ニ上ル

裏面白紙

又 A B トノ關係上對外通信再檢討ノ要ヲ生ズ、其
ノ他電力不足、台灣九州方面ノ空襲等對策ヲ要ス
ルモノ多シ

(一) 電力需給對策

石炭運送ノ円滑化、他ヨリノ緊急發電機ヲ圖ル外、
電力調達令ニヨリテ軍用又ハ時局上最緊要事業
用ヲ除クノ外原則トシテ一五%ノ制限ヲ行フ

(二)

通信途徑ニ依リ停止トナル設備ノ利用方法及通
信強化ノ相手方國際關係上停止トナルベキ A B
向等ノ通信機ヲ利用シテ情報宣傳ノ爲メ X、Y、
T、S、イス、ブラジル等トノ通信ヲ強化ス

(三)

對 B 放送ノ具体化
運送ニ付テハ東京、バラオヲ中心トシテ對南方
放送ヲ強化シ、中波ニ付テハ小笠原等及所要人
員ヲ派遣シテ宣傳ニ協力ス

(四)

危險區域航行船及乗組員ニ對スル保護方針
(1) 南支那海ニ於テハコンボイ實施
(2) 船舶戰時保護制度ノ確立
(3) 船員ニ對シテハ救命具等ノ設備ヲ完全ニスル
ト共ニ危險手當ヲ支給ス

(五)

十二月下旬ニ於ケル北九州及空襲被害ニ對シテ
ハ既定方針ニ依リ重要施設ヨリ急速復舊ニ努メ
タリ

104

Doc 2228

(六) 本邦ノ通信ハ南方ハ月約三三〇万也ニシテ甚シク不足セリ、南方交通は是ニヨリ引揚ゲタル船積ハ支北及沿岸方面ノ通信無要ニ登テタリ

第八期 一月中旬迄S政略開始セラレ、東京ハ空襲ヲ蒙リ通信電話局及送電線ニモ相當ノ被害アリ、南方交通ハ依然往還困難ニシテ喪失甚多モ相當復修ナレリ、サレド二月ニ入り作戦進行ニ伴ヒ船積ノ送附解除モ行ハルルニ至リ、又南方交通線モ漸次開通ニ向フニ至レリ

(一) 帝都空襲対策(通信)

(1) 中央電信局中央電話局ハ必損セズシテ位ヨリノ復修ヲ得テ復舊ニ努ム

(2) 東海通信局前線ノ復修ニ努シテハ北方經由線トノ連絡ニヨリテ重要回線ノ維持ニ努ム

(3) 復修ハ必要ナル取扱い行フ

(二) 送電線空襲復修対策

(1) 電力ハ工場ノ稼働状況、産業ノ緊急度等ニ從ヒ復修ヲ圖ル

(2) 復修ハ一線ニ可及的迅速ニ復修ニ努ム

(三) 通信聯合ニ對出可決ヲ得タル法案

(1) 郵便法改正法案 臨時必要アルトキハ通信ヲ限り郵便物ノ取扱中止ヲ行フコトヲ得ル

裏面白紙

105

Doc 2228

裏面白紙

コトトセリ

(2) 電信法守改正案等 現時必用アルトモハ電
該加入者ヲシテ強請は退セシムルコトヲ得ル
コトトセリ

(四) 船員船方

十二月下旬以來ノ船員不足、南方交通社船ニヨ
リ甚シキ困難ニ遭遇セルガ、今期ノ電信料額ニ
ヨリテ月四〇〇乃至四五〇万圓ニ費費力恢復シ
タリ、但シPTヨリノ往來ハ未ダ半分ニ過ギズ

第九類

R P Q 方面ノ作戦は完了シ、次デNA主
力進攻ノ嚮矢アリ、南方諸島モ開通シツツアルモ、
Rヲ基地トセルAは水陸交通線ノ活動ニ依リ喪失
恐るる次第増加ス、一方海軍復旧活動ノ一部ハ解除
セラレタリ、海軍復旧活動ト共ニ船員不足等ノ不
足ヲ察シ、又通信手段ニ不同滑増大シ、「オール
ウエーブ」受信機ニヨル各島ニ波紋探聴取者多キ
ヲ以テ左ノ措置ヲ取レリ

(一) 通信不同滑打關係

- (1) 第三道、第四道及小包郵便場並ニ電信ノ開張
- (2) 電話ノ強固減去ト電話使用程度ノ制限
- (3) 電信有線者變成ノ強化ト無線簡便化等ニヨル
未既應者使用面ノ擴大

- (二) 内外人ノ外國征伐ニ對スル等程
 - (1) 一オールウエーブー受備機不法所并ノ厚兵並
- (2) 外國征伐ニ對シテテマレ征伐ハ内務省外務省ノ取辦ニ依ル
- (三) 軍部ト連絡シテ發給信ヲ以テ物資ヲ内地へ送ルト共ニ往流ニ於テハ發給信以外モ努メテ軍部ニ送ニ力スルコトトス
- (四) 海軍志望者減少、下給増加對策
 - (1) 海軍志望者減少、下給増加對策
 - (2) 發給
 - (3) 下給志望者ニ對シテハ官費者ヲシテ極力減意セシム
 - (4) 急務手當ノ給與ハ行ハズ

裏面白紙

Doc 2228

107

綴
符

青田演習録通編要(司法省所管)

司法大臣 三浦 乾太郎

一、演習第四期(昭和十六年九月)

日交渉諸法事等ニ關シ昭和十六年九月二十五日東京裁判所地方裁判所檢察正ヨリ懇談會出席者等ニ對シ公訴ヲ提起シタル旨ノ報告ヲ受ケ

(昭和十六年九月八日九日司法大臣訓令

参照)

二、演習第六期(同年十一月)

經濟犯罪違反ノ積出ニ付ミ司法當局ノ處置トシテ考へ得ルモノハ人員ノ補充困難ナル現狀ニ於テハ(一)實証法ノ改正(二)手續法ノ改正(三)現行法ノ運用ノ合理化ヲ圖ルヨリ外ナキモノトシ左ノ處置ヲ深レリ
(一)實証法ノ改正トシテハ臨時議會ニ「國民生活保持ニ關スル法律案」ヲ提出シ得タルヲ得タリ。此ノ法律ハ重要物質ニ生活必需品ノ確保ト其ノ配給ノ公平ヲ期スル爲メ、自然犯罪犯罪構成要件ヲ設ケ大罰ヲ科ヘテ取締ノ徹底ト取締ノ迅速簡易化ヲ圖ルモノナリ

裏面白紙

Doc 2228

108

三、演習第七期（同年十二月）

(二) 手続法ノ改正トシテハ「戦時兵急狀懸下ニ於ケル特別刑罰手續ニ關スル法律案」ヲ同議會ニ提出シ勅令ヲ得タリ。此ノ法律ハ大體自衛保安法ノ手續規定ニ準據シ、二審制度トシ刑罰ニ起訴前ノ強制權ヲ認ムルモノナリ

(三) 裁判起用ニ付テハ各控訴院檢察長ノ權限ニヨル檢察ノ事務集忙ナル地方ノ事務取扱ノ命令、檢察ヘノ拘禁ノ警官懲罰、司法官候補中地中級ヲ檢察ニ任官セシムルコト等ノ便宜ヲ執ル

此種議會ニ提出シ勅令ヲ得タルモノノ左ノ如シ、

(一) 「戦時特別犯罪處罰ニ關スル法律」
 此ノ法律ハ戦時又ハ暴動ニ係リ(I) 避難ノ爲立退キタル在居ニ於ケル竊盜、(2) 自衛軍ノ防衛ノ實施又ハ火管筒等ノ聯合ニ行ハル、刑法所定ノ各該犯罪、暴刀行爲、常習竊盜(3) 防盜ノ必要上設備セラレタル施設其ノ他ノ物等ノ損壞等ニ付特ニ重刑ヲ以テ罰マントスルモノナリ

(二) 「戦時兵急狀懸下ニ於ケル特別民事手續ニ

裏面白紙

裏面白紙

「民事訴訟法」

臨時訴訟法下ニ於テ有フ民事裁判手續ハ
原則トシテ此ノ法律ニ依ラシムルモノニシ
テ、非訟事件手續法ニ準ジテ裁判ノ簡易化
ヲ圖ルト共ニ、裁判所ニ全權債務調停法第
七條ノ如キ強制調停ニヨル設置裁判ノ權限
ヲ與フルモノナリ、而シテ人員減少ノ調整
トシテ區域裁判所ノ管轄權ヲ擴張シ、上訴ヲ
簡便シ空費交通制限等ニ對スル調整トシテ
司法大臣ノ命令ニヨリ臨時裁判所ニ執務場所
ヲ設置シ得ベク、尙書官ノ送達等ニ付特別
簡易ナル方法ニヨルヲ得ルモノトセリ

(三)

「臨時訴訟法」下ニ於ケル特別調停手續ニ
關スル法律中改正ノ旨
人員減少調整、空費、交通制限等ノ調整ト
シテ民事手續ト同様ノ點ニ付改正ヲ爲シタ
ルモノナリ

四、後習第八期（昭和十七年一月乃至三月）

(一)

昭和十七年一月ノ東京地裁ノ結果東京地裁判
所下谷出張所遺失シ登記簿ノ一部亦遺失シタ
ルヲ以テ
司法省令ニヨリ同出張所ノ事務ハ本廳ニ於テ
之ヲ取扱フコトトシ（裁判所構成法第十七條

110

Doc 2228

- (二) ノニ参照)
- 司法省告示ニヨリ同出張所ノ取扱フベキ登記
- 事務ヲ一時停止シ(不動産登記法第十條参照)
- (三) 同ジク告示ニヨリ一定期間ヲ設ケテ同復登記
- ノ申請ヲ許シタリ(不動産登記法第二十三條
- 参照)

以上

裏面白紙

Doc 2228

111

第 期演習監督 其ノ	提出 (意定)	昭和十年 月 日
提出先	提出者	時 (會層)
教育文へ	(氏名)	八月 日 午 時 分
通知先	文 部 大 臣	

第一回總机演習ニ於テ文部省ノ採リタル措置
 第三期 (昭和十六年八月月中旬下旬)

大政翼賛會トシテ各省ノ民衆指導員ヲ行フ特
 ニ學校教化團體等ノ全國民衆指導員ヲ充テ國民
 指導ノ基礎ヲ固メシテ國民指導員ノ指導ヲ國民
 指導ヲ獎勵シ旅行制度ノ總旨ヲ徹底セシメ戰時
 新生活運動ヲ起シ、學生生徒ノ勤勞奉仕ヲ行フ
 (詳細ハ大政翼賛會ノ報告ニ依ル)

第四期 (昭和十六年九月中旬下旬)

- (一) 學校指導員ノ活動強化
 身力不足事項トシテ今回新成セラレタル學校
 指導員ノ活動ヲ強化シ食糧貯蓄及生産増進ニ
 資セシム
- (二) 精神指導員強化措置トシテノ思想指導員ノ確立
 思想指導員制度ノ強化確立ノ爲國民思想ノ發達
 的指導ノ基礎ヲ整備ス
- (三) 教育者ノ士氣振興方策
- (イ) 全日本教育者指導員大會ノ大同團結ヲ行ヒ總機ト

裏面白紙

112

Doc 2228

第五期

(昭和十六年十月中下旬)

(一) 國民精神復興ノ爲ムルベキ方策
 從來強リ來レル國權ノ方策ヲ強化スル外特ニ
 支障ナキ限リ皆國內外ノ現狀及建路ヲ國民ニ
 周知セシメ國民ノ自覺自勵ヲ促ス

(二) 國民士氣昂揚方策
 更ニ情況ニ依リ時局ノ緊迫ヲ告グルニ至レル
 第一級ト國民ノ士氣ヲ昂揚スルノ急務ナルヲ
 以テ其ノ根本方策ヲ策定シテ直ニ實施ス

(イ) 精神動員ノ具體的目標ヲ一徳一心總力發揚
 ニ重クコト

(ロ) 大臣以下官署者ノ率先垂範ト建政ノ道義性
 ヲ先決トスルコト

(ハ) 日本教育ノ確立ト國民生活ノ日本の再建ニ
 切心同旨ニ直ル實實團結ナル以テ國民生活
 ノ確立

(三) 各級各派ノ内訌並ニ國民ノ内訌生活ノ指導ヲ
 兼

裏面白紙

Doc 2228

113

第六期

(一)

- (イ) 校舎ノ再修葺、監督ノ強化、日本傳教ノ發
達等ニ依リテ内訖等ノ根柢ヲ絶ツ
- (ロ) 宗教委員會ノ設置、國民精神文化研究所ノ
設置ニ依ル日本宗教ノ研究等ニ依リ國民ノ
内面生活ノ刷新ヲ期ス

(昭和十六年十一月月中旬下旬)

技師不足等

(イ)

- (イ) 建築技師トシテ昭和十七年三月卒業スベキ
理工方面ノ學校卒業者中專門學校以下ノ
卒業期ヲマ二月ニ繰上グ
- (ロ) 建築計畫トシテ既定計畫ノ外、工業學校ノ
第二本科及専修科ノ編額擴張、農業學校本
科及第二本科ノ増設、高工及高農ノ増設、
高夜理科ノ増設

第七期 (昭和十六年十二月中下旬)

(一)

- (イ) 國民學校教員不足等
- (ロ) 課外施設トシテ明年三月卒業決定ノ簡範學
校新卒ヲ十二月ニ繰上卒業セシメルコト、
進級者ヲ再採用スルコト、助教ノ三月月、
六月月ノ講習ヲナスコト
- (ハ) 恒久施設トシテ簡範學校ノ學級増加、教員
履任施設ノ發達、教育報國精神ノ昂揚ニ依
ル傳教防止、女子夜卒業者ヲ國民學校教員

裏面白紙

Doc 2228

114

第八編（昭和十七年一月一三月）

(一) 學校法人法案ノ發出

總務院の教育体制ヲ整理スル爲私立學校ノ根
本刷新ヲ行フ要アリ而シテ之ガ一方法トシ
テ財政方面ヨリノ監督指導ヲ徹底セシメント
ス

(二) 東京空襲ニ對スル措置

既定制ニ添テテ救護司令部ノ指揮ヲ受ケ東
京府知事ヲシテ指揮セシメ本省ハ陣頭指揮ス
イ) 被害地附近國民學校ヲ罹災者ノ收容ニ充テ
シム
ロ) 避難兒童生徒ヲ地方又ハ東京ノ學校ニ轉學
セシム

ハ) 學校職員ハシテ臨時整理等ニ當ラシム

ニ) 全市學校ヲ凡ソ十日間休業セシム

第九編（昭和十七年四月一八月）

裏面白紙

(一)

學生生徒ノ徵集延期撤廢ニ關スル研究結果
時局ノ進展ニ伴ヒ本問題ノ考慮セラルベキ場
合ヲ諒想シ教育ノ見地ヨリ研究セル結果次ノ
如シ

(イ)

本件ノ實施ハ教育上ノ混亂ト無駄トヲ惹起
スルコト極メテ大ナルユレミ有ハ兵員補充
上眞ニ止ムナキ事態ニ至リテ始メテ發動セ
ラルベキモノト信ズ

(ロ)

發動ニ伴フ實際上ノ措置
I 徵集施行方法

2 適用範圍

3 特殊技能者

4 歸還者ノ取扱

5 教職員ノ處置

(二)

國民學校教員不足由來方針追加ノ旨
兵員ヲ更ニ七〇万動員セラル、場合ニハ國民
學校教員ノ願召者五二五〇人ニ選スル見込ナ
ルヲ以テ先ニ行ヒタル國民徵集能力申告令ノ
改正ニ依リ登錄セラレタル中等學校卒業者（
主トシテ女子）ノ中ヨリ適任者ニ付徵用シテ
助教ニ充テントス

裏面白紙

機密

昭和十六年八月

昭和十六年度第一回遠力艦机上演習
青田海軍演習経過記録

海軍大臣
海軍少佐 志村 正

Doc 2228

第三期演習（自八月六日至八月三十一日）

一 既定方針ニ基キ海軍々備並ニ戦備ヲ充實ス

二 八月三十一日迄ニ准士官以上三、〇〇〇名下士官兵五〇、〇〇〇名召集シ船舶一〇萬噸ヲ整備ス

三 八月六日ノ開演ニ於テ情況許ス限りA B B等ヨリ不足物資ノ獲得ニ關シ要望ス

第四期演習（自九一日至九月三十日）

一 軍備設備ノ充實續行

二 海外派遣船舶ニ對スル處置ニ關シ通信省ニ左記ヲ通告ス

116

Doc 2228

117

裏面白紙

(一) 南北 A 回岸向船類ハ東經一八〇度以東ヨリ通
 信當時迄ヲ行ヒ情勢急變ノ際ハ蒸力逃避ニ
 務メ南太平洋航路ヲ採ルモノトシ常時船類ヲ
 離離ナラシムルコト但シ A B E 船類ニ急手捕セ
 ラレタル場合ハ自沈ノ慮置ラ探ルヲ要ス

(二) 南方 E F T 方面向船類ハ避泊地ヲ南洋群島若ハ
 F 南 C 我占據地迄トスルガ石ニ逃ズ

第五期演習（前記不可避期 自十月一日
 至十月三十一日）

一軍 備戰備ノ充實續行

ニ A ハ在 A 港灣 B 船押留ヲ行ヒ、且 B E 及 L 諸國
 モ逐次之ニ協力セルヲ以テ船類ノ遊小艇ヲ停
 止スルト共ニ第五期通信省ニ對スル申入レノ實
 行ヲ通告ス

ニ對 E 進出ノ願議決定ニ基キ十月十五日准士官以
 上三、〇〇〇名下士官兵五〇、〇〇〇名召集ス
 ルト同時ニ船類五〇隻噸ヲ徵備ス

Doc 2228

第六期演習（對E進出篇）

自十一月一日
至十一月三十日

一 軍糧設備ノ充實續行

三十一月中旬ノ結算ニ於テ統帥部委員トシテ左記
ヲ要望ス

（一）現情勢ハ未ダ對A B 戰絶對不可避トハ察シ
居ラズ

（二）十月十五日閣議決定及十一月五日ノ御裁可專攻
項ハ極力之ガ實現ニ努ムルコト

三十一月十五日對A 作戰準備トシテ船舶十萬噸油
積込二十萬噸ヲ要望ス

第七期演習（對A B 兩敵期 自十二月一日
至十二月三十一日）

一 軍糧設備ノ充實續行

三十二月十五日對A 作戰ノ為船舶十萬噸油積込十
萬噸ヲ要望ス

三十二月二十日防空處置ノ為積込賀津兵隊ヨリ兵
力二ヶ小隊派遣ス（海軍省其ノ他詳學校ニ居住）

118

裏面白紙

Doc 2228

119

第八期演習（對A B E戰等期 自昭和十七年一月一日 至同 三月三十一日）

一 軍備設備ノ充實續行演習艦船ノ修理

二 一月二十五日 A 空母ノ帝都空襲ニ付リ海軍省ニ
疑彈ニ落下シ建物ノ一部破壊セルヲ以テ派遣兵
カヲ以テ追撃ニ起置ス

三 二月一日中立各諸國ニ對シ青島危險水域設定ヲ
通告ス

四 シヨ 巨港船通航ニ際シテハ通告アラバ之ヲ嚮
導ス

四 敵國通商破壊ヲ要望スル海域ニ對シ協議決定ノノ
上統帥部ニ通告ス

第九期演習（對A B E戰等期 自四月一日 至八月三十一日）

一 軍備設備ノ充實續行演習艦船ノ修理

二 五月一日ヨ 結核ノ青島危險水域各水路ノ通航ヲ
禁止ス

三 七月十五日艦船二五萬噸噸油壹拾五萬噸ノ徵管
ヲ解除ス

Doc 2228

120

機密

第一回總汎演ニ於テ警視總監ノ採リタル措置

警視總監 福田 潤

昭和十六年九月十日

第一回總汎演ニ於テ警視總監ニ照會シタル處、
N A 交渉ノ内容ニ關シテハ國家機密トシテ指示
シアル旨ノ回答アリタルヲ以テ、國防保安法第
六條ニ照當スルモノトシテ直ニ犯人ヲ檢舉セリ
尙本事件ニ關シ、將來國家機密ノ保持ニ關シテハ
ハ一段ノ留意ヲ拂フ様、情報局機密及内閣ニ對
シテ見具申ヲナセリ。

第八期（昭和十七年一月二十六日）

昭和十七年一月二十五日早朝 A 軍飛行機ノ音響
空襲ニ對シ、左ノ如キ措置ヲ講ゼリ。

第一、警備措置

一、警備隊ニ東京府防空本部ヲ設置ス

二、警備力ノ要隘集中及警備機動力ノ保持

三、地方ヨリ警備隊ヲ受ケタル自動車ポンプノ

中心部隊

四、警備隊司令ニ件ヲ警備配置

裏面白紙

Doc 2228

121

第二、事後措置

五、警戒令ニ伴フ警戒措置

一、消防

管下消防力ノ全機能ヲ動員シタル結果、焼失面積三四五万平方米焼失戸數三二、〇〇〇人ノ程度ニ止メ得タリ。

二、緊急避難

罹災者ハ日比谷公園、芝公園、後樂園、上野公園ニ誘導避難セシメタリ

三、罹災者ノ處置

イ、罹災者十三万七千人中七万人ハ東京市内ノ親戚知人宅ニ、殘餘ハ市内國民學校ニ收容ス

ロ、東京市内ニ身寄りナキ者ハ地方ニ逐次避難セシム。

ハ、罹災者ノ安否告知ニ關シ適當ノ措置ヲ講ズ

四、警備

イ、進路線ノ設定、検問所ノ設置

裏面白紙

122

Doc 2228

ロ、各種交通制限

ハ、流言發語、謠報ノ取締

再復舊工作

イ、焼失區域ノ清掃、不發彈ノ處置、救濟箇所ノ修復

ロ、焼失地區ヘノ建築ハ行ワズ

六、救護

イ、傷病者ノ救護所、病院ヘノ收容

ロ、悪性痘感蔓延予防

七、食糧及木炭ノ配給

農林當局ノ斡旋ヲ受ケ避難者ニ對スル特別配給ヲ行ヘリ。

裏面白紙

Doc 2248

第一回 勸業 勸業 勸業

厚 在 大 臣

第一回 勸業 勸業 勸業

厚 在 大 臣

第二回

勸業 勸業 ノ 方 策 ニ 關 シ 左 列 ノ 勸 業 及 之 ガ 實 行 ニ 着 手 セ リ

第一 勸業 及 後 進 者 補 給 方 策

一 專 門 ノ 直 接 主 義 的 方 策

二 勸業 補 給 方 策 ノ 確 立 (勸 業 補 給 法 ノ 發 布 ニ 基 據)

三 勸業 補 給 法 ノ 確 立 後 之 方 策

四 勸業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策

五 勸業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策

六 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策 (勸 業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策)

七 勸業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策 (勸 業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策)

八 勸業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策

九 勸業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策

十 勸業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策

一 勸業 補 給 法 及 其 中 心 年 級 年 級 者 ノ 勸 業 補 給 方 策

裏面白紙

Dec 22 28

- 一 一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
- 一 二 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
- 一 三 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
- 一 四 被補給者ノ被補給者ノ配分計登

第二 被補給者ノ被補給者ノ配分計登

一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
 一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
 一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
 一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登

一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
 一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
 一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登
 一 被補給者ノ被補給者ノ配分計登

第三 被補給者ノ被補給者ノ配分計登

七月上旬以前ノ被補給者ニ付テは被補給者三十万不足ニ計シ左
 記ノ如ク計登ス

一〇万人ハ被補給者能力申告書各青年被補給者中ヨリ計登ス
 一〇万人ハ被補給者能力申告書各青年被補給者中ヨリ計登ス
 一〇万人ハ被補給者能力申告書各青年被補給者中ヨリ計登ス
 一〇万人ハ被補給者能力申告書各青年被補給者中ヨリ計登ス

124

Doc 2228

第11 (九月上、中旬)

(第一) 労働修正ノ結果中、小商工業者ノ失業問題直
大化セントスルノ情況ニ對シ圖説ニ於テ左記尙
録ヲ決定ス

中、小、商工業者ノ失業率尙尙

一、中、小商工業者ノ失業率ハ勞務需要ノ長短ヨリ

地方之ガ變化力ヲ時局下ニ要ナル方面ニ再配位スル

コト、之ガ左記諸方策ヲ圖ズルコト

1、要職者ニ對シ社會ノ需位者タルノ失業感ヲ與フ

ルコトナク國家ノ必要ニ應キ時局下ニ要ナル方面

ニ配位職員サルルノ要ヲ如何ナル勞務ニモ應ハ

サル如何ヲ把握カシムル指導スルコト

2、國民勤勞訓練所ヲ充テスルコト

3、國民職業指導所ノ活動ヲ促進シ要職者ヲ優先シ

テ養成セシムルコト

4、従業者ヲ使用スル者ニ對シ其ノ後ノ條件ヲ緩和

シ職失業者ヲ優先的ニ僱用セシムル指導スルコ

ト

5、失業者ニシテ直チニ生活ノ困難ヲ來ス者ニ對シテ

ハ補助スル迄ノ一先期職業訓練資金ヲ支給スルコ

ト

6、要職者ニシテ職業ニ關シ支障金ノ給與ヲ要スル

者ニ付テハ之ガ支給ノ方法ヲ圖ズルコト

7、各業者ノ自主的業務ノ方法ヲ指導スルコト

100

Doc 2228

8、労働状態ニアル中、小商工業者ニ對シては、
労働者ニシテ、
ニ失業者ニシテ、
ニ、市町村、
スベキ、
方、

(第二) 労働力不足ニ起ル労働者、
是ニ付テハ、
ニ、
ニ、
極力之ガ、

(第三) 長途ノ労働力ハ、
ニ、
ニ、

120

ニ、
ニ、
ニ、
ニ、
ニ、

第二三 (十月上、中旬)

(第一) 貿易關係産業ノ打撃甚大ニシテ大工務大商
 店ノ閉歇休業スルモノ夥シキ情況ニ對シ厚生省
 ニ於テハ貿易關係産業從業者中僱用ヲ合衆ナク
 マラル、若ラ勞務存続底ノ見地ヨリ同業上重要
 ナル方面へ配置スル爲ム民職業指導所ヲ整備シ
 所長ノ選置ヲ期スルコト、セリ

(第二) 食糧不足其ノ原因ニヨリ朝鮮人労働者
 ノ移入困難トナリツ、アル情況ニ對シ左記ノ處
 置ヲ圖謀ニ於テ決定シタリ

記

一 内地ニ於ケル勞務需要ハ内地ニ於ケル勞務資源
 ヲ以テ充足スルコトヲ目途トシ勞務局長體勞ヲ
 強化スル爲一設勞務者ノ技能訓練、勞務報團隊
 ノ活用促進國民職業指導所ノ擴充其ノ他ノ處置
 ヲ期スルコト

二 朝鮮人労働者ノ移入ヲ促進スル爲朝鮮人労働者
 ニ對スル難報ノ待遇ヲ考慮スルト共ニ朝鮮人勞
 働者ノ待遇方ヲ増強スルコト

(第三) 農業勞力不足ニ對シテハ前期ニ執リタル處
 置ヲ更ニ強化スルコト、セリ

(第四) 青田統帥部ノ政府ニ對スル國家總力集中強
 化ノ要求ニ對シ勞務關係ニ於テハ緊急産業部門

裏面白紙

ニ於ケル勞務關係其ノ他ノ件ヲ目録ニ於テ
決定シ勞務勸業勸勞ヲ一揆ト強化スルコト、セリ

第六期（十一月上、中旬）

- 一 勞務關係ノ維持ニ各産業ニ於ケル労働者不足ノ情況ニ對シ左記ノ處置ヲ講ズルコト、セリ
- 二 緊急各産業ニ對スル勞務配當計畫ノ再改訂
- 三 勞務者移動防止方策ノ徹底
- 四 賃金減額ノ徹底
- 五 勞務者雇入減額ノ強化
- 六 強制的手段ニヨル技術者ノ再配置
- 七 各種技術者養成機關ノ擴充強化ノ促進

Doc 2228

第七期（十二月上旬）

勞力不足ノ情況ニ對シ從來ノ對策ヲ推進スルト共ニ
勤勞報國隊ニヨル學生、生徒ノ動員及女子勞務者ノ
徹底的動員等ノ處置ヲ等ニ強化スルコト、セリ

第八期（十七年一月）

A 軍需行役ノ日部整理ニ對シ厚生省ニ於テハ内務省
ト協力シ傷病者ノ救護ニ關シ所屬處置ヲ講ジタリ。

128

Doc 2228

四 三	四 二	三 九	二 六	一 四	一 〇	一 六	〃	〃	一 四	一 三	一 九	〃	〃	〃	七	〃	六	五	三	頁
八	〇	二	九	七	一	一	一	一	七	六	一	〃	〃	〃	一	〃	八	七	一	行
提 案 木 通 直 為 朝 鮮	D ₁	(十) 論 云 ヲ	論 云 ヲ	嚴 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	方 針 方 針	誤 表
提 案 木 通 直 為 朝 鮮	D ₁	才 六 綱 記 註 系 不 以 明 ヲ	論 云 ヲ	嚴 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	師 ヲ	方 針 (三 三 採 用 下)	正	

裏面白紙

Doc 2228

三 一	八 八	六 七	六 三	五 一	四 九	四 七	四 六	頁
六	六	一 六	一 三	一 六	一 三	二 七	一 八	行
		統帥部	攻	状況	同 焦慮	緊密化 共謀内	買支	誤
		統帥部	攻	状況	同 焦慮	緊密化 共謀内	買入	誤
		統帥部	攻	状況	同 焦慮	緊密化 共謀内	買入	誤
		統帥部	攻	状況	同 焦慮	緊密化 共謀内	買入	誤

補入
四倍増(約一三七〇〇〇人)

裏面白紙

E 871
DocP2228

機
密

21-10-30 (4)
小野田 昭彦
(1949. 昭和24年)

1.

NMPP = DCBA
1
日 海 山 前 江 尾 末
年 山 本 9 月 7 日
日
139LT X
米 根
口

供
主 所
所 署 長
員
印 印

機
密
記
録

E 871
DocP2228

機
密

第一回總力戦況上流管經運記録

供
覽

主 所
導 長
員 印
印

NHFF=DCBA
128LTX
128LTX
128LTX

裏面白紙

Doc 2228

2

本籍ニ於テ管理事務ノ終リタル措置左ノ如シ
一 附註決定

第三編（昭和十六年八月）

内閣

- (一) Aノ對シテ臨時政府ノ申入ニ對シテ悉延策ヲトルコト
- (二) Dヨリ管理事務ノ終リタル措置左ノ如シ
Bニ對シテハ現狀ヨリ惡化メシメズ、經濟交渉ヲ續行スルコト
- (三) Tニ對シテハ政治、軍事提携ノ強化ヲ圖ルコト
- (四) Xニ對シテハ現狀通り
- (五) Fニ對シテハ共同防衛ノ意旨ヲ強化スルコト
- (六) Eニ對シテハ現狀ヨリ惡化メシメズ、經濟交渉ヲ續行スルコト
- (七) A、B、E、Lヨリノ申入ハ社説ノ内アルヲ以テ之ガ促進ヲ圖ルコト
- (八) 郵便ノ簡便、検査、差押等ニ關スル臨時郵便取締令ヲ緊急勅令ヲ以テ定ムルコト
- (九) 物動ラ一、五倍ニ擴大、修正スルコト
- (十) 食糧ノ消費量正、輸入確保、増産、配給設備等ニツキ適當ノ措置ヲ採ルコト（米一日二合一匁、食糧綜合切符等）
- (十一) 行政費八億圓減ノ改訂資金動員計畫ヲ續ツルコト

ニ 附註ニ於テ左ノ措置ノ報告ヲ受ケタリ

裏面白紙

Doc 2228

3

裏面白紙

- (一) Aノ慎重及歩可能性ヲ打診スル機在A大使ニ
調電シタリ 外務大臣
 - (二) 借款増加及借負増強策、借款撤消計等 逓信大臣
 - (三) 勞務者三〇萬人不足對應策 厚生大臣
 - (四) 資金凍結ニ關スル各段ノ審議及産業資金ニ關ス
ル當否 大藏大臣
 - (五) 陸上運送対策 鐵道大臣
- (一) 蔵務、貨物——詳細ヲ通ジテ

第四期（昭和十六年九月）

本朝ノ建議 以下ノ如シ
一 日 議 決 定

- (一) XノBニ對スル對A即時參照方案請ニ對シ、向
盟條約ノ履行ニツキ從來ノ方針ニ變更ナキ旨ヲ
回答スルコト
- (二) Tニ對シ我地歩ノ漸進的縮立ヲ圖ルコト
- (三) 對A、對D方針方針ハ從來通トスルコト
- (四) 情報ノ許ス限リA B E Lヨリ物資ハ悉數ヲ圖ル
コト
- (五) 國內ニ於ケル流言蜚語ノ取締ヲ豫ニシ、國民ヲ
シテ一層時局ノ認識ニ徹セシムルコト

Doc 2228

4

- (六) 待機児童の解消に資する小規模保育施設及び保育所等の整備並びに児童福祉施設等の整備
- (七) 船舶の安全管理の強化並びに船舶の安全管理の強化
- (八) 中小企業等に対する支援の強化並びに労働者の雇用の促進
- (九) 株式会社等の定款の届出の簡便化
- (一) 臨時雇用等に関する取組の推進
- (二) 教育関係に関する取組の推進
- (三) 教育関係に関する取組の推進
- (四) 食糧対策
 - (1) 外米一、〇〇〇萬石輸入
 - (2) 総合対策の実施
 - (3) 食糧自給率の向上
 - (4) 食糧消費の抑制
 - (5) 食糧自給率の向上
- (五) 朝鮮米の輸入削減
- (六) 公債消化促進及び市債維持対策
- (七) 外債に於ける中小商工業者への失業対策
- (八) 民間航空対策

裏面白紙

Doc 2228

5.

(九) 遠洋國語訂正

機密

第五期（昭和十六年十月）

- 一 對B 武力進出ヲ決意シ對A 日 艦ヲ發進シツ、直ニ全面的威嚇ニ着手スベク、實力行使ノ時期ハ約三ヶ月後タルコトヲ為意スル旨ヲ附加シテ進ニ就前部トノ向ニ協議ヲ進グルコトニ決ス。
 - 對B 進出決定ニ關スル十月十五日閣議決定ニ對シテ對策ヲ協議決定ス。
 - ニ 國際情勢ニ對應スル防空緊急措置及音聲ノ對A 艦ノ場合ニ於ケルA₁ノ對B 武力ノ程度ニ關スル判斷其ノ他ヲ決定ス。
 - 三 對テ統帥部ヨリ政府ニ對シテ要求セラレタ對A B 艦進出能力ニ關スル具體的所見ニ付テノ政府回答ヲ協議決定ス。
 - 四 對A B 開戦ニ必要ナル措置ヲ豫メ研究準備スル爲關係各省次官ヲ以テ第二委員會ヲ設置ス。
 - 五 各大臣ヨリ所管事項ニ關スル報告ヲ受ク、就中重要ナル案件左ノ如シ。
- (一) 米糧減少ニ伴フ食糧對策
 - (二) 株式市價低落ニ伴フ市場對策

裏面白紙

Doc 2228

6.

- (三) 地方銀行預金取付ニ對スル對策
- (四) A L B B トノ貿易促進ニ對スル對策
- (五) 對B 進出企画秘匿ニ關スル忌避對策

以上

機密

第六類 (昭和十六年十一月)

一 既定ノ對B 行動ヲ進力繰上ゲ執行シタントノ統部ノ長官ニ對シ政府トシテモ同意ナルヲ以テ進出連絡會議ヲ開催シ崩壊決定ヲ希望スル旨回答ヲ爲スコトニ決定ス。

二 石炭協會ニ於テ協議スベキ事項中 (一) 武力進出ノ時期、(二) 出師ノ目的、形式、(三) 當面ノ外交方針ニ關シ決定ス。

三 十一月中下旬ノ情況ニ任ミ A B ニ對シ準備完底次第好機ヲ捕獲シテ先制開戦スルコトヲ決意シツ、之ト平和的ニ外交ヲ履行スルコトニ決定ス。

四 對B 進出直後ニ於テ臨時議會ノ召集ヲ奏請スルコトトシ議會提出法案ヲ決定ス。其中重要ナルモノ左ノ如シ、

- 支那專賣臨時專賣特別會計課案
- 租稅ノ増徴ニ關スル法律案
- 臨時金融會社法案
- 新舊國家管理法案

裏面白紙

Doc 2228

7

共同協作法案

鐵道營業法中改正ノ件

臨時緊急狀態下ニ於ケル特別刑事手續ニ關スル法律案

法律案

臨時國民生活ノ保持ニ關スル法律案

英蘭議決定事項及關聯報告事項ノ中主ナルモノ左ノ如シ。

決定

(一)十一月十日Dノ對N提案ニ對スル回答案

(二)在N、AB領事館閉鎖要求

(三)國內警察力不足ニ對スル措置

(四)衣料品配給切符制實施ノ件

報告

(一)勞務關係ノ困難ニ關スル對策

(二)船舶増加ニ關スル對策

(三)食糧對策

(四)對内、對外思想對策

以上

機密

第七期（昭和十六年十二月）

一 國際決定事項流ツ左ノ如シ

(一)對AB設備ノ充實ニ一層ノ努力ヲ拂ヒツツ對B

進駐ノ成果ノ速カナル獲得ニ邁進スルコト

(然ルニ石ノ決定ヲ以テ統帥部ト連絡會議ヲ開キ

裏面白紙

Doc 2228

8

タル所、軍略的究極ニ至キ時 A 國勢ニ決シ上奏
御裁可ヲ望タリ

(二) A ノ後軍用船ノ不法暴沈ニ對シ嚴重抗議スルコ
ト

(三) A ノ糧食ニ於ケル中立水域宣言ニ對シ抗議スルコ
ト

(四) A ノ在留邦人保護ニ對シ抗議スルコト

(五) 第三回ニ對シ對 B 國政ノ旨申入ルルコト

(六) 對 B 不戰誓約ヲ調印スルコト

(七) B 國政ノ中立維持ヲ方針トスルコト

(八) A B 開戦ニ伴フ直接ノ地置ハ第二委員會報告ノ
通りトスルコト

(九) 食糧對策トシテ左ノ如ク決定ス

(1) 米穀ノ消費基準ヲ一日一合九勺トス

(2) 外地米及外米ノ移輸入ニ努ムルコト

(10) 食糧ニ或限令ヲ施行スルコト

(11) 開戦時ニ於ケル鐵道輸送對策ニ萬全ヲ期スルコ
ト

三 議會對策

(1) 總選舉ノ施行

(2) 休會期間短縮ノ措置

ニ開戦時ニ於ケル意思強固對策其ノ他重要方策ニツキ
國勢ニ報告アリタリ

裏面白紙

Doc 2228

9

第八期（昭和十七年一月乃至三月）

- 一、Tノ軍事利用ニ關シ統帥部トモ連絡ノ上Tヲ救済トセサルノ限度ニ於ケル可能性ニ就キTノ打診ヲ措置ス。
 - 二、D船ニ依ルムヨリDヘノ軍需品輸送ニ付テハ干渉ヲ爲サズ、LD間ノ中立指ニヨル貿易ハ危険水域ノ設定、戰時禁制品ニ對スル運送航海主權ノ適用ニヨリ效力之ヲ防止ス。
 - 三、通商委員會ノ爲議案ヲ檢討シ自來一ヶ月トスルコトニ關シ對策ヲ定ム。
- 議會提出法案中重要ナルモノ左ノ如シ、
- 昭和十七年度一任會計豫算案
 - 支那學費臨時算案特別會計豫算追加案
 - 日本銀行條例中改正法律案
 - 災害地租稅減免法案
 - 金融團體法案
 - 租稅證券法案
 - 空襲保險國營法案
 - 戰時設備利用獎勵法案
 - 戰時資源管理獎勵法案
 - 電信法及郵便法中改正法律案
 - 戰時特別犯罪處罰ニ關スル法律案
 - 戰時緊急狀態下ニ於ケル特別民事手續ニ關スル法律案
 - 兵役法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件

裏面白紙

Doc 2228

10

裏面白紙

學校法人法案

- 四、Eノ一校の總務債権留置古物地統治ニ關スル一校方針ニ付第一委員會ヲ設置并討ス、
 - 五、焼失戸數三萬二千、罹災者十七萬二千人ト推定セラル、東京空襲被害状況ノ報告ヲ受ケ、各大區ヨリ府管學項ニ付其ノ對策ノ報告ヲ受ク。
- 以上

第九期（昭和十七年四月一十月）

- 本期ニ於テ閣議決定ヲ急タル事項ハ左ノ如シ
- 一、DガAニ對シ其婦ヲ供與シタルコトニ對シ嚴重抗議スルト共ニ、直ニ、Dニ對シ伊與シアル便宜ヲ停止シ、且對D債權ヲ進メルモノトス
 - 一、Xヨリノ對D開墾ノ要求ニ對シテハ現在行ハントスル對領ノ變更ニテ一應満足スル様回答シ、且Xニ於テモ對A通商發展ヲ促進ニ行フ様曰入ヲナス
- （以上四、五月ノ措置）
- 一、南洋移民政策ハ時局下ノ難詰ヲ克服シテ、既定方針ヲ遂行スルコト
 - 一、七月ノ狀況ニ於テDニ對シ開墾スベキヤ否ニ

Doc 2228

ツキテハ、統制部ノ草擬所妥當ニ修訂ノ二、
 ○倍額大修正ノハ、我側力ノ許ス所ナラズトノ
 見解有カニシテ、協議ノ一致ヲ見ルニ至ラズ
 一、内閣進化派ニ關シ審議シタレドモ終然ニ至ラ
 ズ
 一、A Bニ對スル急務案ノ文法的修訂ニツキ大藏
 大臣ヨリ蒙答ヲ受ケタリ

昭和十六年八月二十三日提出

第一回総力戦線上演習外交経過記録

外務大臣

千葉 皓

急送書妥

外務大臣 千葉 皓

第三期（十六年八月）

八月十日榎前會議決定ノ趣旨ニ基キ本期ノ外交
 ハ南方進出ノ爲メ諸準備ヲ主眼トシ他方N X關
 係ノ現状維持及A Dトノ衝突回避ヲ圖レリ右方

11.

針ニ依リ

(一)

Aノ八月十日ニ於ケルN X 両國中和ノ申出ニ對シテハ結局ニ於ケルN A 兩國國貨ノ對和不可能ナリトノ見地ヨリ明答ヲ避ケ不即不離ノ關係ニ於テ專ラAトノ極局遠延ニ努メタリ
Dニ對シテハ通商及漁業問題等ノ解決ニ依ル友好關係ノ強化ヲ試ミタル外N D 中立條約ヲ援用シA DノNヲ目標トスル協力ノ達成ニ努メタリ

(二)

Nトノ政治的軍事的提議ニ對スルTノ意圖打診及Tトノ經濟提議ノ強化ニ努メタル方前者ハ同國內政上困難多キヲ以テ主力ヲ移者ニ注ギ本期及次期以降ニ互リ相當ノ成果ヲ上ゲタリ

(三)

E・A・B・及C方面諸國ヨリノ資金取得ニ努メタルモ次期以降諸國迫ヲ振り大ナル效果無カリキ

(四)

第四期(九月)

本期ハ前期ノ方針ヲ踏襲セリ

(一)

X, A, B 攻勢ノ結果對A 關係ヲ決意シ同時參戰ヲ求メ來リタルガ之ニ對シN X 關係ニ對スル態度不變ナルモNノ都合ハ即時調整ヲ不可ト

裏面白紙

Doc 2228

13

裏面白紙

(二)

スル旨回答セリ、X、カBニ對シ和平攻撃ニ出
テタルニ對シテハ成立可能僅少トシX、ニ對
シ寧ろ對B毀譽化ヲ希望スル旨申入ル、外對
A、Bノ場合ニ於ケルN、X共商作爲ニ付申入レ
タリ

(三)

AガNノ態度表明ヲ求メタルニ對シテハ太平
洋ノ平和維持ニ對スル關心ヲ申入レN、X同盟
履行ノ決意不変ナルヲ印象セシムルニ努メタ
リ
尙今期ニ於テハ外務大臣ヨリA、X切迫ニ鑑
ミ政府ノN、X條約履行ノ決意及對A、B實備戰
備ノ至急充實ニ付要望セリ

第五期(十月)

(一)

速ニX、ノ對A關係ヲ見、他方AノN停頓抑留及
右ニ追隨セルB、E、Lノ處置特ニBニ於ケル經濟
交渉ノ停頓ヲ見タルガ十五日商談ニ於テ十二月
一日以降好転ニ於テ對E進出方御決定アリタリ
依テ本期外交トシテハ
X、アリ再度ノ對A即時開戰要請ニ對シ條約履
行ノ決意不変ニシテ近ク對E進出スベキ旨申
入レ他方Nノ南進及對A毀ノ場合ニ於テX、ヨ
リ期待スル援助ニ付申入レタリ

裏面白紙

(二)

Aニ對シテ挑發ヲ避ケ給船押留ニ對シ坑ヲスルニ止メ報復的處置ハ取ラザリキ尙B及C方面諸國船押留ニ對シ同様抗議セリ

(三)

Bニ對シテハ船船押留及物資ノ供出抑留ニ付警告シタルガ十五日ノ廟議決定アリタルモ尙平和的解決ニ希望ヲ馳シ急務交渉ノ再回スルコトニ政府ニ於テ決定シタルモ終部ト右交渉ノ方法ニ付意見ノ一致ヲ見ザリシ爲在B使臣ニ警告ヲ發スルノ外何等處置ヲ取ラザリキ(外務大臣ハ最後通牒ノ提出ヲ武力行使ノ直前ニ行ハシコトヲ提議シタルモ終部ハ企圖秘ニテ之ノ立場ヨリ同意セザリキ)

第六期(十一月)

(一)

本期型ニ於ケルAノ對X宣戰布告及對N休勢強
化ニ對應シ穩定ヲ繰上ゲ本月十五日ヨリ對B作
戰ヲ開始スルコトニ御決定アリタリ依テ

(二)

Bニ對シ早速我が最少限度に濟事ヲ提出シ
之ガ交渉ヲ開始シタルモBハ右要求ニ應セス
其ノ内十五日ニ至リ對B行動開始セラレタリ
總方右進出ニ先キ
Xニ對シ對B作戰ノ進行等ニ依ル背後援助ヲ
申入レタリ、十五日ノ進出直後ニ於テハ

裏面白紙

(三) A Bニ對シ我が出師目的ヲ示シ妨礙セバ對處ノ要アル旨申入レタルガ

A Bハ共ニ對ニ經濟關係ヲ宜シ領事官憲ノ引上ヲ要求シ來リ又我ニ對スル兵力ノ調停ヲ行フ等ノコトアリタルヲ以テ陸海外三大臣ヨリ政府ニ對シ對A B先制關係ノ決意ヲ促ス所アリタルガ政府トシテハ未ダ右決意ヲ固ムルニ至ラズ外交的處置トシテハ

(四) A Bノ領事館閉鎖ヲ要求セルノミ他方本月中旬Dヨリ領土ノ不可侵及第三國ヨリノ物資輸入ニ付保障ヲ求メ來リタルヲ以テRヲAノ軍用ニ供セザルノ條件ヲ加ヘ右保障ニ關シ商談ヲ開始セリ

第七期(十二月)

我が對B作戦態度ニ進捗シ居タルニ一日AハP近海ニ中立水域ノ不法宣言ヲ爲シ我作戦ニ妨害ヲ加ヘ五日ニ至リ我が軍用船不法沈没事件等アリタルヲ以テ政府ノ決意ヲ再ビ促スト共ニ政府ノ諒解ノ下ニ

(一) Aニ對シ其ノ不法態度ニ付嚴重抗議セリ次チ十日ニ至リ對A開戦ノ意旨御決定アリ二十日P島地ノ攻略開始セラレタルニ對シA Bハ直

ニ宣戦布告ヲ以テ應ジ來レリ依テ

(二) A B ノ宣戦ニ對シ所要ノ附乃至第三戸ニ對スル處置ヲ取ルト共ニ

(三) X₁ニ對シ共同ノ戰爭目的ヲ明方ヲ認シX₁ノ同意ニヨリ之ヲ行フト共ニN X₂相互ニ單獨不睦和ノ約書ヲ交セリ

(四) Eヨリ月初宣戦布告アリタルヲ以テ之ニ對シシ開戦セリ

(五) Dニ對シ月初不睦密約通印方申入下旬印ヲ了セリ

第八期(十七年一—三月)

(一) Tトノ協力ニ關シ統帥部ノ要望アリ政府終局部連絡會議ノ結果Tノ意向ヲ打診スルコトト成リ右實行中ノ際二月BノT侵入ヲ模範トシN T共同防衛協定成立シN TハA Bニ對シ共同對抗スルト共ニN TハT通過等ノ便宜ヲ得ルコト、ナレリ

(二) DハAト運送ノ難アリ之ヲ牽制スル爲Dノ反當ヲ促セリ他方DノAヨリ物資獲得ニ對スル保障申入ニ對シテハ後述危險水域ノD輸通過ニ付便宜ヲ供與スルコト、シ密約ノ履行ニ努メタルモ三月ニ至リDハC F T P Q方面物資

裏面白紙

(三)

取得ニ付幹旋方希望ヲ申越セルガ作廢ヲ理由
トシ之ヲ拒絕セリ
L 船籍ニヨル A D 間交易増大ノ兆アリ之ニ對
抗スル爲海軍ニ於テ我カ近海ニ危險水域ヲ宣
言シ中立國船籍ノ通航ヲ事實上不可能ナラシ
ムル處置ヲ取レリ尙 A B C 以外ノ L 諸國ハ外
交官ノ引上ゲヲ要求シ來レルヲ以テ我モ之ニ
應ジ外交官總ノ處置ヲ取レリ

(一)

第九期(十七年四月一七月)

(二)

A ノ我ニ對スル航空機並ニ潜水艦ニ依ル攻撃
ヨリ察シ A D 提擧ノ疑義厚トナリタル爲五月
頃 D 船籍ノ危險水域航行ノ便宜供與ヲ停止セ
ル外 D ノ不秘密約違反トシ最重抗議セリ
X, Y 對 D 提擧ヲ求メ來リタルニ對シ對 A D
取強行及 D 壓迫ノ事實ヲ舉ゲ協定セシムルコ
ト、セリ

(三)

七月ニ至リ A ノ R 利用確實トナリタルヲ以テ
外務大臣ヨリ對 D 提擧態度ヲ具申セルモ政府
ハ對策決定ニ至ラズ外交的處置ハ右決定ヲ待
ツテ考慮セラル、答ナリ

以上

裏面白紙

裏面白紙

機密

昭和十六年八月

第一回總力戦況上級智記録

演習 陸軍省

演習記録(陸軍省)大臣 白井正辰

次官 岡村 俊

演習第三期(八月)

一 對A方針

八月十日Aノ申入ニ對シ大臣ハ「之ニ應ズルコトナク我ハ自主的態度ヲ以テ對ス進出ノ準備ヲ強力ニ進進スルヲ要ス」旨互相合議ニ於テ強硬ニ主張セルモ「出來得ル限リAL等ヨリノ物資ヲ獲得シ度キ」統制部ノ要請モアリ同合議ハ對A交渉進出ヲ採擇セリ

二 國內對策

軍動員、産業動員ノ實施ニ伴ヒ國內建設ノ狀況漸ク骨幹ヲ來セルニ至ミ大臣ハ各管ニ對シ此際軍務優先主義ニ依ル之等障礙ノ排除ニ努力セラレ度キ旨ヲ要請セリ
三 修正動員及戰爭能力列強

18.

Doc 2228

Doc 2228

19

裏面白紙

統帥部ヨリ對A B E 線ノ規模ヲ承知スルト共ニ
 之ニ差ク取等遂行能力ニレヌル判斷ヲ定メラレ
 取敢ヘズ全軍隊其他ト延給シ修正物計費ヲ得
 之ヲ以テ統帥部ト連絡ノ結果誠ニ政府案ニ差キ
 合意ヲ見タリ一方取等遂行能力ニ付シテハ全軍
 隊ニ協力シ其完成ニ努力ス（本判旨ハ第四期ニ
 至リ之ヲ具體通過ノ上統帥部ニ通達セリ）

軍需品工場生産額充
 計費セル所ニ差キ軍需工場ニ對シ補充目標ヲ示
 達セリ

兵團民役用
 計費セル所ニ差キ軍需品生産工場職員ヲ募集ス
 六第一委員會

第一委員會關係セラレ占領地處理ニ付スル根本
 方針ノ決定ヲ見タリ

演習第四期（九月）

一 對外方針
 國際情勢ニ差キ「吾國ハE 線ノ立場ヲ確保シツ
 ヲ依然南方進出準備ヲ促進スルヲ要ス」ノ判断
 ナリ口蓋ニ提出シ外相ノ提案ニ概ニ一致シタルヲ
 以テ「E 線ノ對B 和平攻勢ノ真意ヲ精査セラレ度」

希望意見ヲ附セリ

ニ修正勅諭ノ進達

修正勅諭ヘノ御参内請ナラザルノ情勢ニ差キ部
内ノ要請ヲ強進スルト共ニ閣議席上其所信ヲ披
シテ御意ノ注進ヲ促セリ

ニ内閣統制力強化

切迫セル情勢ニ對處シ内閣統制力ノ強化ハ喫緊
ノ要事ト信ジ取致ヘズ昭和十四年豫令第六百七
十三號第二條ノ趣旨其他ニ關シ國務ニ意見ヲ奏
出シ閣僚ノ同意ヲ得タリ

ニ民間航空ノ整理

海軍及逓信大臣ト協議シ燃料不足ノ情勢ニ差ク
民間航空ヲ整理達成ニ關シテハ現程度ヲ維持シ
ツツ航空機ハMト大臣及Mヨリノ南方支隊以外
ハ廢スル整理案ヲ決シ國務ノ承認ヲ得タリ

ニ對シテ思慮

〇内部閣議氣運漸成セルノ狀況ニ於テ對シテ思慮
取テ特ニ強化スベキ旨ヲ添テ方面ニ通達セリ

六追加情況ニ差ク對テ方針

國務ニ於テ「青島ハ對シテ不可避ノ決意ヲ確定
シ之ニ差ク整理案ヲ進ニ完遂スルヲ要ス」旨ヲ
披露シタルモ閣議ハ方針毅然強化ナキ旨ヲ決
セリ

裏面白紙

21.

Doc 2228

演習第五期（十月）

一 對外方針

國際情勢ニ甚キ大臣ハ閣議席上「青島ハ對A B
 全面強權ヲ進ニ完遂シツテ極端ノ強化ニ依リ對
 東洋諸國ノ要求ヲ貫徹スルヲ要ス」旨ヲ強調ニ主
 張シ青島ハ國ニ對シテ強國（強國一ヶ月後ニ強國
 ス）ニ對スル具體的方針ノ策定ヲ要スル邊ニ達
 シアルヲ力言セルモ議決ニ三ヶ月以後トスルヲ至
 管ナリトスル案モ議決ニ及ブモ決セズ内閣
 ハ兩案ヲ選ヘテ延會談ニ臨ミ「十二月一日以
 後待機ヲ差控シ對東武力進出ヲ阻ル」方針ヲ決
 定スルニ至レリ

二 軍需品輸入申出

C軍需品輸入ノ申出ニ對シ「要要的ニハ其要求
 ニ應ヂザルモC撥付ノ總額表明ヲ行フト共ニ對
 南方進出實現後其要求ヲ明確ニ拒絶セントスル」
 ノ方針ヲ閣議ニ提示シ同意ヲ得タリ

三 防 空

(一) 内務大臣ヨリ「防空實施ニ當テ緊急勅令」案
 其他ニ關スル提議アリ之ニ同意ス
 (二) 防空強化ノ爲テ陸海軍勅令準備ニ關シ閣議ニ提
 案セルモ内務大臣トノ意見一致セザル懸アリ

裏面白紙

Doc 2228

22.

シヲ以テ之トノ所領ヲ違ムルニ決ス
ニ追加情注ニ添テ對外方針

對馬進出方針ニ關シ「凡ニ對シ先ヅ外交交渉ヲ
爾後十二月ニ入ルモ其要求ニ應ゼザルヤ急變
的武力進出ヲ決行ス」旨ノ意見ヲ國務ニ關照セ
ルモ爾後ハ外交交渉ノ方針ニ關シ是後進隊的
度ノ緩急ニ付意見ノ一致ヲ見ズ

ニ議會召集

議會召集ニ關シテハ一月十二月ニ入り之ヲ召集
セラルハ、ヲ可トスル意見ヲ有テアリシガ陸軍部
ヨリ新ニ「全國總動ノ爲召集ヲ延期セラレ度」
要望アリシヲ以テ之ニ同意シ爾後ニ指示セルモ
遂ニ延期ニ至ラズ

六日ニ對スルXノ協力

日ガ對A參戰ノ場合Xノ對N協力ノ程度ニ關ス
ル詳細ニ關シ統帥部ヨリノ同合セアリ大臣ハ主
任者トシテ此判斷ヲ受給シ爾後ヲ據テ統帥部ニ
通告セリ

續報第六類(十一月)

ニ對外方針

本週ニ至リ統帥部ノ「對馬武力進出前ニ於ケル

Dec 2228

23.

日ノ我要求英話ニハ殆ト期待ヲ保ケズ又海出期
ヲ早メ候ルニ望ミヲ明ニスルヲ得前期係重要事項
ル「最近通商の進展ノ益否」及「聯合召集」ニ
付スル特解決セリ

三 英使令

英使令ノ布告ニ付シ存ビ協議ニ進展セル結果ハ
之ガ前途ニ所要準備ニ着手シ布告ハ對A B諸國
時要ニ其時局ヲ決定スルノ意見ニ一致ヲ見タリ

四 國內事務

國內事務進捗ノ状況ニ付シ草率報告先主登ノ後
ヲ圖ルト共ニ所要措置者ノ召集ヲ豫定セリ

五 國內取寄

國內取寄地方進捗ニ付シ其取寄協力ニ付シ所長
ノ處置ヲ行ヒ協議ニ報告セリ

六 追加情報ニ基テ對外方針

協議ニ於テ「青島ハ對A B諸國ヲ十二月中旬ニ
決意スルヲ要ス」旨強固ニ主張セルモ目前ハ「
準備ハ進ムルモ開戦ノ進捗尙遠ニ付シ今一期ノ
努力ヲ行フ」ベキヲ決定セリ

六 航空下命

十二月ニ入ルヤ航空下命ヲ行ハルベキヲ統帥部
ニ提議ス

裏面白紙

演習第七期（十二月）

一、海外方針

諸B戦進捗シ然モ諸A戦既ニ遅ケ難ク且青田内外ノ情勢ハ諸A即時開戦ニ最も有利ナルヲ具シ「青田ハ十二月中旬急襲的ニAニ討シ開戦シ先ツ返ニPヲ攻陥スルヲ要ス」ノ判決ヲ閣議ニ於テ強硬ニ主張セルモ諸A更ニ自重スベシトノ案亦出デ閣議全ク賛立シ時期切迫セルヲ以テ一應官相ノ自重語ヲ採録シ連絡會議ニ臨ミタルモ統帥部ノ主張ニ依リ諸A（B）開戦ニ決ス

二、地方長官會議

十二月上旬地方長官會議開催セラレ軍民一体ノ活動等ニ關シ所信ヲ開陳スル所アリ

三、戒嚴令

Aヲ開戦後台湾及九州方面ニ數次空襲アリ更ニ全日ニ其攻撃ヲ激越セラル、ニ至リタルヲ以テ防空ノ完璧ヲ圖ラン爲全日ニ防空ヲ主トスル戒嚴令ヲ布告センコトヲ提議シ閣議ノ同意ヲ總統帥部ニ達達セリ

四、議會對策

朝鮮ニ役兵令施行ノ法案閣議ニ於テ可決セラレ通信議會ニ提出ス

Doc 2228

24

Doc 2228

25

五、對X關係

Bノ商A B 渉以ニ依リB X 間ノ關係最モ緊密
化セル情勢ニ於テ爾後ノ協同ニ關シ改メテX
トノ交渉ヲ行フベク提議シ同國之ヲ可決セリ

六、F T 運米移入

農林及逓信省ヨリノ要請ニ基キF T 運米移入
及發送方援助ニ關シ統帥部ニ要求セリ

七、内國強化ノ件

既ニ對A B 域締結セラレ國政ノ運営ハ最モ強
敏強力ナルヲ要スルニ内ノ意見ハ専々ニ對
立シ現内國ハ之ニ任ジ得ザル狀況ニアルヲ以
テ此際總帥職ヲ以テ他ニ強力内國ノ出現ヲ庶
幾スルヲ要スル旨ヲ圖謀セルモ更ニ一致シ國
務ニ盡瘁セントスルノ決意ヲ口メ總帥職ニ行
ハザルニ決ス
又席上國情ノ留意モ感習セラル

演習第八期（一月一三月）

一、對外方針

Tニ關シ統帥部ノ要求ニ基キ道ニ進路ヲ圖ル
ベキヲ圖謀ニ提議シタルモ統帥部Tニ及ブノ不
利ヲ重視スル反對論大部ニシテ且統帥部ノ要
求モ與衆ノ等量ニ送ラレアラザルヲ知り一應
Tノ真意ヲ訂診セントスル旨ノ圖謀決定ヲ見

裏面白紙

Doc 2228

26

二、對空要

タリ

一月二十五日空襲ノ状況ヲ圖説ニ報告スルト
共ニ投降者甚分ニ圖シ一般俘虜ノ取扱ト別個
ノモノトシ之ヲ思想戦ニ利用シテ空襲防遏ニ
資スベキヲ主張セルモ思想戦關係ヨリノ反對
論出ラ將來カ、ル事懸反覆スベキニ於テハ其
件ヲ示唆スル宣傳方策ヲ採ルコト、セリ

三、對内思想戦

諸般ノ作戦展開ニ進展シアリト陸軍局ノ前途
勿論未ダ榮耀ヲ許サズ果敢特種ニ圖シ快勝ヲ
有スル我國民性ニ儘ミ此標榜更張ノ施策ヲ
行フヲ要スル旨ヲ國務方面ニ要望セリ

演習第九期（四月一―七月）

一、對外方針

Rヲ差地トセルコト確實ナルA空軍及潜水艦
ニ依ル後援漸ク増加セントシ大臣ハ國策ニ
背目ハ該AB艦隊ヲ續行スルト共ニ諸口設備
ヲ促進シ強要態度ヲ以テ密約履行ヲ監視スル
ヲ要シ特ニD艦ニ依ル艦隊入ヲ即時社絶セシム
ルト共ニEFGニ差地ヲ使用セシメアル艦
隊ヲ得バ其地艦ヲ攻撃スル一旨申入ルニベキ
ヲ主張シ尙ホ其案ヲ承認スルコトトナリタル

裏面白紙

Doc 2228

27

裏面白紙

モ申入ニ關シテハ前々決戦目前ニ達リアル現
狀ニ於テ實際ニ行ヒ得ザル事項ニ依ル刺戟ハ
避クベキニ決セリ

二、總動員ノ強化推進

對D國ニ備フベク總動員ノ強化推進ニ關シ關
係方面ニ注意セリ

三、Bニ於ケル特殊物件整理要領

本件ニ關シ經濟關係省ト連絡シ所費事項ヲ統
御部ニ要求セリ

四、對D國爭遂行能力判定

統帥部ヨリ對D作戦規模ニ關シ承知スルト共
ニ主トシテ企畫院ニ之ヲ通達シ協力シテ判定
作業ヲ實施セリ

五、追加情況ニ基ク對外交策

N A 主力海軍ノ快勝ニ拘ラズAノRヨリスル
攻撃意々激化シ一方Xノ對D戰壓倒的有利ニ
進展セル狀況ニ應シ大巨ハ「此際眞ニ回避ヲ
圖スルノ對D戰ノ爲設備ヲ急遽ニ促進スルモ
圖力判定ニ依レバ十分ナル自信ハ持テ得ザル
狀況ニアレバ今一段DX和平ニ依ルDトAB
トノ所絶ニ差クAノRヨリノ驅逐ヲ口ルベキ」
案ヲ提出シタルモ閣議ハ戰爭遂行能力ノ判定
ニ關シコレヨリ生ズル決意ニ付キ所見ヲ異ニ

28

Doc 2228

セルヲ以テ遂ニ一決スルニ至ラズ。大臣ハ統
 帥部ト更ニ意見ノ交換ヲ行ヒタル結果臬口三
 千年來ノ一大奇蹟ナルト非常ノ際ハ非常ノ處
 置ヲ採レバ企程臬ヨリモ更ニ軍需充用物資
 ノ増加ヲ行ヒ得ルノ見込シヲ得再ビ國難ニ臨
 ミテ強硬ニ企程臬方面ノ再考ヲ促セリ然レト
 モ未ダ幕然タラザル極途ニ選給會議ノ結果臬
 勳員乙派採用ト作以方式ノ再徵詢ニ依ル旨ト
 閣議ノ決意ニ詞起セリ

裏面白紙

裏面白紙

Doc 2228

第一回總力謀机上演習

思想發達報告

昭和十六年八月二十三日提出

機密

國務大臣

大政翼賛會副總裁

原 備 行

第三期

一、昭和十六年八月中旬「時局ニ對應スル國民精神ノ昂揚方策」ヲ青田政府ニ提出ス

第四期

一、昭和十六年九月下旬、「九月上中旬及ビ下旬ノ情況ニ對スル大政翼賛會ノ對策」ヲ青田政府ニ提出ス

第五期

一、昭和十六年九月下旬、專断ノ急進ニ信ミ、彼等院ノ設置ヲ青田政府ニ提案ス

一、昭和十六年十月下旬「民心ノ動向ニ關スル大政翼賛會ノ情況」ヲ政府ニ提出、併セテ「本邦對策ノ要旨」ヲ政府ニ報告ス

第七期

一、昭和十六年十二月下旬「長期戦ニ對應スル大

29

30.

E 871

DocP2228

昭和十七年二月下旬
空襲下ニ於ケル大政翼
賛會ノ對内思想
整理ニ報告ス

第九期

第八期

大政翼賛會ノ對内思想整理ニ報告ス
之ヲ青田政府ニ報告ス

一、昭和十七年二月下旬「空襲下ニ於ケル大政翼
賛會ノ對内思想整理ニ報告ス」ヲ決定シ、之ヲ青田
政府ニ報告ス

カ方略ニテ提出ス

一青田政府ノ採ル可キ思
考ヲ決定、之ヲ政府
ニ報告ス

以上

30.

E 871
DocP2228

政務委員會ノ意思録書録編レヲ訂立決定シ、
之ヲ青田政府ニ報告ス

第八期

一、昭和十七年二月下旬「空襲」下ニ於ケル大政翼
賛會ノ對内意思録編製ヲ決定シ、之ヲ青田
政府ニ報告ス

第九期

一、昭和十七年七月中旬、廣口謙三編纂ニ於ケル
「大政翼賛會ノ意思録書録」ヲ決定、之ヲ政府
ニ報告ス

一、昭和十七年十月末、「青田政府ノ採ル可キ總
力戦方略」ヲ提出ス

以上

裏面白紙

E 87/
DocP L L L O

31.

提出先 統監部 武力部 外交 恩恵部 経済部 審判部	提出者 商工大臣	提出 時機	想定	和年十年	月	日
		實歴	八月廿三日	午後	時	分
報告又へ 通知先	(演習官) 職氏名 野見山 勉					

第一 一回演習記録概要
 第一 物資動員計費及生産力擴充計費實施方針ノ件
 第二期ノ處置ニ於テ決定セル方針ノ下ニ實施シツ

（日本）
 第一回演習記録概要
 第一 物資動員計費及生産力擴充計費實施方針ノ件
 第二期ノ處置ニ於テ決定セル方針ノ下ニ實施シツ

ノアリアトルモ兵ノ交青路ノ進展モアリ第五期ニ於
 タリ、其ノ内容ハ物動、
 重點主義ヲ強行セント
 企業ノ整理統合、配給
 機ノ整備、資源回收機
 等ヲ爲サントスルモノナリ、

第二 重要物資ノ需給緊急対策
 一 需給問題

特ニ通信當局ト緊密ニ連絡シ戦時最低需給必要
 及物資別需給順位ニ付協議ヲ遂ゲタリ。情況ニ

31.

E 87/
DocP2220

提出先 統監部 武力部 外交部 恩恵部 経済部 審判部	提出者 商工大臣	提出 時機	想定	和年十年 月 日
		實録	八月廿三日 午後	時 分
報告又へ 通知先	(演習官) 職氏名 野見山 勉			

第一 第一回演習記録概要
 物資動員計費及生産力擴充計費實施方針ノ件

第二期ノ處置ニ於テ決定セル方針ノ下ニ實施シツ
 ツアリタルモ其ノ後情勢ノ進展モアリ第五期ニ於
 テ採記ノ件閣議決定ヲミタリ、其ノ内容ハ物動、
 生産共ニ情況ニ即應スル重點主義ヲ強行ヤント
 ルモノニシテ、之ニ伴ヒ企業ノ整理統合、配給
 費ノ整備、資源回收機構ノ設置、總動員法ノ發
 等ヲ爲サントスルモノナリ。

第二 重要物資ノ需給緊急対策
 一 輸送問題

特ニ通信當局ト緊密ニ連絡シ戰時最低輸送必要
 及物資別輸送順位ニ付協議ヲ遂ゲタリ。情況ニ

裏面白紙

裏面白紙

Doc 2228

32

ジテハ第三期 A B E L ヨリノ輸入杜絶ヲ見越セル
特別配給ニ依ル漆上輸入、第四期樺太、北海道、
北支中支方面（石灰、燧石）ヘノ配給増加、第
七期本州四島ニ於ケル石灰燧石ニ際シ樺帆係員ニ
依ル九州東海送等ノ活撥ヲ請ジタリ。

二 勞務問題

厚生省ト連絡シ技術者、勞務者ノ檢出、特ニ適材
適所ノ配置ヲ要望セリ。農林省ニ對シテハ食料配給
ニ特別ノ考慮ヲ要望シ商工省トシテハ勞働能率増
進方法ヲ強化セリ。

三 不足物資補填策

資源回收、在庫品ノ利用、規格統一・消費制限、
使用法合理化、代用品工業ノ振興等ノ諸措置ヲ強
化セリ。

第三 産業界ノ混乱防遏ノ措置

一 価格封鎖

第四期情況ニ基キ米價公定ニ關スル勅令ヲ公布宣
布セリ。

二 中小商工業失業問題

第四期ニ於テ失業問題重大化ノ傾向ニ懸ミ、中小
商工業整理改組ノ措置ヲ採レリ。即チ戰時産業機

等ノ中ニ於テ中小商工業ノ在ルベキ型態及規模、
 茲ニ物價上中小商工業ニ振向ケ得ベキ物資量等ヨ
 リ判断シテ整理改編スベキ業種及其ノ程度ヲ決定
 シ之ニ基キ強力且適切ナル整理改種ヲ行フモノト
 ス。指圖トシテハ政府指導ノ強化ハ勿論、統制會
 其ノ他民間團體ノ活動ノ積極化、國民職業指導所
 ノ擴大強化、更生金庫ノ機能ノ促進、總務員法ノ
 發効ヲ行ヒ尙補償トシテ業者間ノ共助更生金庫ノ
 買上、貸付、政府ノ補償ヲ行フモノトス

三 貿易社絶ニ關スル問題

第五節ニ於テA L Bトノ貿易社絶シタルヲ以テ
 一主トシテ輸出業者及輸出關係業者ニ對シ一左ノ
 指圖ヲ設ゼリ、應急的ニハ融資命令ニ依リ金融ノ
 繰廻ヲ圖ルト共ニ、滯貨ハ買取擔保ヲ指定シテ買
 取ラシム將來ノ問題トシテハ、輸出産業ハ國內向
 及共榮圖向更ニ戦後第三節向トシテ活躍スル爲ノ
 能力ヲ維持セシムルヲ大體ノ方針トス但シ現下ノ
 状態ニ鑑ミ或程度ノ整理ヲ必要トスベシ尙輸入原
 料ニ依ル産業モ自給原料ニ轉換シ得ルモノ以外ハ
 整理スルモノトス。

四 供給運動、価格引等ニ對スル措置。(第六期)

1 統制違反業者ニ對シテハ罰金課給ヲ停止ス

2 統制商品ラシテ輸出員ノ業務取締ヲ強化ヤシム

3 衣料品綜合切符制ノ實施

五 重要産業ノ經營困難化ニ對スル處置。(第七期)

經營困難化ノ各種原因ヲ考慮シ左ノ如ク處置セリ

1 原料材料及勞力ノ配當ノ合理化

2 企業ノ整理統合前項ニ依リ配當ヲ抑制セラレタル等ノ結果經營困難トナルモノハ整理シテ轉業

セシメ又ハ統合シテ困難ヲ脱セシム

3 未働資本、退休設備ノ處理。(イ)優秀企業ニ譲渡

又ハ經營委託ヲ爲サシム(ロ)買上(又ハ投資)ノ

爲ノ特別機關ヲ設置ス但シ(ハ)差當リテハ融資ノ途

ヲ閉ジ政府ニ於テ利子補給ヲ爲ス

4 經營ノ合理化。(イ)原材料等ノ均衡的割當(ロ)原材料

等ノ合理的利用(ハ)勞働能率ノ増進ニ技術ノ向上

(ハ)公開(ホ)規格ノ統一等ヲ促進ス

5 勞賃、運賃等ニ付低物價政策ヲ堅持スルモノト

ス

6 コスト割レ補填策。以上各項ニ依リテモ當コス

ト割ヲ來シテ生産ニ支障ヲ來シ而モ其ノ生産増

裏面白紙

Doc 2228

第四對外經濟交渉問題

強ガ緊急ナルモノニ付テハ
 イ當該物資ノ値上ガ一般物價ニ惡影響ナシト
 認メラルルモノハ適當ナル範圍ニ於テ價格
 ノ是正ヲ認ム(例、絹)
 ロ其他ノモノハ補助金ノ交付其他ノ方法ニ依
 リ採算ヲ可能ナラシム(例石炭)

一 O P T I 對 N 物資難待。(第五回) 民需物資(織
 綿品、陶磁器、雜貨等)ハ或程度供給ス。
 軍需物資ハ對 B 進出ニ役立つモノニ付テハ考慮ス
 ルコトトセリ。

二 D₁ N 交渉。第六期(十一月中旬)ノ D 申入ニ關シ
 B ハ D ニ石油、マンガン、白金サントニン等ヲ要
 求シ、B ヨリハ茶、生糸、セメント、魚粉、ゴム
 錫、キナ(但シ兩万品ニ付テハ確保ヲ條件トシテ
)等ヲ供給シ得ベシト外務大臣へ通知セリ
 第八期(三月末)ノ D 申入ニ關シテハ兩万確保十
 分ナラザルヲ以テ先方申出物資ノ供給餘力ナキ旨
 外務大臣へ申出タリ
 三 對 B 交渉第六期(十一月上旬)ニ於テ對 B 最低要

35

裏面白紙

裏面白紙

Doc 2220

第五

外務大臣へ申出タリ。
求トシテ石油、ゴム、錫其ノ他ニ付品目、数量ヲ

一 第五期(十月中旬)イ)經濟戰ヨリ見タルE確保要
E資源獲得ニ關スル措置。

二 第七期(十二月末)開發除技術者ヲ不敵取先遣セ
リ

三 第八期(三月末)海上交通、作戰狀況等ノ好轉ニ
對シEニ向ケ開發資材ヲ輸送セリ。尙PQ方面
關係施設復舊所要資材ニ付テモ至急準備ス。

四 P Qニ於ケル押収資源ハ遂次移送ヲ開始シ精製
ス。

第六 議會提出法案

第八期(十二月末)通常議會ニ左記法案ヲ提出セ
リ。

空襲保險國營法案

戰時資源管理營團法案

戰時設備利用營團法案

36

裏面白紙

機密

Doc 2228

通知先 報告又ハ	提出先 監督 院	第 期演習監督 其ノ	提出	昭和十年	月	日
			時間	八月廿三日午前	時	分
演習官 氏名	提出者	企業院 總裁				

企業院演習記録

第三期 (昭和十六年八月上旬一同月下旬)

一 前記演習ニ於テ決定セル經費概算ノ全般ニ亘リ再檢討ヲナシ物資、資金、勞務及交通ノ諸項目計費ノ再編成ヲ行ヒ協議ニ提出シ之ガ決定ヲ見タリ

二 統帥部ノ要請ニ基キ對A B E 戦爭準備ノ爲閣議ニ於テ決定セル、前記物助計費ノ修正ヲ行ヒ閣議ニ於テ、決定シ之ヲ政府原案トシテ政府統帥部連絡會議ニ、提出附議シタル虞網材ニ因シ一部修正ヲ行ヒ其他ハ原案ノ通り決定セリ

三 對A B E 戦準備ノ爲閣議ニ於テ關係官廳ニ對シ實施又ハ準備方ニ關シ要望セル事項左ノ通り

37

Doc LHLLO

右ノ内口ハ協議ニ於テ留保ヘルコトナレリ
ハ臨時物資特別輸入促進ノ為特ニ在外公館ノ活動所要
資金ノ融通ニ關スル件
イ統帥部ノ要求ニ基ク不足物資ノ可及的緊急補填対策
ロ經濟政策實施ノ為ノ中程目標ヲ内閣ニ設置スルノ件

四全登院ニ關係ラ有スル左記事項ノ實施ニ關シ關係官廳
ト協議ヲ行ヘリ
イ臨糧食糧對策及食糧生産増充對策
ロ船舶修造計費及造船、船員増強補充策
ハ七月上旬以降ノ動員ニ伴フ勞務動員計費
ニ産業資金ニ關スル處置ノ圓系通貨ノ動搖防止策
ホA B兩國資金凍結令ニ關シ適用ニ伴フB國外國貿易決
済其他國際金融社絶ニ對スル處置
ヘAノ對B申入ノ經濟的價值ノ檢討
トA B E Lヨリノ輸入促進ニ關スル措置

38

第四期（九月上旬―同月下旬）

一統帥部ノ要求ニヨリ現狀勢ヨリ對A B E 戰ニ入ル場合
青島ノ戰争遂行能力ニ關シ所見ヲ求めラレタルニ依リ
國民精神力、造船、物資、資金、勞務等ニツキ能力判
定ヲ行ヒコレガ結果ヲ協議ニ提出決定セラル。

裏面白紙

Doc 2228

39

二 領官通ト協定シタル事以左ノ通り

イ 中小商工業者ノ保護対策

ロ 国債消化及市債維持対策並株式対策

ハ 給付国家官運及送洋既給計費

第五期（十月上旬―十一月下旬）

一 對 A B E 課ノ蒸運消化シテ々費額ノ強化ヲ圖ルノ要アリ

ルヲ以テ輸費削減ノ再検討ヲ行ヒ得ニ供給力ニ關シテ

ハ

イ A B E 課ノ輸入控除

ロ 船運費減ニ伴フ近海送力ノ低下

ハ 燃料力及國內送力ノ能率低下

ニ 増産、増収、府金及 M、O、P 及びヨリノ對日供給

力ノ詰詰ヨリ検討スルト共ニ軍需民需ヲ別別ニ検討

シ計費ノ適正ヲ期シ之ガ結果ヲ簡潔ニ報告セリ、

二 官後働働計費ハ四半別率ニ作製スルコトトシ閣議ニ於

テ決定

三 統帥部ニ提出スル爲對 E 課ノ聯合資源及經濟上ノ見地

ヨリ E 課ニ於テ補供スベキ地點ニ關スル案ヲ企畫院會議

ニ於テ決定シ閣議ニ提出決定ヲ見タリ時ニ石油取得可

能費ヲ調算シ之ニ要スル資材人員等ニ付キ準備ヲ進

ムル機に官運ニ要望セリ

裏面白紙

Doc 2228

四国係官廳ト協議ヲ行ヒタル主ナル事項左ノ通り

イ 株式市場対策

ロ 銀行預金ノ引当及銀行取付ニ關スル處置

ハ 第三國貿易社進ニ伴フ金融的措置及M 國內インフ

レーション傾向ニ關スル対策

ニ 遠洋航路船及被控管船ニ對スル處置

ホ 十一月以降海海上流送計登

ヘ 労働物員交還計登等

第六期（十一月上旬―同月下旬）

一 關係官廳ト協議シタル主ナル事項左ノ通り

イ 技術者不足ニ對スル対策

ロ 軍費用給ニ對スル處置及造船促進策等

第七期（十二月上旬―同月下旬）

一 關係官廳ト協議ニ關シ協議ヲ遂ゲタル主ナル事項左ノ通り

イ 産業金融緩和打崩及年末金融対策

ロ 本州回國ニ於ケル石炭不足ニ對スル處置

ハ 重要産業ノ經營困難化ニ對スル處置

ニ 軍費用給〇〇迄ニ對スル船泊給送力ノ再檢討

ホ 危険海域航行船及商船船隻ニ對スル措置

第八期（昭和十七年一月―三月）

40

41

Doc 2228

一 關係官廳ト協議ラシタル主ナル事項左ノ如リ

イ E、P、Q 方面ニ開發隊派遣ニ關スル事項

ロ E、P、Q ニ於ケル採收物件ノ搬送ニ關スル事項

ハ 軍使用船〇〇宛解致ニヨル燃料運送力ノ檢討

第九號（四月―五月）

一 統帥部ノ安ネニ依リ對 D 報ニ對處スル爲經濟力動員

計畫ノ變化ニ關シ研究ヲ行ヒ之ガ結果ヲ閣議ニ報告

シタリ

二 關係官廳ト協議シタル事項左ノ如リ

1 燃料利益者減少及給與下着者増加ニ關スル對策

2 E、P、Q 出物賣渡送計畫

裏面白紙

第一回總力戦机上演經過概要（拓務省所管）

拓務大臣 石井 喬

第三期（昭和十六年八月）

處置ナシ

第四期（昭和十六年九月）

朝鮮米ノ内地移出不良ナル状態ニ對シ、朝鮮ノ米穀事情ヲ説明シ、之ニ關聯シテ、内地、外地、滿洲、支那等ノ食糧交流ノ圓滑化ノ重要ヲ強調シ之ガ爲強力ナル中央發給設置ノ問題ヲ提議ス
物動修正ニ伴フ中小商工業者ノ失業問題ニ關聯シ外地ニ於ケル要轉業者ノ處置ヲ朝鮮人及臺灣人ト内地人トニ分ケテ説明ス

第五期（昭和十六年十月）

銀行ノ取付問題ニ關シ、外地ニ於ケル金融事情ヲ個別的ニ説明ス
帝國統帥部ノ國家總力集中ニ關スル要望ニ應ヘテ朝鮮ニ於ケル徵兵制度ノ實施並ニ臺灣ニ於ケル特別志願兵制度ノ採用ノ提案、承認セラレ、朝鮮ニ徵兵制度ヲ施行スルノ件ハ同年十二月ニ召集セラ

Doc 2228

42

Doc 2228

レタル重信會ニ於テ可決確定セラレタリ。
又外地ニ於ケル戰時教育對策ノ徹底方ニツキ朝鮮
及臺灣ニ於テ採レル措置ヲ報告ス

第六期 (昭和十六年十一月)
内南洋ニ於ケル米穀不足同運ニ關シ、選信大臣ト
協議シ、配給方承認ヲ受ケタルモ待ニ報告セズ
第七期 (昭和十六年十二月)
内地ニ於ケル食糧事情逼迫、爲朝鮮、臺灣ニ對ス
ル米穀供出ノ要求増大セルニ對慮シ之等地方ニ於
ケル米穀ノ消費規程ヲ強化シテ米穀ノ内地供出ニ
努力セル旨報告ス

對A、B兩院ニ伴ヒ臺灣北部邊界セラレタルヲ以
テ之ニ對スル處置ヲ報告ス

第八期 (昭和十七年一月―三月)
朝鮮ニ於ケル食糧規程ノ強化ト内地移出米穀ノ増
大ニ伴ヒ朝鮮農民ノ困ニ不穩ナル情勢アリタルニ
對シ其ノ處置ヲ報告ス

第九期 (昭和十七年四月以降)
戰線ノ進行ニ伴ヒ、農村ニ於ケル勞力不足ノ益々
甚シキニ伴ヒ滿洲移民ノ供出困難ニ陥リタルニ對

43

44

Doc 2228

シ、其ノ國家的差違ヲ強辯シ之ヲ強行繼續スル事
ニ決定セリ。
昭和十六年七月三十日附ヲ以テ第一委員會委員ヲ命
ゼラレ占領地ノ統治ノ研究ニ當リ領領印度方面ヲ坦
當研究セリ、其ノ中間ニ於テ領領印度ノ經濟的價值
ニ關シ報告ヲ提出セリ。
尙内地ニ左述セル問題ニシテ大小ノ差コソアレ外地
ニ影響ヲ及ボスモノ相當ニ多ク（例ヘバ物動勞力ノ
問題等）之等ニ對シ一々處置ヲ提出スルハ人教、智
識等ノ關係ヨリ到底不可能ナルヲ以テ諸狀況中特ニ
外地ニ關係アルモノノミニ就キ處置ヲ提出セリ。

裏面白紙

裏面白紙

Doc 2228

第 期演習處置書 其ノ	提出先	統監部、武力殿、外交殿 思想殿、經濟殿、森野部	提出者	大 蔵 大 臣
	報告又ハ 通知先		(演習官) (職氏名)	
		提出時	昭和十 年 月 日	
		(實時)	八月二十三日午 後 時	

第一回總力戦机上演習経過記録

第二期 (昭和十六年七月)

青國政府總力設計畫ノ一部トシテ財政設計畫ノ方針ヲ決定セリ、其ノ要旨左ノ如シ

一 所政ノ國民經濟ニ於ケル地位ヲ確立シ國家財政ヲシテ資金ト物資トノ供給ノ適合ニ依リ惡性インフレーションノ招來ヲ回避シツツ軍需設備ノ充實ト國防生産力ノ擴充強化ニ集中セシムルヲ本旨トス

ニ 國家財政ヲ計畫化スルコト

三 租税ハ財政上ノ所要ニ應ズルノミナラズ戰時ニ於ケル購買力ノ吸收、並ニ産業、國民生活等トノ調劑ヲ考慮シテ之ヲ決定ス

45

Doc 2228

46

以銀ナル以入公債ニ依ル混然タル貸出予貸ノ
 程度ヲ達ケ公債發行額ヲ極力縮減スルト共ニ公
 債ノ消化ニ中心ヲ置ク金融政策ノ採用ヲ期ス
 右ノ方針ニ依リ企畫院ノ修正融資委員會ヲ照
 應シテ昭和十六年度中ニ支費可能ナル五等費
 (一) 議會計及議院合計) ヲ百二十五億圓(企畫
 院發給融資計畫ニ於テ八百七十億圓)ト決定シ
 行政府ヲ八億圓削減スルコトトシテ實行豫算ヲ
 編成ス

第三節 (昭和十六年八月)

昭和十六年八月日國ヲ環ル國際情勢ノ緊迫ニ
 ノ對シ資金凍結令ノ發布、國內金融市場ノ混亂等
 ノ状況ニ左ノ措置ヲ期ス(八月七日閣議)

- 一 産業資金ニ關スル處置
- (イ) 臨時資金預置法其ノ他ノ專業法ノ認許可ヲ一時停止ス
- (ロ) 株式市場對策トシテハ協同證券ニ依ル主其株式ノ取引的買入、金融機關ノ賣却自働等ヲ禁止ス
- (ハ) 追償市場ノ沈滞打斷ノ爲ニハ追償信託ノ組織シ國ノ社債消化計畫ノ進行、政府資金ニ依ル

裏面白紙

引受額ノ増額、社債金額ノ円滑化、シロノ前
貸金ノ額上、社債發行會社ノ資金調達方法ノ
再検討等ヲ行フ

(二) 金融機関ニ對シテハ政府資金、貸出ノ限上ト
正格ナル募集資金ノ金融不圓滑化ノ回避ヲ要
求シ又冬金融機関ト日保トノ資金確保ノ緊密
化ヲ促進ヲ圖ル爲メ臨時基金ニ付テ時限貸
金、設備ノ募集資金ニ付テ貸付命令ヲ考慮ス

ニ A B 兩國資金凍結令發動ニ付テ國際金融救済ニ
對スル措置

(イ) 各國トノ決済ヲパートナー間ヲ差控トスル個別
的清算規定締結ニ其ノ方向ヲ定メ併ニ東亞共
榮國內ノ各國ニ對シテハ其ノ相互間ノ收支狀
態ヲモ考慮シ且國ヲ中心トスル多角的綜合的
決済方法ノ導入實現ニ努ム

(ハ)(ロ) A B 兩國ハ緊急ノ成行ニ要スノ外ナシ
且國際ハ且國際ヘノ送還資金ノ利用ニ依ル當
該國切實輸入手當ヲ急キ可及的ニ清算規定ノ
締結ニ努ム

(ニ) B ニ對シテハ口條輸入ノ均等ヲ圖ルト共ニ B
ノ共榮國內各國トノ貿易収支ヲ考慮シテ多角

裏面白紙

Doc 2228

48

的決濟方法ヲ請ジ結局文據送付ヲ生ゼル場合

ハイヤマークセル金ニ依リ決濟ス

(ホ) I G 關係ニ付テモ清算協定ノ締結ニ努カス

(ハ) F T 關係ハ不存清算協定ニ依ル決濟可能ナル

ガ T ニシテ強キ要求アラバ金ノイヤマークノ

方法ニ依ルモノトス

三 國系通貨協防防止對策

(イ) M 國通貨ニ付テハ切便利等ニ對スル統制強

化、資金統制法ノ強化、産業五ヶ年計畫ノ展

本の改訂、生活必需品ノ自給自足、貯蓄奨励

ノ徹底等ノ方策ヲ講ゼシムル様 M 國ト連絡ス

(ロ) 北 O 關係ニ付テハ重寶放出額ノ累積、外國

為替調整制度ノ復元ニ依ル M トノ切實交流

ノ促進、内地綿業ノ北 O 移轉ニ依ル綿製品生

産ニ依ル聯領同敷、R トノ間ノ協定強化等

ヲ講ズ

(ハ) 中兩 O 重寶ニ付テハ現在ノ幣價ヲ強化繼續ス

ルト共ニ M ノ第三國向輸出社總ニ依ル協定ノ

擴張輸出、重寶放出額ノ抑制、共榮國內各國

トノ切實交流ノ促進等ノ方策ヲ講ズ

以上日本銀行總裁、企畫院部長ト連絡、諒解ヲナセリ

Doc 4228

49

第四期 (昭和十六年九月)

九月ニ入ルヤ、公債消化率ハ漸次悪化シ三分半公債市價ハ發行價割レヲ左シ証券相場亦漸高ノ傾向ヲ迎リツ、アルヲ以テ公債消化及市價維持對策並ニ株式市場對策トシテ左ノ措置ヲ講ズ(八月十一日閣議)
一 公債消化促進及市價維持對策

日本銀行總裁ト協謀ノ結果不取日銀ヲシテ各銀行ニ對シ個別的ニ公債ノ買入ヲ懇諭シ又左保筋違賣ノ公債、救済、又ハ與銀、正金ヘノコール放出ヲ求メ、更ニ市價維持對策トシテ日銀證券ノ三分半國債買出動、小口買物ノ各証券業者ノ取進ヲ手配スルノ外金融機關ニ公債取引自責決議ヲ行ハシメ大口賣方ニ對シテハ個別的ニ警告セシムル様當徑ス

ニ 株式市價對策

日本銀行總裁ノ買出動ヲ繼續セシムルト共ニ株價ノ公定ニ關スル勅令ヲ(總動員法第十九條)立案九月二十五日公布即日實施ス其ノ要旨ハ株式取引員ノ株式取引價格ハ主務大臣ノ定ムル最低又ハ最高(最高ハ當分適用セズ)價格ヲ超エテ行ヒ得ザルコトトスト同時ニ會社ノ所有株式ニ付テモ前項ノ評價額以下ニ評價シ得ザルモノトセルモノナリ

第五期 (昭和十六年十月)

×ム間ノ開戦ニ伴フ國際情勢ノ推移ハ本ノ戰事不
可避ヲ思ハシメ株式市場ハ慘落シテ半恐慌状態ヲ
呈シ又預金拂戻制限ノ風評ニ大銀行以外ハ一齊ニ
取付ニ金ヲ不至レルヲ以テ株式市場立直及銀行預
金引出停止ニ依ル金融界ノ安定恢復ハ焦眉ノ急務
トセラルルニ至レリ、依テ十月上旬取急ギ左ノ措
置ヲ講ゼリ (八月十三日提出)

一 株式市場対策

不取敢大藏商工兩大臣ヨリ株式ノ最低價格ハ更ニ
之ヲ引下ル意思ナキ事ヲ聲明スルト共ニ協同證券
ニ防限買ヲ命ジ、政府ノ購入援助ノモスチュアー
トシテ協議ヘ新ニ五千万圓ノ融資命令ヲ發動ス
ニ銀行取付対策

(イ) 銀行預金引出制限ノ風評ニ對シテハ大藏大臣談
ヲ以テ之ヲ否定スルト共ニ、銀行ノ基礎ニハ不
安ナキヲ以テ積極的ニ貯蓄運動ニ協力スベキ旨
ヲ要請ス

(ロ) 日銀ヲシテ迅速ニ無制限貸付ヲ開始セシメ又各
支店、代理店ニ至急充分ナル兌換券準備ヲ行ハ
シム

(ハ) 金融機關ニ對シテハ預金引出要求ニ對シテハ即
時之ニ應ズベク日銀ハ無制限貸付ニ依リ支持ス

裏面白紙

Doc 2228

51

ベキ旨並ニ特ニ此ノ際貸出ノ回収ヲ行ヒ産業金
融ノ振興ヲ如フルコトナキ様通牒ス

(ニ) 取引、預金引出運動ニ關スル記事ハ益々不安ヲ
緩化セシムル俟アルヲ以テ差止ルコトニ情報局
ト打合せタリ

(ホ) 日銀ヨリ右各項ノ措置ヲ開始セル旨報告ニ接ス
右ノ外第三回向導出社編シ關係方面ニ甚大ナル打撃
ヲ與ヘツツアル状況ニ鑑ミ特ニ左ノ措置ヲ講ジタリ
(八月十四日提出) 又日圓イレフレ傾向ニ依ル換劔
運動ニ付テモ對清事務局長ヨリ申入アリタルヲ以
テ之ニ對スル對策ヲ要望セリ

一 第三回貿易社總ニ伴フ金融的措置

(イ) 商工省ト連絡シ貸出補償法ノ運用ニ依リ損失ヲ
補償ス

(ロ) 融資買収金ニ對スル金融機關ノ協力、爲替銀行
ノ同意ニ依リ阻止、貸出關係産業ヘノ金融的援
助ヲ行フ

(ハ) 通貨ノ日圓ヘノ爲替貸出ニ伴フ日圓資金
ノ調達ニ付援助ヲ爲ス

ニ日圓インフレ對策

(イ) 日圓政府ニ對シ貯蓄獎勵運動ノ展開、金融機關
ノ整備擴充ニ依ル進資ノ振收、土着商業資本ノ
産業資金化、大規模ノ影響、修正五ヶ年計畫ノ

Dec 2228

52

銀行ト資金統制法ノ運用強化ヲ冀望ス

(ロ) 且ニ於テモ第三國向輸出増進化ノモヘノ爲著ト
之ガ爲必要ナル國資金(短期クレディット)ノ
供給ヲ考慮スルト共ニ且ノインフレノ内地ヘノ
波及ヲ防止スル爲爲管理ノ強化、輸出入品價
格變動防止ノ措置ヲ講ズ

爲ホ食糧貯蓄政策、對第三國貿易社經ニ伴フ新出品
對策等ヲ對策、重要物資同收購策、宣傳費等ノ爲第
二預備金ヨリ合計七千九百五十萬圓ヲ支出セリ

第六期(昭和十六年十一月)

一世上一致ニインフレ人氣瀰漫シ換物運動起リ經濟
統制違反續行ニ對シ警察及司法當局ノ取締不能ノ
狀況ナルモ特ニ新ナル措置ヲ爲サズ專斷ヲ辭ス
ルト共ニハ金融界ハ平穩ナリ、開戦時ノ金融界
ノ動搖防止對策ヲ豫メ準備シ、爲ホ經濟統制違反
ノ重要的取締ヲ警察司法兩當局ニ要望シ特ニ警察
官増員ノ爲第二豫備金 三百二十萬圓ノ支出ヲ決
定セリ(八月十五日提出)

二十一月下旬公債消化狀況依然參々シカラザルモ對
ニ武力進出ニ伴フ金融界ノ荷重ニ加ヘテ年末ヲ控
ヘテ金融緩和ヲ生ズル惧モアリ特ニ積極的ナル公
債消化促進策ヲ講ズ明年年度豫算ニ付テハ官廳專
邊ノ大整理ヲ行ヒ物動計畫ニ照應セル豫算タラシ

裏面白紙

Doc 2228

53

メ一級合計及臨軍ノ合計ヲ本年度実行豫算程度ニ
 照準スル方針ノ下ニ定定スルコトトセリ
 預ホ一級預算力ノ取收ノ見地ヨリ相當大額ノ増収
 ヲ行ヒ又十一月三十日夜半短草値上(全般的ニ平
 均二割)ヲ觀察スハ以上八月十六日(出)
 臨時豫算ニ主ノ豫算案及臨法案ヲ提出セリ(八月
 十六日(出))

- (イ) 一級合計豫算追加案 一〇〇三百万圓
- (ロ) 臨軍合計豫算追加案 五〇〇〇
- (ハ) 朝鮮、臺灣等特別會計豫算追加案 一三
- (ニ) 政府出資特別會計豫算追加案 三〇〇
- (ホ) 船舶國家管理 二〇〇
- (ヘ) 特種ノ爲ノ豫算外契約案 一五〇〇百万圓
- (ト) 公債發行ニ關スル法律案 臨軍、一級會計 合計 五〇一〇百万圓
- (チ) 船舶國家管理特別會計法案
- (リ) 臨時豫算ノ爲ノ各税法中改正法律案
 平均増徴率 平年度増徴見込 昭和十六年度増
 徴見込
 直接増徴額 三三三 八八三百万圓 二九二百万圓
 間接増徴額 八四四 五八〇 一九三
- (ヌ) 臨時金融會社法案
 臨時ノ産業金融ノ圓滑化ヲ圖ル爲資本金五億圓
 (内三億圓ハ政府出資)ノ臨時金融會社ヲ設立

裏面白紙

Dec 22 28

シ自家の専業ニ對スル積極的投資、建修、未
 償設備ノ買収、轉讓ノ爲メ金融、公社債券式金
 融及租税ノ控入、金融市場ノ調節等ヲ行ハシム
 (ル) 日本銀行特別積立損失、積償法
 戦時勃發時ニ於ケル金融會ノ困難ニ對處スル爲
 向フ一年半、十三億圓ヲ限リ特別損失積償ヲ行
 フ

第七期(昭和十六年十二月)

戦時經濟ノ進行ニ伴フ諸條件ニ基ク産業經營ノ困
 難増嵩ニ對シ蓄積ノ産業金融對策並ニ年末金融對
 策ノ爲メ不取敢左ノ措置ヲ講ズ

一 産業金融復舊打開策

未償資産ニ依リ經營困難ヲ來シタル會社ニ對シ日
 係ヲシテ特種ノ道ヲ開カシメ、未償資産、建修設
 備ノ組合ニ於ケル登錄債ニ依ル金融ノ回庫補給、
 經營ノ合理化、整理内容ノ適正化同系會社ノ合併
 等ヲ講ズルト共ニ、金融機關ノ貸出回收ヲ自意セ
 シム。猶ホ手形割引同遊ニ依ル現金取引化ノ傾向
 ニ對シテハスタムブ手形制度ノ採用ニ依リ手形信
 用ノ流通恢復ニ努ム

ニ 年末金融對策

年末金融ニ付テハ政府資金供給計畫協議會ニ於テ

54

Doc 2228

55

裏面白紙

政府資金ノ撥充ヲ簡縮シ、領全部資金ノ放出、正
 金、與保ノコール収取高ノ抑制、日銀ノ市中銀行
 ヲリノ更長係付面償買入ニ依り資金ノ潤滑ナル
 供給ヲ圖ルト共ニ資金調整法ニ於テモ計畫的ニ長
 期資金需要ノ調整ヲ圖ルコトトス
 十二月下旬北九州地方ニ空襲アリ又農村方面ニ於ケ
 ル運送策ノ要望アリ、之ニ圖シ左ノ如キ處置ヲ講ズ
 一 八月十八日提出

一 空襲対策
 地方公共団体ノ復舊救護事業ニ對スル預金部資金
 ノ貸付、庶民金庫、商組中金ノ貸出ニ對スル援助
 ナシ又金融機關ノ復舊資金貸出ニ關スル許可申
 請ニ對シ特別ノ取扱ヲ爲セリ
 一 農村運送事業費ノ爲ノ第二準備金支出

一八〇千圓

第八期（昭和十七年一月乃至三月）

一 一月二十五日空襲ノ東京空襲アリ 被害相當書
 大ナルモノアリ

- 依テ至急左ノ如ク處置ス（八月二十五日提出）
- (一) 大蔵省一部爆撃ニ付テハ道カニ善後處理ヲナス
 ト共ニ職員一同ノ精神昂揚ニ努ム
 - (二) 損失銀行ノ業務處理、損失銀行關係ノ手形交換
 ノ延期、金融界ノ動搖防止ニ付テハ日銀ト協力

Doc 2228

56

シテ違カニ違宜ノ處置ヲ爲ス
 (一) 警察官廳ノ復舊費、地方公共團體ニ對スル
 復舊救護費ノ補助ニ付テハ追加豫算ヲ提出シ、
 従價ノ状況ニ依リテハ減免額ヲシテ方針ニ決ス
 茲ニ預金部ヨリ復舊資金トシテ低利資金ヲ放賜
 ス
 二 通商聯合ニ左ノ諸案件ヲ提議セリ
 一 八月二十日發

- (一) 昭和十七年度一般會計總豫算案
 - (二) 臨時軍事費特別會計豫算追加案
 - (三) 各公債發行ニ關スル法律案
 - (四) 各特別會計昭和十七年度豫算案
 - (五) 昭和十六年度追加豫算案 (一般會計及特別會計)
 - (六) 豫算外臨時ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件
 - (七) 空襲保險特別會計法案
- (註) 一般會計及陸軍會計昭和十七年度豫算案

新設公債發行額	八三〇〇〇百万圓
專賣金	三三〇
國債及國庫券入額	一六〇〇
發行總額	一、〇〇〇百万圓
國債發行額	二、五〇〇
國債及國庫券入額	一、六〇〇

裏面白紙

Doc 2228

57

(ハ)

日本銀行條例中改正法律案
(イ) 現在日本銀行ニ於テ行ヒツツアル業務ノ明文
化

(ロ) 政府保證債券ノ所有ヲ認ムルコト

(ハ) 業務ニ對スル制限規定ノ部分的改廢

(ニ) 株主總會ノ權限縮少

(ホ) 營業年限ノ延長

(ル)

災害地租稅減免法案
災害地ニ對スル租稅ノ減免ニ關スル權限ヲ政府
ニ委任ス

(六)

金融團體法案
強力ナル金融統制ノ實施ニ協力セシムル爲金
融機關ヲ日銀ヲ中心トシテ全國金融統制會、業
態別金融統制會、地方金融協議會ノ三個ノ組織
ニ結成シ同業連帯、一体的機能ノ發揮ヲ實現シ
此ノ組織ヲ通ジテ資金運用ノ統制、金融業務ノ
健全整備、金融ト産業トノ關係ノ緊密化等ノ實
現ヲ期スルモノトス

(七)

租稅證券法案
國民貯蓄ノ増強ニ資スル爲租稅證券ヲ發行シ分
類所得稅納付者ニ對シ所得ニ應ジ一定金額ノ租
稅證券ヲ制當額割入セシメ五年間割當後租稅

裏面白紙

Doc 2228

前付、郵便貯金、ノ繰込ニ使用セシム

ニ農村匡救対策トシテ産糧中金ノ活動ニ依ル農村債
券ノ期限延長ヲ行ハシムル外北國京北方水害追ニ
對シ向フ一々年租稅ノ免除ヲ爲ス旨ノ勅令ヲ公布
ス(八月二十日提出)

ニ新年ト共ニ公債消化策ニ力點ヲ置キ積極的貯蓄奨
励運動ヲ展開ス(八月二十日提出)

第九期(昭和十七年四月乃至八月)

一 臨時金融會社、金融統制會ハ何レモ設立手續完了
ヲ見、六月頃ヨリ活動ヲ開始セルヲ以テ、此ノ金
融統制組織ノ運用ニ依リ強力ナル金融統制ヲ實施
シツツ緊迫セル情勢ニ對應スル萬全ノ策ヲ準備ス
(八月二十二日提出)

ニ金融界ハ一應落着キヲ見セツツアルヲ以テ之ニ對
シテハ新ナル措置ヲ講ゼズ、唯外代^{外代}入代金決済
ノ遅滞ヲ來セルヲ以テ日本銀行總裁ト協議シ左ノ
處置ヲ講ズ(八月二十二日提出)

(一) 對^外關係

昭和十六年度分轉入代金中延拂期間超過セル分
ニ付必需物資ヲ輸出決済シ昭和十七年度分ニ付テ
ハ豫メ支拂條件ノ緩和ニ努ム

58

裏面白紙

59

Doc 2228

(一) 封 T 關係

N T 間ノ決済方法ニ付金ノイヤマークヲ考慮シ
來レルモ、イヤマークハ目録セズ、必要ニ應ジ
金ヲ輸出シテ決済ス

右各期ニ於テ處置シタル事項ハ何レモ目録ニ報告シ
目録決定ヲ要スルモノニ付テハ決定ヲ遅タル後統監
部ニ提出セリ、ハ各項括弧内ノ日付ハ處置書提出時
日ナリ

裏面白紙

67

Doc. 627

No.

大	臣	大	臣	大	臣	大	臣
房	官	臣	大	臣	大	臣	大
了	了	了	了	了	了	了	了
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和	和	和	和
年	年	年	年	年	年	年	年
十	十	十	十	十	十	十	十
一	一	一	一	一	一	一	一
十	十	十	十	十	十	十	十
三	一	一	一	一	一	一	一
日	日	日	日	日	日	日	日
(裁	決	行	決				
覽)	回	後	後				
長	局		長				
長	課		長				

大臣		大臣		大臣	
委		委		委	
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	
次官	次官	次官	次官	次官	次官
委	委	委	委	委	委
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	
副官	副官	副官	副官	副官	副官
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	
書記官	書記官	書記官	書記官	書記官	書記官
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	
局長	主務	局長	主務	局長	主務
(高)		(高)		(高)	

政務次官 同付決裁 前選帶 兵總 陸支密受第一一五二號 主 交換器

決行(決裁後) 同覽課名 起元應(高) 兵器局銃砲課

局長 局長 局長 局長

局長 局長 局長 局長

局長 局長 局長 局長

27

Doc. 627

No.

大臣委					局長 (高)		次官 (川)		高給 (川)		副官 (川)		主務課長 (高)		主務課員 (高)		書記官 (高)		事務副官 (高)		官房御用掛 (高)		事務課員 (高)		書記官 (高)		事務副官 (高)		官房御用掛 (高)	
銃 甲密第 三六三 號					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
昭和 十年 十一月 十三日					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
昭和 十年 十一月 十一日					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
昭和 十六 年十 月十 一日					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
昭和 十年 十一月 十一日					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
昭和 十年 十一月 十三日					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
連 長					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
課 長					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
軍 事					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
主 計					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
機 械					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
増 田					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	
福					局長		次官		高給		副官		主務課長		主務課員		書記官		事務副官		官房御用掛		事務課員		書記官		事務副官		官房御用掛	

政務次官 同付 決裁 直連帯 兵總
 參與官 陸支差受第一一五二號
 主 交換 器
 決行(決裁)後 同覽 課長
 起元廳(録)五 兵器局銃砲課

裏面白紙

裏面白紙

陸支密

副官ヨリ陸軍兵器本部次長へ通牒

Doc. 627

十一月七日附陸支密第三八八八號ニ依ル準備兵器ハ
別表ノ通各交付地ニ於テ各部隊ニ交付方取計ハレ度
依命通牒ス

追テ費用ハ臨時軍事費令達豫算内支辨ニ付
申添フ

陸支密第四〇〇四號 昭和十六年十月十二日

陸支密

副官ヨリ第十六師團 第五十五師團

第五十六師團 參謀長へ通牒

別紙其一、其二ノ兵器ヲ別表ノ通交付セラルルニ付
承知セシレ度依命通牒ス

陸支密第四〇〇四號 昭和十六年十月十二日

No. 2

No. 3

頁四五第

命

軍事

Doc. 627

閱

極秘 陸軍省 陸支密受第一〇五七八號

大本營 參謀部 第四〇九號第三

佛印ニ出張スル將校ノ身分秘匿ニ関スル件通牒
昭和十六年十月十五日 大本營陸軍參謀部總務部長

若松 只一

印

陸軍省副官 川原直一殿

「あ」號作戰ニ関スル全般の企圖秘匿ノ爲当分ノ間新ニ
佛領印度支那ニ出張スル將官・參謀要員等ハ特別ノ場合ノ
外私報ヲ用ル等其ノ身分秘匿ニ関シ配慮煩度通牒ス
通牒先 陸軍省 教總 航總 船輸司

結

裏面白紙

No. 4

Doc. 627

丙	丁	丙		戌	壬	区
		へ	不			
十一月十五日	十一月十五日	十一月十三日		十一月十二日		交付期日
第十六師團	第五十五師團	第十六師團		第五十六師團	第五十五師團	交付部隊
						摘要

別表 官房控

第十六師
 第五十五師團
 第五十六師團
 陸軍大臣本部

裏面白紙

樞密 別紙其一 官房控

内地ニ于交付スルキ物號武器彈藥品目員數表

第十六師團
第五五師團
第五六師團

品	区	分	丙	丁
荷札符號	自見ニ未テ	自見ニ未テ	自見ニ未テ	自見ニ未テ
交付(船舶搭載)期	廣島	門司	名石屋	大阪
交付準備完了期日	十一月十日			
	島	宇		

九四式輕迫撃砲									
三八式步兵銃	一八〇								
九六式輕機関銃	二								
八九式重擡彈筒	二								
十年式擡彈筒	二								
三八式銃突包	一四〇〇〇〇	七二〇〇〇	四六〇〇〇	二一六〇〇	一五五〇〇	五七〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
十四年式拳銃突包	六〇〇	四〇〇	三三〇	二四〇	一九三〇	五〇	三三〇	三三〇	三三〇
九七式手投榴彈	二四〇〇〇	一七三〇〇	二四〇〇	五八〇	三三八〇		四〇	四〇	八〇
八九式重擡彈筒	三〇〇〇	一三三〇〇	八三〇	四七〇	二六八〇	三〇	一五〇	一五〇	三三〇

Doc. 627

No. 5

裏面白紙

No. 627 Doc.

No. 6

品目	荷孔符號				品目	荷孔符號			
	廣	島	門	司		名	古	屋	大
九二式 九二式普通實砲	五五〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	九二二,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一五,〇〇〇
重機関銃 九二式機関銃	七二,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	一七,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	二,四〇〇
九七式 九九式普通砲		三五,〇〇〇			二〇,〇〇〇				
九二式 九九式榴弾	三〇,〇〇〇	四七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一六六,〇〇〇	五三〇,〇〇〇		七〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
九四式 榴弾	八四,〇〇〇	八四,〇〇〇							
九四式 榴弾	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一五,〇〇〇		四三〇				二〇,〇〇〇
九四式 榴弾		二二〇			五〇〇				
九四式 榴弾		一一〇			一,〇〇〇				
九四式 榴弾	二六〇	一六七〇	一,四六〇	一,四六〇	五〇,八〇〇				一一〇
九四式 榴弾					三,八〇〇				

裏面白紙

Doc. 627

No. 7

手投瓦斯瓶	九九式破壊筒	九八式中あか筒	水上発煙筒	傘射発煙筒	十一年式信號筒	手投火焰瓶	戦車地雷	九一式小銃彈藥筒共	八八式七種野戰射砲	改造天衣身砲	山砲	九四式榴彈藥筒	同榴彈藥筒
1000	400	1000	2000	4000	800	900	500		4000		1000	16000	
1000	400	1000	1000	3300	800	900	500		12000	8000			
500	300	4000	500	2000			500			7000			
500	100	1000	500	1000									
2000	600	14000	1000	4000			10000	15000	50000	15000			9000
500	100	1000	500	1000									
500	100	1000	500	1000			500						
500	100	1000	500	1000			500						
1000	2000	4000	1000	3000			500				5000	2000	

裏面白紙

No. 8

Doc. 627

No. 8		Doc. 627										内地ニ于交付スルガ號器材品目負数表						
品名	数量	九三式小銃	九五式清函	九六式清函	九一式清函	九二式電話機	九三式小銃	九四式小銃	九五式小銃	九六式小銃	九七式小銃	九八式小銃	九九式小銃	其他	甲	乙	丙	丁
九三式小銃	六	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					
九五式清函	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四					
九六式清函	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四					
九一式清函	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三					
九二式電話機	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三					
九三式小銃	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三					
九四式小銃	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					
九五式小銃	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六					
九六式小銃	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
九七式小銃	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五					
九八式小銃	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三					
九九式小銃	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					
其他	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六					
甲	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三					
乙	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					
丙	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					
丁	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					
合計	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇					

裏面白紙

No. 9

Doc. 627

修理用油	自動車	軽修理用油	我車用 エンジン油	我車用 トランス油	ドス天用 スポン	揮発油用 ポンプ	グリース	歯輪油	自動車用 モーター油	揮発油	品目		内地より交付するもの別 燃料油
											白地 赤	白地 赤	
		組	一八〇立 二〇〇立	一八〇立 二〇〇立	五	五	四	六〇	四〇〇	一八〇	高島	白地 赤	五
	一		三〇	二六	五	五	八	三	四〇〇	一〇	門司	白地 赤	五
					五	五	七	九	四〇〇	一九〇	名古屋	白地 赤	丙
			三〇	二〇	六	六	四	一	四〇〇	一八〇	大阪	白地 赤	丙
					三	三	二	八	三〇〇	二四〇	廣	白地 赤	丁
					三	三	四	一	八七	二四〇	島	白地 赤	丁
					三	三	二	八	五四	二四〇			
					二	二	一	三	六六	六六			

極致

裏面白紙

Doc. 627

No. 11

重機部											三八式											三年式銃										
引鉄軸	整度器止環	撃基止環	全小	全ば	造子	銃子針	整度器	彈度	彈倉	彈倉	駐筒	全ば	撃基	三年式銃	銃	目	頁	数	兵隊修理部品目頁数表													
一〇	五〇	五〇	一〇	二〇	二〇	五〇	五	一〇	五〇	二〇	一〇	五〇	二〇	一〇〇					揃													
																	要															

別紙 属表

裏面白紙

Doc. 627

No. 12

● 二式 重機筒銃		● 九六式 軽機筒銃										● 十四年式 擲彈筒銃		● 八九式 重機筒銃		品目	頁数	備考
積	全	在	撃	子	丹	馬	撃	迷	門	活	支	擲	拳	今	引			
桿	子	筒	子	基	基	奇	子	倉	基	何	子	塞	の	基	基	止	環	
五	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇	五	一〇	二〇	三〇	一〇	一〇	五	二〇	六	五	一〇	五〇		

裏面白紙

E 872

Doc P 627 (cont)

22

「ワシントン」文書局 第 第
 監 察 部 第 第
 監 察 部 第 第

典拠及び公正ニ臨スル証明

余、石從衆難ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文書録々員トシテ、日本政府ト公約關係ニ在ルモノナルコト、該ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、十五ヨリ成ル、千九百四十一年ノ昭和十六年十一月十一日附、下記姓名、即チ傷印ニ出張スル若校ノ身分程ニ歸スル旨通知及兵部交附ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

Handwritten notes in a vertical column, partially obscured by a white sticker. The text is difficult to read but appears to be a list or record of names and dates.

ノ底邊所存ノ公式名簿ヲモ特記スベシ 監算官

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月十六日

東京ニ於テ署名

監該官吏署名 石 橋 兼 雄

右ノ者ノ公約資格 第一復員局文書録々員

監 人 中 村 貞 吉

E 872

Doc P 627 (cont)

22

ワシントンレ文書局
陸 際 査 察 部 第 三 課

真鍮及び公正ニ關スル取調

余、右取調難ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一復員局文書課々員トシテ、日本政府ト公約關係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官更トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、十五戸ヨリ度ル、千九百四十二年ノ昭和十六年十一月十一日附、下記姓名、即チ傷印ニ出張スル將校ノ身分秘匿ニ關スル件遺照及兵器交附ノ文書ノ保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ録ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ録及ビ又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ録ニ於ケル該文書ノ底規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ) 陸軍省

千九百四十六年/昭和二十一年/十月十六日

東京ニ於テ署名

陸軍省 文書課長 石橋 兼 雄

右ノ者ノ公約資格 第一復員局文書課々員

證 人 中 村 實 吉

裏面白紙

Doc 627 (cont)

2.

公式入手ニ付スル證明

余、2nd LT BRIO V FLETCHERハ、余ガ聯合國兵高階隊官
總司令部ニ附任アルモノナルコト、並ニ上記姓名ノ
文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官頁ヨリ入
手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年/昭和二十一年/十月十六日

ニ於テ署名

氏 名

BRIO V FLETCHER 2nd LT
A U S

右ノ者ノ公的資格

INVESTIGATOR I P S

證 人

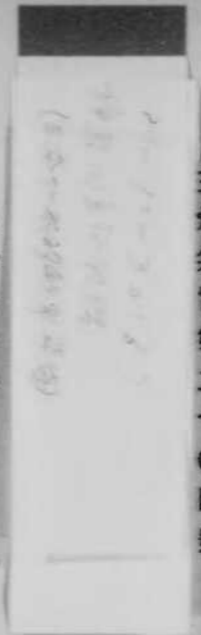
E 893
P630A

秘電報譯 一月一日 三時三十分發着

發信地 南京

次官宛 發信者第三飛行集團長

三飛集團第二七〇四號



明十五日早朝南京出發南
以降西背ニ駿斗司令部ヲ

開設セラル

二、南京ニハ參謀長以下所要幕僚ヲ殘置テ空中部隊
集中及船舶輸送ノ處置ニ任セシメラル

(終)

E 873
P630A

秘電報譯 一月一日 一時三十分發

發信地 南京

次官宛 發信者第三飛行集團長

三飛集電第二七〇四號

一、集團長へ所要恭候從へ明十五日早朝南京出發南
部印度支那ニ至リ十六日以降西背ニ機斗司令部ヲ
開設セララル
二、南京ニハ參謀長以下所要恭候ヲ發信者空中部隊
集中及船泊輸送ノ處置ニ任セシメララル

(終)

裏面白紙

證明書

國際檢察部 第六三〇一A号

典據及び公正ニ関スル證明

余、石橋カネオハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ第一
復真局書記トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノ
ナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル
老頁ヨリ成ル千九百四十一年ノ昭和十六年ノ十一月十四
日附、下記題名、即チ軍隊輸送ニ関スル電報ノ文書
ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び文書ガ日本政府ノ公文書ナル
コト、茲ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及び綴
ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番号又ハ引用
其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規外ノ在、
公式名稱ヲモ特記スベシ)

第一復真局(元陸軍省)

千九百四十六年ノ昭和廿一年八月廿二日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 石橋カネオノ署名捺印

右ノ者ノ公的資格 書記

證人 小林シテジノ署名捺印

公式入手ニ関スル證明

余、リチャードエッチラーシユ RICHARD E. LARSH、余ガ

聯合國最高指揮官總司令部ニ関係アルモノナルコト、

茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署

No 1

630A

No 2

630A

右官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。
千九百四十六年ノ昭和廿一年ノ八月廿二日

東京ニ於テ署名

氏名 欄 RICHARD. I. LARSH / 署名 /
リチャード・イー・ラーシュ

右ノ者ノ公的資格 調査官
證 人

少尉 W. A. CURTIS / 署名 /
ウィリアム・アーサー・カーティス

裏面白紙

No.1

E874A Doc 24 p6 28 A

四月十七日

信

波集團司令部

交通

平吉

前衛

井上

星野

清

波集團戦時月報(甲)

第四號

昭和十九年十一月

Handwritten text on a vertical strip, possibly a name or title.

軍事

甲斐

陸軍省

陸軍省 受領 第九號

陸軍省 17.4.3

長木

陸軍省 17.4.8 100 交通課

陸軍省 17.4.6 21 前衛課

陸軍省 17.4.4 174 軍事課

Handwritten signature or initials.

157

No. 1

四月十七日

括

波集團司令部

交通

平若

防衛

井上

皇務

清

波集團戦時月報(甲)
四四號

昭和十六年十一月

陸軍省
17.4.6
216
軍務課

陸軍省
17.4.8
100
交通課

陸軍省
17.4.6
21
防衛課

軍事

甲斐

陸軍省
文領

陸支密受文八。九號

皇務
17.4.3
陸軍省
官

皇務

陸軍省
17.4.4
174
軍事課

24
C p6 28 A

裏面白紙

Doc 628A

目次

- 一 軍全般、状況
- 二 香港攻略準備
- 三 作戦警備
- 四 治安状況
- 五 重要地理調査
- 六 交通通信、状況
- 七 後方状況、概要
- 八 新政権軍隊、状況

第一 軍全般、状況

- 一 軍銳意、香港作戦ヲ準備スルト共ニ益々、封鎖ヲ強化ス。
- 二 香港作戦準備ハ順調ニ進展シ十二月初頭之ヲ完了スル豫定ナリ。
- 三 廣東及ロ其ノ周辺、要地防衛、為構築中ナリ陣地ハ十一月末之ヲ完成セリ。
- 四 第十八師團野戦重砲兵、又二十一大隊獨立

no 2

裏面白紙

N05

Doc 6284

二兵才四及ビ才十五聯隊、才八及ビ才十一防衛隊
給水部、汲水材料才十中隊へ十五日零時夫々
現在地ニ於テ、軍ノ隷下ヲ離脱セリ。

其四 新ニ飛行才四五戰隊、獨立飛行才十隊主カ
獨立飛行才十八中隊ノ一部、飛行才四戰隊

其五 直場一隊本月下旬軍ノ指揮ニ入レリ。
其在海南島今井支隊ノ原所居復歸ニ伴ヒ新ニ

松尾支隊(歩一大基幹)ヲ編成シ本月中旬汕頭
ヨリ同地ニ派遣セリ。

六
其新ニ乃城目支隊(歩一大基幹)ヲ編成シ本月中旬
在中門地已ノ佐野兵團ノ部隊ト其ノ警備ヲ交
代セシメタリ。

第二、香港攻略準備

軍ハ香港攻略内示ヲ受クルヤ、一意之ヲ準備ニ
邁進シ、本月末ニ至リ攻略部隊、集中移動ヲ開始ス
ルニ至レリ。
一情報ノ蒐集

裏面白紙

Doc 633A

404

昭和十五年の中頃より逐次情報、蒐集ニ懸クモリシテ
本年八月ニ入ルヤ情報蒐集ノ要點ヲ香港ニ指シテ
飛行偵察空中爲眞判蹟現地於ケル、実査各種
謀報、利用等一慮香港全貌把握ニウ、且攻略豫定
部隊ヲシテ之ヲ蒐集ニ任セシメタリ。

ニ教育訓練

佐野矢團ハ昭和十五年末以降作戰態備ニ任スルト
共ニ攻略ノ爲、訓練ニ着手シ、特ニ本年八月攻撃豫城
特種陣地攻撃。

資料、用法等ニ関スル幹部教育ヲ九月特火兵攻撃
隊ノ基幹タルヘキ要員將校以下約一〇〇名ノ野營訓
練ヲ実施シ、更ニ十月ニ自中間地ニテ、除ク兵團警備
地域、警備ヲ孤田兵團ト交代スルヤ、部隊ヲ集結シテ
本格的訓練ヲ定シセリ。

北島支隊亦、支隊境附近ニ駐シ、以來香港攻略ノ爲
、教育訓練ニ専念シタリ。
ニ後方輸送路ノ改修、

九月下旬以降、主要後方輸送路名虎門―寶

裏面白紙

N 05

Doc 628A

安間、自動車道路改修ニ着手シ、十月八日予定、如ク之ヲ完了ス。

四、移動開始

本月下旬ニ入ルヤ先ツ佐野兵團市門地区部隊ヲ虎内ニ集結シ佛山周辺地区ニ集結シテリ佐野兵團主カ区ニ廣東用辺ニテリ、軍直諸部隊モ本月末ヨリ穩密裡ニ廣東、廣九、兩線ノ鉄道輸送ニ依リ逐次虎内、東莞、石竜地区ニ向ヒ、移動ヲ開始セリ。

五、斯ウレテ軍ハ本月三十日香港攻略ニ因スル準備命令ヲ下達シ企圖ノ範圍ニ弩ムルヲ用戰機至ルヲ待望シテリ。

裏面白紙

Doc 628A

No 6

第三 作戰警備

一 基兵団

珠江右岸地已、治安悪化を為メ一部ヲ細杆
ニ位置せムル、外依然舊配備ニ在リテ警備ニ任ス
二 旅団兵団

警備地已、擴大ニ伴ヒ、重点ヲ佛山周辺地ニ指
向シ掃蕩ヲ実施ス。

尚十月中旬三水北方地已並ニ從化南方地已ヲ掃蕩ス
三、北島支隊

對香港作戰ヲ準備スル外一部ヲ以テ十一月下旬杭樹
堆光頭仔坂田附近ノ共匪ヲ掃蕩ス。

四 高木支隊

一部配備ヲ変更シ一層至嚴ナル警備ニ任ズル外並ニ
支那軍ノ攻勢企圖ノ搜索ニ努ム

五、松井兵団

十月下旬潮陽北方地已、討伐ヲ実施シ敵ノ根據
地ヲ覆滅ス。

六、万城目支隊、松尾支隊

ニ変化ナシ。

裏面白紙

207

Doc 628A

七 土生部隊

廣州市周辺、防空ニ任スルト共ニ香港ニ方面ヲ總
密裡ニ偵察ス。

十月中主要戦闘概見表及概見圖附表
ヲ一並ニ挿圖ヲニ如シ。

綜合戦果一覽表附表ヲニ如シ。

ヤ四 治安状況

十月中自廣東南方地已ニ於ケル連絡船

襲撃十月下旬自屢々「バス」襲撃等稍治路

ナル後方攪乱ヲナセルモ我憲兵隊ノ活動ニ依リ

之等混成隊(別動隊)ヲ逐次逮捕シ治安

状況概テ良好ナリ。

治安状況一覽圖挿圖ヲニ如シ。

裏面白紙

Doc 628A

證明書

ワシントン文書局 第 第 号
国際検査部 第 号 A

典拠 及ビ公正ニ関スル證明

余荒尾オキカツハ余ガ下記ノ資格ヲ即チ總務部長トシテ日本政府ノ人ノ關係ニ在ルモノナルト証明ス。即チ總務部長トシテハ余ガ添附セラレタル頁ヨリ成ル千九百四年船和十六年十一月附下記題名即チ波集團戰時月報ノ文書ノ保管ニ任シ居ルト云々ニ證明ス。

余ハ更ニ添附記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルト証明ス。右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類及ビ綴ノ部ナルト証明ス。右シアノ綴番號又ハ引用其他公文書類又ハ綴ニ於ル該文書ノ正規所在公式名稱ヲ特記ス。ハシ

一 第一復員省

千九百四十六年船和二十一年七月五日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

右者公的資格

證人

荒尾オキカツ (印)

石橋カネヲ

公式入手ニ關スル證明

余ウリアムC. プラウトハ余ガ聯合國最高指揮官總司令部關係アルモノナルト。此ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年船和二十一年七月五日

東京ニ於テ署名

氏名欄

ウリアムC. プラウト

右者公的資格

國際検査部調査官

證人

エドワード・ア・モナハン

軍事機密

南總参一第十参號

總司令部前進ノ件通牒

昭和十六年十一月二十二日

總参謀長 塚田 攻

陸軍次官 殿

order 33
P654A
E875

南方軍總司令部ハ左ノ通前進スヘキニ付通牒ス
本件ニ關シテハ特ニ機密保持ニ注意相成度

左記

11-10-30 (X)
陸軍省
陸軍部
陸軍次官

西發
宗船
諒訪丸
上機

爾后十二月五日頃迄北(臺灣軍司令部)ニ位置ス

進ツテ右總司令部ニ當時位置スル艦隊ハ約五名ニシテ其ノ他ノ職員ノ主力ハ西貢ニ位置ス

159

33
P654A
E875

軍事機密

南總参一第十参院

總司令部前進ノ件通牒

昭和十六年十一月二十二日

總参謀長 塚田 攻

陸軍次官 辰

南方軍總司令部ハ左ノ通前進スヘキニ付通牒ス
本件ニ關シテハ特ニ機密保持ニ注意相成度

左記

十一月二十五日 東京苗登

十一月二十六日 宇品乘船 諒訪丸

十一月二十九日 釜根上陸

爾后十二月五日頃迄臺北（臺灣總司令部）ニ位置ス

追ツテ右總司令部ニ常時位置スル機密ハ約五名ニシテ其ノ他ノ職員ノ主力ハ西貢ニ位置ス

裏面白紙

157

654A

● 證明書

小原操 陸軍部 第六五四一ノ一 號

英海軍大臣ニ送ルニ因テ此證明

余 石井マサトシハ余ガ下記ノ資料ニ於テ、即チ戦史主任トシテ、日本政府トシテ的関係ニ在ルモノ、イルフト、此ニ該官ニ送リテ余ガ紙ニ添附セラルルニ同意ヨリ成ル。

一九四一年ノ昭和十六年ノ一月廿二日附、下記題名ノ訓令奉 陸軍部 塚田 攻 陸軍大臣官舎宛 秘電 敬、大書、保海軍大臣ニ送ルイルフトヲ以テ此ニ送リテ又、

余ハ此ノ添附ノ記録及ビ大書ガ日本政府ノ公文書ナルコト 地ニ在ガ下記ノ稱、省又ハ部局ノ公文書類及ビ 漢ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シテ下ハ綴者考又ハ別用、 其他ノ公文書類又ハ綴ニ於テ此ノ該大書ノ正誤所在ノ公文 類ニ此ノ記スベシ)

陸軍省 軍務局 / MILITARY AFFAIRS SECTION WAR

MINISTRY /

一九四一年ノ昭和十六年ノ一月廿七日

重松マサトシ 署名

海軍省 史官 石井マサトシ / 署名 捺印 /

右ノ者ノ又ハ的資料

證明 人

正式ノ下ニ因テ此證明

余ガ聯合國 最高指揮官 認可 且

部ニ關係スルモノイルフト 此ニ上 記題名ノ大書ハ余ガ此稿ニ

No1

No 2

654 A

日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ
茲ニ證明ス。

千九百四十六年/西和二十一年/六月廿七日

東京ニ於テ署名

氏名欄

WILLIAM C. GRANT
ウィリアム・グランド

署名

右ノ者、正の資格 検査部 調査官

證人

EDWARD P. MONAGHAN
エドワード・モナハン

署名

裏面白紙

No 1

E 896
P 1412 A

22

本冊取扱ニ付特ニ外部ニ對シ注意相成リ度ニ

昭和十六年十一月十二日

帝國ノ參戰ニ當リ執ルヘキ措置ニ關スル件ト

(追加ノ一)

(占領地ニ於ケル軍政施行ニ關スル先例)

ノ一 100-30(1)
ノ二 100-30(2)
ノ三 100-30(3)
ノ四 100-30(4)
ノ五 100-30(5)

條約局 第二課

No 1

E 896
P 1412 A

本冊取扱ニ付特ニ外部ニ對シ注意相成リ度シ

昭和十六年十一月十二日

帝國ノ參戰ニ當リ執ルヘキ措置ニ関スル件

(追加ノ一)

(占領地ニ於ケル軍政施行ニ関スル先例)

條約局 第二課

裏面白紙

No 2

1412 A

目次

(一)	日清戦争	頁
(二)	日露戦争	一五
(三)	滿洲及関東州	一五
(四)	樺太	一五
(三)	第一次欧州大戦(膠州灣)	四一
(四)	西比利亞出兵	五二

裏面白紙

1412A

● 證明 書

● 國際檢察部 第一四一ニA号

● 興據及ビ公正ニ関スル證明

余ハヤシカオルハ余ガ下記ノ資格ニ於テ即チ日本外務省文書課長トシテ日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル六十頁ヨリ成ル九百四十二年ノ昭和十六年ノ十一月十二日附、下記題名、即チ帝國ノ参戰ニ當リ執ルヘキ措置ニ関スル件ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルニトテ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番号又ハ引用、其他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

日本外務省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月廿二日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 ハヤシカオルノ署名一

右ノ者ノ公的資格 文書課長

證 人 オド・ナガハルノ署名

公式入手ニ関スル證明

余ハ RICHARD H. LARCHE、余ガ聯合國最高指揮官
トシテオド・エッチャーニ
總司令ノ部ニ関係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書

No 1

No2

1412A

ハ余ガ公務員、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シテ
ルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月廿二日

東京ニ於テ署名

氏名 欄

右者ノ公的資格

詮人

RICHARD E. LARSEN

リチャードエフ ラーセンノ署名

調査官

少尉 ジェイ・エー・カーチスノ署名

裏面白紙

E 897
P1448 - 1

2-1-10-30 (1/10)
陸軍省
(249-200000000)

南方占領地行政實施要領

十一月二十日大本營政府
連絡會議決定

第一方針

占領地ニ對シテハ差シ當リ軍政ヲ實施シ治安ノ恢復、重要國防資源ノ急速獲得及作戰軍ノ自活確保ニ資ス
占領地領域ノ最終的歸屬並ニ將來ニ對スル處理ニ關シテハ別ニ之ヲ定ムルモノトス

第二要領

一 軍政實施ニ當リテハ極力殘存統治機構ヲ利用スルモノトシ從來ノ組織及民族的慣行ヲ尊重ス
二 作戦ニ支障ナキ限り占領軍ハ重要國防資源ノ獲得及開發ヲ促進スヘキ措置ヲ講スルモノトス
三 占領地ニ於テ開發又ハ取得シタル重要國防資源ハ之ヲ中央ノ物動計畫ニ織リ込ムモノトシ作戦

E 877
P1448-1

四〇部ノ内
28

國家機密

南方占領地行政實施要領

十一月二十日大本營政府
連絡會議決定

第一方 針

占領地ニ對シテハ差シ當リ軍政ヲ實施シ治安ノ恢
復、重要國防資源ノ急速獲得及作戰軍ノ自活確保
ニ資ス

占領地領域ノ最終的歸屬竝ニ將來ニ對スル處理ニ
關シテハ別ニ之ヲ定ムルモノトス

第二要 領

一軍政實施ニ當リテハ極力現存統治機構ヲ利用ス
ルモノトシ從來ノ組織及民族的慣行ヲ尊重ス

ニ作戰ニ支障ナキ限り占領軍ハ重要國防資源ノ獲
得及開發ヲ促進スヘキ指圖ヲ講スルモノトス

占領地ニ於テ開發又ハ取得シタル重要國防資源
ハ之ヲ中央ノ物動計畫ニ織リ込ムモノトシ作戰

裏面白紙

22
166

1448-2

軍ノ現地自活ニ必要ナルモノハ右配分計畫ニ基
キ之ヲ現地ニ充當スルヲ原則トス

三 物資ノ對日輸送ハ陸海軍ニ於テ極力之ヲ援助シ
且陸海軍ハ其ノ徵備船ヲ全額活用スルニ努ム

四 鐵道、船舶、港湾、航空、通信及郵政ハ占領軍
ニ於テ之ヲ管理ス

五 占領軍ハ貿易及爲替管理ヲ施行シ特ニ石油、錫、
銅、鉛、「タンングステン」、「キナ」等ノ特殊
重要資源ノ對敵流出ヲ防止ス

六 通貨ハ勉メテ從來ノ現地通貨ヲ活用滯通セシム
ルヲ原則トシ已ムヲ得サル場合ニアリテハ外貨
標示軍票ヲ使用ス

七 國防資源取得ト占領軍ノ現地自活ノ爲民生ニ及
ホサル、ヲ得サル重壓ハ之ヲ忍ハシメ宣撫上ノ
要求ハ右目的ニ反セサル限度ニ止ムルモノトス
八 米、英、蘭島人ニ對スル取扱ハ軍政ニ協力セシ
ムル如ク指導スルモノニ應セサルモノハ退去其
ノ他適宜ノ措置ヲ講ス
九 軸心人ノ現存權益ハ之ヲ尊重スルモ爾後ノ擴
張ハ勉メテ制限ス

11448-3

華僑ニ對シテハ蔣政權ヨリ離反シ我カ施策ニ協
力同調セシムルモノトス
原住土民ニ對シテハ皇軍ニ對スル信倚觀念ヲ助
長セシムルコトヲ指シ其獨立運動ハ過早ニ誘發
セシムルコトヲ避クルモノトス

九、作戰開始後新ニ進出スヘキ邦人ハ事前ニ其ノ素
質ヲ嚴選スルモ管テ是等ノ地方ニ在任セシ爵朝
者ノ再渡航ニ關シテハ優先的ニ考慮ス

二〇、軍政實施ニ關シ指置スヘキ事項左ノ如シ

イ、現地軍政ニ關スル重要事項ハ大本營政府連絡
會議ノ議ヲ經テ之ヲ決定ス
中央ノ決定事項ハ之ヲ陸海軍ニ指示スルモノ
トス

ロ、資源ノ取得及開發ニ關スル企畫及統制ハ差當
リ企畫院ヲ中心トスル中央ノ機關ニ於テ之ヲ
行フモノトス

右決定事項ノ實行ハ(イ)項ニ據ルモノトス

ハ、佛印及泰ニ對シテハ既定方針ニ據リ於テ軍
政ヲ施行セス狀況激變セル場合ノ處置ハ別ニ
定ム

裏面白紙

1448-4

備考

一 占領地ニ對スル帝師地策ノ進捗ニ伴ヒ軍政運
營機構ハ逐次之ヲ政府ノ設置スヘキ新機構ニ
統合調整スルヲモトス

(終)

裏面白紙

國家機密

五部ノ内五部

十一月五日御前會議決定

「帝國國策遂行要領」ニ關聯スル對外措置

昭一六、二、二

連絡會議決定空木

一、対獨伊

獨伊ニ對シ帝國ノ開戦企圖ヲ示シ之ニ伴フ取極ヲ要ニ付正式交渉ヲ開始スルハ日米交渉ノ結果ヲ待チ之ヲ行フコトトシ夫レ以前ニアリテハ成ルヘク速力ニ所要ノ準備工作ヲ行フモノトス

ル場合ハ十二月一日以降ニ於テ極メトス

昭和十六年八月四日
大正政府連絡會議決定ニ係ル對外
外交交渉要綱第一項ニ準テ據シテ交渉ヲ續行ス

企圖秘匿ノ見地ニ於テ特別ノ外交措置ヲ行フモノトシ

一、対蘭印

我企圖秘匿欺騙ニ資スルヲ帝國ニ對スル所要物資ノ供給帝國トノ通商關係ノ恢復並ニ之ニ伴フ保障的措置ヲ要求スル外交交渉ヲ十一月中旬頃ヨリ遂次開始ス

一、対ソ

概テ昭和十六年八月四日大正政府連絡會議決定ニ係ル對外外交交渉要綱第一項ニ準テ據シテ交渉ヲ續行ス

一、対泰

ノ進駐中右直前左記ヲ要求シ迅速ニ之ヲ承認セシム

E 878 (87) P 1442

E 878 (87) P 144

国家機密

五部ノ内五部

丁一月五日御前會議決定

「帝國國策遂行要領」ニ關聯スル對外措置

昭一六・二・二

連絡會議決定迄

一、對獨伊

獨伊ニ對シ帝國ノ南戰企圖ヲ南示シ之ニ伴フ取極多項ニ付正式交渉ヲ開始スルハ日米交渉ノ結果ヲ待チテ之ヲ行フコトトシ夫レ以前ニアリテハ成ルヘク速力ニ所要ノ準備工作ヲ行フモノトス

一、對英

南戰ノ時機ヲ概スル必要ナル場合ハ十二月一日以降ニ於テ極大テ幅廣テル表現ヲ用フルモノトス

一、對蘭印

企圖秘匿ノ見地ニ於テ特別ノ外交措置ヲ行フモノトシ

一、對泰

我企圖秘匿欺騙ニ資スルヲ帝國ニ對スル所要物資ノ供給帝國トノ通商關係ノ恢復並ニ之ニ伴フ保障的措置ヲ要求スル外交交渉ヲ十一月中旬頃ヨリ逐次開始ス

一、對ソ

概テ昭和十六年八月四日大本營政府連絡會議決定ニ係ル對外外交交渉要綱第一項ニ準テ據シテ交渉ヲ續行ス

一、對泰

進駐南越直前左記ヲ要求シ況ニ之ヲ承認セシム

一、對泰

進駐南越直前左記ヲ要求シ況ニ之ヲ承認セシム

裏面白紙

泰シシテ帝國ノ要求ニ應セラル場合ニ於テモ軍隊ノ豫定ノ如ク進駐ス
左記

一、帝國軍隊ノ通過ニ伴フ諸般ノ便宜供與

二、帝國軍隊ノ通過ニ伴フ日泰軍隊ノ衝突回避措置ノ即時
実行

三、泰ノ希望ニヨリハ共同防衛協定ノ締結

(註)本交渉開始前ニ於テル對泰態度ハ從來ト特別ノ変化トカラシメ

將ニ南戰企圖ノ疑ニ當テテ萬全ノ考慮ヲ拂フモノトス

之進駐後速カニ撤去ス諸件ニ関シ具體的ニ現地ニ於テ取極テ行フ

イ、帝ノ國軍隊ノ通過及駐屯ニ關スル事項

ロ、軍用施設ノ供用及新設増強

ハ、所管ノ交通通信機關及工場施設等ノ供用

ニ、通過地ニ駐屯軍隊ニ對スル宿營給養等

本所管軍手負ノ借款

備考 才一、才ニ傾キ交渉ニ参リテハ泰ノ主權及領土ノ尊重ヲ確約シ尙泰

ノ能心交シヨリテハ將來「ビル」若クハ馬來ノ一部ヲ割譲スヘキ事

ヲ考慮スヘキ事ヲ反クシ以テ交渉ヲ有利ナラシム

一、對支

ノ在支米英武力ヲ一掃ス

又在支敵性租界ノハ北京公使館ニ域ヲ含ム及敵性重要權益

(海關領土等)ヲ我實權下ニ把握ス

(註)共同租界及北京公使館ニ域ハ敵性武力ヲ一掃シテ我實權下

ニ收ムルモ友好關係益ヲモ混入スルヲ以テ接收等ノ形式ヲ取

ラサルモノトス

3 ☆

1442

- 3. 前諸項ノ発動ハ我々圖ヲ暴露セラルル爲我對米英用戰
後トス
- 4. 重慶ニ對スル交戦權ノ発動ハ特ニ宣言等ノ形式ヲ以テスルコト
ナク對米英用戰ヲ以テ之ヲ實ニ其意欲ヲ以テスルモノトス
- 5. 在又敵ニ至リ權益中國政府ニ關係アルモノモ差当リ我々
實權下ニ把握スルモノトシ之ヲ調整ハ別ニ措置ス

裏面白紙

12

證明書

國際檢察部第一四四二号

典據及公正之關スル證明

Doc 1442 cont.

余、林 馨ハ余カ下記ノ資格ニ於テ、即チ日本外務省文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラルタル、十頁ヨリ成ル、千九百四一年昭和十六年十一月附、下記題名、即チ、十一月五日ノ御前會議決定ノ帝國國策遂行要領ニ關スル對外措置（一九四一年十一月十日達線會議ニ最終決定案トシテ付議スル決定案）ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書カ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。（若シテ左ハ綴番號又ハ引用其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ）

外務省

千九百四十六年/昭和二十一年/十一月六日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

在ノ者ノ公的資格

證人

林 馨 (印)

文書課長

尾 戸 長 春 (印)

余、J.A. CURTIS ハ余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係

ナルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年/昭和二十一年/十一月六日

東京ニ於テ署名

氏名 欄

在ノ者ノ公的資格

證人

J.A. CURTIS (印)

國際檢察部調査官

WILLIAM C. PRATT (印)

エ 378
Doc. 441

證明書
第一二四一號

勸業及び公正の閣下ニ證明

余ハ此ニ證明スルニハ、余ノ下記ノ諸君ハ、余ノ外務省ニ在リテ、
課長トシテ、日本政府ノ公約閣下ニ在リテ、
トシテ、余ノ外務省ニ在リテ、
一、千九百二十年ノ九月十五日、下記諸君、即チ九月五日御
前會議決定、
外務省ニ在リテ、
余ハ此ニ證明スルニハ、
下記諸君、
一、千九百二十年ノ九月十五日、
外務省ニ在リテ、

千九百二十年ノ九月十五日、
外務省ニ在リテ、

林 馨
長 春

公式ノ閣下ニ證明
千九百二十年ノ九月十五日、
外務省ニ在リテ、

Richard H. Knack
The T. J. J. J.

裏面白紙

E 878

Doc 1441

十一月五日御前會議決定

帝國國策遂行要領ニ關聯ス對外措置

昭和一六二一三
連絡會議決定

一、對獨伊

一、獨伊ノ對米戰爭參加
ニハ遲滯ナク獨伊ニ對シ
第英米ニ對シ開戦スルノ
右準備一部ナリトシテ

古語事場ニ付以要ナル交渉ヲ行フモノトス

一、單獨不備和

備考獨逸側ヨリ對ソシ參戰ノ要求アリタル
場合ニハ差當リ參戰セサル旨ヲ以テ應酬ス
但シ之カ爲獨逸ノ對米參戰ノ時期カ遅ルル
カ如キ事能生スルモ已ララ得ス

一、對英

對米交渉ノ結果タル了解事項中英國ニ關係
アル事項ヲ英國ヲシテ受諾セシメ且之ニ積極的
ニ協力セシムル様速ニ直接又ハ米ヲ通シ措置
シ置ラセトス
右以外企圖隱匿ノ見地ニ於テ特別ノ外交措
置ヲ行フコト無シ

NO. 1

cc

123

E 878

Doc 1441

NO. 1

十一月五日御前會議決定
帝國國策遂行要領ニ關聯スル對外措置

昭和一六二、一三
連絡會議決定

一 對獨伊

日米交渉決裂シ戰爭不可避ト認メラレタル際(大体十一月二十日)以降ト想定スニハ遲滞ナク獨(伊)ニ對シ帝國ハ近ク準備成リ次第英米ニ對シ開戦スルノ音心嚮ナルニ日ヲ通報シ右準備ノ一部ナリトシテ左記事項ニ付必要ナル交渉ヲ行フモノトス

ニ 獨(伊)ノ對米戰爭參加

ニ單獨不備和
備考獨逸側ヨリ對ソシテ參戰ノ要求アリタル場合ニハ差當リ參戰セサルヨリ以テ應酬ス但シ之カ爲獨逸ノ對米參戰ノ時期カ遅ルルカ如キ事能生スルモ已ムヲ得ス

一 對英

對米交渉ノ結果ヲ了スル解事項中英國ニ關係アル事項ヲ英國ヲシテ受諾セシメ且之ニ積極的ニ協力セシムル様速ニ直接又ハ米ヲ通シ措置シテ置クモノトス
右以外企圖隱匿ノ見地ニ於テ特別ノ外交措置ヲ行フコト無シ

裏面白紙

ee

NO. 2

Doc 1441

一 對蘭中

我が企圖秘匿欺騙ニ資スルヲ大成ルヘク速ニ
從來交渉繼續ノ形式ニ於テ帝國ニ對スル所
要物資ノ供給ヲ主眼トスル外ニ又交渉ヲ
逐次開始ス

一 對中

梅本昭和十六年八月四日大本營政府連絡會
議決定ニ係ル對中外交交渉要綱第一
項ニ準據シテ又交渉ヲ續行ス

一 對泰

1. 進駐開始直前左記ヲ要求シ迅速ニ之ヲ承認セシム
泰ニシテ帝國ノ要求ニ應セサル場合ニ於テ毛軍隊ハ
予定ノ如ク進駐ス但シ日泰間武力的衝突ハ之ヲ
局限スルニ努ム

左記

ハ帝國軍隊ノ通過地ニ之ニ伴フ諸般便宜供與
日帝國軍隊ノ通過ニ伴フ日泰軍隊ノ衝突
回避措置ノ即時實行
ハ泰ノ希望ニヨリテハ共同防衛協定ノ締結
(註) 本交渉開始前ニ於ケル對泰態度ハ從來
ト特別ノ變化ナカシメ特ニ開戦企圖
ノ秘匿ニ万全ノ考慮ヲ拂フモノトス

裏面白紙

Doc 1441

1/3

又駐在右方カニ概テ凡ク條件ニ関シ身体的ニ現地ニ於テ取
極ヲ行フ

イ帝國軍隊ノ通過及駐屯ニ関スル一環

ロ費用及設備用及新設増強

ハ所費ノ交通ノ通信ノ費用及工場施設等ノ費用

ニ通過費ニ駐屯軍隊ニ対スル宿營給養等
亦所費ノ重要ノ借款

備者。オカニ項ノ交渉ニヨリテ八龍社十六年二月一日日本
管政府府連絡會議決定ノ條件ニ依テ表及表附要綱

ニ準據シ表ノ主眼及領土ノ重要ヲ確約シ尚表
ノ終局ニヨリテハ表ノ主眼ニ依リテ是等ノ八龍社ノ部

ヲ割讓スベキ事ヲ考慮スヘキ日ヲ以テカニ於テ之
ヲ有利トスルム

一対又
ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

一対又

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

ニ對シテハ
ヨリテハ
ニ對シテハ

裏面白紙

103 204

Doc 1444

- 3 前諸項条動ハ我企圖ヲ展露セラルルヲ我欲シテ其
開戦後トス
- 4 重慶又ニ好スル交戦権条動ハ特ニ宣言ヲ以テ其
以テアルコトナク好米英開戦ヲ以テ事實上其宣言ヲ收
ムルモトス
- 5 在支敵国系利益中 国民政府ニ関係アルモノモ必要ニ
應ヘシ差当リ我々實権下ニ把握スルモノトシ之ヲ調整ハ
別ニ措置ス
- 6 占領地内ニ於ケル支那側要人ノ活動ヲ容れ得ル
誘導ヲ促進シ自支協力トシ民ハ把握力ヲ以テ
可能ナル地域ヨリ漸次局部和平ヲ實現セシム
- 7 若シ經濟関係ニ於テ物價獲得ニ重點ヲ置キ
之ガ自現所請制限ニ合理的調整ヲ施スルモ
トス

裏面白紙

Ex. 879 21-10-31
Doc. 1555 I

40. 40 /

TOKYO GANNETT 日 本 報 第 八 千 七 百 七 十 七 号
自 三 七 九 頁 至 三 八 七 頁 (週 報 十 二 月 十 七 日)
自 二 頁 至 六 頁 (ヨリノ 垣 草)

大東亞戦争と國民の覺悟

本日開院式に當りまして、特に信託なる勅語を拜しまし
たことは洵に感懐感激の至り下ありませぬ。
私は漢人の聖王の奉戴して一高専心報効の誠を
竭し、この前古未嘗有の空前大難局を克服し、以て宸
襟を安んじ奉りたいと願はるるもの下ありませぬ。

過般弊七十七回帝國議會におきまして、私は國策遂
行に當りて政府の所信を悉く通に披瀝して各位の御協
力を仰つた次第でありませぬ。その儘も政府は、引
續き帝國に對し既に當時申述べました通り、
第三國が支那國の企圖する支那東部の空道を妨害
せしめ、帝國を圍繞する諸國家が、帝國に對する直接
的軍事的脅威を行はるることは勿論、経済封鎖
の如き間接行為を解除し、経済的平等自治を
恢復すること、及び歐洲戦が拡大して滿洲の東亞に
波及することを抑止することの目的を外交交
渉によつて貫徹せんことを、及び難きを忍び耐へ難きを
耐へ、右の如く努力を重ねるの必要ありませぬ。しかる
に帝國は支那國の陰謀と自重とを以て與し安んじ
たり、帝國の公正なる主張に耳を藉らぬものありませぬ。

裏面白紙

... 従来の獨自の歴史を... 新に... 提...
... あり... あり... あり... あり...
... あり... あり... あり... あり...
... あり... あり... あり... あり...

(一) 支那の佛印より陸海... 陸軍... 海軍...
... 陸軍... 海軍... 陸軍... 海軍...

(二) 支那政府を除く如何... 政治... 軍事...
... 政治... 軍事... 政治... 軍事...

(三) 支那と通商... 如何な... 協定... 大...
... 如何な... 協定... 大... 如何な... 協定...

の三つに在る。であり... 三つに在る。であり...
... 三つに在る。であり... 三つに在る。であり...
... 三つに在る。であり... 三つに在る。であり...
... 三つに在る。であり... 三つに在る。であり...

裏面白紙

Doc 1555-I

帝國として新いて忍びやがりたるものもありません
事ここに至りまして如何に平和を好む念に
燃ゆる立脚國と致しまして、その擁護と自存
とを擁護するに、断乎として立たざるを得
なかつたのであります。すなはち本月八日畏くも英
國の英國に對する宣戦の大詔が渾發せられた次第
にありまして、取急の程を拜察して誠に恐懼
感の激に堪へません。

一度開戦と定まりまするや、大命一下、我が陸海
軍の將兵は未だ向日を去らずして、勿論支那の要衝を
撃破し、市肆を甚地とする、其國艦隊の大半を
覆滅し、英國東洋艦隊の主力を撃滅する、等、
敵の汚張(宣傳)し且つ其脅威に力めてをりまし
た。日包圍陣も隨所に突破せられ、既に昭昭たる
を山りつ、あるのであります。この偉大な戦果
は世界の驚異の的となり、國威を中外に輝か
すに至つたのであります。これ偏に抑威の然ら
しむるところではありません。
黙々として隱忍自重、積年練武の勞を重んじて今日
の準備を整へ、一度戦となれば、必死に闘むため
を期せざるが、陸海軍の勇士の偉大な力に發揮し
て、満腔の感謝と崇敬とを禁じ得せうと共に、銃後官民の
責任のよう(責任)を痛感致す者ありま
す。今や吾等、陸海軍は正にこの一戦に懸つて、
我が同胞は、大に難に直面すれば、必ず打つて一丸とす

No 3

裏面白紙

裏面白紙

Doc 1555-I

つ狗ふり精神を發揮し、如何なる艱難をも克服し、その威
を中外に著揚し、東洋の隆昌を致し、これを期す。この口
明らかに史績の示すところであり、おおよそ戦ひの要訣
は必勝の信念にあります。私は金元氏が我が五體の本
義に徹し、建ふ以來二十六年餘、年未だ嘗て戦ひに敗れな
ることを、帝命の光榮ある史績を回顧し、之を以て必勝の
信念の下に如何なる艱苦をも堪へ、必死の職域奉んぬに遺
憾なきを期し、必ず終りの戦勝の光榮を招来するに主
のんことを確く信じて疑はざるものであります。

一、わが國から敵は領土の廣大、資源の豊富を誇り、こ
れを以て世界制覇の野望を逞うせんとする。我々向ふにあり
ます。我々には大東亜の禍亂を敷定すること共に、この強大なる敵を
撃たなければならぬのであります。従つて長期戦は固より
覚悟の所であり、すなはち帝命は今後、幾多の困難
に直面することあるべきを深く肝に銘じ、敵兵力の殲滅に力
を盡す。奮闘の力に緒幾いにおける跡々たる戦果を振奮
すると共に、新に參加する南方諸地域を加へて各般に
百二天建設を行ひ、以てこの長期戦に堪へ得る態勢を速
かに整備せねばならぬのであります。戦ひは寧ろ今後に
あります。我々も我々も

No. 4

同様の戦勝に碎ふことなく、また個々の現象を憂ふことな
く、この一途も私免し、互に相寄り相扶け、内口克意
を以て外口和善思慕の遊り道を防ぎ、必勝の確信の下に、
しなを獻身殉ふを念とし、斯うして征戦の目的を貫徹
せねばならぬとせん。

Doc 1555 I

この際、盟邦兩華兩國が帝皇との一心同體の關係をよく厚く、戦端一度開かるや、直ちに帝皇に討しこ有らゆる協力を樂へられつゝあるを以て、私にこゝに胸の感謝の意を表するものがあります。是は帝皇は曩に佛印と共同防衛の約を締結し、いま亦奉命と攻守同盟締結に、予意見一致し、これら兩國が深く帝皇との提携を固く返し奉り、相共に新秩序建設のために、進んであることを欣ばし、するところありきや。

抑、帝皇が今日南方諸域に討し、新に行動を起すの已れを得るに至り、是等は、帝皇の暴政を排除し、大東亞諸地域を明瞭なる本然の望に俾し、新たる大建設を行はんとするに、ほあふらぬのであります。大東亞諸島の住民もまた、この帝國の真意を了解して、無益の抵抗を行ふことなく、寧ろ我等の同志として速かに帝國の企圖する大東亞共栄國建設の聖業に参加するに至らんことを切望して、己の努力を盡してあります。この際、帝皇の御意に、若し何にして今後とも依然、抗戦を繼續するに於いては、帝國は今後と雖も、毫も圧迫の手を弛めるものではない、ありますせん。しかかもその抵抗の根元も今や西國滅に瀕しつゝあるのではありません。禍乱の戡定も遠からざるものと存する次第であります。

NO 5
この秋に、盟邦獨伊兩國が帝國の周戦と共に参戦し、帝國と共に確固不動の決意を以て一切の強力手段を盡し、世界平和のための共同の敵に

裏面白紙

No. 6

Dec 1555

対し、勝つを得る事は、
 ことを、
 されば、ま、英一兩國の、
 知を、
 のため、
 を、
 口、
 共に、
 を、
 も、

なる、
 民の、
 表、
 今回、
 戦争、
 を、
 の、

(昭和十三年十二月十日)

裏面白紙

1925211

EX 880

左記資料は、戦時中、陸軍省に提出された資料である。

41 No.1

陸軍兵力 概見表

年 度	師 団 数	旅 団 数	總 兵 力
1930. 1.1	17	4	250.000
1931. 1.1	17	4	250.000
1932. 1.1	17	4	300.000
1933. 1.1	17	5	330.000
1934. 1.1	17	5	350.000
1935. 1.1	17	5	380.000
1936. 1.1	17	5	400.000
1937. 1.1	17	5	450.000
1938. 1.1	26	5	950.000
1939. 1.1	35	15	1130.000
1940. 1.1	43	16	1240.000
1941. 1.1	53	24	1350.000
1942. 1.1	56	25	2100.000
1943. 1.1	68	25	2400.000
1944. 1.1	80	41	2900.000

備考

- 1. 師団 1 個数、歩兵師団、戦車師団、飛行師団、教育飛行師団、合計 2
- 2. 旅団 1 個数、獨立混成旅団、獨立歩兵(旅)団、獨立騎兵旅団、獨立戦車団、海上機動旅団、糧食混成旅団、合計 2
- 3. 陸軍總兵力に海軍定員 = 27 旅団数 + 2
- 4. 上記陸軍兵力算定は、戦時中記録の陸軍省資料等、对其、大體 7 表より、従って上記諸数字は、1946年 7 月 16 日 現在總務局に於て保存諸記録(一部、記憶 = 30% 部分あり)より調査し得る最大限にて示す。

裏面白紙

2521

證明書

拙者 斎藤春義ハ茲ニ左如ク證明ス
一、拙者ハ復員事務官ノ資格ヲ有スル日本政府ノ官吏トシテ此ノ證明書ヲ作成スルノ權限ヲ有スルコト

一、右官吏トシテ陸軍兵力ニ関スル記録及ヒ文書ノ一部ヲ保以官スルコト

陸軍ノ兵力ニ関スル記録及ヒ文書ノ大部ハ終戦時焼却等ニヨリ之ヲ喪失シタリ

一、茲ニ陸軍部隊概見表ト記載セラレタル付書類ハ上記残存記録文書等利用シ得ル限リノ記録(一部ハ記憶ニヨリ部分アリ)ヲ借用シ作成セラレタルコト

W上

昭和二十一年七月十六日

ニ於テ

官等 復員事務官
署名 斎藤春義
省印

證人署名

NO. 2

裏面白紙

42

Ex. 881
Doc. P. 1756 H-1

21-10-31
4
十月三十一日
大正十一年
十月三十一日

11

(英文日本年誌(一九四一—一九四二年)、九〇九頁)
第十四章 日本委任統治下ニ於ケル
南洋羣島

(發 章)

地 形

日本ニ委任統治サレタル南洋羣島ハ、其ノ數一千四
百ヲ超エ、總面積二、一四八。八〇平方浬ニシテ、
「マリアナ」、^{Caroline}「マーシャル」及「カロリン」諸群
島ヨリ成リ東經一三一度一〇分乃至一七二度一〇分
ノ間、北緯一度一五分乃至二〇度三分ノ間ニ介在
ス。南緯群島ハ其ノ東ニ、^{Phoenix}「フイリッピン」及「セ
レベス」ハ西方ニ、小笠原島ハ北方ニ又「ニューギニ
ア」ハ其ノ南方ニ位ス。其ノ中唯「グアム」一島ノ
ミ合衆國ニ屬ス。

「マリアナ」群島ハ小笠原群島ノ南方ニ近接シ、
ノ南ハ赤道ニ近ス。又「マーシャル」及「カロリ
ン」群島ハ赤道ニ沿ヒテ東西ニ延ビ「マリアナ」群
島ト共ニ「丁」字ヲ造ラニセル形ヲ成ス。小笠原群
島ノ南方約七四〇哩ノ所ニ「サイパン」在リ、コレ
ハ「マリアナ」群島中最大ノ島ナリ。又ソレヨリ更
ニ約一八〇哩南方ニ「トラツク」在リ。コレハ一ガ

裏面白紙

Doc. 1756 H-2

Carthage
 ロリシニ 群島ノ最大ノ島ノ一ニシテ 既獨丁字形ノ交
 點ニ當リ、委任統治領ノ中心ヲナス。京極一四八度
 ノ緯ハ「カロリン」群島ヲ「パテラ」及「ヤツブ」
 ヲ含ム。西「カロリン」群島ト「トラツク」及「ロシ」
 ベレヲ含ム。東「カロリン」群島トニ分ツ。島ト島ト
 ノ距離甚ク又コレ等ノ島々ノ古者スルニ長大ナル
 タメ、交通ハ困難ナリ。各島に在ニソレゾレ特有ノ
 兵ル言語ヲ使用シ居レル事實ハコレ等ノ島々ノ分岐
 シ居ル程度ヲ証候スルニ十分ナリ。

裏面白紙

450

Ex883

6022

21-10-31

8(19)

11

日附、一九四六年(昭和二十一年)三月十五日

私儀 MANUEL BLANCO

上ノ中野四九号、首働者 号ノ

ハ左ノ通り陳述致シマス

私儀

MANUEL BLANCO ハ一九〇六年(明治三十九年)十一月十三日サンパンニ於テ生レマシタリ。

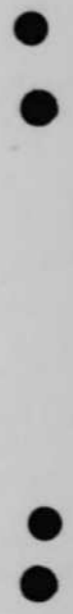
私ハ一九三四年(昭和九年)カラ一九四四年(昭和十九年)迄鍛冶屋トシテ南洋興業株式会社ニ働キマシタリ。此ノ期間ニ於ケル日本海軍ノ取モ重西アテ軍用達設計画ハ一九三二年(昭和七年)ニ始メラレタ(アスリート)海軍航空基地ノ建設ニシテソレハ未完成デシタリ。一九四〇年(昭和十五年)ノ期ハ高射砲、沿岸砲及他ノ型式ノ兵器ガ(アスリート)飛行場ニ搬付ケラレマシタリ。ソノ時私ハ南洋興業株式会社ノ汽車ガ建土場カラ飛行機ノ部分員大砲、爆弾等ヲアスリート海軍航空基地ヘ運ブノヲ見マシタリ。

裏面白紙

100

7022

弘化元年(一八二八年)一昭和十二年(一八三九年)アスリート能行場
 / 防空壕ヲ造ル事傳ヒヲシマシタリ。
 船納庫ハ他ノ建物同様、一八三八年(昭和一二年)
 後半ノ始メカラ草ヤ木ヤ植木デ擬葺ナリ
 シマシタリ。



裏面白紙

Doc P6024 22
E 884

日附一九四六年三月十六日

私、若松真(主君澤) 函誠番三〇九八〇四、労働番三〇
五ニセニハ、茲ニ左ノ通り陳述致シマス。

私、若松真ハ一九〇七年六月十三日、日本九州大分縣テ
生トマシス。私ハ一九三五年初メテ南洋興發株式會社ノ化學
技師トシテ働ク爲ニ「サイパレ」ニ來マシタ。私ハ「アスリ」ト飛

マ(1907/6/13)
南洋興發株式會社
化学技師(サイパレ)

建設ガ一九三三年、種々ノ軍
勦發ニ年前日本軍ハ

トレテ役ニシテ様ニ設計サレタ。ニニカリトシ知衣ノ一連

新工障ト掩蓋ヲ構築シマシタ。一九四〇年私ハ偶々

日本海軍ノ人達ガ「アスリ」ト飛機場ノ幾ツカノ倉

庫ニ甚大大量ノ彈藥ヲ貯メテキルヲ見マシタ。

此等ノ倉庫ハ森林地帯ノニ位置シテ居テ樹木ニ

見エルヤウニ偽裝シテアリマシタ。「アギンガン」岬ヤ

「フクタン」岬ニ沿岸砲ガ据附ケテ居テキマシタ。

私ハ後ニ南洋興發株式會社ノ高級社員ウテ一九四二

年十二月、直前ミダナバケ港ニ対岸水龍網ガ張レタコト

ヲ聞キマシタ。

Doc P6024 22

E 884

日附一九四六年三月十六日

私、若松貞夫(三浦澤)退職番号九八〇四、労働番号
五七二八、茲に左ノ通り陳述致シマス。

私、若松貞夫ハ一九〇七年六月十三日、日本九州大分縣テ
生シマシタ。私ハ一九三五年初メテ南洋興發株式會社、化學
技師トシテ働ク爲ニ「サイパン」ニ來マシタ。私ハ「アスリト」飛
行場附近ニ開始セシラソノ建設ガ一九三三年、種々ノ軍
事施設ヲ認メマシタ。戰爭勃發ニ二年前日本軍ハ
「アスリト」飛行場ノ周圍ニ空襲衣ノ場合ノ防衛手段
トシテ役ニツク様ニ設計セシタ。コンクリート製ノ一連
斷工壕ト掩蓋ヲ構築シマシタ。一九四〇年私ハ偶々
日本海軍ノ人達カ「アスリト」飛行場ノ幾ツカノ倉
庫ニ甚大大量ノ彈藥ヲ貯メテオルノヲ見マシタ。
此等ノ倉庫ハ森林地帯ノニ位置シテ居テ樹木ニ
見エシヤウニ偽裝シテアリマシタ。「アギンガン」岬ヤ
「アツタン」岬ニ沿岸砲ガ据附ケテ居テマシタ。
私ハ後ニ南洋興發株式會社ノ高級社員カ「一九四二
年十二月ノ直前ニ「タナバカ」港ニ対岸水陸網ガ張ラレタコト
ヲ聞キマシタ。

裏面白紙

22

書類番号六〇一九

日付 一九四六年三月十六日

曲辰夫ニシテ村ノ助役

私 *Ugassu Benimaru* 認識番号二〇三二〇

登録番号 B七二八ハ茲ニ次ノ陳述ヲナス

私が記憶シテキル限りデハ「アスリート」飛行場ハ一九三五年
ニ建設セラレタ

私が一九三七年ヤツ島ニ至ル前二月飛行場ニ無電
局トカソリニタリ及ビススベノ地方現在信號發信所ノ
位置置ニモソラ軍用無電局ヲ見ヌソノ當時私ノ開イタ
處ニシバ港ノ近クニ、一九三五年彈藥集積所ガ建設
中テ又大キナタンモ建設中デアツタ

DOC P6019

NO. 1

（一）
（二）
（三）
（四）

25

書類番号六〇一九

日付 一九四六年三月十六日

曲塚夫ニシテ村ノ助教

私の *private Remembrance* 認識番号二〇三二〇

85 番号 B七二八ハ茲ニ次ノ陳述ヲナス。

8 私が記憶シテキル限リデハ「アスリート」飛行場ハ一九三五年
Eニ建設セラレタ。

DOCP6019

私が一九三七年ヤツ島ニ去ル前二月飛行場ニ無電
局トカソリニタンク及ビスパノ北方現在信號發信所ノ
位置置ニ、モソソ軍用無電局ヲ見ヌソノ當時私ノ開イタ
處ニヨレバ港ノ近クニ、一九三五年彈藥集積所ガ建設
中、テ又大キナタンクモ建設中デアツタ。

NO. 1

裏面白紙

E 886
P6020

日附 一九四六年三月十六日

私儀 ELIAS P. SABLAN J.D. 苗字 # 1899 労働 # C-850
ハタ記、通う陳述ヲ致シマス。

私儀 ELIAS P. SABLAN 一八九九年十一月八日委任
総務官サイパン島ニ於テ生レマシタ。私ハ船荷揚卸

（シロ）
（シロ）

。此、仕事ハ一九三三年
一九三五年「アスタト飛
キ」ハナテロ、建設カ用始

シ。日本人ハ十噸^噸ヲ持込デ倉庫ニ貯積シテ。
コレハ一九三七年頃ノコトデス。

一九三九年及一九四〇年ニハ据付テラレタ。

強制労働ハ一九三九年始マツテサハパンノ「ケヤ
キ口」ヲ或ハ暗礁ニ連レテサハパンノ「ケヤ

キ」デ六ヶ月間強制労働ヲ行ワシメテ人達ハ一日
ニ給食僅サレタ。一九三二年始メ日本人ハセメント

木材、能ク採り取テ、持込テ貯蔵シタ。一九四一年
百五回^回開採爆撃ヲ受ケテ、カソリ^{カソリ}レ入^レトラム島

22

193

E 886
P6020

日附 一九四六年三月十一日

私儀 ELIAS P. SABLAN J. D. 番簿 # 1899 労働 # C-850
ハタヒ、通う陳述ヲ致シマス、

私儀 ELIAS P. SABLAN 一八九九年十一月八日委任
統治サイパン島ニ於テ並レマシタ。私ハ船荷揚卸
人足頭ヲ勤メテ居リマシタ。此ノ仕事ハ一九三三年
「ワキバア港」デ行ハレマシタ。一九三五年「アスタト飛
外場」ガ着手サレタ。一九三九年「バナテロ」建設ガ開始
シタ。日本人ハ十噸^噸ヲ持込ンデ倉庫ニ貯積シタ。
コレハ一九三七年度ノコトデス。

一九三九年及一九四〇年ニハ据付テラレタ。
強制労働ハ一九三九年始マツタソレテサイパンノ「ケヤ
キ口」ヲ或ハ暗礁ニ達レテ行キ此等ヲ崩不イタ。其
所デ六ヶ月間強制労働ヲ行ツタコノ人達ハ一〇
ニ名交信サレタ。一九三一年始 日本人ハセメント
木材、飛行機多敷、持込ヲ始メタ。一九四一年
自衛隊機操縦手様ヤ多敷、カソリ^{カソリ}入ノトラム^{トラム}島

裏面白紙

22

193

No. 2

6020

ヲ持込ニ始ナク。サイパン要塞化、為日本人ハ強制
 労働ヲ用ヒテノデアル。一九四一年十一月八日頃、若イ
 チヤモロ人十人がニナ一オヨリニナ五オマテ、若ク英談
 ハ解ルモノガ強制的ニ選抜サレ、別ニモウ一團選抜
 シテハ後ニ天皇ト日本国ヲ勤ケルノゲト言ハレタ。
 十一月六日未詳ノ使命ヲ帯ビテ「カム島」へ送ラ
 レタ。オニ団ハ一九四一年十一月八日「カム島」へ送ラ
 レタ。彼等ハ島ニアラズ大砲ノ据付場所ヲ捜シテ日
 本軍ヲ援助スル為ニ用ヒラレタガ捜査ノ為自由
 ニサレテ時ニ密林ニ彼等ハ隠レテ了ツタ。

裏面白紙

22

P 6023
E 887

日附

一九四六年 三月 十六日

私

Masiano Pampelinnam

認識番号一

増働番号一〇九八、茲ニ於テ左記ノ陳述ヲ致シス。

Masiano Pampelinnam ハ一八八〇年十一月の頃

ニ至ル一九三九年ガイパシニ來マシタ。一九〇三年ガ

ハートマン (名)

増働番号一〇九八 (同サノ一ノ増働番号)

増働番号一〇九八ノ勤シメ

増働班長トアリマ

日本人ハ凡テノ軍事施設凡夏憲ヲエトニ
 隠ス爲ニ非常ニ注意クシテキマシタ。併
 シ私ハ一九四一年以前ニ「ガイパシ」ニ於テ日本ノ
 新式裝ノ多クノ跡ヲ見マシタ。此種裝ハ
 一九三五年頃カラ漸クイタリシ飛機場ノ現
 在位置ノ「アスリ」上飛機場ノ建設ト共ニ始
 リ、而シテ一九四〇年迄ニ急速ナル進歩ヲシ
 マシタ。私ハ此期間中ニ彈藥集積所、兵營
 及其他ノ軍事施設ノ建設ヲ認ムマシタ

裏面白紙

日附

一九四六年 三月 十六日

P6023
E 887

私 認識番号ハ
masiano Pampeliman

masiano Pampeliman ハ一八八〇年十一月ヨリ
ニ至ル一九三九年ヨリバレンニ至ルニシテ。一九三三年カ

ラ一九四五年迄、私ハオニ管官正ノ正長ヲ勤メ

メシタ。日本人ノ下ニ私ハ常衛班長トアリマ

シタ。

日本人ハ凡テノ軍事施設凡重要ヲホトニ

隠ス為ニ非常ニ注意ヲシテキマシタ。併

シ私ハ一九四一年以前ニ「カイパレン」ニ於テ日本ノ

新式兵器ノカクノ秘跡ヲ見マシタ。此兵器ハ

一九三五年頃カラ漸ク「イタリ」ニ飛作場ノ現

在位置ノ「アスリ」上飛作場ノ建設ト共ニ始

リ、而シテ一九四〇年迄ニ急速ナル進歩ヲシ

メシタ。私ハ此期間中ニ彈藥集積所、兵營

及其他ノ軍事施設ノ建設ヲ認ムマシタ

E888
Doc P6025

22
日附、一九四六年三月十六日

私、Antonia Ringuilan 認識書字ニ一ニ、労働
者字C、一五二ハ茲ニ於テ次ノ如ク陳述ヲ致シマス。
私ハ一八九九年十一月二十四日「サイパン」デ生レマシタ。
ドイツ人ノ支配下ニアッタ一九二一年ニ私ハ「カロリナ」諸
島ノ區長トシテ選バレ現在同職ニ在リマス。日本人ガ同
職ニ止ルヤウ命ジマシタ。一九三五年「タナバク」ニ海軍
航空基地ガ着エカレ、一九三七年ニ「アスリ」^{（イースト）}
飛行場ガ作ラレマシタ。一九四〇年、日本軍ノ砲床ガ掘
エラレマシタ。子供モ大人モ一日ニ「セオンス」ノ米シカ
喰ベラレズニ強制的ニ滑走路ヲナラサレマシタ。

トニー・ローザ / (B)
労働者 / 212 / 1946
(ロサンゼルス / 1946)

E 888
Doc P 6025

22

日附、一九四六年三月十六日

私 Antonio Anguiano 認識書子三三 労働

書子〇、一五ハ茲ニ於テ次ノ如キ陳述ヲ致シマス。

私ハ一八九九年十一月二十四日「サイパン」ニ生レマシク、

ドイツ人ノ支配下ニアツタ一九二三年ニ私ハ「カロリナ」諸

島ノ區長トシテ選バレ現在同職ニ在リマス。日本人ガ同

職ニ止ルヤウ命ジマシタ。一九三五三年「タナバク」ニ海軍

航空基地ガ着エカレ、一九三七年ニ「アスリ」イヌル

飛行場ガ作ラレマシタ。一九四〇年、日本軍ノ砲床ガ掘

エラレマシタ。子供モ大人モ一日ニセブオンスノ米シカ

喰ベラレズニ 強制的ニ滑走路ヲナラサレマシタ。

裏面白紙

E 889
DOC. P6 026

日附 一九四六年 三月十六日

私 *Osamu Maeda* 認識番号 二六八五八

茲ニ於テ次ノ如キ陳述ヲナス。

私ハ一八八六年十月二十四日ニクアムア主レ一八九〇年ニ
ガインビンニ来リタ。

一九三七年ニ私ハ「カラバン」村ノ村長ニ選バレタ。村ノ行
政ニアタルニツイテハ日本人ノ命令ニ應ビシメラレタ。

一九三五年ニ日本人ハ「カラバン」村地方ノ農場ヲ買上
ゲ直子ニ海軍航空基地ノ建設ニ取りカキタ。

一九四一年(乙)
複製例ニ依リテ
(昭和二十年(甲))

22

197

E 889
DOC. P6 026

日附 一九四六年

三月十六日

私 *Opinion No. 16* 認識番号ニ六八五ハ

茲ニ添テ次ノ如キ陳述ヲナス。

私ハ一八八六年十月二十四日ニ「クアム」ヲ主レ一八九〇年ニ
「サンバン」ニ来リタ。

一九三七年ニ私ハ「カラバン」村ノ村長ニ選バレタ。村ノ行
政ニアタルニツイテハ日本人ノ命令ニ應ビシメラレタ。

一九三五年ニ日本人ハ「サンバン」村地方ノ農場ヲ買ヒ
テ直子ニ海軍航空基地ノ建設ニ取りカキタ。

裏面白紙

E890 P60 22

日附一九四六年/昭和三年/三月十六日

私儀 CONCEPCION BLANCO I.D. 番号オモヒ三
労働番号 B-13118 是ニ左ノ通り陳述ス。

私儀 CONCEPCION BLANCO ハニトセオテ、一九一八年
大正八年/十二月十三日サイパンニ生レタ。一九三八年
昭和十二年/カラ一九四四年迄「サイパン」ノ「タナバク」港
テ事務員並ビニ電話交換手トシテ日本海軍施設部
チ働イタ。此ノ職務以故ニ私ハ幸モ一九四二年/昭和十六年
ニ塞及施設ノ構造ヲ見ル

水槽が造ラレタ。私ハ水上飛行機基地テハ燃料貯蔵
設備ヲ見タ。約三千人余リノ陸海軍軍人ヲ收容シ得ル
兵舎カ五棟アツタ。此等ノ建築ハ一九三八年(昭和十三年)
ニ着手サレタ。一九三八年(昭和十三年)ノ建設ニアル
局ガニヶ所アツタ。五ヶ所ノ信号所ガ「カラパン」
「春日部隊」ヨリ、「カラパン」「ナフテン」
「アケランハン」
「タナバク」
「マクシヤン湾」ノハ柴田部隊ニヨツテ管理サレタ。
一人ノ海軍少将カ此等ノ信号所ノ監督ヲシテ平タ。

No 1

「カラパン」
「ナフテン」
「アケランハン」
「タナバク」
「マクシヤン湾」ノハ柴田部隊ニヨツテ管理サレタ。
一人ノ海軍少将カ此等ノ信号所ノ監督ヲシテ平タ。

日附一九四六年/昭和三十年/三月十六日

私儀 CONCEPCION BLANCO I.D. 番号オ一七三三
労働番号 B-1-118 是ニ左ノ通り陳述ス。

私儀 CONCEPCION BLANCO ハニトセオデ、一九一八年

矢正火年/十二月十三日サイパンニ生レタ。一九三八年

昭和十二年カラ一九四四年迄 サイパンレノダナバク港

テ事務員並ニ電話交換手トシテ日本海軍施設部

ヲ働イタ。此ノ職務ノ故ニ私ハ幸モ一九四二年/昭和十六年

十二月以前ノ日本ノ軍事要塞及施設ノ構造ヲ見ル

事ガ出来タ。一九三七年/昭和十二年/三六ツノ地下

水槽ガ造ラレタ。私ハ水上飛行機基地テハ燃料貯蔵

設備ヲ見タ。約三千人余リノ陸海軍軍人ヲ收容シ得ル

兵舎ガ五棟アツタ。此等ノ建築ハ一九三八年(昭和十三年)

ニ着手サレタ。一九三八年(昭和十三年)ノ建設ニアル

局ガニヶ所アツタ。五ヶ所ノ信号所ガ~~カラパン~~カラパン

春日部隊ヨリ、~~カラパン~~カラパン、~~アケランパン~~アケランパン

「ダナバク」マクシヤン湾ノハ柴田部隊ニヨツテ管理サレタ

一人ノ海軍少将ガ此等ノ信号所ノ監督ヲシテ居タ。

E890 P60 22

No 1

E 89 / Doc 6017

昭和二十一年三月十五日

120

私「ロ」セニテイニテリオングエレ記 識票第三六三二 労働券號C
第八四號ハ以下ノ如ク是ニ申立テマス。

私ハ一八九八年十月九日「サイパン」ノ「クラブ」ニ生レ、セキヨリ十六才迄は
逸公立学校ニ入学、一九一三年四月卒業シタリ。一九一三年十二月、私ハ
「ヤブ」ノ「和蘭海底電線会社」ニ其処テ技士トシテ働ク為ニ「ヤブ」
ハ一九一五年二月「サイパン」ニ戻リシタリ。ソレ以来、私ハ父ノ農場テ働キ
私ガテニテ結婚スルテ父ガ我ガヲ養フニキルヲ手助ケレタリ。私ハ仕事
ハ尚百姓テシタリ。一九三五年ニ「ヤブ」ノ「行政」ノ命令ニ依リ、職工長ニ

ト「ロ」セニテイニテリオングエレ記 識票第三六三二 労働券號C
第八四號ハ以下ノ如ク是ニ申立テマス。

「レ」ヤモロ「人」カ若干ノ仕事ヲ負担セオハナラヌトシテ、ハ、戦争ガ直クモ、
起ルコト知レヌシ此等ノ設備ハ間ニ合フ様ニヤリ終ラナケレバナラナイコトヲ
「ヤブ」ハ「サイパン」ニ来ル艦船、為テス。我々ハ其ノ「豆」ヲ極ク秘密ニシテ置
クヤウニシテ「レ」ヤモロ「人」カ若干ノ仕事ヲ負担セオハナラヌトシテ、ハ、戦争ガ直クモ、
起ルコト知レヌシ此等ノ設備ハ間ニ合フ様ニヤリ終ラナケレバナラナイコトヲ

斯ル事ヲ話シテ者ハ誰デモ、当局ニヨツテ處刑サレオハナラヌコトヲ知レタリ。
此ノ油槽、深サハ五「ト」ト「ト」ト、各油槽ノ周囲ノ「コンクリート」ハ厚サ三
「ト」ト「ト」デ鉄板ガ「コンクリート」ノ中ニ鉄接サレテオラス。

鉄板ト「コンクリート」トガ屋根覆ニ用ヒラレテ居リマス。此ノ油槽ノ内部
ニ屋根ヲ支ヘル為ニ建テラレタ鉄柱ガアリマス。ヨクク送油管ガ凡テ
油槽ノ連絡ニ造ラレテアリマス。一本、大キク送油管ガ油槽カラ埠
頭迄横切ッテアリマス。草木ガ偽装用ニ用ヒラレテ居マス。此等油

Vol 1 ☆

E 891
Doc 6017

101 ☆

私「ロレセンテイ」デリオン・グエレ四認識票第三六六ニ労働番号C
第八四號ハ以下ノ如ク是ニ申立テマス。

昭和二十一年三月十五日

私ハ一八九八年十月九日「サイパン」ノ「クラブ」ニ生レ、セキヨリ十六才ニ於テ
逸公立学校ニ入学、一九一三年四月卒業シマシタ。一九一三年十二月、私ハ
「ヤブ」ノ「和蘭海底電線会社」ニ其処テ技術トシテ働ク為ニヤマシマ
シ。一九一五年二月「サイパン」ニ戻ラレシマシタ。ソレ以来、私ハ父ノ農場デ働キ
私ケテ立エテ結婚スルテ父カ我々ヲ養フニキルヲ手助ケレマシタ。私ハ仕事
ハ尚百姓アシタ。一九三二年ニ「シヤモロン」ノ「行政」ノ命令ニ依リ、職工長ニ
僱バレ「クバグ」港ニ於ケル地下油槽設備ニ三月間働ク為ニ、三十知、原
住民ノ一行ト夫ニ出發シマシタ。其処ニハ、六箇ノ地下油槽ガアリマシタ。夫
四ノ小シ一大油槽、各々ハ周囲約一八〇メートルアリマス。当局カ我々
「シヤモロン」人ガ若干ノ仕事ヲ負担セオバラスト、ソノハ、戦争ガ直クモ
起ルクモ知レスシ此等ノ設備ハ間合フ様ニヤリ終ラナケレバナラナイカラ
ダト云ハレマシタ。コレラ、油槽ハ完成シタ曉ニハ油ト「カソリン」ニ杯ニカシテ
テソレハ「サイパン」ニ未ル艦船、為ニテス。我々ハ其ノ「事業」ヲ極ク秘密ニシテ置
クヤウ、告テラレマシタ。

斯ル事ヲ語ル者ハ誰デモ、当局ニヨッテ處刑サレオバナリマシマシタ。
此ノ油槽、深サハ五十メートル、各油槽ノ周囲ノ「コンクリート」ハ厚サ三
「メートル」デ鉄板ガ「コンクリート」ノ中ニ嵌接サレテオリマス。
鉄板ト「コンクリート」トカ屋根覆ニ用ヒラレテ居リマス。此ノ油槽ノ内部
ニ屋根ヲ支ヘル為ニ建テラレタ鉄柱ガアリマシタ。ソノク、送油管ガ凡テ
油槽ノ連絡ニ造ラレテアリマシタ。一本、大キク送油管ガ油槽カラ埠
頭迄、横切ッテアリマシタ。草木ガ偽装用ニ用シラレテ居マシタ。此等油

裏面白紙

220

№2 ☆

Doc 6017

槽、位置ハ現在「ホット」プラント第三號ト云フモト、輸送管工場ト
ノ間ニアリヌ。一九三九年、当初「レヤモ」行政府ハ労働者ヲ徵
用シテ海南島（マカス島）ニ他ノ飛行基地設備ノ爲ニ送ル様
ニ当局カラ命令ミサシタ。労働者ハ三月ノ期間、ワカラニ送ラレタ。マ
モレテ、一九四〇年、始メニ他ノ一隊ノ労働者ガ送ラレマシタ。報酬
ハ日ニ一圓五ツキテ日本海軍ノ作業ニ係リテ居リマシタ。一九三九年此
ノ「カイン」ニ砲床ガ据エシマシタ。

（「カアラバン」日本海軍司令部、背後ニ高射砲台「コンバン」
「カブヌ」岬「カギン」岬「カミル」岬等ニ幾ツカノ海軍防衛砲
「カバ」港前面ノ島ニ一個ノ砲床ガ据エシマシタ（「コニカサ」）
トノ砲床モ、海軍ノ人員ガ配属サレテ居リマシタ。（陸軍部隊者ガシカ）

裏面白紙

Doc P6027

E 892

一九四六年(昭和二十一年)三月十六日

私儀 Financier de Berge, I.D. ニオキ

出テ

ハ左ノ通り終言ヲス。

私ハ一八八七年(明治二十年)四月三日 分テ島ニ住ル

一八九九年(明治三十二年) サイパンニ來リベリ

群島アウカウヘ行キ

一九四六年(昭和二十一年) 二月 サイパンニ歸ル

サイパンニ於テハ同地構ノ採掘所ノ工夫八百人

ノ頭トシテ働ク。 前期ハ独逸人ノ多ク、後期

ハ日本人ノ多クナリ。 尚私ハ一九三九年(昭和

不テ不能行場ヲ定設セル

サイパン(ニ) (ニ)
群島(ニ) (ニ)
(一九三九年(昭和十三年))

el

Doc P6027

E 892

一九四六年(昭和二十一年)三月十六日

私儀 Francisco de Borja, S.D. ニオケテ

出立事務者ヲハテノ通り送リテラス。

私ハ一八八七年(明治二十年)四月三日ケアム島ニ生レ

一八九九年(明治三十二年)サイパンニ來リベリリユー

群島アングウヘ行キ

一九四六年(昭和二十一年)二月州イバンニ歸ル

サイパンニ於テハ同地構ノ採掘所ノ工夫八百人

ノ頭トシテ働ク。前期ハ独逸人ノタメ、後期

ハ日本人ノタメナリ。尚私ハ一九三九年(昭和

十四年)ベリリユー島ニ於テ飛行場ヲ建設セル

コトヲ知レリ

裏面白紙

#P60/8
E 893

日附一九四六年三月十五日

余ハモエス・パンジュリナニ 記 證 據 ニ九〇二号ノ 認 務 者 〇一九〇
号ハ、ユ、ニ次ノ 陳 述 ヲ 出 ス。 X X X

私ハ一九〇四年三月二十日「サイパン」ニ生レマシク。一九二四年十月私ガ
十才ノ時ニ日本ガ「島」ニ「サイパン」ヨリ 移 住 シテ 取 リ マシク。私ハ日本ノ
季 校 へ 入 リ 同 時 ニ 日 本 軍 政 本 部 ノ 使 走 リ、職 ヲ 充 テ シレマシ
タ。一九二六年、日本人ハ私ノ 任 事 ヲ 更 へ 日 本 語 ト ヲ ヤ マシ 語
ト 通 訳 ニ シレマシク。一九二九年、私ハ 任 事 ヲ 止 メ 日 本 へ 行 キ 三 季 校

Y. M. C. A. / (2)
東京 三軒 町 三 丁目
（三軒 町 三 丁目 三 丁目）

ノ 東 京 ガ 破 滅 シ タ 時 迄、三 日
ク ラ 帰 ツ テ 父 ト 一 緒 ニ 農 場

デ 働 キ マシタ。日本ヲ 歸 ツ タ 後 ハ 全 然 就 職 ノ 機 会 ガ ア リ マシ
テ シタ。一九二六年、私ハ「グム」島ニ 住 ミ タ イ ト 思 ツ テ 「グム」政
廳 へ 許 可 ヲ 仰 ギ 申 行 キ マシタ。ガ 駐 日 デ 使 員 私ハ「グム」島
娘 ト 結 婚 シ テ 二 年 「サイパン」へ 歸 リ、二 年 「グム」島ニ 住 リ、三 月 居 リ、三 月
十 二 人 ベ カ リ、沖 繩 人 ノ 作 人 ヲ 使 ツ テ、一九三四年 迄、五 十
エ ー フ ー ノ 砂 糖 農 園 ヲ 経 営 シ テ キ マシタ。ガ、日 本 政 府 ハ
私ノ 農 園 ヲ 取 上 ギ、ソ レ ヲ 南 洋 興 發 株 式 會 社 ニ 予 へ シ
タ。ソ ノ 理 由 ハ「余 知 人 ハ 如 何 ナ ル 者 ト 謂 フ モ、日 本 人 ヲ 小 作

No.1

No.1

#P6018
E 893

日附一九四六年三月十五日

余「ホセエス・パンビニリアン」記澄標ニ九〇二号、海務省〇一九〇
号ハ、コニ次ノ陳述ヲ為ス。メメメ

私ハ一九〇四年三月二十七日「サイパン」ニ生レシタ。一九二四年十月紀ガ
十才ノ時ニ日本ガコノ島「サイパン」ヲ脱逸クラ取リマシタ。私ハ日本ノ
季校へ入り同時ニ日本、軍政本部ノ使ヒ走り、職ヲ与ヒシレシ
タ。一九二六年、日本人ハ私ノ仕事ヲ変ヘ、日本語ト「ヤマト」語
ノ通訳ニシマシタ。一九二九年、私ハ仕事ヲ止メ日本へ行キ、季校
へ行ク為ニ、一九三三年大地震デ東京ガ破滅シタ時迄、三言
樂ト事務ノコトヲ習ヒシタ。ワレクラ帰ツテ父ト一緒ニ農場
デ働キマシタ。(日本リテ帰ツタ後ハ全然就職ノ機会ガアリマセン
デシタ。一九三六年、私ハ「コノ島」ニ任シタイト思ツテ「コノ島」政
廳へ許可ヲ仰ギニ行キマシタガ駄目デシタ。私ハ「コノ島」ノ政
廳ト結婚シテ、一九三七年「サイパン」へ歸リ「コノ島」ニハ三月居リシ迄
十二人ベカリノ沖繩人ハ作人ヲ使ツテ、一九三四年迄、五十
エーカーノ砂糖農園ヲ経営シテキマシタガ、日本政府ハ
私ノ農園ヲ取ニケ、ワレヲ南洋興發株式会社ニ与ヘシレ
タ。ワレ理由ハ「余地人ハ如何ナル者ト謂ハモ、日本人ヲ小作

裏面白紙

6018

人トシテ使フコトハ許カレナド云フノテアリマス。私ハ其ノ意圖ガ
 分リシタラデ歸メシタ。一九三五年、私ハ「ホナベ」ヘ行キ（糸地人ヲ
 使ツテ）「コアラ」兩人ト海上輸送ト云フ自分ノ商賣スル始メ
 マシタ。一九四〇年、日本人ハ私ノ發動機船ト傳馬船ヲ取リ上
 ゲ「ホナベ」周辺ノ小島ヘ施設ヲスルタメ本洲カラワシラノ小島ヘ
 物資ヲ運ブニ用ニマシタ。私ハ一九四〇年早々所ビ「サイパン」ヘ
 歸リ同年五月、水上機據地ヲ牛車ヲ以テ海軍倉庫クラ
 其ノ根據地、請負人ノ所ヘ貨物ヲ運搬スルトイフ任事ヲ
 見ツケマシタ。私ハ同年九月迄任事ヲシテ、間ニ於テ私ハ「ココニ
 大量ノ食糧、材木、釘、アラユル種類ノ針金、ワシテ建築
 資材ヤ小型飛行機、大型飛行機等ヲ入レタニツ、格納
 庫、マイクツクノ倉庫、アラユル種類ノ爆薬、弾丸、爆弾
 等ヲ入レタツノ巨大ナ・ドツレリ造ラレタコンクリートノ地上
 防空壕、航空機ヲ整備スルタメニ、三ノ修理工場、一
 棟ニ、三百五十人ト至五百人位ヲ收容スルハト至十棟
 バカリノ大キナ兵舎等ヲ見マシタ。コノ内ニ於テ（私ガ「ココ」ニ任
 事シテキル内）私ハ教員、海軍ノ^{主任}ヲ充テ分ニ知ルヤウ
 ニナリ、日本人ハ其ノ二事ハ皆軍事的目的、為ダト公

裏面白紙

No. 3.

60/8

然ト私ニ申シマシム

私ハ直接海軍ノ為ニ働イタリテハ其ノ請負人ノ仕事
 ラシクシテ又私ノ就業時間ハ午前六時カラ午後五時
 迄テ午前二、三十分、午後二、三十分、昼、休憩ガ一時間半
 マリマシタ。日本人ハ私言ニ三食給エシ日給五円ヲ支拂
 ヲクシマシタ。私ハ又ソコニ何時デモ十五機カラ二十機
 ノ巨大丁田發水上機ト若干ノ戦闘機、偵察機ガア
 ルノニ氣ガツキマシタ。私ハ其ノ水上機ノ根據地テ働クコトヲ
 日本人ニ止メサセラレテカラ「カラバン」ヤニ深長ヲマツテキタ
 タラ援助シ「アスリト」ノ航空着陸場マツレクラ又「タフ
 バ」「ケヤラン」カノ「ア」「ア」船ノ積込積卸ノ為ニ働
 働者ヲ古語シマシタ。

メメメメメ

裏面白紙

No.1

DOC 6013

E 894

問

氏名、本籍、職業ヲ述ベヨ

年月日 一九四六年二月二十五日

供述場所

トラツク及 中央カロリニ諸島中ノモトエン島

答

モトエン島、副島司アルフレッド、マイロ、

問

モトエン島ニハ何年居住シテイタカ。

答

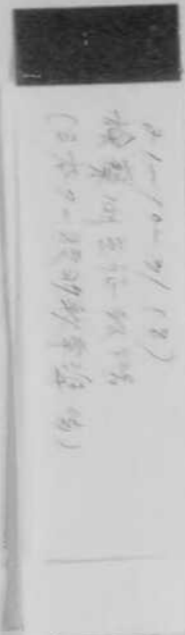
四十五年。

問

トラツク、アトル島ニハ何年任ンデイルカ。

答

四十五年



モトエン島上ニ、日本軍一
施シタルフトニ就イテ知

ツテイルカ。

答

ハイ。

問

該施設ニ就イテ貴下自身ニツテ知レル事ヲ述
ベヨ。

答

一九三八年後半期中、日本軍ハモトエン島東端ニ

一燈台ノ建造ヲ始メマシタ。該燈台ニ建設ニ先
立ツテ東端ニ一造船所ヲ設置シ、然ル後燈
台ノ建設セラルベキ箇所ニ船渠カラ通ズル一本

22

305

No. 1

DOC 6013

E 294

問

氏名、本籍、職業ヲ述ベヨ

年月日 一九四六年二月二十五日

供送場所

トラック、中央カロリニ諸島中ノモロエン島

答

モロエン島、副島司アルフレッドマイロ、

問

モロエン島ニハ何年居住シテイタカ。

答

四十五年。

問

トラック、アトル島ニハ何年住ンデイルカ。

答

四十五年

問

一九四一年十二月以前ニ於テモロエン島上ニ日本軍

が築城又ハ軍事施設ヲ施シタルコトニ就イテ知

ツテイルカ。

答

ハイ。

問

該施設ニ就イテ貴下自身ニヨツテ知レル處ヲ述

ベヨ。

答

一九三八年後半期中日本軍ハモロエン島東端ニ

一燈台ヲ建造ヲ始メマシタ。該燈台ニ建設ニ先

立ツテ東端ニ一造船所ヲ設置シ、然ル後燈

台ヲ建設セラルベキ箇所ニ船渠カラ通スル一本

裏面白紙

No. 2

DOC 60 13

ノ道路が作ラレマシタ。船渠、道路及燈台ヲ完成スルニ
メニ約一年ヲ要シマシタ。前記企劃ノ完成ヲ見ルヤ、
日本軍ハ數個ノ洞穴及砲床一基ノ探照燈ノ据付場所
ノ築造ヲ開始シマシタ。六基ノ砲床が築カレマシタ。砲
口徑ハ八乃至九吋ノヤウニ思ハレマシタ。此等ノ施設ハ皆
燈台ノ極近所ニアリマシタ。一九三九年十一月末、日本
軍ハウイテヒアンノ山上に丸木小屋然タルユンクリート砲
床ヲ一基掘リマシタカ、之ノ間ニ電波探信儀ヲ据エツル
五六吋砲用砲床ニ基ヤ、小口徑ノ高射砲用トシテニ基
ノ砲床ヲ設置シマシタ。此区劃ニテ所ノ探照燈台が認め
ラレ探照燈が其ノ上ニ据付ケラレマシタ。ニテ所ノ洞穴ヲ山
ノ中ニ穿テ彈藥が格納セラレマシタ。一九四〇年此計劃
ノ完成ト共ニソノ辺ノ其後ノ發展ハ我々ニハワカリマセンデシ
タ。何故ナレバソノ辺ハソレカラ立入り禁止区域トセラレタ
カラ、ワリマス。一九三九年申ニ島ノ東端ニ無線電信局が
施設サレマシタ。該建物ハ混凝土建テアリマシタ。一九四〇
年三八島ノ西北端ニ日本軍ハ飛行場ヲ建設シ始メマシ
タ。此飛行場ハ一九四一年十二月後ニ竣工シマシタ。同時

裏面白紙

No.3

DOC 6013

ニ島ノ西南端ニ更ニ一ヶ所ノ飛行場ヲ建設中トアリマシタガ
 一九四一年十二月後ニ完成サレマシタ。一九四〇年ニハ島ノ西北
 端飛行場寄リノ山ノ側ニ二基ノ砲床ガ造ラレ、砲ガ据付
 ヲラレマシタ。ソノ砲ハ口径八、九寸位ニ思ハレマシタ。探照燈
 台一ヶ所ガ作ラレ探照燈一基ガマタ同所ニ据付テラレマ
 シタ。

同、一九四一年十二月以前ニ該飛行場周辺ニ被覆ガ作ラレタガ、
 答、西南端ノ飛行場ニ一九四一年十二月前ニ一ヶ箇所、サト木造

セラレマシタ。

同、モトニ島海岸ノトトチカハ何時サモ築造サレタカ。

答、一九四一年十二月後デハ、

同、ウイテヒアンノ山ノ頂、大口徑砲、機銃、巨艦測定器、

洞窟ヘ据付テラレタ。低伸彈道砲、高射砲、之等ハ

炭トノ述ベタモノ以外デアルガ何時エ等ハ建設サ

レタカ

答、一九四一年十二月後デハナイカト思ヒマス。何故ナラバ一九三九

年ト一九四〇年ニ初メテ建設ヲ見テカラ後ニハ、我々ハ其

ノ場所ニ立入りヲ禁止サレテイマシタカラ。

裏面白紙

問 島南端砲行場ノサシ後方ニ高射砲掩蔽所ヲ
大砲機銃等ノアルニ氣付イタガ何時頃夫等ノモノ
ハ建設シレタカ

答 一九四一年十二月後デス。

問 此島内ニハ陸海軍ヲ收容スル厚クノ兵舎ガ五六ヶ所
アルガソレラハ何時建設セラレタカ。

答 一九四一年十二月後デス。

問 一九四一年以前ニハ何名ノ日本兵ガ此島ニ居タカ。
答 此島ニハ莫大ナ数ノ日本軍人ガ居マシタ。ソニテ
莫ク當時モ又、島内ニ兵舎ハ若干アリマシタガ、
大多數ハ一九四一年十二月後ノ建設デアリマス。

問 島ニ極近接シタ島嶼中ニ何カ施設ノアル
フトテ知ッテイルカ。

答 ハイ。

問 其ノ施設ニ就イテ自分ノ知ッテイルコトヲ述ベヨ。
答 一九四〇年中ニモア島ニ敵心術ヨリトノ船渠木ガ
出来マシタ。ニツノ砲床ガ造ラレ、其處ニ二門ノ砲ガ据
付テラレマシタガ口徑三イニチノ口径アリマシタ。又

No.5

b0c 6013

兵員收容所建造物が築造され、その探照燈一基
が据付せしめられ、其ノ島トヒレニ島間ニ電話ノ通信
カ施設せられ、其ノ島人平胸ノ日地ヲ有ニテイテ、或箇
所ニハ物見櫓が築造せしめらる。

問 此島ニハ何か他ノ施設カ有ルカ。

答 ア、イマニシテ

内 他ニ如何ナル島上ニ施設カ行ハレタカ知ラズ、イレカ。

答 一九四〇年中ニハイマニテ、ノ島ニ行ハレマシタ。

モ、ノ島内ニ行ハレタト殆ンド同シヤ、ウチ建設カ

行ハレマシタ。

裏面白紙

No. 7

Doc. P600 /
E 895

関係取調官ニ依リ喚問セシケル証人「ジョセフ
ウエルベラウ」ハ取調事項ニ付通達ヲ受ケタル上
正當ニ宣誓ヲ行ヒ、通譯「モトオカ」マサオヲ介シ
次ノ如ク陳述セリ

取調官ニ依ル訊問

一問 アナタノ名ハ何ト言ヒマスカ

答 「ジョセフ ウエルベラウ」

二問 アナタノ生年月日ハ

1911年10月10日

(1911年10月10日)

答 ハラオコロル島「ペンゲル」ベネツド「」デス

四問 アナタ、現在ノ家庭ノ住所ハドコニデスカ、

答 パラオコロル島「コングレミッド」デス

五問 アナタノ職業ハ何デスカ

答 私ハコロル島軍政部原任長警察署
長デス。

九問 アナタハ一九四一年十二月以前ニ於ケル要塞

又ハ軍事施設ノ構築ニ就イテ知ッテキマ

スカ

答 ハイ、知ッテキマス。

No. 7

Doc. P600 / E895

関係取調官ニ依リ喚問セシメクル証人「ジョセフ
ウエルベラウ」ハ取調事項ニ付、通達ヲ受ケタル上
正當ニ宣誓ヲ行ヒ、通譯「モトオカ」マサオヲ介シ
次ノ如ク陳述セリ

取調官ニ依ル訊問

一、問 アナタノ名ハ何ト言ヒマスカ

答 「ジョセフ」ウエルベラウ。

二、問 アナタノ生年月日ハ

答 一九〇八年、月日ハ存シマセン

三、問 アナタハトコデ生マレマシタカ

答 パラオ、コロル島、コンゲルベキエツトデス

四、問 アナタ、現在ノ家庭ノ住所ハトコデスカ、

答 パラオ、コロル島、コンゲレミッドデス

五、問 アナタノ職業ハ何デスカ

答 私ハコロル島軍政部原住民警署
長デス。

九、問 アナタハ一九四一年十二月以前ニ於ケル要害

又ハ軍事施設ノ構築ニ就イテ知ッテキマ
スカ

答 ハイ、知ッテキマス。

裏面白紙

No. 2

Doc 6001

十問 アナタハ施設ノ種類構築ノ箇所、ソレニ
関係シタ月日ヲ知ツテキマスカ

答 私ハ一九三九年「バベルスアツア」ンゲレムレンクイ
ニ構築サレタ砲床ヲ知ツテキマス

十一問 アナタハソノ工事ヲ見マシタカ
答 ハイ、見マシタ

十二問 アナタハソノ工事ニ出テ働キマシタカ
答 イイエ、

十三問 アナタハ出来上ツタ砲床砲ヲ見マシタカ

答 イイエソノ地域ハ砲床完成後ハ日本人ニ
依ツテ立入禁止トナリマシタ

十四問 「バベルスアツア」砲床構築ニ使用セラレタ
原住民ノ勞力ハ強制サレタモデシタカ

答 ハイ、サウデス

十五問 アナタニハトウシテソレガ砲床デアルトイウ
コトガ分リマシタカ

答 私ハ砲ガ「コンゲレムレンクイ」港ニ於イテ、船
カラ砲床ノアル箇所へ運バレルヲ見マシタ

裏面白紙

Doc. 6001

No. 3

十六問 アナタハ前述ノ工事ノ他一九四一年以前何カ構
築工事ノアッタコトヲ知ッテキマスカ

答 イイエ

五十問 アナタハ原住民ニ対スル強制労働ノソノ他ノ
事例ヲ知ッテキマスカ。知ッテキタラ、ソレヲ述ベテ下サイ

答 ウルラサベル、シケレムデイウ、碓床ハ原住民ノ
強制労働ニ依ッテ構築サレタモノデアリマス。

五十一問 ソレハ何時行ハレマシタカ

答 一九四一年二月デス

五十二問 アナタハ前ニ「ハヘルス」ブノ碓床が一九四一年十二月
以前ニ構築サレタコトヲアナタ自身知ッテキル
唯一ノ要塞又ハ軍事施設ダト言ヒマシタネ。

一九四一年二月トイフ日付ケニ間違ヒハアリマセンカ

答 はい、ソレニ間違ヒハアリマセン。私ハ前ニ答ヘタ時
アナタノ言ハレルコトガ呑ミコメナカッタノデス。

五十三問 アナタハソコデ働キマシタカ。

答 はい働キマシタ

五十四問 誰ガアナタニソコデ働クヤウニ命ジタノデスカ。

答 南洋廳ノ下部組織ノ一分署タルバラオ廳デス

五十五問 ソノ労働期間ハ何時カラ何時マデシタカ

答 一九四一年二月カラ一九四一年七月マデシタ

No. 4

Doc 6001

六十五問 アナタハ彼等カ砲ヲ、アナタノ工事

シタ砲床ニ据付ケルノヲ見マシタカ。

答 ハイ私ハ見マシタ、ソレテ私ハ海軍ノ

軍属達カ砲ヲ据付ケルノヲ手傳ヒマシタ。

砲ハ私が乗ツテキルトゲルアル廻ツタリ

上、下ニ動イククリシマシタ

裏面白紙

NO. 1

E 276
Doc No 002

証人「オーストリア」リコームハ取調士官ニ召換サレ
入室取調ノ主題ヲ通告サレ正式ニ宣旨言レ
通譯元岡正雄(トオカマサヲ)ヲ通ジ次ノ如ク
云ツタ。

取調士官ニ依リ取調ラル。

一問 君翁ハ何ト申シマスカ

答 ハオーストリア人ナリ

三月廿四日

答 バベルサレフ島「メレケイオク」村デ生ラレタ。

四問 現住所ハ?

答 バオレコロール島「コンゲレニッド」村

五問 君翁現在ノ職業ハ何ニスカ

答 コロール島ニ於ケル軍政府ノ原住民調査
デス

九問 一九四一年(昭和十六年)以前ニ於ケル日本
人ニ依ル要塞ノ構造又ハ軍事設備ニ就
テ知ワテオヒカ

答 ハイ知テ居マス。

一〇問 設備ノ様式、構造、場所及之等ニ関スル
年月日ヲ知ツテオヒカ

答 設備ノ様式、構造、場所及之等ニ関スル
年月日ヲ知ツテオヒカ

No. 1

E 896

Doc No 002

証人「オークスト」リニームハ取調士官ニ召換サレ
入室取調ノ主題ヲ通告サレ正式ニ宣誓シ
通譯元岡正雄(モトオカマサヲ)ヲ通ジ次ノ如ク
云ツク。

取調士官ニ依リ取調ラル。

一問 君^名前ハ何ト申シマスカ

答 オークスト「リニーム」

二問 君ノ生年月日ハ?

答 一九一三年(大正二年)三月廿四日

三問 何處デ生シマシタカ?

答 バベルサレフ島「ノレケイ」村デ生シタカ。

四問 現住所ハ?

答 バラオ「ゴロル」島「コン」ゲレ「ニッド」村

五問 君ノ現在ノ職業ハ何デスカ

答 フロール島ニ於ケル軍政府ノ原住民^ニ調査
デス

九問 一九四一年(昭和十六年)以前ニ於ケル日本

人ニ依ル要塞ノ構造又ハ軍事設備ニ抗

テ知ワテオスカ

答 ハイ知テ居マス。

一〇問 設備ノ様式、構築ノ場所及之等ニ関スル

年月日ヲ知ツテオスカ

裏面白紙

裏面白紙

答 ベルサツ島オイゲル村ニ一九三九年(昭和十四年)ニ砲床ヲ築イタリヲ知ツテ居リマス。

一問 君ハ其ノ仕事ニ従事シタカ。
答 イエ私ハ砲床構築ニハ就勤シマセデシタ。私ハ手仕事ヲスルヲメニ召集サレタ原住民ヲ働者ノ監督デシタ。原住民ハ仕事スル様ニ命ゼラレタムデス。

Doc 6002

十二問 誰ガ此ノ仕事ヲ命ジタカ。

答 日本海軍ノ一申將テシタガ伊藤大將デアリマセデシタ。

十三問 ソレハ文書ニ依ル命令デアッタカ

答 はいソウデス一人ノ海軍ノ人ガ命令書ヲ村長ノトコロニ持ツテ来テ村長ハコンド原住民ニ勵ク様ニ命ジマシタ。

十四問 此ノ命令書中ニ此ノ命令ニ従ハヌ者ハ罰セラルト書イテアリマシタカ。

答 はい書テアリマシタ。砲床ハ或ル期日迄ニ仕上ケラレナケルバナリマセデシタ。ソレデハハ澤山ノ原住民ガ入用ナラダ、出頭ヲ急シマセハ四罰スルト命令書ニ書イテアリマシタ。

十五問 君ハ此ノ命令書ヲ見タカ。

答 はい見マシタ。村長ガ命令書ヲ私ニ見セマシタ。

NO. 2

Doc 6002

十六問 君ハ其命令書ヲ所有シテ居ルカ。

答 イ、海軍ノ人ガ村長ト私ト見テアト
自分テ持ツテ行ツテシマヒマシタ。

十七問 此ノ命令ヲ出シタ海軍中將ノコトヲ話セルカ

答 イ、エ、デキマセン。彼ハ一九三九年(昭和十四年)
之等ノ群島カラ立去ッタコトヲ、私知テ居
マス。

十八問 君ハ此砲床ノ全構築ヲ監督シタカ

答 イ、エ、私ハ此ノ砲床ニ相ヲ運搬スル原住
民ヲ監督シタツケテス

十九問 強制サレタ原住民勞働者ガ砲床ヲ構

築シタノデスカ。
答 イ、エ、海軍ノ軍属ガソレヲ構築シタノデス。

二十問 君ハ原住民ガ砲床ニ運

シタ相ノドレカノ
内容ヲ見マシタカ
答 イ、エ、私ハ内ニ谷ハ見マセニデシタ。當時構
築サシテキナカッタ砲床構内ハ原住民ハ

糧食ヲ運搬シマシタ。

二十一問 君ハ完成サレタ砲床ヲ見タカ

答 ハ、見マシタ。然シ大砲ハマダ据エテアリ
マセンデシタ。

二十二問 君ハソレガ何日頃デアッタカ 記憶シテ居

ルカ
答 イ、一九三九年(昭和十四年)デアッタコトヲエス

No. 3

Doc 6002

No. 4

二十三問 君ハ此ノ要塞ニ大砲ガ据エ付ケラレタヲ見タ

答 イ、上大砲ノ据エ付ケラレルノヲ見マセシテ

シテ、タゞ然レ後ニ一九四四年(昭和十九年)

三月ニナツテ大砲ガソコニアツタノヲ見マシタ。

三十六問 上記砲臺ノ外ニ君ハ一九四〇年(昭和十五年)

十二月以前ニ構築サシタ地ノ要塞ヲ知ワ

テ事ルカ

答 ハ、私ハ一九三〇年(昭和五年)一月カラ

一九三〇年三月迄マリト一飛行場ガテ

働キマシタ

三十七問 君ハ此ノ仕事ヲスル様ニ強要サシタノカ

答 ハ、私ハ南洋廳員ノ梶島氏(當子)カラ

病氣ニナツタ人ノアトヲ受継グ様ニ命

ムマサシタムデアリマス。

三十八問 ソレハ命令人々書ニ依ルカ

答 ハ、ハイ、ソレデス。

三十九問 君ハ今テモ其ノ命令書ヲ持テ居ルカ。

裏面白紙

Doc 6002

答イエ、私が仕事多クお頭シタ時ニ此ノ命令書ハ返却致シマシタ。

四下問 其ノ命令書何ト書イテアリマシタカ

答ソレニ「何月何日貴殿ヲム殿南洋廳政府概島氏、此ノ命令書ヲ持参お頭セヨ、從ハザレバ罰マラルベシトアリマシタ。

四上問 君ハ此ノ概島ノコトヲ述マルコトガ出来ルカ

答 彼ハ一民間人ニシテ南洋廳ニ働イテ且又ニ

四下問 此間、君ハ如何ナル種類ノ仕事ヲシタカ

答 私ハ石ヲ運ンダルトガイナマイトヲ入レル穴ヲ掘リマシタ。

四上問 其當時其附近ニ飛行機ガアッタカ

答 イエ、飛行場ハマダ完成シテオリマセシタ

四下問 大砲又ハ要塞ガ其附近ニアッタカ

答 イエ、アリマセンデシタ。

五上問 上記報告ノ外ニ君ハ一九四三年昭和十六年

十二月以前ニ構築サレタ何カ他ノ要塞

又ハ軍事設ニ付テ知テ居ルカ。

NO. 5

No. 6

Doc 6002

答外之私ハキイタエトハ聞イタガシカシ之ダ
ケガ私ノ働イタ場所ナラバアリス。

219

裏面白紙

NO.1

DOC. P. 6012
E 897

トラスク、中央カロリン群島・モエン島ニ移テ行ハレタモノ。
日時一九四六年二月二十三日。

貴下ノ名前、本館地及び職業ヲ述ベナサイ。

モセス、イナロウ、ウマン島・長官補任役デス。

ウマン島ニハ何年任任ンテ居ルカ。

四十五年同。

トラック、アトニハ何年任任ンテ居ルカ。

四十五年同デス。

一九四一年(昭和十六年)十二月以前ウマン島ニ

日本が建設シタ。

要塞或ハ軍 專施設ニツイテ知ツニ居ルカ

答 知ツテ居マス。

問 其ノ施設ニツイテ貴下自身ノ知ルトコロヲ述ベラレタ。

答 (一九四一年) 日本が建設シタ。

ニ日本人ハ道路並ニ要塞構築
が構設サレニ門ノ巨砲四門ノ

小砲力ヲ運送セラレマシタ。

復等ハ壕ヲ掘リソレヲコンクリートニ固メソノ中ニ軍

需品ヲ貯蔵シマシタ。

此構築ハ海軍指令下ニ行ハレマシタ。

ソコニ砲台ニテ居ク部隊ノ責任將校ハ「タイナコー」

デアリマシタ。

副司令官ハ「ブライ」デアリマシタ。

22

220

NO.1

E 897
DOC. P 6012

トラスク、中央カカリン群島・モエン島ニ於テ行ハレタモノ。
日時一九四六年二月二十二日。

貴下ノ名前、本籍地及び職業ヲ述ベナサイ。

モセス、イナロウ、ウマン島・長官補佐役デス。

ウマン島ニハ何年住ンテ居ルカ。

四十五年間。

トラック、^{アト}トニハ何年住ンテ居ルカ。

四十五年間デス。

一九四一年(昭和十六年)十二月以前ウマン島ニ

日本が建設シタ。

要塞或ハ軍 事施設ニツイテ知ツテ居ルカ

知ツテ居ラス。

其ノ施設ニツイテ貴下自身ノ知ルところヲ述ベラレタ。

一九三九年(昭和十四年)

ウマン島、南部ニ日本人ハ道路並ニ要塞^(モエン島)ヲ建設シマシタ。

軍隊ヲ駐ルル為^(モエン島)ニ砲台ヲ建設サレニ門ノ巨砲四門ノ

小砲が設置セラレマシタ。

彼等ハ壕ヲ掘リソレヲコンクリート^(モエン島)ニ固メソノ中ニ軍

需品ヲ貯藏シマシタ。

此構築ハ海軍指令ニ行ハレマシタ。

ソコニ密着シテ居タ部隊ノ責任將校ハ「タイナヨ」

デアリマシタ。

副司令官ハ「ブナイ」デアリマシタ。

裏面白紙

DOC. 6012

NO. 2

一九四〇年(昭和十五年)八月其ノ年ノ十二月以前ニウマン島
南方ハ哩ノオキタ島ニ日本海軍ハ波止場ト家屋ヲ建設シ
探照燈トロケニ至三イニチノ砲ヲ各設置シ又機関銃數
挺モ配置置サレマシク

一九四一年中其ノ年ノ七月以前ニウマン島ハ哩ノサラッ
トト島ニ日本海軍ハ波止場家屋ヲ築キ探照燈トロケニ
イニチ位ニ思ハレルニ内ノ砲ヲ各々設置シ發射送局ヲ建テ
マシク

一九三九年(昭和十四年)一九四〇年(昭和十五年)以前迄ニウマン
島南郊ノ全砲が設置置サレタカ

左ノ様デス

日本人ハ其レ等ノ建築物ノ構築ニ如何ナル材料ヲ用ヒタカ

其ノ建造物ノ爲ニ彼等ハコンクリートノ土臺ヲ用ヒ發

リハ木材ヲ用ヒマシク

壕ハコンクリートトチキヤラ固メマシク

戰前所彼等ハ壕ノニ壕ヲ掘ツタカ

唯一ツデアリマス

戰前其ノ壕ノ中ニ軍需品ヲ貯藏サレタノヲ見タカ

見マシク

非常中ニ多量ノ物デアツタカ

ソノ通りデシク

其ノ壕ノ大キサハドノクラデアツタカ

長サニテ四フィート幅ニテ九フィートデアリ軍需

品糧食デパイデアリマシクガ主ニ軍需品材デアリマシク

壕ハコンクリートトチキヤラ固メマシク
ラレ砲床モ全部ククリ
ートテ固メマシク

NO. 9

DOC. 6012

一九四一年(昭和十六年)十二月以前に日本人ハ其ノ巨砲ノ射撃ヲ行ツタカ。

唯試験シタ丈デシタ。

壕ノ中ニ探照燈ヲ据エタカ。

其レハ探照燈臺ノ上ニ築カレテ覆ヒ隠サレタカ。

探照燈ニ接シテ何カ他ニ裝備ヲ施シタカ。

彼等ノ射程測定器ヲ裝備シマシタ。

オツタ島デハ彼等ハ砲ト探照燈ノ傍ニ何ヲ設ケタカ。

軍需資材糧食ヲ貯藏スル倉庫ヲ設ケマシタ。

中下ハ其ノ食糧並ビニ軍需資材ヲ見タカ。

見マシタ。

サレト島デハ探照燈ト砲ノ傍ニ何ヲ裝備シタカ。

軍需資材ト糧食ノ倉庫デシタ。

オツタ島トサレト島トノ構築ハ一九四一年(昭和十六年)三月以前ニ行ハレタカ。

戦前ニ日本人ハ米國ニ對スル戦争ヲ

行フニツイテ語ツタ事ガアツタカ。

アリマシタ。

何ト云ツタカ。

裏面白紙

NO. 4

DOC.6012

〔答〕 我々ハ米國ニ對シテ開戦スル前ニ要隘並ニ
軍事施設ヲ構築スルツモリデアルト言ヒマシク。

〔由〕 中東下ハゴック島ニ於ケル構築ノ爲ニ助力セネハナラオカシク。

〔答〕 我々ハ一九三九年（昭和十四年）ニ約五ヶ月間オツク

島ニ於ケル構築作業ノ爲ニ三十人ノ男ヲ出ス様ニ

強要サレマシク。 吾等ノ男ハ一日八十銭ヲ給サレマシク。

〔由〕 妻下ハサラット島ニ於ケル構築ノ爲ニ助力セネハナラオカシク。

〔答〕 我々ハ約六ヶ月ノサラット島ノ施設構築ノ爲ニ一日

三十人ノ男ヲ出ス様ニ強要サレマシク。

其ノ男等ハ一日八十銭ヲ支給サレテ居マシク。

裏面白紙

聴取場所：中部カマライレ群 島トカラ

モクエン島

聴取日時：一九四〇年昭和二十一年三月三日

同 姓名・住所・職業ヲ述ベヨ

答「ソノナリ」モヌキツトト申シトール島ノ副酋長

デス。

同「トール島ニ何年間居住シテ居リカ」

年間居住シテ居ルカ

(同) (答) (モクエン島)

同「一九四一年昭和二十年十一月以前ニトール島ニ

日本人が要塞力軍事施設ヲ作ツタ事ニ

付テ何カ知ツテ居ルカ

答「ハ、知ツテ居リマス」

同「コノ施設ニ付テ有前が自分デ知ツテ

居ル事ヲ述ベヨ

答「一九三九年(昭和十四年)ニ南「トール島」

西南部ニドツクカラ山ノ頂上マデ道路ヲ一

E 398 P 6014

聴取場所：中部カライレ群島トラツク

モクエン島

聴取日時：一九四六年昭和二十一年三月三日

同「姓名・住所・職業ヲ述ベヨ」

答「ゾーナ、モヌキツトト申シトール島ノ副首長
デス。」

同「トール島ニ何年間居住シテ居タカ」

答「四十八年間デアリマス」

同「トラツク環礁ニ何年間居住シテ居タカ」

答「四十八年間デアリマス」

同「一九四一年昭和二十年十一月以前ニトール島ニ
日方人が要塞力軍事施設ヲ作ツタ事ニ
付テ何カ知ツテ居ルカ」

答「ハ、知ツテ居リマス」

同「コノ施設ニ付テ有テ前ガ自分デア知ツテ
居ル事ヲ述ベヨ」

答「一九三九年（昭和十四年）ニ南「トール島」ノ
西南部ニドツクカラ山ノ頂上マデ道路ヲ一

裏面白紙

No.2

60/4

本建設シマシタ。山ノ頂上ノゲルリニ三台ノ砲
 床ガ据エ付ケラレ、口径八吋ト思ハレルニ基ノ
 大砲ガ据エ付ケラレマシタ。台ヲ造ツテ探照燈
 ヲ備ヘ付ケマシタ。彈藥ヲ貯藏スル爲ノ
 鉄筋コンクリートノ壕ガ山ノ側面ニ掘ラレ
 マシタ。日本兵ノ爲ノニツノ兵舎ガ建テラレ
 マシタ。一九四〇年(昭和十五年)内ニハ^北北
 北端ニコンクリート製ノ埠頭ガ建設ガレ埠
 頭カラ山頂マデノ道モ出来上リマシタ。山ノ頂上
 ニハ^西西ノ兵舎トニ標ノ倉庫ガ建テラレマ
 シタ。コンクリートノ台ガ作ラレテ探照燈モ
 据エツケラレマシタ。ニ基ノ砲座ガ建造ガレ
 テ口径四吋カ五吋ト思ハレル砲モ据エ付ケラ
 レ、ラゲオ放送局モ出来上ツタノデアリマス。

裏面白紙

No. 1

Doc P6015
E 899

湯竹 トラク島の及中央カリソ諸島中ノモーキン島

日時 一九四六年(昭和廿一年)二月廿五日

問 姓名 原籍地 職業等ハ

トラク島の自ラ、モーキン島
トラク島の自ラ、モーキン島
一九四一年(昭和十六年)

モーキン島
トラク島の自ラ、モーキン島

問 トラク環礁ニ何年向住シテ居ルカ

答 四十九年向

問 一九四一年(昭和十六年)十二月以前ニ在リシ島

ニ日本軍が建設シテ重要ニヤ軍事施設ニシテ
ニワキ何カ知ラセテ

答 然リ

問 軍事施設ニツイテ自ラ方ノ知ラセテトテ述ベテサイ

答 一九四〇年(昭和十五年)中ニ在リシ島ヲ日本軍

ハ島ノ東側ニ在リシトラクカラ山ノ頂上迄道路
ヲ建設シテ、二門ノ大砲ノ砲床カツラシ、口徑
五寸許リト見エ大砲カ据エ付ケシ。砲台ハ操

22

No. 1

Doc P6015
E 899

陽竹 トラク島及中央カロリン諸島中ノモリス島

日時 一九四六年(昭和二十一年)二月廿五日

問 姓名 原籍地 職業ハ

答 至子島ノ酋長 アターエラ アス

問 至子島ニ何年間住シテ居タカ

答 四十五年間

問 トラク環礁ニ何年間住シタルカ

答 四十九年間

問 一九四一年(昭和十六年)十二月以前ニ至子島

ニ日本軍が建設シタル西武塞ヤ軍事施設ノコト

ニソレ何カ知ラセ

答 然リ

問 軍事施設ニソレ貴方ノ知ラセトテ述ベナシ

答 一九四一年(昭和十五年)中至子島ヲ日本軍

ハ島ノ東側ニ在ルトラクカラ山ノ頂上迄道路

ヲ建設シタ。ニ門ノ大砲ノ砲床ハソレノ口徑

五寸許リト見エ大砲カ据エ付ケシタ。砲口ハ據

裏面白紙

22

226

NO.2.

Doc 6015

昭三燈ヲ据工付ケ、カチ建物ノ内部ニ發電機ヲ据
工付ケル。
大子ノ建物ガ三軒建テ、一軒ハ兵器室、ニ軒ハ倉
庫ニナル。

問 一九四一年(昭和十六年)以前ニ其ノ建物ノ建
設中トシテ指揮又ハ担任シテ居テ者ノ中
誰ガノ名ヲ知ラセザルカ

答 日本海軍ノ岩井ト云フ人ガ其ノ建築中
中、担任将校中ノ一人ナリ。

裏面白紙

E 900
P6016

No 1

22

聴取場所：モウエン島、中央カロリン郡島トラック島
聴取日時：一九四六年（昭和三十一年）二月二十五日
同「姓名・住所・職業ヲ述ベヨ」

答「ミケユラ、テケユラト申シ、カブロン島ノ酋長デアリマス
同「カブロン島ニ可平前、主マツテ居タカシ

志願者(2名)
カブロン島(中略)

往マツテ居ルカシ

答「三十五年間デアリマス」

同「一九四一年（昭和十六年）十二月以前ニコノ島ニ日本
軍が要塞カ軍事施設ヲ構築シタ事ニ付イテオ前
ハ何カ知ツテ居テイカ」

答「ハイ、知ツテ居リマス」

同「オ前ノ知ツテ居ル軍事施設ニ付イテ述ベヨ」

答「一九四一年（昭和十六年）ノ五六月頃カラ日本軍ハ
コノ島ノ東側ノ山ノ頂上ニ工事ヲ始メマシタ。先ツ彼
等ハニ棟ノ兵舎トニ棟ノ倉庫ト一箇ノ電波探知所
ヲ作りマシタ。コンクリート製ノ砲座ヲ作り六吋砲

E 900
P6016

No 1.

22

聽取場所：モウエン島、中央カロリン郡島トラック島
聽取日時：一九四六年（昭和二十一年）二月二十五日

同「姓名、住所、職業ヲ述ベヨ」

答「ミケユラ、ナケユラト申シ、カブロン島ノ酋長デアリマス」

同「カブロン島ニ何年間住マツテ居タカ」

答「二十五年間デアリマス」

同「トラック環礁ニ何年間住マツテ居ルカ」

答「二十五年間デアリマス」

同「一九四一年（昭和十六年）十二月以前ニコノ島ニ日本

軍が要塞カ軍事施設ヲ構築シタ事ニ付イテオ前

ハ何カ知ツテ居ナイカ」

答「ハイ、知ツテ居リマス」

同「オ前ノ知ツテ居ル軍事施設ニ付イテ述ベヨ」

答「一九四一年（昭和十六年）ノ五、六月頃カラ日本軍ハ

ニコノ島ノ東側ノ山ノ頂上ニ工事ヲ始メマシタ、先ツ彼

等ハ二棟ノ兵舎ト二棟ノ倉庫ト一個ノ電波探知所

ヲ作りマシタ。コンクリート製ノ砲座ヲ作り六吋砲

裏面白紙

裏面白紙

6016

ラシイ三基ノ大砲ヲ据エツケマシタ。

臺モ作ツテ探照燈モ備ヘツケマシタ。カブロン島ノ

南側ニハ燃料集積所ガ設ケラレマシタ。燃料集積

所ノスグ近クニ大キナ壕ガ掘ラレテ「コンクリート」ヲ固メ

ラレテ居マシタ。コレハ弾薬ヤ食糧品ノ貯藏ニ使ハレ

テ居リマシタ。ソノ外ノ要塞軍事設備ハ一九四一年

(昭和十六年)十二月以前ニハ作ラレマセンデシタ。

向「何カソノ他ノ施設ガ一九四一年(昭和十六年)十二月

以前ニ出来タ事ヲ覚エテ居ナイカ」

答「監視塔ガ一九四一年(昭和十六年)ノ十二月以前ニ出来

タトノ向ノ無線連絡ガ設置サレマシタ。」

向「オ前ハ一九四一年(昭和十六年)十二月以前ニソコラ辺

ノ島ニ要塞カ軍事施設ガ出来タノヲ知ラナイカ」

答「ハイ知ツテ居リマス」

向「何島カ」

答「エテン島デアリマス。」

No 2

向「ソコヘ何が作ラレタノカ」

No 3

6016

答「九三七年（昭和十二年）中ニエレン島ニ日本軍ハ
 飛行場ヲ作ツタノデアリマス。其堂ヲ築イテソコニ探照燈
 ヲ備ヘ付ケマシタ。」
 コンクリートデ大口径砲ノ砲座ガ築カレソレカラ口径
 約五吋ノ砲モ掘エラレマシタ。ソレカラ日本軍ハ機関銃
 電波探知所モ備ヘツケマシタ。又ニツノ壕ヲ掘リソレヲ
 「コンクリート」デ固メソノ中ニ彈薬ヤ食糧ヲ貯ヘテ
 居リマシタ。」

裏面白紙

E 901
Doc P 5030 32

証言

私儀マーシャル群島ウオトエアトルノ住民OMEADINAND
MOROハ宣誓ノ上證言致シマス 私ハ現在マニロアトル
海軍航空基地第三三四號ノ通譯トシテ雇ハレテ居リ
マス 私ハ一九三八年マデ日本ニ在學シテ居リマシタガ
同手マーシャル群島ヤツアトルニ歸リマシタ

宣誓者ハ更ニ曰ク 一九三八年八月、彼ハウオトエ
アトルニ行キ 各島々ヲ測量シテキキ、測量家ノ助
手ニ雇ハレタ、日本軍ハ一九三九年六月ニウオトエニ

飛行場ノ建設ヲ開始シタ、日本人労働者五十人許リガ
定員ハ三人ノ士官ト五人
二百人が雇ハレ、日本ノ監
日一回支給サレタ

監獄ノ建築ハ一九三九年十月竣工シタ、ソシテ同月
ウオトエ監獄デソノ刑期ヲ勤メ上ゲルタメ日本ヨリ囚
人が來タ、日本囚人ノ到着後土人ノ労働者ハ男十
人、女五人ヲ除キ全部ウオトエアトルノゲネイ島ヘ戻サレタ

宣誓者ハ更ニ語ヲ継イデ曰ク 一九三九年
十一月、ウオトエアトルノウオトエ島ノ樹木ハ全部伐倒サ
レ飛行場ノ建設ヲスルコトニナッタ、コノ頃囚人ハ總テ
(二千人以上)日本ニ戻サレ、約千人ノ朝鮮人ト約二千
ノ日本人労働者ガウオトエニ到着シ、滑走路ノ作業ヲ續ケタ
土人労働者ガ再ビ各島ノ酋長ヲ通シ徵發サレタ

宣誓者ハ更ニ曰ク 滑走路ニ使用ノタメ大量ノセメント
マスファルト其他建築材料ガウオトエ島ニ運ビマレレノヲ見タ

E 901
Doc 10000

52

證言

私儀マーシャル群島ウオトエアトルノ住民 FERDINAND
・マエノハ宣誓ノ上證言致シマス 私ハ現在マエロアトル
海軍航空基地第三三四號ノ通譯トシテ雇ハレテ居リ
マス 私ハ一九三八年マデ日本ニ在學シテ居リマシタガ
同年マーシャル群島ヤグアトルニ歸リマシタ

宣誓者ハ更ニ曰ク 一九三八年八月、彼ハウオトエ
アトルニ行キ 各島ヲ測量シテキキ 測量家ノ助
手ニ雇ハレタ 日本軍ハ一九三九年六月ニウオトエニ
飛行場ノ建設ヲ開始シタ 日本人労働者五十人許リガ
コノ仕事ニ勸イタ ソコノ定員ハ三人ノ士官ト五人
ノ頭ヲ必要トシタ 土人三百人が雇ハレ、日本ノ監
獄ヲ建築シタ 土人ハ一日一回支給サレタ

監獄ノ建築ハ一九三九年十月竣工シタ、ソシテ同月
ウオトエ監獄デソノ刑期ヲ勤メ上ゲルタメ日本ヨリ囚
人が來タ 日本囚人ノ到着後土人ノ労働者ハ男十
人、女五人ヲ除キ全部ウオトエアトルノゲネイ島へ戻サレタ

宣誓者ハ更ニ語ヲ継イデ曰ク 一九三九年
十一月 ウオトエアトルノウオトエ島ノ樹木ハ全部伐倒サ
レ飛行場ノ建設ヲスルコトニナッタ コノ頃囚人ハ總テ
二千人以上ノ日本ニ戻サレ 約千人ノ朝鮮人ト約二千
ノ日本人労働者ガウオトエニ到着シ、滑走路ノ作業ヲ續ケタ
土人労働者ガ再び各島ノ酋長ヲ通シ徵發サレタ

宣誓者ハ更ニ曰ク 滑走路ニ使用ノタメ大量ノセメント
ヲスファルト其他建築材料ガウオトエ島ニ運ビマレレノヲ見タト

裏面白紙

E902 .22
P6032

口供書

マーシャル群島ヤムイト環礁イナジ島ノ私アビサハ正
式ニ宣旨言シテ、如ク勅言シマス。我ハ現在海軍

ニニ三四號海軍航空基地、土人ヲ働部隊ニ傳ハレ

和十三年ニ日本人ハ飛揚

隊、イナジ島ノ樹木ヲ切

ハ労働部隊ハ二群アリマ

シタ、一群ハ砲、据付ニ他、群ハ埠頭ヲ働キ時々交

代サレマシタ。日本海軍ハ一月五十錢、日本会社ハ

一日一月二十錢支拂ヒマシタ。コノ會社ハ日本海軍ヘ、

給與全部引受ケテ、日本海軍、為ニ働ノ土人

ヲモ供給シマシタ。戦争ノ前、ハ日給一月五十錢、土人

ハ自分ノ食糧ヲ買ハネナリマセンデシタ。他、者ハ海

軍カラ食糧ヲ支給サレマシタ。

E 902 22
P 6032

口供書

マールヤル群島ヤルイト環礁イナジ島ノ私アヒサハ正
 式ニ宣明シテ、如ク詔言シマス。私ハ砲在海軍
 ニニミ四階海軍航空基地、土人ヲ働部隊ニ傭ハレ
 テ居リマス。一九三八年(昭和十三年)ニ日本人ハ能ク
 場用地建設、為ヤルイト環礁イナジ島ノ樹木ヲ切
 ル為ニ土人ヲ雇ヒマシク。土人ヲ働部隊ハ二群アリマ
 シ。一、砲ヲ据付ニ他ノ群ハ埠頭ヲ働キ時々交
 代サレマシク。日本海軍ハ一月五十錢、日本会社ハ
 一月二十錢支拂ヒマシク。會社ハ日本海軍ヘ、
 給與全部引受ケテ、日本海軍、為ニ働ク土人
 ヲモ供給シマシク。戦争ノ前ハ日給一月五十錢、土人
 ハ自分ノ食糧ヲ買ハテハナリマシク。他ノ者ハ海
 軍カラ食糧ヲ支給サレマシク。

裏面白紙

E 903

DOC P 6031

証極書類番號 M131

口供書

私ハマーシャル群島マロエラノ環礁ノテオト申シ
 マス。正式ニ宣誓シ次ノ通り證言致シマス。私ハ現在海軍第
 三三四号海軍航空基地工人労働部隊ニ使用サレテ居リ
 マス。一九三九年ニ私ハマロエラノ環礁ニ生活ニテ居リマシタ。
 ソレテ其ノ年春百名ノ日本人ト四名ノ将校ガマロエラノ島ニ
 一人ヲ使役シテ

飛行場

名ノ工人ガ仕事ヲ與ヘラレマ
 前六時カラ午後五時マデ工

人ヲ使役シマシタ。工人ハ樹木ヲ伐リ倒シタリヨウキート工事
 ニ従事シテ働キマシタ。樹木ハ四名ノ人ニ依ツテ特定ノ場所ニ
 運搬サレマシタ。工人ハ海岸カラ飛行場地帯ニ砂ノ重荷ヲ運
 搬スルノニモ使用サレマシタ。若シモ工人ハ日本人ノ氣ニ入ルヨウニ
 働カサカッタ場合ハ殴打サレマシタ。日本人ハ手ヤ足ノ折レタ人及
 ハ病院ニ送リマシタ。内部傷害ノ人々ハ病院ヲ看護ヲ受
 テルフトハ出来マセンデシタ。飛行場ハ一九四一年ニ遂ニ完成サレ
 マシタ。然レ兵營其他ノ建物ハ完成シマセンデシタ。

22

E 903
DOC P 6031

証極書類番號 M131

口供書

私ハマニヤル群島ヲマロエラフ環礁ノ一ヲオト申シ
 マス。正式ニ宣誓シ次ノ通り證言致シマス。私ハ現在海軍ヲ
 ニニニ四号海軍航空基地工人労働部隊ニ使用サレテ居リ
 マス。一九三九年ニ私ハ「マロエラ」環礁ニ生活ニテ居リマシタ。
 ソレテ其ノ年各百名ノ日本人ト四名ノ将校カ「マロエラ」
 島ニ来マシタ。彼等ハ五十名ノ工人ヲ使役シテ 飛行場
 ヲ建設スル事ニ樹木ヲ除却サセマシタ。ソレヨリ其ノ後ニ更ニ五百
 名ノ日本人カ日本カラ参リ更ニ八十名ノ工人カ仕事ヲ與ヘラシマ
 シタ。日本人ハ一日八十五銭デキテ前六時カラ午後五時マデ工
 人ヲ使役シマシタ。工人ハ樹木ヲ伐リ倒シタリヨウリト工事
 ニ従事シテ働キマシタ。樹木ハ四名ノ人ニ依ツテ特定ノ場所ニ
 運搬サレマシタ。工人ハ海岸カラ飛行場地帯ニ砂ヲ重荷ヲ運
 搬スルニモ亦使用サレマシタ。若シモ工人カ日本人ノ氣ニ入ルヨウニ
 働カサカツタ場合ハ殴打サレマシタ。日本人ハ手ヤ足ノ折シタ人々
 ハ病院ニ送リマシタ。内部傷害ノ人々ハ病院ヲ看護ヲ受
 テルコトハ出来マセンデシタ。飛行場ハ一九四一年ニ遂ニ完成サレ
 マシタ。然レ兵營其他ノ建物ハ完成シマセンデシタ。

裏面白紙

E 904
Doc P 6029

22

証言
私儀 マーシャル諸島
ローラ島

マジロ、アトルノ住民、ATIDRIN下ハ此処ニ宣

ヲ為シ 預言ツテ甲上ケマス 私ハ海軍ニミ三四ノ海軍飛

空基地ヲ通説ニ從事シテ居リマス。一九四〇年照

マシロ、アトルノ住民
(ロキ、アトルノ住民)

マシロ、アトルニ住シテ居リマ
テ木ヲ切り倒シ始メ

航空基地ヲ作り始めマシタ。日本軍ハ本ノ

代償拂フト約束シタガ反悔ヒマセンデシタ。此ノ航空基

地ハ結局完成サレマセンデシタ。一九四一年ノ昭和十六年

ノ中頃日本人ハ基地ヲ働カス為ニ全部ノ男達ヲマシ

ロアトルカラミル、マロラフ、ジャルイ、アトルニ連

シタ。労働力ヲ得ル為ニ強杖カ用ヒラレ、行キ度ク

棄カッタ人達ハ投獄サレルトカ又ハ打タレルトカ有

迫サレマシタ。

No. 1

E904
DocP6029

証言

私儀 マーシャル諸島 ローラ島

マジーロ、アトルノ住民、アトリアー下ハ此処ニ宣旨
 ヲ為シ誓ッテ甲上ケマス私ハ海軍ニニ三四ノ海軍航
 空基地ヲ通訳ニ従事シテ居リマス。一九四〇年昭
 和十五年ニ私ハローラ島マジーロ、アトルニ住シテ居リマ
 シタ。其ノ年日本人ハクワ島^{クワ島}ヲ切り倒シ始メ^{カキ}
 中^ニ航空基地ヲ作り始メマシタ。日本軍ハ本ノ
 代償^{はき}拂フト約束シタガ反拂ヒマセシテシタ。此ノ航空基
 地ハ結局完成サレマセシテシタ。一九四一年ノ昭和十六年
 ノ中頃日本人ハ基地ヲ働カス為ニ^{全部ノ男達ヲマシ}
 ロアトルカラ^{ミル}マロ^エラフ、ジャルイ、アトルニ連シテ行キマ
 シタ。労働力ヲ得ル為ニ強杖^カ用ヒラレ、行キ度ク
 棄カッタ人達ハ投獄サレルトカ又ハ打タレルトカ^有
 迫サレマシタ。

裏面白紙

E 905
P6010

米國海軍作戦機隊地海五三二三七號

一九四六年（昭和二十一年）三月十二日 火曜日

證人「ジョハニツ」ーエニウエトク環礁ノエニウ
エトク環ノ會長ハ正當ノ宣誓ヲナシ題目事項ニツ
イテ聽カサレタ。
一問「姓名・資格ヲ述ベヨ」

答「ジョハニツツ。エニウエトク環礁、エニウ
リマス。」

（昭和二十一年一月）
（昭和二十一年一月）
（昭和二十一年一月）

昭和十六年一月カラ
ツタカ」

答「ハイ。サウデアリマス。」

三問「イツ日本ノ陸軍隊ガコノ環礁ニ到着シタカ」

答「一九四二年（昭和十七年）一月デアリマス。」

四問「イツ日本海軍ガココへ到着シタカ」

答「一九四一年（昭和十六年）四月二十七日デ
アリマス。」

E 905
P6010

22

米日海軍作戦機密地誌五三三七誌

一九四六年（昭和二十一年）三月十二日 火曜日

証人「ジョハニツ」エニウエトク環礁ノエニウ
エトク族ノ酋長ハ正當ノ宣誓ヲナシ題目事項ニツ
イテ同カサレタ。

一問「姓名・資格ヲ述ベヨ」

答「ジョハニツツ。エニウエトク環礁、エニウ
エトク族ノ酋長デアリマス。」

二問「オ前ハ一九四一年（昭和十六年）一月カラ
今マデ酋長ノ地位ニアツタカ」

答「ハイ。サウデアリマス。」

三問「イツ日本ノ艦隊隊ガコノ環礁ニ到着シタカ」

答「一九四二年（昭和十七年）一月デアリマス。」

四問「イツ日本海軍ガココへ到着シタカ」

答「一九四一年（昭和十六年）四月二十七日デ
アリマス。」

裏面白紙

235

E906
P60 11

証人 エニウエトク環礁エンジニア族酋長アブリームハ宣誓
ノ上題目事項ニツキ聞カセタ。

向姓名肩書ハ。

答エニウエトク環礁ノエンジニア族酋長アブリーム。

年)一月カラ今日迄エンジニア

エニウエトク環礁
エンジニア族酋長
アブリーム

問 日本陸戦隊ガ比ノ環礁ニ到着ミタハ何時タリ。

答 一九四二年(昭和十七年)一月テス。

問 日本海軍ハ何時着イタリ。

答 一九四二年(昭和十六年)四月二十七日テス。

22

226

E906

P60 1/1

証人 エニウエトク環礁 エンゲビ族酋長 アフリームハ宣誓
ノ上 題目事項ニツキ聞カサレタ

向姓名ノ肩書ハ。

答 エニウエトク環礁ノエンゲビ族酋長 アフリーム。

問 アタハ一九四一年(昭和十六年)一月カラ今日迄 エンゲビ

族ノ酋長カッタカ。

答 然リ。

問 日本陸戦隊ガ此ノ環礁ニ到着シタハ何時カッタカ。

答 一九四二年(昭和十七年)一月デス。

問 日本海軍ハ何時着イタカ。

答 一九四二年(昭和十六年)四月二十七日デス。

22

336

E 907
Doc 6028

証言

私儀「マーシャル諸島」ミレアトル ミレ島ノ任民
 「ADINA」ハ此処ニ宣誓シ誓ツテ申シマス 私ハ今海軍
 才ニ三四号海軍航空基地尔任民労働隊ヲ雇ハレテ
 井マス。一九四一年ニ人ミレ島ニ任ツテ居リ其年ノ六月三日
 日本軍ハ三千人ノ朝鮮人ヤ日本人ヲ其所ニ連シテ来テ能
 行場ヲ作り樹メルマテ其処ニ任ニ居リマシタ。先ヅ彼等
 ハ樹ヲ伐リ倒シマシタ。尔任民ハ一日ハ十五枚拂ハレテ之ニ
 使ハレマシタ。尔任民労働者ハ樹ヲ伐リ倒シタリユンクワート
 ヲ混セタリ日本カラ色々ノ種類ノ材料ヲ運ニテ来タ船
 カラ積荷ヲ卸ヌコトニ使ハレマシタ。

マーシャル (イ) 証言
 本島(例) 島
 (日本海軍航空隊)

E 907
DocP6028

22

証言

私儀「マ」ニヤレ諸島ニシレアトシミレ島ノ任氏
「LATINA」ト此如ニ宣誓シ誓ヒテ申シマス私ハ今海軍
才ニ三四号海軍航空基地ノ任氏労働隊ヲ雇ハレテ
行マス一九四一年ニシレ島ニ任ツテ居リ其年ノ六月三日
日本軍カ三千人ノ朝鮮人ヤ日本人ヲ其所ニ連シテ来テ此
行場ヲ作り始めメレマテ其処ニ任ニ居リマシタ先ヅ彼等
ハ樹ヲ伐リ倒シマシタ。不任氏ハ一日ハ十五キ拂ハレテ之ニ
使ハレマシタ。不任氏労働者ハ樹ヲ伐リ倒シタリユニアリト
ヲ混セタリ日本カラ色々ノ種類ノ材料ヲ運ニテ来タ船
カラ積荷ヲ卸ヌトニ使ハレマシタ。

裏面白紙

237

E908
P2378A-1

寫「全番領ハ日本郵船株式會社ニ發レタルモノ」

各通横、名、阪、神、門、長、香、委、新、大連、八丈島、
寫 二見、ダバオ、メナード、パラオ、倫、紐、桑、沙、
心、カイヤホ市、海務課、南洋線各船

客南支第一八五號

支店長

寫

船客課長

永島 菱治

月廿八日

一 裏南洋各地行外國人船客引受見合ノ件

最近外國人ニシテ裏南洋諸島へ渡航希望ノ船客漸増
ノ傾向ナルガ本航路ノ施設ハ外人船客ノ引受ニ適セ
ザル點多々アルノミナラズ南洋一帶ノ旅館設備ハ外
人ノ宿泊ニ適セズ又接續船便モ完全ナラザル故途中
滯留ノ場合ハ頗ル不便ナルヲ免レザルヲ以テ(又本
船ニ於ケル賄向モ全然洋食ヲ廢止スルヤモ知レズ)
今後追テ何分ノ通知ヲナス迄ハ南洋航路ニハ出來ル
丈外人船客ヲ引受ザルコト、致度ニ付左様御承知相
願度

尙高已ムヲ得ザル場合ハ豫メ當方ノ承諾ヲ受ル
様係員ニ極秘トシテ内々嚴達相成度

以上

E908
P2378A-1

寫「全管領ハ日本郵船株式會社ニ管レタルモノ」

各道横、名、阪、神、門、長、香、委、新、大連、八丈島、
寫 二見、ダバオ、メナード、バラオ、倫、紐、桑、沙、
、カイヤホ市、海務課、南洋線各船

客南支第一八五號

支店長

寫

船客課長

永島 善治

段

昭和八年三月廿八日

一 臺灣南洋各地行外國人船客引受見合ノ件

最近外國人ニシテ臺灣南洋諸島へ渡航希望ノ船客漸増
ノ傾向ナルガ本航路ノ施設ハ外人船客ノ引受ニ適セ
ザル點多クアルノミナラズ南洋一帯ノ旅館設備ハ外
人ノ宿泊ニ適セズ又接續船便モ完全ナラザル故途中
滯留ノ場合ハ頗ル不便ナルヲ免レザルヲ以テ(又本
船ニ於ケル賄向モ全然洋食ヲ廢止スルヤモ知レズ)
今後追テ何分ノ通知ヲナス迄ハ南洋航路ニハ出來ル
丈外人船客ヲ引受ザルコト、致度ニ付左様御承知相
願度

尙高已ムヲ得ザル場合ハ豫メ當方ノ承諾ヲ受ケル
據係員ニ極秘トシテ内々嚴達相成度

以上

裏面白紙

裏面白紙

2378A-2

寫「全管頭ハ日本郵船株式會社ニ發レタルモノ」

寫發賣所、紐育、沙市、桑港、龜府
ボノルル、ワイヤオ

客南支第一一五號

新 展

市候古在勸副長

船客課長

濱野 隆 一 殿

永 島 義 治

寫

昭和十年十月十四日

南洋航路船ニ洋人船客引受ケザルノ件

十月七日附費電左ノ通り了承

"---Planes reserve 1st class 2 outside two-berth cabins
Kasuga Maru 13th December from Yokohama Jaluit thence to
Falso also Yamashiro Maru 17th January Falso Menado"

右ハ昨年ノ定期表ニテ照會セルモノト思ハル、モ
之ニ對シ十一月附電信ニテ

"Referring to your telegram of 7th N.Y.K. South Sea Island
Line no accommodation available until March"

ト回答セルニツキ先着御了承ノ事ト存ズ

昭和八年三月廿八日附船客票出客南支第一一五號

(寫賣方)ニ送リ御承知ノ通り本航路船ニハ出來

ルダケ人客ヲ引受ザル事ト船成后ニ付右御含ミ

ノ上今回ノ申込モ体良ク御座リ船成度

右電信信確メ迄

以 上

2378A-3

追而實際問題トシテ外駐人ナルトキハ假令南洋在
 住者ニテモ引受ニ當リ一々管方ヨリ船客氏名、國
 籍、年齡、職業等南洋廳ニ通知ヲ要シ南洋廳ハ海
 軍省並ニ外務省ト協議シ引受ノ可否ヲ管方ニ指圖
 ス右様ノ次第ニテ其筋ノ承認ヲ得ザレバ引受出來
 ザル事ニ相成后ル故前記書函ニモ「豫メ管方ノ承
 認ヲ受ケタル後引受クル様係員ニ極秘トシテ内々
 嚴達相成度」ト申達メ置キタル次第ニテ單ナル電
 報申込ハ其用ヲ爲サズ、又假令手紙ニテ要項ヲ具
 シ申込マル、トモ必ズシモ其筋ノ承認ヲ受ケ得ル
 トモ限ラズ寧口斷ラル、万多カルベシト思ハル
 依ツテ旅客都合モアランガ原由トシテ外駐ニ於テ
 ハ南洋航路船客ヲ一切取扱ハザル様取計ヲ尋得策
 ナルベシ

参考ノタメ客商支第一八三號寫添附ス

裏面白紙

裏面白紙

寫「全」ハ日本郵船株式會社ニテレタルモ

寫 沙市、桑港、羅后、市、
ホノルル、カイヤオ

新長

客南支第一二一號

船客課長

紐育支店長

永島義治

高橋一雄 殿

昭和十年十月二十六日

寫

南洋航路昭和十一年二月及三月出帆船ニ付スル件

右ニ關シ九月廿八日附英輪ヲ以テ在ボストン

American Board of Commissioners for Foreign Missions

ヨリ照會アリタル趣了承

然ル處昭和八年三月廿八日附客南支第一八五號同
章ニテ御承知ノ通り本航路ニハ外國人船客不引受
ノ方針ヲ執レルト本航路定期ハ屢々變更セラレ定
期表ガ殆ンド定期表ノ用ヲ爲ササル状態ニ付旁々
近來在外店所ニハ本線定期表ノ付ヲ中止シ居ル
次第ナルガ爲参考並許一葉添附ス

市使古在勤員宛本月十四日附客南支第一一五號ハ
寫衣米各店ニテ於テ海外店所ハ原トシテ本航路
船客ヲ取扱ハヌ様申述メ置キタルガ御照會ノ American
Board, Boston / 宣教師ハ南洋諸島ニ於テ宣教師ニ

2378A-4

2378A-5

從事シ時々内地トノ間ニ往復アリ日本ニ於ケル右
「米國傳道會社」ノ代表者、神戸在住ノ Rev. Haroko
W. Hackett ガ渡航事務ヲ取扱ヒ居リ同氏ハ關係官廳
方面ニ相當ノ知合ヒラ有スルモノ、如ク、貴方ガ
引受ヲ取扱ハザルモ不便ナキ筈ナリ右參考迄ニ申
添フ

尙南洋航路ト外國人船客トノ關係ハ頗ルテリゲ
イトノ問題ニテ忌憚ナク内情ヲ外國人係員ニ打
明ケル譯ニモ渉ラザルベク之ヲ知悉セザレバ照
會等ニモ自然無駄ノモノヤ要領ヲ盡サ、ルモノ
アレバ南洋航路ト外國人船客ニ關スル問題ニ就
テハ茲テ邦人係員ガ取扱ヒ和文ニテ照會ノ事ニ
御取計有度

裏面白紙

裏面白紙

2378A-6

寫「全整理ハ日本郵船株式會社ニ管レタルモノ」

各通 横、名、阪、神、門、長、大連、青、蕨、上、香、廣、

新、甲、孟、倫、メナード、タバオ、八丈島、二見、紐、

市、桑、羅、沙、ホノルル、カイヤオ

寫 發、バラオ在勤、サイバン在勤、シドニー在勤、天津、

シドニー在勤、天津、南洋線各船

客南支第一二九號

（通）
（取）

ホノルル出張所長

芦野正段

船客課長

永島 義 治

昭和十年十一月四日

南洋航路船ニ洋人船客引受ケザル件

昭和八年三月廿八日附客南支第一八五號同章ニヨ
リ御承知ノ通り本航路船ニハ可及的外國人船客ヲ
引受ケザル事ト相成后ル處最近在外ノ二三店所ヨ
リ或ハ電信ヲ以テ船室保留ノ申込ヲナシ或ハ配布
用トシテ英文本航路定期表ヲ注文シ來レル向アリ
タルニ付テハ更メテ本航路ニ外國人船客引受ケ困
難ノ事情ヲ左ニ列記シ不引受方針ニ對シ貴方ノ協
力ヲ希望ス

一、一般的事情

就航船ノ食事向邦人本位ニテ朝夕ハ和食ノ
タメ外國人ニ適セズ又南洋一帶ニ外國人向
旅館設備ナキ事

2378A-7

二、特殊事情（秘）

一昨年南洋艦ヨリ、本航路船ニ外國人
船客ヨリ乗船申込ヲ受ケタルトキハ假令南洋
在住者ニテモ其氏名、年齢、住所、職業等ヲ
同艦ニ届出テ其承認ヲ得ザレバ之ヲ引受ケザ
ル様内命アリタル事

南洋艦ハ右届出ニ依リ海軍省並ニ外務省ト協
議シ引受ノ可否ヲ當方ニ指圖スルモノナルガ
承認容易ナラザルモノアリ海軍演習期間ニ於
テハ（敵航海ニ及ブ事アリ）假令南洋在住者
ニテモ外國人ノ引受ハ絕對ニ許サレザル事
右ハ國策上必要ノ事ナルガ其筋ニ於テハ國策
關係上外國人ニ對シ直接入島認可補讓執レズ
吾社トシテ甚迷惑ノ次第ナルモ間接ニ我社ヲ
介シテ制限シ居ル次第ナリ

又本航路定期ハ官廳關係ニテ屢々變更セラ
レ定期表モ兎角其用ヲ爲サザル様ノ次第ナ
レバ旁々接客上苦シキ場合モアラシキガ、特
ニ遠隔ノ地ニ於テハ南洋航路船客ヲ取扱ハ
ザル事得策ナルベシ

右様ノ次第ニ付本航路諸客傳單、機柄中止親據
據本線メ英文定期表 (See No. 13) 及ビ英文航路
案内 (See No. 13) ノ印刷ハ廢止セリ、次(本)

裏面白紙

2378A-8

年度廣告印刷物所要改ニ請スル本年三月十五日
附當課英文回章^{2, A. 110. 77}ニ依り文ヶ記載セラレ
タルハ誤ニ付貴方控ヨリ之ヲ削除セラレ度
尙前記特殊事情ハ外國人ノ船客係員ニハ打明ケ
得ザル誤ニ有之又此事情ヲ知ラザレバ船客上萬
全ヲ期シ難キ次第ナレバ南洋航路ノ外國人船客
ニ關スル問題ハ總テ邦人係員ニ於テ取扱ヒ照會
狀モ邦文ニテ認ムル事ニ御取計アリ度

以
上

裏
面
白
紙

裏面白紙

寫「全書第八日本郵船株式會社ニ呈レタルモノ」
寫 紐、町、市、海、ホノル、

PH 07
No 347

社長

桑港支店長

高橋 一雄

御中

(船客様) 昭和十一年七月二十八日

一八月號 *Travel Bulletin* 南洋航路宣傳記事ノ件

2378A-9

外人船客ヨリ南洋航路ニ乘船申込相受タル際ハ
航路ニ關シテ可申様屢々御指示相受ケ居ル度外人
ニ對スル宣傳機關タル *Travel Bulletin* 南洋航路ノ事情並
ニ船客設備ノ優良ナル新船ヲ紹介宣傳サレル事ハ
如何ナル御事情ニヨルモノナリヤ當方竊カ了解ス
若シム次第ナルガ他ニ特別ノ事情ナキ限り今後ニ
於テハ同航路ノ記事ヲ掲載御見合セノ事ニ御取計
願ヒ度シ

現ニ本日ノ如キモ南洋航路乘船希望船客來客アリ
其ノ願望ニ苦心致シタルガ客内外人係員モ斯ル新
船ヲ有シテガテ充分ナル *Travel Bulletin* 與ヘ得ザルハ
迷惑ナク定期並ニ船室有無モ万ニ電信ニテ照會ス
可キカト申出タルモ同航路船ハ内地事情ニヨリ定
期變更サル、付多ク又船室ハ毎航日本人船客ニテ
滿員タル事、尙南洋ニハ旅館、ホテルノ設備ナク
本館食事モ日本人位ナル故外人引受ニ不向ナレバ
打テスルモ無駄ナル理由ヲ説シ中止セシメ右船
客ヲリシリ

以上

裏面白紙

2378A-10

寫「全支線ハ日本郵船株式會社ニ付レタルモノ」

各通横、名、阪、神、門、長、蒸、那、八丈、二見、サ、テ、
寫 登、ロ、ヤ、バ、オ、タ、メ、ト、ボ、ク、ヤ、上、香、
新、倫、紐、市、桑、羅、沙、ホ、カ、バラオ在勤、
サイバン在勤、南洋線各船

客南支線一八三號

支店長

船客課長

長 永 島 義 治

昭和十一年十二月廿一日

Hanaka

一、南洋航路改正船客運賃表送附ノ件

内地發ハ十二月十六日神戶出帆第二次往航横濱丸
ヨリ南洋各地間及ビ復航ハ十二月五日サイバン發
第一次往航サイバン丸ヨリ實施ノ南洋航路改正船
客運賃表一〇部別封附セルニ付御査收相成度
尙各線往復阪神、門司、横濱間及ビサイバン線
往航阪神、門司、釜山、郭請間復航郭請神戶間
各等運賃ハ都合ニヨリ運賃表ヨリ削除シタルモ
賃率ハ從來通りニテ變更ナシ念申添フ

以上

(参照) 昭和十一年五月二日發行社報

第一五九一號

告知客第一八號

2378A-11

寫「全番類ハ日本郵船株式會社ニ書レタルモノ」

各通 漢、名、阪、神、門、長、基、那、八丈、二見、サ、テ、

ロ、ヤ、バ、オ、ア、ダ、メ、タ、ト、ホ、ク、ヤ、

寫 登、上、香、新、倫、紙、市、桑、羅、沙、ホ、カ、

バラオ在蘭、サイバン在節、南洋線各線

客密支第五〇號



船客課長

永島 義

H. Tanaka

昭和十二年四月八日

一、南洋航路改正船客運賃表送附ノ件

目下南洋線ニ認可申請中ノ本航路改正船客運賃表

同封 査部

別封一〇部 送附セルニ付認可アリタルモノト

シテ左記ノ通り實施相成候各線往航阪神、門司、
横濱間及ビサイパン線往航阪神、基隆、那覇間、
復航線神戶間各線運賃ニ關シテハ昭和十一年十
二月廿一日附客密支第一八三號通牒通りニテ變更
ナシ爲念申添フ

左記

西廻線第三回山越丸往航四月十五日神戸發以降
各船
但ヤツプロヲ同ニ限リ西廻線第一回横濱丸復航
四月十五日ヤツプ發以降

裏面白紙

2378A-12

海外各地へ
右ハ参考ノタメ送附スルモ外人船客引受制限ノ件
ハ森ニ送附シタル通り録頁ナシ

以上

裏面白紙

裏面白紙

2378A-13

寫「全野海日本郵船株式会社ニ書レタルモノ」

各通商、名、神、門、長、天津、北京、大連、青、漢、上、香、

厦、新、甲、孟、倫、メナード、ダバオ、タワオ、バラオ、

サイパン、八丈島、二見、紐、市、桑、羅、沙、ホノルル、

リマ、東貢、シドニー在籍、マニラ在籍 寫 南洋線各船

客南支第211號

ホノル、出張所長

御 中

新 展

船客課長

生 駒

實 録

昭和十四年三月十三日

一、南洋線ニ外人船客引受ケザル件

本件ニ關シテハ昭和八年三月二十八日附客南支第
一八五號並ニ昭和十年十一月四日附客南支第一二
九號ヲ以テ指圖シ置タル處最近内南洋諸島へ渡航
希望ノ外人増加ノ傾向アルニ付左記ノ諸點更ニ注
意相成度

一、本線船ニハ原則トシテ外人ヲ引受ザル事、萬一
外人ヲ引受ケント欲スル際ハ詳細ヲ具シ本店船
客課ノ承認ヲ得タル後ニナス事

一、引受拒絕ノ理由トシテハ本航路ノ各港ハ設備及
食事ノ點ニ於テ外人引受ノ用意無キコト、又ハ
現ニ空床無キコトヲ以テスル事

2378A-14

一 尙南糖洋ニハ外人ヲ宿泊セシム可キ旅館無キコ
トヲ指摘スル事

一 内南洋へ渡航ヲ企テ居ル外人旅客氏名ニテシ當
方ニ於テ情報ヲ得タル際ハ本署ヲ参照シテ關係
支店ニ通知ス可シ

以
上

裏
面
白
紙

Doc 2378A (cont)

文書第二三七八A 號

文書ノ海防並ニ公派ニ關スル證明

一、合衆國海軍艦艇役中佐イエル・キアンテイ

一・マクソン技ニ下記ノ通り證明シマス。

一私ハ一九四一年ノ昭和十六年ノ九月ヨリ一九

四五年ノ昭和二十年ノ八月迄在ホノル、第十

四海軍區ノ區情報部ニ勤務シテキマシタ。

ニ私ハ日本語ノ知識ヲ或ル程度持ツテ居マス。

三私ノ公職在任中一九四一年ノ昭和十六年ノ十

二月七日後開モナク私ガ氣附イタコトハ一致

ニ「BYK」ト呼バレテ居ル日本ノ船會社、

日本郵船會社ノホノル、ニ於ケル全財産ガ合

衆國外國財産管理人又ハ外國會社管理部門ノ何

レカニヨツテ占有セラレテ居タコト及コノ財

産ニハ多クノ管轄權ガ与マレテキタコトデア

リマス。

四私ハ職務上、右管轄權ヲ含む上述ノ財産ガ一

九四四年ノ昭和十九年ノ又ハ一九四五年ノ昭

和二十年ノ或時期迄右當局ノ何レカニヨツ

テ保管セラレテ居タコトヲ承知シテ居リマス。

當時私ハ上官ノ指示ニ從ツテ右管轄權全部ヲ

檢閲シマシタ。

五私ハ茲ニ添附ノ檢(自陸海軍部文書第二三七

裏面白紙

Doc 2378A (cert)

2

八號ノ日本語ヲ替カレ且八通ノ文書ヲ含ム
部分ガソノ當時私ガ複製シタ綴ノ一ツデア
コトヲ確認致シマス。私ハ當時右八通ノ文書
ヲ入手シソレヲ區情報部ニ提出シタノテシ
タ。

六私ハ右綴ノ英語ヲ替カレテキル部分ガ本文書
第五項ニ述ベラレテキル八通ノ文書ノ翻譯文
原不デアルコトヲ確認致シマス。

私ガ前記文書ヲ手ニ入レルト直チニソレヲ
譯サセソノ翻譯文ヲ檢閲シテ訂正ヲ加ヘマシ
タ。ソコニ替込マレテキル改竄ハ當時私自
身ノ手デ爲サレタモノデアリマス。

七上述ノ翻譯文ハ、右日本語文書ノ正確ナル
文デアリマス。但シ原文書ニ表ハレテキル印
刷サレタNYEナル社名及印刷サレタNYE
ノ支店名表ハ翻譯サレテ居ラズ、英語ノ翻譯
文ニハ表ハレテ居リマセン。

一九四六年/昭和二十一年/十月十四日

東京ニ於テ署名ス

イエール・マクソン

証人

東京國際檢察部調査課

合衆國陸軍情報少尉

エリック・W・フライシヤ

裏面白紙

E'909
P794A-1

樞密院會議錄記

一 樞密院中政正法務兼帝國議會へ提出ノ件
一 南洋廳事務官ノ特別任用ニ關スル件

昭和十二年一月二十日（水曜日）午前十時五分開

議 上臨御不被爲在

出席員

平 沼 議長
荒井 副議長

大臣

廣田内閣總理大臣	五番
永野海軍大臣	六番
寺内陸軍大臣	七番
林司法大臣	八番
高橋大藏大臣	九番
高田農林大臣	十二番
頼母木逓信大臣	十三番
永田拓務大臣	十四番
平土文部大臣	十五番
小川商工大臣	十六番
有田外務大臣	十七番

2/10-3/ (112)
樞密院會議錄記
(1921-1922年)

22

254

E'909
P794A-1

憲法會議錄記
一 議院法中改正法律案審議會へ提出ノ件
一 南洋廳事務官ノ特別任用ニ關スル件

昭和十二年一月二十日（水曜日）午前十時五分開
議
皇 上 臨 御 不 接 寫 在

出席員

平 沼 議 長
荒 井 副 議 長

大臣

有田	小川	平田	永田	須藤	高橋	高橋	林	寺内	永野	廣田
外務大臣	商工大臣	文部大臣	逓傳大臣	逓傳大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	陸軍大臣	海軍大臣	內閣總理大臣
十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	九番	八番	七番	六番	五番

裏面白紙

22

794A-2

領國官

領府員

皇族

近仁親王 一 春

金子	藤田	藤井	河合	鈴木(貞六)	石井	有馬	原	德田	元田	鈴木(貞六)	石塚	石塚	清水	藤澤	赤	前	田中
領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官	領國官
十九番	二十番	廿一番	廿二番	廿三番	廿四番	廿五番	廿六番	廿七番	廿九番	三十番	卅一番	卅二番	卅三番	卅四番	卅五番	卅七番	卅八番

裏面白紙

794A-3

大臣

宣 仁 親 王 二 卷
崇 仁 親 王 三 卷
兼 仁 親 王 四 卷

顧問官

前 田 倫 造 大 臣 十 卷
堀 内 芳 大 臣 十 一 卷
栗 岡 謙 爾 官 廿 八 卷
上 山 謙 爾 官 廿 六 卷

参 事

次 田 法 制 局 長 官
副 長 官 法 制 局 参 事 官
以 上 各 官 二 付

長 貴 族 院 参 事 官 長
日 口 兼 議 院 参 事 官 長
以 上 各 官 法 中 政 正 法 律 學 會 参 事 官 長
へ 送 出 ノ 官 二 付

皇 國 海 軍 省 参 事 官 長
高 田 海 軍 中 将
兼 務 参 事 官 長
兼 務 参 事 官 長
以 上 各 官 法 中 政 正 法 律 學 會 参 事 官 長
ス ル 官 二 付

裏面白紙

794A-44

護長（平沼） 次ニ

南洋總督府ノ特別任用ニ關スル件ヲ議題ニ
供ス第一議會ヲ開キ協議ヲ省略シテ直ニ委任報
告ヲ爲サシム

報告員（村上） 茲テ此ノ案件ヲ審查スルニ南洋
廳ニ於テハ其ノ所管ノ南洋羣島ノ開發ノ爲メ植
民ノ發展、産業ノ振興、交通ノ發達等ニ關シ玆
年度ニ亘ル一定ノ計畫ノ下ニ目下各款ノ施設ヲ
實施シツツアリ此ノ時ニ當リ南洋羣島ガ近時ノ
國際情勢ニ照シ帝國ノ國防上愈々重要ナル地位
ヲ占ムルニ至レルニ考ヘ同羣島ノ航路、港灣、
道路、航空及通信ニ關スル施設ニ付テハ特ニ我
ガ海軍ノ利便ヲ考慮シ其ノ軍容上ノ都合ヲ計
スベキモノ多カラザルガ故ニ同廳ニ於テ交通通
信ニ關スル事務ニ從事セシムベキ事務官ニハ特
ニ海軍武官ヲ任用スルコトヲ得ルノ途ヲ設クル
必要アリ乃チ新カク特別任用ノ途ヲ設クルノ意
旨ノ下ニ玆ニ本件ノ勅令ヲ以テ南洋總督府官ニ
シテ交通通信ニ關スル事務ニ從事スル者ハ南洋
ノ事情ニ精通シ且其ノ職任ニ必要ナル學識經驗
ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ候補ヲ選
定ニ之ヲ任用スルコトヲ得ル旨ヲ定メントス而
シテ此ノ規定ニ依リ在職ノ海軍武官ヲ南洋總督

裏面白紙

794A-5

新官ニ任用スルニ當リ高等文官ニ屬スル官等ノ
 制限ヲ受ケテ官等ヲ低下スルコトナカラシムル
 爲メ本件ノ勅令ヲ以テ右ノ任用規程ニ依リ在職
 ノ高等官ヲ南洋廳等官ニ任用スル場合ニ於テ
 ハ其ノ者ノ官等ハ高等文官特任ノ例ニ依ル旨ノ
 等例ヲ設ケ即チ海軍大臣シレバ直ニ高等官三等
 ノ南洋廳等官ニ任用スルコトヲ得シム但シ其
 ノ者ガ彼ニ他ノ高等文官ト爲ル場合ニ於テハ明
 治三十六年勅令第百八十五號所定ノ官等ニ屬
 スル制限ニ應ジシムルヲ當然トスルガ故ニ之ヲ
 同令ニ關フ所ノ特別文官トスル旨ヲ本件ノ勅令
 ニ定メ以テ之ヲシテ右勅令ノ適用ヲ受クルモノ
 タラシメントスルナリ

茲ズルニ本件ハ特別ノ須要ニ應ジ南洋廳ニ於ケ
 ル特殊ノ事務ヲ適當スベキ高等官タル職員ノ爲
 メニ特別任用ノ規程ヲ定ムルコトヲ主眼トシ併
 セテ其ノ者ノ官等ニ關シ相當ノ規程ヲ設ケント
 スルモノニシテ已ムヲ得ザル措置ト認メラルル
 ニ由リ本件ハ此ノ旨之ヲ可決セラレ然ルベシト
 思召ス

右様ニ奉答ノ旨奉テ報告ス
 議長（平沼） 別ニ勅令番ナキ故第二讀會以下ヲ
 省略シテ直ニ採決スベシニ案賛成ノ各位ノ起立

裏面白紙

794A-6

ラ
請
フ

(全員起立)

議長(平沼) 社会一致可決セラレタリ
本日ハ之ニテ閉會ス

裏
面
白
紙

259

裏面白紙

Doc. 794 A

ワシントン文書局

国際検察部

第七九四號

典據及び公正ニ関スル證明

余、高辻正巳ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ樞密院事務官トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル、四十二頁ヨリ成ル、千九百二十七年ノ昭十二年ノ一月二十日附、下記題名、即チ南洋廳事務官ノ特別任用ニ関スル件外一件ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書が日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ右ノ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シテラバ綴番號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ持記スベシ) 樞密院

千九百四十六年ノ昭二十一年ノ十月十日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄
右ノ者ノ公的資格
高辻正巳
樞密院事務官
鈴木知男

公式入りニ関スル證明

余、R.H. ラーシュハ、余が聯合國且最高指揮官總司令部ニ関係アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余が公務員、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭二十一年ノ十月十日
東京ニ於テ署名
右ノ者ノ公的資格
Richard S. Janda
国際検察部調査官
テートグチ (署名)

EX 909A(記録)
P 794A-1

21-10-31
11.12

董

要案化促進ノ為

憲密院會議録記

一 議院法中改正法律案帝國議會へ提出ノ件
一 南洋廳事務官ノ特別任用ニ關スル件

昭和十二年一月二十日(水曜日)午前十時五分開
議
皇 上 臨 御 不 後 爲 在

出席員

平沼 總 長
荒井 副 總 長

大臣

- 廣田内閣總理大臣 五番
- 永田海軍大臣 六番
- 寺内陸軍大臣 七番
- 林司法大臣 八番
- 高橋大藏大臣 九番
- 高田農林大臣 十二番
- 須藤木道信大臣 十三番
- 永田拓務大臣 十四番
- 平田文部大臣 十五番
- 小川商工大臣 十六番
- 有田外務大臣 十七番

裏面白紙

794A-2

順調官

調席員

皇族

雅仁親王 一君

金子	順調官	十九君
藤田	順調官	二十君
榎井	順調官	廿一君
河合	順調官	廿二君
鈴木(貞太)	順調官	廿三君
石井	順調官	廿四君
有馬	順調官	廿五君
原	順調官	廿六君
龜田	順調官	廿七君
元田	順調官	廿九君
鈴木(莊六)	順調官	三十君
石原	順調官	卅一君
石渡	順調官	卅二君
清水	順調官	卅三君
藤澤	順調官	卅四君
林	順調官	卅五君
前	順調官	卅七君
田中	順調官	卅八君

裏面白紙

794A-3

裏面白紙

大臣

重 仁 親 王 二 卷
 兼 仁 親 王 三 卷
 俊 仁 親 王 四 卷

顧問官

前 田 誠 造 大 臣 十 卷
 潮 内 行 大 臣 十 一 卷
 栗 野 謙 爾 官 廿 八 卷
 上 山 謙 爾 官 卅 六 卷

委員

次 田 法 制 局 長 官
 福 貝 法 制 局 參 事 官
 以上各廿二符

長 貴 族 院 書記 官 長
 西 口 兼 雄 院 書記 官 長

以上國務院中或正法部或法務省
 へ提出ノ符ニ付

陸 軍 海 軍 省 軍 務 局 長

高 田 謙 中 征

總 務 省 省 管 理 局 長

真 直 行 務 記 官

以上國務院書記官ノ符ヲ任用ニ付
 スル符ニ付

794A-44

議長（平沼） 次ニ

南洋廳事務官ノ特別任用ニ關スル件ヲ議題ニ
供ス第一讀會ヲ開キ簡便ヲ省略シテ直ニ容空報
告ヲ爲サシム

報告員（村上） 謹デ此ノ案件ヲ容空スルニ南洋
廳ニ於テハ其ノ所管ノ南洋群島ノ開發ノ爲メ植
民ノ發展、産業ノ振興、交通ノ整備等ニ關シ致
年度ニ亘ル一定ノ計畫ノ下ニ目下各款ノ施設ヲ
實施シツツアリ此ノ時ニ當リ南洋群島ガ近時ノ
國際情勢ニ照シ帝國ノ國防上愈々重要ナル地位
ヲ占ムルニ至レルニ考ヘ同群島ノ航路、港灣、
道路、航空及通信ニ關スル施設ニ付テハ特ニ次
ガ海軍ノ利便ヲ考ヘシ其ノ草案上ノ都合ヲ斟酌
スベキモノ多カラザルガ故ニ同廳ニ於テ交通通
信ニ關スル事務ニ從事セシムベキ事務官ニハ特
ニ海軍武官ヲ任用スルコトヲ得ルノ途ヲ設クル
必要アリ乃チ新カク特別任用ノ途ヲ設クルノ意
旨ノ下ニ茲ニ本官ノ命令ヲ以テ南洋廳事務官ニ
シテ交通通信ニ關スル事務ニ從事スル者ハ南洋
ノ事情ニ精通シ且其ノ職ヲニ必要ナル學識經驗
ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ候補ヲ選テ
等ニ之ヲ任用スルコトヲ得ル旨ヲ定メントス而
シテ此ノ規定ニ依リ在職ノ海軍武官ヲ南洋廳事

裏面白紙

794A-5

初官ニ任用スルニ當リ高等文官ニ屬スル官等ノ
 制限ヲ受ケテ官等ヲ低下スルコトナカラシムル
 爲メ本件ノ勅令ヲ以テ右ノ任用規程ニ依リ在職
 ノ高等官ヲ南洋廳等官ニ任用スル場合ニ於テ
 ハ其ノ者ノ官等ハ高等文官職任ノ例ニ依ル旨ノ
 待遇ヲ設ケ即チ海軍大佐ナレバ直ニ高等官三等
 ノ南洋廳等官ニ任用スルコトヲ得シム但シ其
 ノ者方後ニ他ノ高等文官ト爲ル場合ニ於テハ明
 治三十六年勅令第二百八十五號所定ノ官等ニ屬
 スル例限ニ服セシムルヲ當然トスル方故ニ之ヲ
 同令ニ歸フ所ノ特別文官トスル旨ヲ本件ノ勅令
 ニ定メ以テ之ヲシテ右勅令ノ適用ヲ受クルモノ
 タラシメントスルナリ

茲ズルニ本件ハ特別ノ須要ニ基キ南洋廳ニ於ケ
 ル特殊ノ業務ヲ適當スベキ高等官タル職員ノ爲
 メニ特別任用ノ規程ヲ定ムルコトヲ主眼トシ併
 セテ其ノ者ノ官等ニ關シ相當ノ規程ヲ設ケント
 スルモノニシテ已ムヲ得ザル措置ト認メララル
 ニ由リ本件ハ此ノ程之ヲ可決セラレ然ルベシト
 思料ス

右様ニ奉答ノ結果ヲ報告ス

長官（平沼） 別ニ御發着ナキ故第ニ讀會以下ヲ
 省略シテ直ニ決定スベシ本業達成ノ各位ノ起立

裏面白紙

794A-6

ラ
請
フ

(全員起立)

議長 (平沼) 全會一致可決セラレタリ
本日ハ之ニテ閉會ス

裏
面
白
紙

裏面白紙

Doc. 794 A

ワシントン文書局 第 794 号
国際検察部 第 794 号

典據及び公正ニ関スル證明

余、高辻正巳ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ樞密院事務官トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル、四十二頁ヨリ成ル、千九百三十七年ノ昭和十二年ノ一月二十日附、下記題名、即チ南洋廳事務官ノ特別任用ニ関スル件外一件ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及び文書が日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ノ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及び綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ) 樞密院

千九百四十六年ノ昭和二十二年ノ十月十日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄
右ノ者ノ公的資格
高辻正巳
樞密院事務官
鈴木知男

公式入手ニ関スル證明

余、R. H. ラーシエハ、余が聯合國且最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余が公務工、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。
千九百四十六年ノ昭和二十二年ノ十月十日
東京ニ於テ署名
氏名欄
右ノ者ノ公的資格
Richard A. Rank
國際検察部調査官
テートグチ (署名)

76

No. 1

Doc. P. 1124

Ex 910
(Ident)

1124 A

Ex 910 A

昭和五年

委員會錄

樞密院祕書課

裏面白紙

268

裏面白紙

抜萃

千九百三十年「ロンドン」海軍條約の批准、件第一回審査委員会
昭和五年八月十八日（月曜）日本陸軍事務所ニ於テ開會
出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

伊東顧問官

審査委員

金子顧問官

久保田顧問官

山川顧問官

黒田顧問官

田顧問官

荒井顧問官

河合顧問官

水町顧問官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

NO. 2

Doc. 1124-A

（午後一時五分開會）

伊東委員長開會ヲ宣シ本案ハ本運ノ消長ニ関スル重要案件ニ付特ニ慎重審議ヲ盡ササルヘカラサルニ由リ先ツ審査ノ方針及順序ヲ決定シ萬遺憾ナキヲ期シタキ旨ヲ告ケ質問事項ヲ大體七項ニ大別シ各項ニ付主査員ヲ定メ各自ニ於テ十分研究ヲ為

Doc. 1124

シタル上時日ヲ定メテ当局ノ説明ヲ聽取シ且復問ヲ爲スコト及本
會ニ於ケル議事ノ外邦ニ漏洩セサルヤウ注意セラルト望ミ連日本案
ノ審査ニ努力シタルニ上書記官長ノ勞ヲ謝ス
次ニ上書記官長ヨリ復問事項ニ付説明アリ河合顧問官ヨリ軍
事參議院ノ上奏文ノ提示ニ付訊ストコロアリ伊東委員長之ニ
答フ

金子顧問官ヨリ統帥權問題ニ関スル復問ニ付述ワルトコロアリ委員
長亦之ニ関シテ所見ヲ述フ

倉富議長ヨリ量ニ内閣總理大臣ニ付テ奉答文ノ提示方ヲ文書
シタルハ審査上ノ必要資料トシテ提示セラルコトヲ勸告スルニ意味ヲ以テ
シタルモノナリト前提シ共ノ顛末ヲ詳述ス

次ニ金子顧問官ヨリ夏休ヲ廢シテモ早ク審議シ兵レト政府ヨリ交
渉アリシヤ否ニ付復問アリ倉富議長ヨリ御諮詢書受理以來内閣
トノ交渉ノ次ヲ殊ニ審議ヲ急クヤ否ニ関スル内閣ノ答辯ニ付陳述
アリ

金子顧問官ヨリ國際信義ニ重シ本條約ノ批准ヲ急クヘシト爲ス
俗説ニ作ケ米國カ急ニ批准シタル國內ノ事情ヲ説明ス
次ニ委員長ヨリ本案審査ノ順序ニ付テ各員ノ意見ヲ問ヒ河合
黒田兩顧問官ヨリ答言アリ同委員長ハ更ニ從來國務大臣カ委
員會ニ不用ナル説明員ヲ多勢隨行スルハ有害無益ニ付特ニ必要
ナラサル限リ本件ノ審議ニ付テハ總理大臣及外務海軍ノ兩大臣ノ
出席ヲホムルコトノ爲シ度旨ヲ諮リ金子久保田顧問官ノ賛成
アリ之ニ決ス

伊東委員長 次回同會ノ時日ヲ告ケテ閉會ヲ宣ス
(午後二時四十分閉會)

No. 3

No. 4

Doc 1124

千九百三十年「ロンドン」海軍條約御批准ノ件第二回審査委員會

昭和五年八月二十二日(土曜日)本院事務所ニ於テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

伊東 顧問官

審査委員

金子 顧問官

久保田 顧問官

山川 顧問官

黒田 顧問官

田 顧問官

荒井 顧問官

河合 顧問官

水町 顧問官

國務大臣

濱口内閣總理大臣

財部海軍大臣

幣原外務大臣

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

裏面白紙

Doc 1124

(午後一時五分開會)

伊東委員長開會ヲ宣シ本邦ニ對スル當局ノ説明ヲ求メ内閣總理大臣ヨリ千九百三十年ロンドン海軍條約ニ關シ海軍軍備制限會議ノ沿革、ロンドン會議ノ目的、會議ノ経過及條約ノ梗概ヲ説明シ且條約ノ效果ハ之ヲ昭和六年ヨリ漸次實現シタント考フル旨ヲ演述ス外勢大臣更ニ首相ノ説明ヲ補充シテ續々演述スルトコトアリ又海軍大臣ハ其ノ専門的立場ヨリ會議ニ對スル我對策ノ要項及條約ノ我邦力量ニ關スル規定ヲ説明シ其ノ内容ニ付テハ元ヨリ不満足ナルモ此ノ際ハ條約軍備ノ大体ノ輪廓ヲ定ムルコトヲ必要ト考ヘ調印シタル旨ヲ述テ右終テ委員長ハ大臣ノ退席ヲ求ム

(各大臣退席)

其ヨリ委員長ノ協議ニ入り兵力量及範圍問題ニ付テハ海軍大臣ヲ通シテ前加藤軍令部長ノ出席ヲ求メタントノ意見ノ陳述アリ皆問ハ事案ノ質問ヲ先トスルコトニ決ス

伊東委員長開會ヲ宣ス

(午後二時五十分開會)

千九百三十年「ロンドン」海軍條約御批准ノ件第三回審査委員會議

昭和五年八月二十六日(火曜日)本院事務所ニ於テ開會

No. 5

No. 6

Doc 1124

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

伊東 顧問官

審査委員

金子 顧問官

久保田 顧問官

山川 顧問官

黒田 顧問官

田 顧問官

荒井 顧問官

河合 顧問官

水町 顧問官

國務大臣

濱口内閣總理大臣

財部海軍大臣

幣原 外務大臣

二上書記官長

堀江 書記官

武藤 書記官

裏面白紙

Dac 1124

No. 7

(●●) 一時五分開會

伊東委員長開會ヲ宣ハス
 金子顧問官ヨリ新聞ニ依レハ國務大臣ニシテ本閣ヲ
 敵視スルカ如キ言辭ヲモテスルモノアリ之レ全ク明治
 大帝ノ聖旨ニ背反スルモノニシテ甚ク遺憾ナリトス
 我々ノ毫モ内閣ノ政策遂行ヲ妨クル意ナク至誠
 奉答ノ忱ヲ竭サントスルモノナレバ我々ノ質問ニ對シテハ
 忌憚ナク御答辯アラムニテ希ムヘシト述ヘ且内閣
 ハ本案ノ御批准ヲ非常ノ急キ休暇ヲ賜リタル是若中
 ニモ均ラス審議セムコトヲ望ムル事由テ聞キタルト告ラ
 之ニ對シ外務大臣ノ答辯アリ同顧問官ハ更ニ「アイルラ
 ンド」カ批准セサレハ本條約ハ實施出來サルニアラスヤリ説カ
 米國カ早速批准ヲ了シタルハ内政上ノ便宜ニ由ルニ過キ
 スト述ヘ更ニ日本全權カ米國ヨリノ拒電ニ依リ米國ヲ經
 由シテ渡英シタル事情ヲ賃シ外務大臣之ニ答フルトコ
 ロアリ又テ同顧問官ヨリ財部全權ハ出發前貴衆
 兩院議員其他ヲ招キ所謂三大原則ノ説明ヲ爲シ對
 米七割ヲ以テ最少限度ノ兵力量ト爲スト述ヘタル事實
 アリヤ否ヤヲ賃シ海軍大臣然リト答フ續イテ同顧問官
 ハ若槻全權モ亦「サンフランシスコ」ニ於テ對米七割ヲ最
 少限度ト爲スヒト述ヘタルト聞クカ事實ナリヤト問
 ヒ外務大臣答フル所アリタルモ之ニ満足セス若槻全
 權ニ之ヲ訊サムコトヲ要ム

更ニ同顧問官ハ七割問題ニ付「スウチン」ト云洲大
 使及若槻、財部、兩全權トノ間ノ交渉事實及所謂
 妥協案ハ松平「リード」ノ會見ニ依テ成立シタルヤ

裏面白紙

Dac/124

No. 8

不才ヲ質シ外務大臣ヨリ縷々答辯ス其ヨリ同顧問官
 ハ友ニ妥協案ヲ成立スル迄安保大將ニ對シテハ何ニモ相談
 セザリント云フ專ヲ質シ海軍大臣然ラサルヒ日ヲ答ヘ
 タルカ同顧問官ハ更ニ日英米ノ妥協案カ出來タル時安
 保大將カ潜水艦ノ保有量ノ同一ナルニ驚キ現有量保
 有ノ必要ヲ力説シタルモ若槻全權ハ今日ニ及ニテハ駄目ナリト
 謂ヘリト云フ事實ノ有無ヲ問ヒ外務大臣之ニ答フ
 續テ同顧問官ハ若槻全權ヨリ妥協案ニ付可合ノ訓令ヲ
 請ヒタル際財部全權ハ山梨海軍次官ニ宛テ妥協案ニ付
 軍令部ノ意見ヲ内閣ニ出カシメト打電セリト聞ク其ノ全
 文ヲ示セタシ又米國上院ニ於テ議事ノ狀態ヲ見シ本
 條約ニ秘密ノ文書アルカ如シ果シテ然ラハ之ヲモ提示ナレ度
 旨ヲ述フ之ニ對シテ海軍大臣及外務大臣ヨリ大ニ答辯スルト
 コロアリ

更ニ同顧問官ヨリ貴族院ニ於テ漢口首相カ憲法第廿一
 條及第廿二條ノ意義ヲ付テハ學者ノ意見ヒ長クマラカ故
 ニ之ヲ述ヘスト答ヘタル事實ノ有無ヲ質シ内閣總理大臣ヨ
 リ先ニ若槻中議ヲ急ク理由ヲ説明シ次テ憲法上ノ解
 釋ハコトトシ條約ノ問題ニ直接關係セカ答辯ハ之ヲ差
 控フルヲ適當ト考ヘクルカ為ニ日英米ノ答フ
 其ヨリ同顧問官ハ惟唯上奏ノ移牒書及兵カニ向スル
 事實ノ處理ニ關スル上奏書ノ正文ヲ提示ヲ求ム
 河合顧問官ハ全權カ本發前ノ聲明ニ拘ラス三大原
 則ヲ抛テテ請訓ニシタルト及軍令部ノ之ニ賛成シタルトハ
 洵ニ不可解ナリト論シ海軍大臣ニ對シテ海軍大臣事務
 管理ノ設置ニ對シテ感想及軍事參議官會議ニ於テ

裏面白紙

No. 9

Doc 1124

將來海軍大臣事務の管理ヲ置カサルコトヲ甲合セタリトイフ
 事實ノ眞否ヲ問フ之ニ對シ海軍大臣ヨリ本官ハ對米七割
 カ合一厘缺クテ條約ニ成立セシメララストハ考ヘサリシコトヲ
 述ヘ且兵カ事項ノ處理ニ関スル上奏文ヲ提示セリ
 内閣總理大臣ハ金子顧問官ノ要請ニ係ル惟唯上奏ト
 内閣ト關係ヲ調査シ明治初年ヨリ全部ニ亘ルヲ要スルヤ
 ト問アリ金子顧問官ヨリ明治四十三年以降内閣へ移牒セ
 ラレタルモノ件名調タテテ可ト答フ
 次テ河合顧問官ヨリ帝國全權ニ對スル内訓ノ提示ヲ要
 求ス

拓終テ伊東委員長本日ハ之ニテ開會スル旨ヲ官一ス
 (午後四時五十分開會)

千九百三十年ロンドン海軍條約御批准件第四回審査委員
 會昭和五年八月二十八日(木曜日)本院事務所ニ於テ開會
 出席者

倉富 議長
 平沼 副議長
 審査委員長
 伊東 顧問官
 審査委員

金子 顧問官
 山川 顧問官
 黒田 顧問官
 田 顧問官
 荒井 顧問官

裏面白紙

Doc 1124

No. 10

(午後一時開會)

伊東委員長開會ヲ宣ス

八重子顧問官ヨリ前内閣モ現内閣モ宛然樞密院ヲ
 敵ニスルヲ如キ態度ニハ甚ラ不都合トナリト論難
 シ新聞紙ニ派ニ去ル八月廿日代谷ハ公會ニ於ケル
 國政ニ對シ演説シテ外務院ヲ減シテ外交官カ國際中
 ノ増進ニ國民負荷輕減ノ多クニ締結セントスルコト
 時局ノ批准ヲ樞密院ノ好意ニスラハ國民ノハ敵ナ
 故ニ大ニ戦ハサルヘカラズトイヒ又コトヤクタイム
 記事ニシテ顧問官ノ如キ老朽人ハ今日ノ國家ニ
 實ニシテ外務大臣ノ永井ノ演説及認許ハ恐ラク正
 報道ニテラサルヘレト父石ス茲ニ於テ同顧問官ハ

河合顧問官
 水町顧問官
 關席者
 又保田顧問官
 國務大臣

濱口内閣總理大臣
 財部海軍大臣
 幣原外務大臣

二上書記官長
 堀江書記官
 武藤書記官

裏面白紙

Doc 1124

No. 11

永井次官ニ付 事實ヲ取柄ヲナサントヨ 要求シ同大臣
之ヲ又諾ス。

次ニテ同顧問官ヨリ日本ハ何故ニ大陸組ニ入りテ
伊佛ノナス通りニナサレリシヤト問アリ。之ニ對シテ
外務大臣ヨリ答辯スル所アリ。更ニ同顧問官ハ外
務大臣ハ本條約ヲ空テ口成功ナリト云ヘルニ米國上院
ノ議事更ニ其ヲ見ヨ。本條約ハ目下大巡洋艦二隻又
有スルニ過ヤサル米國カ十五隻又ヲ有スルニ云ハルマテ日
本ヲシテ拱手傍觀セシムルモノナリト論セルニアラスヤ
之ニテモ而我カ外交ハ成功ナリヤト論難シ米國ニ於
テハ其カ量ハ大統領之ヲ定メ日本ニ於テハ帷幄輔
弼ニテテ天皇自ラ定メ給フモノナルニ拘ハラス現成
閉ク自ラ之ヲ決定輔弼スルカハ地キ能ク答テ以テ
斯ノノヤイ我カ國ニ不利ニシテ米國ニ有利ナル條
約ニ調印スルニ對シ米國人ハ日本ニ對シ脱帽ス
ヘント 嘲弄セリトテ米國上院ノ議事録ヲ引用シテ
本條約ハ寧テ口我カ國外交ノ大去取ナルモノヲ論シ
之ニ對シテ外務大臣ヨリ辯疏力カサル所アリ
同顧問官ハ更ニ轉シテ米國ノ巡洋艦代換一関スル
規定ニ就キ質問シ又我カ國ノ驅逐艦及潜水艦ノ
廢棄カ米國ニ比シテ甚カシク不利ナキヲ指示ス
クノ如キモ高我カ國ノ本條約ニ同意セサルヘカラサルヤ
ト詰リ且ロントシ合會議ニ於ケル英米兩國ノ關係
ニ就キ精シク説明ラボム之ニ對シ外務大臣ヨリ天々
答辯アリ

伊東委員長ヨリ 赤田藤ノケレーキニ合報ニ付

裏面白紙

96.12

Doc 1124

實問下り外務大臣及海軍大臣より之に答つ
 次ラ軍田顧問官より内閣府に關係し付希望を附陳し
 續テ本條約ヲ始メ現内閣成立以來御諮詢案件ニ關スル
 外文文書ハ誤謬腹痛甚ク其カラスカフノ如キハ上 至尊
 ラ煩シ奉リ下内外ノ衆庶ヲシテ過誤ニ陷ラシムル虞アルヲ以テ
 ヲラソノ原因ニ於テ大將兼再ヒカカノ如キ失能ニテラニトテ望ミ
 具體的事例ヲ舉テテ注意ヲ促ス所アリ 外務大臣及總理大
 臣ヨリ粗漏ヲ認メ將來充分注意ヲ加フヘキ旨ヲ答テ
 今ノ顧問官ハ外務大臣ハ答辯中責ヲ富國兵放術ノ巧拙ニ
 躊躇ニシテ其言を不條理ナリト難シ外務大臣トノ
 間ニ内谷
 右終ラ伊東委員長ヨリ本委員會ニ關シ確ニ其旨傳テテ又
 カ如キ事ハ其ノ遺憾ナリト後移シ本日之ニ關シ内谷ニヘキ旨
 ヲ傳フ
 高田顧問官ヨリ軍艦案組員ノ二重定員ニ付質問下り海軍
 大臣之ニ答フ
 (午後三時三十分閉會)

千九百三十三年九月一日(日曜日) 本條約御批准件案之審査
 委員會

昭和五年九月一日(日曜日) 本條約御批准件案之審査
 出席者

倉富 議長
 平沼 副議長
 尾有 委員長

裏面白紙

No. 13

Pac 1124

(午後一時開會)
 伊東本員長南會より宣し前回里目顧問官の質問ニ対
 スル答辯痛レリトテ條約正本中ノ誤記ハ如何ニ取扱ハル
 ルヤト質問アリ里目顧問官ヨリモ亦該答同ノ主旨ニ付
 述ル所アリ外務大臣ヨリ之ニ答フ
 河合顧問官ハ帝國全權ニ對シ訓令ヲ決定シラレテ手續
 順序ヲ訊ク海軍大臣之ニ答フ高同顧問官ハ海相ハ

二上書記官長
 堀江書記官
 武藤書記官

國務大臣
 濱口内閣總理大臣
 財部海軍大臣
 幣原外務大臣
 伊東顧問官
 審査委員
 金子顧問官
 久保田顧問官
 山川顧問官
 黒田顧問官
 田顧問官
 荒井顧問官
 河合顧問官
 水町顧問官

裏面白紙

Dac 1124

No. 14

既定ノ慣行アルニ拘ラス何ノ必要アリテ兵カニ関スル
 處理一俾一上奏裁可ヲ請コトハヤヲ質シ海軍大臣口
 下ニ命日議後ノ臨時議令ニ於テ問題トナリ軍部内
 ニ於テモ種々ノ議論ヲ生レタハカ爲ナリト云フ。次イ
 テ同顧問官ハ當時海軍大臣事務管理タリト眞
 相ハ該慣行ヲ遵守セラレサレヤニ考ルカ如何ト質問
 ヲ答レタルニ對シ海軍大臣ヨリ本官歸朝後責任
 アル人ニ付聞キ直セルカ當時事務管理ノ執リタル手
 續ニハ何等不都合ナレトノ決論ニ達コトナリト云フ。
 河合顧問官ハ更ニ軍令部長以下多ク部員ノ
 移動ヲナシタル理由ヲ問ヒ海軍大臣之ニ答フ。次イテ
 同顧問官ヨリ軍令部長更迭ノ事情ニ付詳細ナ
 ル説明ヲ求メタルニ對シ海軍大臣ハ新聞記事ニ基
 ツテ質問ハ甚ク遺憾ナリト述ヘ加藤大將ハ同訓馬
 尉ニ對シテ行動ヲ自ラ遺憾トシ積極的ニ意見ヲ表
 表ヤサシハ自責ノ念ニ堪ヘストレテ辞表ヲ出シタル故
 更迭ノ上奏ヲナシタルモノナリト辯ス。
 同顧問官ハ又加藤大將ハ統帥權ノ獨立ニ對シ申
 譯ナシトイフ辭ヲ以テ辭意ヲ上奏シタルニ對シ
 ト仰セラレタル如ク解セラルカ也何ト質シ海軍大
 臣ハ之ニ對シテ辭職言上ト共ニ書類ヲ差上ケタルハ
 事實ナルモノニヨリテ人事移動ヲナシタルモノニアラ
 サルニ付テハ合フ。同顧問官ハ更ニ右近衛中將ハ
 財部全權ノ意ヲ承ケ山梨海軍次官ニ對シ決
 裂ノ覺悟ニテ同訓馬尉打電レ同訓後軍
 令部長ハ又財部全權宛秘電ヲ送リ

裏面白紙

Doc 1124

No. 15

ト聞クテソノ電文ノ振示ヲ求メ海軍大臣ハフ口トシヨリ打
 電シタル也當時事情ヲ述ヘ決シテ同僚ヲ裏切り致シテ發
 シタルモノニ非サル旨ヲ辯珠シ部長ヨリ電報ノ大意ヲ述フ
 同僚同官ヨリ財部全權ハ加藤軍令部長カ請訓守ホノ
 兵力量ニ反対シタルトテ承知シタルトテ合テテ電シタルニ對シ海軍
 大臣ハ決裂ヲ賭シテ逆ニ反對セサルヘシトテ齊ヘタルヲ以テ
 コヨリ同僚同官ハ全權ハ何故軍令部長ノ意見ヲ確メヨリヤ
 ト詰リタルカ同大臣ハ海軍大臣事務管理ヲ東京ニ居ル故一全權
 又財部ヨリ之ヲ確セルノ必要ナシト信スル旨ヨリ答ヘ四月二日發ノ
 軍令部長ノ電報ヲ朗讀ス
 此時伊東本部長ハ海軍大臣ヲ朗讀シタル電報ヲ振示
 求メタル也同大臣ハ熟慮シ上返答ニハレト答フ
 荒井顧問官ヨリ前同本員會ニ於テ海軍大臣ノ舉テタル日
 米大巡艦ノ噸數ニ對シ不審ヲ質シ且同訓考時海軍大臣
 事務管理ト軍令部長ト兵力量ニ關スル意見ハ一致シタル
 ヤ否マ又意見一致ヲ要スト考ヘタルヤ否マニ付質問アリ之ニ
 對シ海軍大臣及内閣總理大臣ヨリ仔細ナル答辯アリ内閣
 總理大臣ハ原則トシテ答フルニトテ之ヲ左控フルモ同訓案ニ
 對シテ兩者ノ意見一致ヲ必要トシ且之ヲ得ルモノナルニヨリ
 答辯ス

次テ河合顧問官ヨリ岡田軍令部長ヲ議官ハ何故アテテ軍令
 部長ト同行セシヤ部長ハ答辯ニ曖昧ノ言アリハ何故ニ
 判然ニ之ヲ確メサリヤト訊クニ對シ内閣總理大臣ヨリ兩
 氏ト會見ノ際岡田氏ノ代表的意見トシテ事能ハレテ得ル
 海軍ノ專向的意見ハ後程山梨次官ヨリ述ヘシムヘシカ
 若シ閣議ニ於テ本案ヲ通り決定ハ最善ノ方法ヲ研究

裏面白紙

Doc 1124

No. 16

スレシト●加藤氏ハ軍令部トシテ●作戦用兵ニ因
ル然レ本案ニ決定スルハ最善ノ格クヲ行フヘシト告ケタ
リト答フ

金子顯向官ヨリ天皇ヲ兵額ヨリ是メラレ日本憲法ノ明
示ニル所トシテ誤イテ條約ニ依ル兵力量ノ決定ニ付唯唯會
議ヲ開カサレ理由ヲ向フニ對シ總理大臣ハワシトシテ會
後ノ處理例ニ從ヘリト答ヘ總理大臣ハ天皇ニ歸一ニカ故ニ
輔弼機關ノ大權ヲ假借スルニ絶対ニアリ得ヘラスト答フ
ト述フ此ニ於テ同顯向官ニ憲法ノ條制定ノ事情ヲ説
明シ我國ニ於テハ兵力量ノ決定ハ大權最モ肝要トシテ
内閣ノ得テ決定シ得ヘキモノニヤニナル次第ヲ論述スニ對シ
總理大臣ヨリ兵力量ノ決定ハ形式トシテハ因議ニ依ル外ナク
本條約ニ依ル兵額ハ軍令部長ノ同意ヲ得テ決シタルモノ
トシテ又此ノ所アリタルカ伊東兼善長ハ軍令部長ノ意見
無視ニ付テハ世ニ喧論アリ宜シク取調ヘシテ右ノ案
シテ總理大臣ノ言ノ如クハ世間ノ噂トハ甚ク相違アリト
述ヘ閉會ヲ言ス

(午後四時十分閉會)

千九百三十年「ロンドン」海軍條約御批准ノ件第六
回審査委員會

昭和五年九月三日(水曜日)本院事務所ニ於テ
開會

出席者

倉富 議長
平沼 副議長

No. 17

Dac 1124

伊東委員長開會ヲ宣ス
 金子顧問官ヨリ公開ノ席上ニ於テ本院ニ
 對シ惡意ヲ加ヘタル永井外務政務次官ハ
 三月ノ予定ヲ以テ近ク支那ノ旅行セムトス
 トノコトナルカ先般本官ノ健康問題ノ解決スル迄

(午後一時開會)

二上書記官長
 堀江書記官
 武藤書記官

濱口内閣總理大臣
 財部海軍大臣
 幣原外務大臣

國務大臣

閣席者
 田 顧問官

水町 顧問官
 河合 顧問官
 芝井 顧問官
 山田 顧問官
 又保田 顧問官
 金子 顧問官

審査委員
 伊東 顧問官
 伊東委員長

裏面白紙

Dac 1124

16.18

引留まらざればトノ要求アリ外務大臣ハ該演説
 二付永井ニ質シタル元同人ハ樞府ニ對シ惡罵ヲ
 加ヘタルコトナシ但海軍條約締結ハ絶對ニ必要
 ナルヲ以テ若シ其ノ成立ヲ妨害スル政治家アリハ
 大ニ之ト戰ハサルヘカラスト謂ヒタルノミ又外字
 新聞ノ記事ノ如キハ全ク無効外干万ナリト云ヘリ
 ト云合フ同顧問官ヨリ然ラハ各新聞ノ該記事
 ヲ取消セシメントノ請求アリト之ニ對シ外務大
 臣ハ從來新聞ノ記事ニ誤謬アリモ一々之ヲ
 取消セシムルコトナシ今次尤甚ク必要ナリト考フル
 七百ヲ反合フルヤ同顧問官ハ斯クノ如キ記事カ
 新聞ニ出ワレハ國民ハ自然本院ニ對シテ惡感
 情ヲ抱クコトナルノミナラス樞府ノ外務省ト
 々良好ナル關係ヲ保持スル上ニ於テモ甚ク不可
 ナリト論シ重ネテ其ノ取消ヲ要ム
 久保田顧問官ハ至尊側近ノ事柄ヲ政黨運
 動ニ利用スルモノノ取柄ヲ詢シ且永井次官ノ
 演説記事ノ取柄ヲ勸告シ伊東委員大臣ヨ
 リモ亦之ニ關シ政府ノ穩健ナル考ヘ慮ヲ致ス
 本務顧問官ニハルヘキコトヲ告ス
 河合顧問官ヨリ總理大臣ニ對シ自相ノ衆
 議院ニ於テ國防ノ責任ハ飽クマテ政府ニ於
 テ之ヲ負ハットヤ旨ハタル之息味ヲ傳レ同大臣ハ
 之ニ對シテ軍的機關ト軍令機關トノ交際
 容ハ議會ニ於テ反合辯スヘキ限ニアラス而モ軍
 令部ハ外務ニ對シテ主責任ナキカ故ニ政府ヲ

裏面白紙

Doc 1124

No. 19

其旨任スト答ハルニト答フ月顧問官ハ吏部ハ不同官
ルニ拘ラス首相ハ陸軍ハ兵部ハ以テ國防安全ナリト爲
ス理由如何及今次協定ノ兵部ヲ以テ我國兵備一部ナリト云フ
意味如何同又軍令部長ハ職權如何及同部長同意セ
ナリト答フ以テ尚且國防安全ナリト云得ヘキ理由ヲ噴ク總理
大臣夫レ之ヲ答フ

次ニ同顧問官ハ吏部訓令軍令部ニ於テ起算セラレタル各
ア及我全種ノ兵備ハ本諸訓令ハ最後案ニテラスト具申セ
ルニ拘ラス之ヲ最後ト爲シテ理由如何留シ總理大臣ヨリ夫
レ之ヲ答ヘ全種ヨリ之以上放ラレテ讓歩セシムル事ハ込ナリト通
知ナリト答フト述テ依テ同顧問官ハ吏部海軍大臣事務
管理ハ三月二十七日軍令部長ト會見際部長ニ於テ飽迄
不同意ナリト答フ於テ裁決ハ外ナリト云ヘリト問ラカ如何
シテ此ノ如キニト云得ルヤ又其際軍令部長會議官會議ノ
開會ヲ奏請シタルトナリト答フ同總理大臣ヲ其ハ唯自分
ノ心持ヲ云ヒタルニ過ラズ又軍令部長會議官會議ノ召集ハ之ヲ
奏請スルニトナリト答フ同顧問官ハ吏部及之ヲ首相
ハ如何ニテ目ヲ裁決ハ外ナリト謂フ行ハ理由ヲ聽カレト述
ブテ總理大臣ハ自分ノ心持ヲ云ヒタルニト前答辯ヲ繰
返セリ此於テ同顧問官ハ斯ノ如キ心持ハ如何ニテ起ルヤ
ト詰リ且軍令部長ハ同意シタルトノ首相ノ認長ヲ不當ナリ
ト論断ス總理大臣ハ之ヲ對シテ辯ク當時ノ情況ヲ敘述シ
部長ハ同意ハナリト認メ且事情ヲ述ベタル同顧問官ハ
同部長ノ擧措ヲ敘述シ之ヲ以テ同意アリト解ス餘
ニ輕率ナリト論断總理大臣ハ之ヲ不當ナリト主張セリ
其ヲ同顧問官ハ首相ノ議會ニ於テ兵部量ノ決定權

裏面白紙

No. 20

Doc 1124

政府ニアリト述ハタルモ本院ニ於ケル辯明ハ全ク
 其ト異レルヲ指摘ス之ニ對シ總理大臣ハ決定
 權カ政府ニアリトハ三ハス停結ハ閣議
 於テ之ヲ決定スト謂ヘルノミ軍務意見ヲ對
 酌シタル範圍ト程度トハハ輪ノコトナレハ合辯限
 リニアラスト合フ友友ニ於テ同顧問官ハ何故
 ニ首相ハ軍部ノ意見見ト一致ヲ要スルモノニ對シ
 テ意見見ハ一致シタリト説明セシレサルヤト質シ總
 理大臣ハ軍部ハ終局ニ於テ異議ナカトシレモノ
 ト考ヘタルカ故ナリト辯明セリ
 金子顧問官ヨリ帝國議會ニ於テ首相ハ
 軍部ノ意見見ヲ尊重酌シタリト謂セテ軍
 部同同意シタリト謂ハサル理由ニ付是問アリ
 總理大臣ヨリ同意ヲ得タリト述フル必由ナ
 カリキト定合ヘタル旨同顧問官ヨリ同意ヲ得
 たりト言ハルカ枝ニ問題起シリ持ニ酌シテ
 政府カ之ヲ定ヘタリト謂ハサルヘカラサル理由甚
 タリ可解ナリト論評ス總理大臣ハ之ニ對シテ
 是等事ヲ軍部令部ノ意見見也何問題
 ヲ議會ニ於ケル討論ノ對象トナスヘキニアラス
 ト考ヘタルカ爲ナリト辯疏セリ同顧問官ハ
 今テハ合辯ニテ満足スルモノニアラサルモ此
 ノ顧問官ハ之ニテ打切ル旨ヲ告ハク次テ何合
 顧問官ヨリ軍令部部長ノ意見見ハ他ヨリ後ス
 ヘカラサルモノナルニ拘ラズ首相ノ合辯ニヨリハ
 恰モ政府ノ諮詢機關タル顧問アルカ也何ト問
 アリ總理大臣ハ然ラスト答フ

裏面白紙

Doc 1124

No. 21

此等顧問官ハ重大ナレハ今一應問フト前提シテ首相ハ
 兵力量ノ決定ニ軍令部長ノ同意ヲ要スト考フルヤト確
 メタルニ對シ總理大臣ハ大臣ト部長トハ意見カ一致シテ
 居ルヘキナリト考フルカ故ニ海軍大臣ヨリ申出ツルコトハ軍
 令部長ト一致シテ本ルモノトシテ取扱フ考ヘナリト答フ同
 顧問官ハ然シ大臣ト部長トノ間ニ一致ナカリシトキハ如何
 ト算シタルニ總理大臣ハ一致セシムル所マテ協議セシメサ
 ルヘカラスト述フ依テ同顧問官ハ斯ル場合ニ於テハ總
 理大臣ハ職責トシテ之ヲ一致セシメテ取扱フノ必要ナ
 キヤト述ヘタル對シテ一致セサルモノハ首相ノ所ニ持テ來
 ラサルヘシト答ヘ首相ハ兵力ニ関スル事項ノ處理ニ關
 シ海軍大臣ト軍令部長トノ意見一致アルヘキモノト認
 ムルヤト確メタルニ對シテハ然リト答辯ス

伊東委員長ヨリ軍令部長ノ同意問題ニ付テハ首
 相ノ答辯ハ本官ノ傳聞セル所ト大差アリテ了解ニ苦
 ムモノアリトテ海軍大臣事務管理ト部長トノ交渉經過
 事實ヲ詳述シ且疑問ヲ氷解シ審議ノ進捗ヲ圖
 ル爲メ前軍令部長ノ出席ニ付首相及海軍大臣ニ於
 テ盡力セラレタキヒ日ヲ述フ黒田顧問官ヨリ之ニ對スル
 贊意高ク表示アリ委員長ハ次テ御相談ノ上明日返答
 セラルルモノ不可ナキ旨ヲ述ヘタルトコロアリ總理大臣ヨ
 リ篤々懇考ノ上返答スヘシト答ヘ且本官ハ帷幄上
 奏ノ通知モ受ケタルカ結局ニ於テ私ノ言フ通異議ナカ
 リシモノト解スル點ニ付テハ部長考トハ異ナルヤモ知ルハ
 カラズト辯疏ス

伊東委員長ヨリ軍令部長ハ同意ヲ表シタルコトナント

No. 22

Dac 1124

言へりト聞テリト陳述アリ之ニ対シテ總理大臣ハ本官ハ前部長
ヲ同意シタリト謂フニコトモシテ唯結局異議ナカリシモノト認メ
タル旨ヲ述テリト辯解セリ
伊東本部長閉會ニ付ス
(七時後四時ニテ分閉會)

千九百三十七年三月二十日協約御批准ノ件ニ付七回審査本
員會
昭和七年九月五日(金曜日)本院事務所ニ於テ開會

大席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

伊東 顧問官

審査委員

金子 顧問官

久保田 顧問官

山川 顧問官

黒田 顧問官

荒井 顧問官

河合 顧問官

水町 顧問官

副席者

田 顧問官

裏面白紙

Doc 1124

No. 23

（午後一時五分開会）
 伊東委員長開会ヲ宣シ本委員會ノ前軍令
 部長ノ去來ヲ詳述シテ其ノ中ニ對スル内閣總理
 大臣ノ因テ各書（拒絶）ヲ朗讀ス
 △金子顧問官ヨリ首相ハ議會ニ於テハ軍部ノ
 意見ヲ酌的ニシテトイフハ辯セモ本院ニ於テ
 同意ヲ得タリト答フ而シテ議會ニ於テ其ノ
 述ヘサリシハ事軍部トノ内閣關係ナシハナリト
 云フ敢ヘテ問ムハ酌的ト云ハハ何ニシテ同意
 ト云ヘハ何故不可ナリヤト論シ轉シテ本條約
 第一二三條但書ノ由テ作成セラレタル事由ヲ
 問フ之ニ對シテ海軍大臣ヨリ之ニヨリテ其
 一認ルニ到ラザリシ我々張ハ高之ヲ放棄セサ
 ルコトヲ表示スルコトヲ得ハカ故ニヤト云フ
 船ニハ日本ノ次ノ會議ニ於ケル主張ニ對シテ
 其ノ與アルモノト考テ合フ又納メ難ク大臣ヨリ本條
 約ニ依リ大巡洋艦カ對米六割ニ拘束サルルニ
 到ルヘキ端嗜ヲ開ク虞ヲ爲スモノアリレカ爲

國務大臣

濱口内閣總理大臣
財部海軍大臣

二上書記官長
堀江書記官
武藤書記官

裏面白紙

Doc 1124

No. 24

特ニ本項ヲ設ケテ次ノ海軍會議ニ於ケル各國ノ態度
ニ付本條約ノ規定ニヨリ何等ノ拘束ヲ受ケルコトニキ
ラ明ニシタルモノナリト答辯ス

同顧問官ハ獨立ノ國家カ條約ノ滿了後之ニ拘束
ニルコトナキハ國際法上ノ原則ニシテ斯ル條規ヲ後ツ
マテモ無キコトナリト述ヘ我全權カ之ヲシモ成功ナリト
為スハ強辯モ亦甚シト論セリ之ニ對シテ總理大臣
ヨリ釋明スル所アリシカ曰顧問官ハ更ニ本規定ハ單
ニ氣安メノミ軍擴トナルヘキ主張ハ到底將來ニ於
テ許サルヘキニアラスト断スルヤ總理大臣ヨリ日本カカ向
ノ會議ニ於テモ尚所謂三大原則ニ基ク主張ヲ為
スヤ否ヤハ不明ナルカ假ニ之ヲ主張ストスルモ必スシモ

軍擴トハナラス蓋シ輕巡及驅逐艦ヲ若干減縮
シテ大巡及潜水艦ニ其レ丈増加スルモ總計ニ於テ
増加スルコトナケレハナリト論セリ此ニ於テ同顧問官ハ
更ニ本條約ハ若國カ其ノ目的タル日本ノ大巡艦及
潜水艦ニ制限ヲ加フルコトニ成功シタルモノナレハ次回ノ
會議ニ於テ斯ル規定カ何等ノ用ニモナラサルヘキハ勿
論ナリト侃々所見ヲ演述シ海軍大臣ヨリ米國全權

ハ八吋巡洋艦ニ餘リ熱中シ過キタル傾テリ技術上ヨ
リ見レハ六吋艦必スモ八吋艦ヨリ劣勢ナラズ潜水
艦ノ有利亦必スモ定説アルニアラスト辯論セリ

次キ河合顧問官ヨリ先般來ノ質問ノ結果ヲ附ケ
クントテ發言ノ許可ヲ要メタルモ委員長ヨリ他日更
ニ查明ノ機會アルヘキト述ヘタルニ依リ同顧問
官ハ海軍大臣カ貴院ニ於ケル答辯中ニ兵力カ

裏面白紙

Dac 1124

No. 26

研究中之属シ大体ノコトスラ申上得サルヲ遺憾トス
 唯海軍ノ既定製艦計劃額ハ昭和五年度ノ
 予算ニ於テ五億円ナリキ此ノ内四億円カ兵力
 補充ト負擔輕減トノ財源トナルモ其ノ割合
 ハ八割ノ所不明ナリ然レトモ其ノ一部ハ必ズ負擔
 輕減ニ差向クヘシトモ合算アリ同顧問官
 カ本條約ニ依リテ認マラルル我國ノ製艦權ヲ
 全權行使スルモ高國防上缺陷アルコトハ海軍
 最高幹部ノ考ヘナリト聞ク果シテ然ラハ
 昭和十一年末迄ニ行使スヘキ製艦權ノ噸數ハ
 十方六千噸ニシテ此ノ費用ハ約三億三千万円
 ナルヲ以テ殘額ハ僅カニ七千万円ニ留キス從テ
 之ニ補充費ヲ加フルトキハ剩餘金ハ思カ多額
 不足金ヲ生スルニ到ルヘシ然モ本條約ニ依リ
 テ斯ノ如キ大金ヲ要スルニ到ルキコトハ各新
 聞ハ皆自滿然シテ語ラズソ自相ノ説明ハ本官
 ノ全ク了解スルコト能ハサルトコロナリト論
 スルヤ總理大臣ハ製艦權全部ヲ實行スルハ
 三億円ヲ超過スヘキモ財政ニ顧ミテ適当ノ所
 ニテ決定スヘシト辯解ス同顧問官ハ更ニ
 條約ニ伴フ財政上ノ計算ハ言フ迄モ無キ條
 約ノ調印前ニ於テ是等ノ補充計劃ニ於テ
 補充計劃之ハ海軍省並海軍令部ニ未ダニ
 慢ララスシテ何ソヤト論シ海軍大臣補充
 計劃ハ省部ニ於テ夫々研究申上ルモ

裏面白紙

No 27

Dac 1124

兩者ノ協議調ヒトモ藏省トモ相談ノ上ニアラサレハ申上テ
難コト答フ之ニ對シ同顧問官ハ當局ニハ既ニ定成セル
計劃アルヘキ筈ナリ而シテ今之ヲ提示セサルハ不
ナリト考フト痛言ス

久保田顧問官ヨリ唯今ノ山川顧問官ノ御質問ハ
極メテ重要ナリト考フ本條約ノ根本的目的ハ國民
負擔ノ軽減ニ在リ故ニ其ノ點ニ固スル本條約ノ成立ノ
結果ヲ考定セサレハ斯ル會議ニ於テ調印ヲ爲スコト
能ハサルモ若ナリ當局ハ此ノ點ヲ中心トシテ答辯セリ
レムコトヲ請フヒ日陳述セリ

伊東委員長爾餘ノ質問ハ次回ニ譲ルヒ日ヲ述ヘテ
開會ヲ宣ス

(午後三時三十分閉會)

裏面白紙

no 28

doc 1124

千九百三十三年九月八日
昭和五年九月八日
海軍條約締結批准
本院事務所ニ於テ開會

出席者

倉田 議長

平沼 副議長

審査委員長

伊東 顧問官

案審委員

人金子 顧問官

久保田 顧問官

山川 顧問官

黒田 顧問官

荒井 顧問官

河合 顧問官

水町 顧問官

關席者

田 顧問官

國務大臣

濱口内閣總理大臣

財部海軍大臣

幣原外務大臣

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

裏面白紙

(午後一時開會)

Doc 1124

No 29

伊東委員長開會ヲ宣ス
 黒田顧問官ヨリ今次ノ條約ニ規定スル各國ノ保有兵力量ハ何
 ヲ基準トシテ協定シタルヤトノ質問アリ海軍大臣「ワシントン會
 議ニ於テハ現有勢力ヲ又「リネーゴ」會議ニ於テモ我國ハ現有
 勢力ヲ標準トシテ四八英米兩國ハ「英米」バ「リ」高調セル
 モ英國ハ大倭現有勢力ヲ標準トシテ亦六キ意味ニ於テ
 現有勢力ヲ基準トシテ我國モ亦大倭ニ於テ現有兵力ヲ標準ト
 スルニシタリト云ヒ得（シト答フルヤ同顧問官「日本ノ現有勢力
 ヲ標準トスル米國ノ保有量タル（キ噸數ヲ算出シク又更ニ
 米國ノ現有勢力ヲ以テ準トシタル場合、我國ノ保有量タル（キ
 噸數ヲ指シ本條約カ其ノ何レモ依ルコトナク而モ我國ニ取リ
 極メテ不利ナル比率ノ保有兵力ニ同意シテ我國ハ未タ一戰ヲ交ヘスシ
 テ既ニ多數ノ艦船ヲ撤減セラレタルカ如キ結果ニ日セムトスル理由
 ヲ質シ海軍大臣ハ権利上ヨリ言（ハ何モ憚ル所ナキモ帝國政府ハ
 「ワシントン」會議以來對米七割ノ比率ヲ以テ足レト爲シ現ニ今次
 「ワシントン」會議ニ對シ訓令ニ於テモ對米總括七割ヲ基準トセルカ
 故ニ然事ハ之ニ從ヒテ協定シタルニテリト答フ
 次テ同顧問官ハ若概全權カ米國「シャル」ニ於ケル演說ニ引用シタル
 「ワシントン」條約ノ軍縮精神ヲ説キ本條約ニ於テ新ニ巡洋艦ノ
 ニ割立令ニ對シ飛行機發着装置「新設」承認スルカキハ全ク
 此ノ精神ニ矛盾スルモノニアラスヤ我全權ハ之ニ對シテ如何ナル態度
 手段ヲ執リタルヤヲ訊シ海軍大臣ハ今次ノ會議ハ「ワシントン」ニ從
 ヘバ「單」ナレトモ米國ノ強硬ナル主張ニ同意ヲ表シタルモノナリト告
 白セリ其ヨリ同顧問官ハ總理大臣ニ對シテ何カ故ニ當局者ハ國防
 ニ缺陷ヲ生ス（キ本條約ニ調印シタルヤ又其ノ缺陷ニ對シテハ如何

裏面白紙

loc 1124

031

日本 米國及ハサルハキハ謂フ迄モ無アルヘシ此ノ點ニ関スル海相ノ所見ヲ
 庫トト論述ス海軍大臣ハ若シ本條約ニシテ不成立ニ終ラハ乃チ米國ハ
 日本ヲ敵視シモ奥向ヨリ艦體競争ノ岸ニ出ツルコトナキヲ保ヤス
 御説ノ如ク三十七年ノ次ニ到ラハハ砲巡洋艦ノ対米比率ハ六割ニ
 但下シ且表艦トナル(ク其ノ際事ヲ起ラストハ斷言出来サルモ六割砲
 巡洋艦ハ六割砲巡洋艦ト太刀打出来サルモニアラス駆逐艦四隻
 アレハ必スハ砲巡洋艦一隻ハ仕止メテ見セント斷言スル將官ガ(ア)リト
 答フテ同僚同官ヨリ今次ノ會議ニ於テ我全權ハ主カ艦ノ噸數
 ト備砲ト但下ヲナスベキ訓令ヲ受ケナカラズヲ現案 スルコトヲ得
 サリシ経緯如何トノ竹實同アリ海軍大臣ヨリ今次ノ會議ニ於テハ
 日本ハ主カ艦噸數但下ヲ主張シタルモ英米ハ英米ハ「バレー」ヨ眼目
 トシ之ニ應マサリキト答辯アリ同僚同官ハ更ニ元來國防上ノ
 欲陷ナルモハ我主張ヲ通ササレハ補充ノ途ナキモト考フ海相ノ之ニ
 好スル所見如何ヲ内モ海軍大臣ハ之ニ對シテ國防上ノ欠陥ト称スル
 ハ既定ノ國防方針ニ基リ用兵計畫ヲ其儘實施スレハ兵力量
 ニ不足ヲ生ストノ意ナリ而シテ其ノ不足ハ他ノモノヲ以テ補ヒ得サルニ
 アラス假ニ七割ヲ保有ストスルモ以テ全勝トイフ譯ニハアラス且今
 日ノ戰ハ出来ルト云フ程度ナリ欠陥補充ノ計畫ニ付テハ軍事
 參議院會議ニ於テ全會一致ヲ以テ決コトナレハ閣下ニシテ考フ
 上若ク強テ同僚同官ハ補充ニ強ク國防上ハ欠陥ナキコトナレヤト
 確メ海軍大臣然ト答フ

山川同官ヨリ先日濱口總理ヨリ兵力量ノ決定ニ付海軍大臣事
 務管理ト加藤軍令部長トノ間ニ意見ノ一致アリタリト答辯セラレタル
 ナ議會ニ於テハ軍令部長ノ意見ヲ斟酌シタリト謂レタル事實アリ
 而シテ以テ斟酌ナル日英諸ノ意見ヲ考フルニ我國ニ於テ最モ信用アル
 譯書言海ニ斟酌トハ照シ合マテ取捨スルコトナリトアリ

Doc 1124

No. 32

又大日本國諸大臣辭典に彼此各酌して取捨スルコトアリテ同意トハ
 到底並立セシ観念ナリ何レ果シテ事定ナリヤトノ質問アリ依テ總理大臣
 ハ伊東委員長ニ對シ發言ノ許可ヲ求メタルモ統帥権問題ハ暫ク留保
 マリ故ニ後刻ニ願ヒタリト述ヘテ許可セザリシニ由リ同顧問官ハ輕シテ海軍
 大臣ニ對シ今我海軍最高權威ノ一政ニモ方條約ノ兵力量ニテハ欠陥
 アリト認ムルヤ各ヤリ訊テ同大臣ハ條約上ノ兵力量ハ兵力ノ種類ニ依リテ
 過不足アリテ故ニ彼此融通シテ高不足ノ部令ハ出来ルケ補充スルコトニ
 決セリト纏々説述スルヤ同顧問官ハ簡單ニ然ラズト答辯セムコトヲ
 求レ仍テ同大臣ハ數字上ニハ兵力不足アリトモ國防上ニハ欠陥ヲ生メレ
 スト答テ同顧問官ハ更ニ國防上ニハ欠陥ヲ生メレムト云フモ并ハ次善ニ過
 キスレテ要望ニシタル兵力量ノ即ち最善ノモノニアラズト同大臣ハ次善ノ
 モント考ヘテ可ナルモノニテ國防上ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシト答フ
 次テ今予顧問官ヨリ首相ノ考ヘラルル國防ハ國防ノ通義ト意味ヲ異
 ニセリ所謂國防トハ「ナシヨナルテフェニス」ニシテ外國軍ヨリ侵入セラルトキ
 之ヲ防ウク國防ナリ首相ノ説ウカキ經濟、外交等ハ國防ニアラス海軍
 大臣ノ云ハル國防ハ觀念ハ如何ト皆マ總理大臣ヨリ最長ニ述ヘタルハ
 廣義國防ナリ國防ハ通義ハ御説ノ如シト辯明ス
 山川顧問官ヨリ海相ハ條約ニ依ル我國防ハ次善ノモノト答ヘラレタルカ
 全權未發ノ際此ノ要求ハ國防ノ最低限度ナリト説明セリ果シテ
 次善ノモノニテ可ナリトセハ最低限度ト述ヘタルハ虚言トシ海軍最
 高權威ニ或ルカノ補充ヨリ畧國防ノ全クシ得ヘシト為セザルトノ實
 同大臣ハ海軍大臣ヨリ然リ完全ニアラサルモ畧々防ナキヲ得ヘシト答フ
 更ニ同顧問官ハ勝敗ノ決長ニラル要素ハ多クアルモ他ノ要素ハ始メ
 之ヲ同一ト見做レシ之ハ兵力量アルハ五分五分ノ戦ヲ為シ得ヘシト
 云フ兵力量ヲ標準トシテ國防計劃ノ最低限度トスヘシ全權ニ對
 スル政府ノ訓令ハ即チ此ノ標準ナリト從テ其ノ訓令ヨリ讓歩スレハ

No. 33

Kloc 1124

五分五分の戦い出番サルモノトナラサルヘカラスト論スルヤ同大臣ハ畧々五分五分の戦争カ出番ル見込ナリト述フ依テ同顧問官ハ「畧ナルカ故ニ五分五分ノ戦ハ出番サルモノニアラスヤト反問シ同大臣ハ御意見尤モナレトモ畧ト云フハ決シテ不正確ニアラス本官等ハ無論責任ヲ執リ得ルモノナリト考ヘ居リト述ヘカレトモ同顧問官ハ本條約ノ評スル範圍ニ於テ爲ス計劃ト最初ノ計劃トヲ對比スルハ前者カ最善ニシテ後者ハ次善ナリト考ヘサルヲ得スト断セリ且取後ニ總理大臣ヨリ條約ニ依リ力量ニテハ不足ナリトハ既定ノ国防方針ニ基クテ策戦計劃ヲ維持遂行スルニ兵力不足ナリトノ意味ナリ国防上ノ欠陥トハ事自ラ別ナリト辯明ス

伊東未女員長高質問アルヘキモ本日ハ之ニテ閉會スヘシト宣ス

(午後三時五十分閉會)

裏面白紙

no. 34

doc 1124

千九百三十年「ロンドン」海軍條約御批准件第九回審査委員會
昭和五年九月十日(水曜日)本院事務所於開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

伊東顧問官

審査委員

金子顧問官

久保田顧問官

山川顧問官

黒田顧問官

荒井顧問官

河合顧問官

水町顧問官

閣僚者

田 顧問官

國務大臣

濱口内閣總理大臣

賤部海軍大臣

幣原外務大臣

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

裏面白紙

(午後一時開會)

伊東委員長開會宣言

金子顧問官より全權本條約調印スル際之依り我國民負擔カ何程減却セルヤハ既ニ調査スルニ付信ラレ其金額ハ何程ヤト問ヒ海軍大臣當時胸算ヲ述ベント本條約成立及不成立場合ニ於テル經費大要ヲ述フ同顧問官ハ受本條約依リ補助艦ニ要スル維持費額、調査ラズル荒井顧問官ヨリ本本條約成立不成立兩場合ニ於テル經費額ヲ問フ總理大臣ヨリ海軍大臣ヲ答辯ヲ補足シ其算出困難ナリ事情及減少額ハ殆ト皆無クヘ旨ヲ答フ次ハ水町顧問官ヨリ維持費計算困難ハ之ヲ諒シ補充費財源ニ行實問レ總理大臣ヨリ昭和六年度ヨリ同一年度迄、繼續費トシ計上スルニ億八千萬円ヲ其財源トシ譯スト答レ同顧問官、其財源ヲ如何ニ確保セヤト問ヒ同首相ハ結核、師省、協議ヲ陸大藏、外務兩大臣トモ協議、上ニテハ補充費減税額共決定セラル旨ヲ答フ

Loc 1124

no. 35

山川顧問官ヨリ教育ヲ揚メ国防責ヲ論シ本條約ニ權利ヲ行ハ残金六千萬円トシテ之ヲ今年ニ存分スルハ今年一千万円トシ此如キ少額ヲ持ツテ飛行機其他施設ヲ行ヒ国防ニ安全ヲ期シ得ヤ否之ヲ有責トシ國民負擔減輕不能トシ三ノスヤトノ實問ト總理大臣ヨリ代艦權全額ヲ行ハヤ不定問題ト答辯シ次ハ荒井顧問官ヨリ調印後ニ五月月經過タル今日尙豫算ノ大綱ニ定マラレヤト訊ヒ海軍大臣未ト答フ其ヨリ同顧問官ハ本案ハ補充計劃如何ヨリ見スルハ賛否ヲ決シ難キ故ニ豫算編成期ニテ審査ヲ延期スル外ナシ此期若シホテハ其輪廓ニテモ之ヲ手續ヲ執ラヌトシラ本水町顧問官ヨリ亦同様ノ希望アリ海軍大臣ヨリシテシ條約締結ノ際主力艦六割ニテハ我國防ニ缺陷ヲ生ズルニ補助艦ヲ制限セラル故ニ支障ナトシ御諮詢ヲ奏請シクルニ當時秘密院ヨリ補助艦計劃提示不ナリ方故ニ今回亦同様ニテ然レハヒト考ヘ居クリト述フ

金子顧問官ヨリ米國上院報告ニ依リ米國ニ番恐ルハ潜水艦下カ成ニ

No. 36

Doc 1124

日本潜水艦ヲ滅殺スル程米國ハ優勢ナルト云ヘリ日本ニテ潜水艦ヲ有ス
 六米國亦リハ是ニテ世界ニ平和ヲ國際信義ハ表面ノ禮儀ノミカクモ實ニテ
 六能ク平和ハ保ツヘカスト述ヘ潜水艦ノ心算ヲ論スリテ總理大臣ヨリ條約ニ付
 議論アルハ特ニ米對米六制ニ均束スル度及潜水艦滅殺ノ二共テハ米制限外
 兵備整備ニ依リ國防上不安カラシムコトヲ得ヘシトハ海軍大臣ト軍令部長トノ
 一致シテ意見ヲ述テ政府ヲ信シテ審議ヲ進ムコトヲ希望ス
 若シ顧問官ヨリ更ニ補充計劃及滅殺ノ概算ヲ示サシムコトヲモ海軍大臣之ニ
 應ニ難キ所又ヲ述フ

全ク顧問官ハ國防計劃ハ軍令部長ト直轄事務ニテ勅裁ヲ經クハ後之ヲ
 海軍大臣ニ移スモノト從テ内閣ニ責任ヲ持ツ故ニモトハハル理由ヲ解スル
 不能ハスト論ス

右終テ伊東委員長ハ開會ヲ宣ス

(午後四時開會)

裏面白紙

No. 37

Doc 1124

千九百三十年、ロンドン海軍條約御批准件第十回審査委員會
昭和五年九月十二日(全曜日)本院事務所に於て開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

伊藤顧問官

審査委員

金子顧問官

又保田顧問官

山川顧問官

黒田顧問官

田顧問官

荒井顧問官

河合顧問官

水町顧問官

國務大臣

濱口内閣總理大臣

賤部海軍大臣

幣原外務大臣

二上書記官長

坂江書記官

武藤書記官

裏面白紙

Doc 1124

(午後一時開會)

伊東委員長開會ヨリ宣シ質問ヲ繼續ス
 河合顧問官ヨリ前軍令部長カ兵力補充ノ計劃ヲ立テタリトテ必
 シモ其レカ本室ホノ兵力ニ不同意ナラサル證據トハナラサル次第ヲ
 論シ且補充ニヨリテ果シテ國防不安ナキヲ得ヘキヤトノ質問
 アリ海軍大臣ヨリ四月二日ノ加藤軍令部長ノ帷幄上奏ハ軍
 事參議院ノ奉答文ノ主旨ト毫末モ異ナラス又其ノ聲明
 書モ亦之ニ矛盾スルモノニアラストテ同聲明書ヲ朗讀シ更
 ニ軍事參議官會議ノ奉答文ノ内容ニ付自己ノ了解シ
 タル所トシテ本條約ノ協定兵量ヲ以テシテハ既定ノ國防計
 劃ヲ維持シ之ニ基テ策戰ヲ遂行スル上ニ缺陷ヲ生ス縱
 テ本條約成立ノ上ハ常ニ協定兵量ヲ維持スヘキハ勿論航空
 兵力ノ充實ノ制限外艦船整備其ノ他一般兵力ノ内容ノ
 充實ト術力ノ向上トニ努力カスルノ必要アリ而シテ右ノ對策
 ニシテ遂行セラルルトキハ當面ノ情勢ニ於テ國防上畧々差支
 ナキモノト認ムル旨ヲ述フ更ニ同顧問官ヨリ加藤軍令部
 長ノ聲明書ニイフ善處ノ意味ハ之ヲ種々ニ解スルコト
 ヲ得ヘク必シモ之ヲ以テ兵力量ニ不同意ナシトノミハ解シ
 得サルヘシト述ヘ既ニ新軍令部長ニ於テ補充計劃ヲ
 立テタリトセハ何カ故ニ之ヲ提示シ得サルヤト質シ總理大
 臣ヨリ本協定ノ兵力量ヲ以テシテハ既定ノ策戰計劃ノ
 遂行上不足ヲ生スルモ短期條約ナルハ相當ノ補充ノ實
 行ヲ爲セハ國防上ノ不安ハ畧々之ヲ掃スルコトヲ得ヘ
 シト信ス短期ナレハ補充ノ道アルカ故ニ之ニ調印シタル

No. 38

loc 1124

モノナリト述へ海軍大臣ヨリ今日直ニ軍部ノ補充案ヲ提
示スルコトハ困難ナリト答フ

次ニ山川顧問官ハ海相ハ過日河合顧問官ノ問ニ對シ
其ノ事ハ加藤大將ノ名譽ニ関スル故合ヘスト述ヘラレタ
ルニ拘ラス本日ハ同大將ハ終始一貫何等ノ變又節ナレ
ト御答ナルカ果レテ然ラハ何事カ大將ノ名譽ニ関ス
ルヤト問ヒ海軍大臣ヨリ六月十日參内上奏レタル時
コトヲ名譽ノタノ話サスト申述ヘタルノミト答フ依テ
同顧問官ハ兵力量關係以外ニ於テ非君子ノ行動
ヲ執リレコトヲ云ハスト解レテ宜シキヤト尋ネ海軍
大臣ハ至尊トノ關係ニシテ一身ノ名所進退ニ関スル
モノナリ直接兵力量ニ関スルモノニハアラスト答フ
此ニ於テ同顧問官ハ出所進退ノコトハ士君子ノ最
モ明カニスヘキ所ナリト論レテロンドンニ於テ若
槻スツチンソン両全權會見ノ際スツチンソン氏ハ若槻氏
ノ主張スル所ヲ大ニ憤リテ若槻氏ヨリ同氏ニ交附レタ
ル文書ヲ其ノ面前ニ於テ引裂テ之ヲ投棄シタリト
イフ事實ノ有無ヲ質シ海軍大臣ハ之ヲ肯定シ具体
的事實ヲ陳述ス

No 39

更ニ同顧問官ハ明治元年前後日本ノ外務省ニ於
テ是行レタルコトハバクスレノ事例ヲ引テ士君子タル者ノ
儀禮ヲ論レ且米國ヲ正義國ノ如ク思惟セルハ一ノ
迷信ナリ外務省邊ニハ斯ル迷信者ナキヤト問
ヒ又日本人ハ極メテ好戰ノ國民ノ如ク誤解スル

Doc 1124

No 40

者アルモ日本ハ今ヨリ三百三十五年前天草ノ乱以後蛤御
 門ノ戦迄二百三十五年間ノ太平ヲ保チ其ノ後僅カニ長
 州征伐、函館戦争、西南戦争ニ日清、日露、日獨
 ノ外役ヲ加ヘテ六回ノ戦争ヲ為シタルニ過キス之ニ及
 北米合衆國ハ獨立以來僅カ百五十五年ノ間ニ獨立戰
 争ヲ始メトシ英米戦争、墨西可戦争、南北戰
 争、西班牙戦争及米獨戦争ノ合計六回ノ戦争
 ヲ行ヘルヲ以テ米國ハ日本ニ比シテ倍強ノ戦争ヲ
 爲セルモノニシテ口ニ人道正義ヲ高唱スルトモ決
 シテ正義人道ヲ行フモノニアラス然ルニ千九百二
 十六年ニハニナテ條ノ日支條約ヲ無効トシ滿鐵
 實收ヲ企テ資金ハ同鐵道ヲ擔保トシテ米國ヨ
 リ借款スルニ到ルヘク從テ滿洲鐵道及東清鐵
 道ハ米國ノ支配ニ屬スルニ到リ日本ハ終ニ滿蒙
 ヲリ退却スルノ己ムナキニ至ルヘシ世人動モスレ采
 國ヲ人道國ノ如クニ思惟セルモ決シテ然ラス口
 ントシ條約ノ批准ニ関スル米國上院ノ議事記
 録ニ依レハコブラト大將ハ百年来ニ於テ我
 國ハ支那ノ爲ニ戦フコトアルヘシト述ヘテリ
 百年トハ一ノ英語上ノ修辭ニシテ遠カラサル内
 ニトイフ意ナリ米國要路ノ大官ヨリ此ノ言漏
 ル誰カ日米間ニ戦争ナレト断言シ得ルモノソ
 而シテ斯ル戦争ヲ未然ニ防ズルノ道ハ唯軍
 備ヲ整正フルノ一事ニアリ我軍備ノ不充ハカハ

裏面白紙

doc 1124

1041

尚忍フヘシトスルモ之ヲ為日米戦争若起ノ間際
 作ルコトナキヤヲ深慮ス今テナシク海軍軍備ヲ
 十八カニスルコト能ハサルヤト質シ外務大臣ハ外務省ニ
 ハ御話ノ如キ迷信者ナシト述、若槻全權カレマ
 トルニ於テ為シタル演説ノ筆記ヲ朗讀シテ其趣
 旨ニ其同ズルモ日ヲ語リ又ニ箇條問題ヲ説明
 レテ米國カ目ヲ同條約ニ均霑スルコトヲ認メタルハ
 畢竟同條約ノ效力ヲ認メタル結果ニ過キスト爲シ
 コラフ止大將ケ百年内ニ支那ノ爲ニ戦フカモ知シスト
 イフモ米國ハ支那ノ爲ニ戦フコト無カルヘシト信スト
 告ケ日米戦争ヲ避ケテハ軍備ヨリモ先年口國カ
 ヲ増大スルコトカ必要ナリト云フルヒ日ヲ變遷ス之ニ
 對シテ同顧問官ハ本官モ國カハ如何ナルモ不可ナ
 シトハ考ヘス然レトモ本條約成立スレハ必ス民力涵
 養マラレ成之モサハハ負擔ヲ軽減スルコト能ハストハ
 考ヘス寧ロ此ノ條約ヲ破棄スル方金力皆子フニハア
 ラサルマ米國上院ノ外交委員會ノ速記録ヲ見
 レハ何シモ異口同音ニ米國ハ西太平洋ニ活動スヘ
 而シテ之ヲ妨グルモノハ日本ナリト云ヘリ西太平洋
 洋トハ支那ノコトニシテ田中意日本海軍ヲ七ササ
 ルヘカラスト謂フコトニ外ナラス本大臣ハ未タ満足
 ナル答辯ヲ得サレトモ之ニテ疑問ヲ打切ルヘシト
 述フ

次テ總理大臣起テ山川顧問官ハ本條約ノ兵力

裏面白紙

Doc 1124

No 42

0

量及之カ補充ニテハ國防上不安ナリト謂ハルモ何
 國ト雖完全ナル軍備ヲ有スル國家ハアラサルヘク
 我國ノ軍事専門家ハ之ニテ五分五カノ戰ハ去
 来ルモノトナセリ日本ノ態度ニ依テ會議力決裂
 スルハ造艦競争ノ覺悟ヲ要シ造艦競争トナシハ
 執力増強ノ外ナク斯ノテハ到底國力ヲ續カサルヘ
 シト考ヘラレ又或ハ之カ爲ニ戰爭ヲ惹起スル
 フトアルヘシト論述スルハ山川顧問官ハ更ニ製艦
 競争トナルノ虞アルカ故ニ日本ハ米國ニ屈服セ
 サルヘカラストノ御答ナルカ千九百三十三年ニ對
 米六割トナリヤカテハ五割トナリ戰ハスレテ屈
 ヲサル可カラサルニ到ルヘク本官ハ此ノ自決ニテ決心
 スルノ外ナシト考フルカ如何ト述フ又保田顧問官ハ
 國防ニハ兵備ノ外富及外交ヲ要スルモ知識
 精神カ最モ必要ナリ然レモ國際關係ノ紛議ヲ
 解決スルニハ究極兵力ニ訴フルノ外ナレ日本ク今
 日吾界ニ重キヲ爲セルハニ日本ノ兵力ノミロン
 ンニ會議ハ英米兩國カ吾界ノ平和負担輕
 減ノ美名ノモトニ對銀ノ心ヲ行フモノナリ唯恐
 シルハ日本ノ兵力ナルカ故ニ今テ次ノ統帥權問題
 ニ付テハ取モ真ニ慮ヲ爲セルモ兵力量ノ決定ニ付
 テハ海軍大臣ト軍令部長ノ意見ノ致ヲ要シ決
 ノ同訓ニ際シテモ兩者ノ意見一致ニテリト當局
 大臣ノ答辯ヲ聞キカラスラ女心セリト述フ

NO 43

0

Doc 1124

次テ金子顧問官ハ本官ハ外務大臣ノ御又合テ聞
 ニテ益々憂ヒテ深クセリ本官ノ知ル所ニ依レバ米國ハ大作日中ニ
 及對ナリ日露戰爭ノ當時ニ於テハ朝鮮ハ日本へ併合シ滿洲
 ハ滿鉄ヲ基トシテ日本ニ於テ之ヲ開發スルカ至重要ナリト謂ヘルモ
 「タツト」大統領トナルヤ方針一変シ米國ハ自ら瓊瑋鐵道ヲ
 建設セムトシタルモ日本ノ反對ニ置ヒテ果セス不爾東滿洲ヲ以テ
 米國製産品ノ捌場クウシムトシツツアリ、斯クテ米國ノ
 一部人ハ此キ將來ニ於テ日米ハ戰ハカレカラス連ニシヤトル其ノ
 他太平洋海岸ニ船渠ヲ造リ準備ヲ整フルルハ必要アリト叫ビ
 又彼ノ石油不正事件ニ關シ米國ノ一校事ハ公廷ニ於テ近ク日米
 戰爭アリトノ電報ヲ朗讀シタルコトナリ而シテ大正十二年秋カ
 關東ニ大地震アリ國民慘害ニ困ム時米國ノ上下院ハ東洋
 人排斥移民法ヲ通過セシメタル事實アリ米國ノ歴史ハ正
 ニ斯ノ如シ然モ先刻外務大臣ハ米國人カ目覚スルトキアルヘシ
 ト論セラレタルハ甚々之の解ナリ而シテ日米ノ干係ハ三十七年
 頃カ最も危期ナリトスヤ米國ハ支那ト相提携シテ滿鉄ヲ買取
 リ日露戰カ力ヲ滿蒙ヨリ奪ハトス（シ之ヲ以テロンドン條
 約ニヨル英カノ敵陷ヲ補フハ極メテ重要ナルコトナリ、惟フニ國
 ト國トノ間ニ於テハ正義表ハ表面ノ禮儀ニシテ最後ハ兵カアル
 日本カ治外法權ヲ撤廢シ得タルハ全ク日清戰爭ノ賜
 物ナリ及之和蘭カ當日テ世界ノ富國ヲ以テ知ラレタルニ拘ラ
 ス今日遂ニ三等國トナルハ其ノ兵備ヲ制限セラレタルカ爲
 ナリ助タル日本カ至大強國トシテ世界ニ進出スルコトヲ得タル
 ハ全ク軍人ノ賜物ナリ、ポーツマス條約モ全ク我軍勝利ノ

裏面白紙

NO44

Doc 1124

賜物ナリ。明治ニ至リ本官カ我新憲法ヲ揚ヘテ歐洲ニ渡リ
 各国憲法ヲ悉ク一批評ヨレヒタルニ第士條ト第士條トハ
 最モ彼等ノ注意ヲ引キ斯ノ如キ憲法ハ世界無比ニシテ
 皇帝自ラ兵隊ノ大權ヲ掌握スルハ日本ノ如ク之レ全ク特殊
 ナル日本歴史ノ成果ニシテ歐洲諸國ノ均キテ得ルコト能ハサ
 ルモノ本條々ハアレハ兵權ノ確保ハ確之セラルヘシトテ深ク此ノ
 規定ヲ嘆美スヤリ国防ハ國家生命ノ保障其ノ缺陷ハ自取モ
 然ルヘキモノニシテ日本ノ兵制ハ正ニ日本ノ志氣精神及國
 体ニ其全ク日本ノ特色ナシハ飽マテ其ノ完備ヲ期セサルヘカ
 ラス「ロンドン」條約カ三十九年以後ニ於ケル日本壓迫ノ準備ナルコ
 トハ米國上院ノ演説ニヨリテ既ニ疑フノ餘地ナシト論述ス
 伊東委員長開會ヲ宣ス

(午後四時閉會)

千九百二十一年ロンドンノ海軍條約御批准ノ件ナリ同審査委員會

昭和二十一年九月十五日(月曜日)本院事務所ニ於テ開會

出席者

倉田昌議長

平沼副議長

審査委員長

伊東顧問官

審査委員

金子顧問官

久保田顧問官

山川顧問官

黒田顧問官

裏面白紙

NO 45

doc 1124

(干綫一時用會)

伊東本委員長閣會ヨリ官ニ
 黒田顧問官ヨリ政府ヨリ軍令設ニ好シ一丸入レタリトノ言アリ
 ノ事實果シテ如何トノ實向アリ總理大臣團訓ノ際若シ
 有不安通リ決定セハ国防計更ノ内以右充実及術カ向上ニ
 是々ノ事項ニ好十分考慮セラレ度旨海軍ヨリ書面ヲ以テ申
 出アリタルニ由リ周議ヲ經ハ右ハ幕上チ考慮スヘキ旨ヨ答一タル
 旨ヨ答右フ更ニ同顧問官ヨリ當局ハ屢々政府ニ在任ニ於テ
 其力量ヲ決定セリト述ヘラシタルカ右ハ如何ナル意味ナリヤ軍令
 部長ノ同意ナクシテハ決定スルコト能ハサルニアラヌヤトノ實向
 アリ海軍大臣ヨリ軍令部長ノ同意ヲ要スト考フルヒヨ答入

荒井顧問官
 河合顧問官
 水町顧問官
 關席者
 田 顧問官

國務大臣

濱口内閣總理大臣
 財部海軍大臣
 幣原外務大臣

三書記官長
 堀江書記官
 武藤書記官

裏面白紙

Doc 1124

No 46

高同顧問官ヨリ留局ノ答辯ニ依リハ両者ノ意見一致ニシテ
 トノコトナルカ右ハ具体的ニ意見一致ヲ得タリト其旨ナルヤ否ヤヲ
 實ニ海軍大臣ヨリ具体的ニ答ハ目下交渉中ナリト答フ
 次テ其井顧問官ト海軍大臣トノ間ニ本條約成立及不成立
 ノ場合ニ於ケル財政干渉ニ付殊ニ成立後ニ於ケル補充費ト減
 税トノ金額ニ付數々ノ用ニ付答答ヲ重ネ此等ノ大數ヲ明ニ
 スルコトハ本條約ヲ批判スルニ必要ナレハ概算書ノ提示ヲ要メ
 ツルニ對シ補充ニ關スル數字ハ尙未定ニシテ豫算算編成ノ期
 ニ到ラザレハ發表シ難シト答辯ス里ハ田顧問官ヨリモ亦其ノ
 提示ニ付要論ニ付リ海軍大臣ヨリ前記ト異同様ノ答アリ
 次テ金子顧問官ヨリ國所兵力ニ關シテハ明治三十九年三月伊藤總
 理大臣ト陸海軍大臣トノ間ニ取交シタル書アリ其レ迄ハ唯唯上奏
 ハ一度モ内閣ニ相談シタルコトナク突然内閣ニ對シテ國防兵力ニ
 關スル下命ナルヲ例トシタリ然ルニ右ノ書ニ依リ兵用ヲ要スル事項
 ニ付テハ豫メ内閣ニ内示スルコトナレリ又當目テ東郷軍令部長
 ト與參謀總長トヨリ陸海軍擴張ノ唯唯上奏アリ其ノ御裁可
 カ内閣幸内閣ニ降リシトキモ亦亦財政ノ關係上元帥會議ヲ開キ
 漸ク以テ之ヲ實施スルニ決シタルコトアルモ國防用兵ニ關スル
 處理ノ決定ニ付テハ帝ニ軍令部及參謀本部ニ送テセリ本葉
 ハ軍部ニ送ケルニ致シ補充計畧果ノ大綱ナリヤトノ實向アリ總理
 大臣ヨリ應々申セシ如ク兵力補充ノ計畧ハ財政ノ關係ヲ離レテ
 成立セスト然レバ高同顧問官ヨリ今次ノロンドン會議ニ由リ
 生スル豫算書剩餘金額及軍内家要旨ニ關スル兵力量ノ大要
 ニ付實向アリタルモ海軍大臣ハ毎度申上ケル通り唯今御裁可スル
 コト能ハサルヲ遺憾トスト答フ續テ同顧問官ト海軍大臣トノ
 間ニ潜水艦不足ニ對スル飛行機ニ關ル補充ニ關シ數次ノ回答

No 47

Doc 1124

ヲ重不次同飲向官ハ更ニ本條約案ニ依レハ日本ハ拱手シテ
 米國カ大巡十五隻又テ竣工スルヲ待ツモノニシテ而モ米國ニ付テハ軍艦
 ニアラスシテ及テ軍艦ナリ此ノ點ニシテ倫敦會議ニ於テハ何事ノ
 議論ナカシヤト實ニ海軍大臣ハ米國ノ既成巡艦ハ二隻ナレ
 トモ建造中ノモノヲ加シハ十隻又テ竣工ニ後海軍計上セラレタルモノヲ
 加フレハ二十三隻又ナリ我々代表ハ最初之ヲ十五隻ニ止メタルモ及ハス
 十隻又ニ定マレリ故ニ現在ヨリ三ノハ軍艦ト謂ヒ得ヘシト又右ノ
 爰ニ於テ同飲向官ハ米國ハロンドン會議ニ依リ軍艦ノ擴
 充ヲ行シタル事實ヲ數明シ米國ハ本條約ニ依リテ始メテハラン
 スノ取レタル艦隊ヲ是レユトシ得ルニ到ルルカチヲ説述ス其ノ飲向
 官ヨリ海軍大臣ト軍令部兵士ト一致シタル補充計出ラ圍キタル
 尚本業ノ審議ハ之ヲ豫算編成ノ完了スル迄延期スルトキハ何か
 特ニ支障ノ虞アリヤト質問シ總理大臣ヲ豫算編成マテ待ツコト
 能ハス本官ノ御諮詢清ニカハ政局不安トナリ引ク計財界ノ不
 安ニ釀スニ到ヘク現ニ本年下半期ニ入りテ正金ノ流出多ク深ク
 配慮シツアル次第ナリト答テ

次テ伊東委員長ハ九月十八日以來委員會ヲ開クニト談ニ十回
 ニ及ヒ諸種ノ問題ニ付質問應答ヲ重ニテ審査ヲ進メタルカ
 兵ノ量ノ決定ニ付軍部ノ同意ヲ得タリヤ否ノ問題トナリ總
 理大臣ハ繰返シ同意シタルモノト認メタルヒ日言明セラレタルモ其ノ
 事實ニ付疑ヲ挿ムモノナリ加藤氏ハ官手續ヲ懇請シテ
 ルモ当局ノ之ニ應テラレタル故ニ本夜ノ職務ヲ以テシテハ直接
 事實ヲ究明スルニ能ハサルニ到リ然レトモ海軍大臣ハ兵ノ力
 且重ニ同スル處理ニ付テハ軍部一致ヲ必要トシ旨勅諭ヲ仰キ

裏面白紙

No 48

Doc 1124

内閣ハ其通牒ヲ受テ又理セリト求ヘタルヲ以テ統帥權問題ハ消滅シタルモノト謂ハサルヘケラス軍令部長ノ電文ニ付テハ未ダ回答ナキモ事態斯ノ如クナル以上一旦最早其提示ヲ要求スルノ必要ナキモノト了承セラレシムコトヲ乞フ者本條約ノ審議上ノ要件タル補充並ニ財政ノ計劃ニ付テハ政府ハ飽マテ之ヲ提出スルコトヲ避ケテ謂ハハ七自判ヲ押セトノコトナルモ徒ニ政府ヲ過信スルコトハ本院ノ職責上爲シ能ハサルトコロナリ然ルニ則同審議ノ際海軍大臣ヨリ本條約ニ関スル軍事ヲ議院ノ奉答文ノ内答ニ付陳述スル事項アルコト確實ニシテ而モ其ノ事ナル本條約ニ對シテ其否ヲ決スルニ強ト唯一ノモノナルカ故ニ委員會ニ於テ辟刀頭之ヲ要求セムト爲シタルモノ爲ニ或ハ議事ニ停頓ヲ来サムコトヲ慮レテ未得ヘケルハ自然政府ノ自發ニ依リ提出サルコトヲ希シ以テ今日ニ及ヘルモ同文ハ既ニ海相自ラ其ノ内容ヲ敘述セラレタル以上之ヲ樞府ニ提出スルニ何ノ支障アルヘキニアラス依テ本月ハ改メテ右奉答文ノ提出ヲ要望スル同文ノ内答ハ國務ニ屬スルカ故ニ内閣總理大臣ニ内示アラセラレタルモノト信スルカ故ニ之ヲ提示セラルルハ正ニ内閣ノ責務ナリト考フ政府ハ何故ニヤ其ノ提示ヲ重大視セラレルモノ宜シク誠意ヲ示シテ奉答文提出ノ手續ヲ執ラレ度若ハ執意ノ上書面ヲ以テ回答アラハコトヲ均シク七日ヲ論述ス之ニ對シテ内閣

裏面白紙

Doc 1124

總理大臣ハ只今統帥權問題ニ関スル議會ノ反對辯
 ヲ本院ニ於テ一齣及シタリト述ヘラレタルモ右ハ用
 語ヲ慎ミタルニシテハ主義ヲ辯及更ニタルモノニ
 了ス補充減税ノ程度ニ付テハ目下當局ニ於
 テ調査交際中ナルヲ以テ之ヲ表スルニ能ハ
 ス政府ノ信スル所ニ依レハ斯ル書類ハ審査資料
 トシテ提出スルノ義務ナキモノトス尤モ完成セル書
 類ハ之ヲ提出スルコトヲ妨ケサルモ未だ完成ナルカ
 故ニ今之ヲ提出スルコト能ハス本案御下付ノ
 當時議長ヨリ奉命合文ハ審査上必要ナル資料
 ニ付委員ニ之ヲ附託スル前提示セムコトヲ仰上旨
 申出アリタルモ右ハ政府ノ承諾ニ由リキマナルカ故
 ニ提出スルコト能ハス寧ろ口連ニ委員會ヲ開カレ大
 臣ノ説明ヲ聴取サレ度旨合文ハタリ然ルニ今又委員
 長ヨリ御要求ヲ受ケタルカ過日海軍大臣ヨリ断々
 ノ意見ヲ以テ奉命合文ニ採算成シタル日續々述セラレ
 タルカ故ニ此ノ程度ニテ満足セラレムコトヲ希望ス強
 テ御要求アルハ即時拒絶スルノ外ナシト断言セシ
 伊東委員長閉會ヲ宣ス
 (午後三時閉會)

No 49

千九百三十年七月二十日海軍條約締結ノ件第
 十二回審査委員會
 昭和五年九月十七日(水曜日)本院事務所
 二於テ開會

No 50

doc 1124

伊東委員長開會ヲ宣シカ協議ニ入ル
 久保田顧問官ノ發言ニ由リ委員長ヨリ先ツ
 次々如ク所見ヲ述フ
 政府ハ不審ニシテ委員會ヨリ要均上ニシテ審
 査資料ノ提出ヲ止ムセザルカ故ニ本院ノ權限ニ
 顧ミ本件ノ審査ハ之ニテ打切り報告書ヲ

(午後一時開會)

二上書記官長
 堀江書記官
 武藤書記官

金子顧問官
 久保田顧問官
 山田川顧問官
 黒田顧問官
 田井顧問官
 荒井顧問官
 河合顧問官
 水町顧問官

審査委員

伊東顧問官

審査委員長

平沼副議長

倉富議長

出席者

裏面白紙

Doc 1124

No. 51

作成スルノ外ナカルヘシ蓋シ必要ナル審査資料
 ノ提出ナキノ故ヲ以テ本案ハ審査不能ナリト爲
 スヘカラサルニアラサルヘキモ斯ノ如キ態度ハ果シ
 テ本院ノ面目ヲ失スルニ到ルコト無キヤ疑問ニ屬シ
 又本條約ノ破棄ニモ論據ニ乏シキ嫌アルカ故ニ
 報告書ノ一部ニ軍部ト充分ナル協調ヲ整ヘ国防
 ノ補充計劃ヲ遂行シ且人民ノ負擔輕減ヲ實行
 シテ本條約ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナキヲ期スルニ
 テハ御批准アリテ然ルヘキ旨ヲ記載シ本案ニ對
 スル軍部及政府ノ責任ノモトニ批准ノ奏請ヲ爲サシム
 ルヲ可トスト思料ス

之ニ對シテ黒田、荒井兩顧問官ヨリ意見ノ陳述アリ
 リ河合顧問官ヨリ國防計劃ノ完成スルマテ
 本案ノ査定ヲ延期シテハ如何トノ發言アリ田顧問
 官ヨリ奉答文ト補充並財政計劃トヲ知ル
 コト能サルハ甚々遺憾ナリ然レトモ本院トシテハ飽
 クマテ相當ノ奉答ヲ爲スカ本當ナリト考フルカ故ニ
 此ノ場合委員長ノ御意見ノ如ク爲スノ外ナカルヘシ
 蓋シ本院ノ職責ハ之ヲ以テ盡サレタルモノト信ス
 トノ陳述アリ山川顧問官ハ本條約ニ依リハ我兵
 力量ハ遂ニ對米六割トナリ萬一戰爭トナレハ我國
 カ敗北スヘキカ故ニ更ニ熟考スル爲今日ノ決定ヲ
 延期シクント述フ之ニ對シテ伊東委員長ヨリ
 所見ノ陳述アリ同顧問官ハ更ニ委員會ノ意見
 カ本會議ヲ通過スルト否トハ決シテ委員會日ノ
 面目ニ関スルモノニアラザルヘシト論シ委員長トノ

裏面白紙

裏面白紙

Doc 1124

間ニ二三ノ問答アリ次テ水野顧問官ヨリ審査ノ資料不足ハ遺憾トスルモ財界ノ近況尋常ナラサルモノアル折柄委員長ノ所見ニ全然賛成スル旨ヲ述ヘ金子顧問官ハ憲法第十一條及第十二條ノ法意ヲ説キ憲法制定當時ノ経緯ヲ述ヘ兵力量ハ帷幄上奏ニ依リテ決スヘク内閣ニ於テ定ムヘキモノニアラサルコトヲ強調ス又保田顧問官ハ山川顧問官ノ御意見尤ナレトモ事態已レテ得サルカ故ニ成可ク一致ノ行動ヲ執リ數ヲ以テ決テ争フカ如キコト無キ様爲シ度旨ヲ述ヘ山川顧問官之ニ同意ス其ヨリ更ニ委員間ニ於テ協議ヲ重ネタル結果ニ委員長ノ所見ノ通り本安ホヲ可決スルコトニ決ス伊東委員長ハ報告安ホ査閲ノ爲今一回委員會ヲ開クヘキ旨ヲ述ヘ閉會ヲ宣ニス

(午後三時閉會)

No. 52

十九百三十年ロンドン海軍條約御批准ノ件第十三回審査委員會

昭和五年九月二十六日(金曜日)本院事務所ニ於テ開會

出席者

倉富議長
平沼副議長

No. 53

Doc 1124

(午後一時開會)

伊東委員長開會ヲ宣シ下審査ニ依リ本案ノ
逐條審議ハ之ヲ省略シタキ旨ヲ述ビ審査
報告案本ノ審議ニ入ル

報告案本朗讀 (堀江書記官數回ニ

朗讀)

此ノ間各委員ヨリ質問若ハ希望ノ陳述アリ
終ニ報告案本ヲ決定ス

伊東委員長開會ヲ宣ス

(午後二時開會)

審査委員長

伊東 顧問官

審査委員

金子 顧問官

久保田 顧問官

山川 顧問官

黒田 顧問官

田 顧問官

荒井 顧問官

河合 顧問官

水町 顧問官

二上 書記官長

堀江 書記官

武藤 書記官

裏面白紙

証 明 書

「ワシントン」文藝見 第 一 二 四 號
目 録 後 部 第 一 一 二 四 號

真摯及び公正に因スル証明

余、鈴木知房ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ樞密院
事務官トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモノナル
コト、茲ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、
二四〇頁ヨリ成ル、千九百三十年ノ昭和五年ノ

附、下記題名、即チ昭和五年委員會議樞密院秘
書院ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、茲ニ右ガ下記名簿ノ益又ハ郵局ノ公式書類
及び簿ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ該書
類又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ茲ニ於ケル該文書
ノ成爲所在ノ公式名簿ヲモ特記スベシ) 樞密院

1124 cert- 1

裏面白紙

千九百四十六年ノ陽曆二十一年ノ十月一日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名 鈴木 知 兵 印

右ノ者ノ公印資格 横濱院事務官

証 人 T. A. CURTIS 2dlr

1124 cert-2

公式入手ニ關スル證明

余、ジョン・エイ・カーティス JOHN A. CURTIS ハ、余ガ聯合國最高指揮官總

司令部ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記署名ノ文

書ハ余ガ公署上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手

シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ陽曆二十一年ノ十月一日

東京ニ於テ署名

氏 名 稱 T. A. CURTIS 2dlr

右ノ者ノ公印資格 Investigator

証 人 T. WAKKO FOGUCHI

order, it.
L. 0070 1-A
E. 9. 1

海軍條約御批准
ノ件會議筆記
一九三〇年
一月一日

一九三〇年「ロンドン」海軍條約御批准
ノ件會議筆記

月一日

正

22

333

order, it. Docp... /-A
E 9/1

千九百三十年ロンドン海軍條約御批准
ノ件會議筆記

昭和五年十月一日

正

裏面白紙

22
22

No. 2

Doc 891-A

樞密院會議筆記

一千九百二十年十月一日(水曜日)午前十時三十分

昭和五年十月一日(水曜日)午前十時三十分

聖上臨御

出席員

大臣
倉富 議長
平沼 副議長

濱口	陸軍	大	四番
田中	海軍	大	五番
幣原	外務	大	六番
江木	鐵道	大	七番
渡邊	司法	大	八番
井上	大藏	大	九番
依田	商工	大	十番
安達	農務	大	十一番
所田	林務	大	十二番
松田	拓務	大	十三番
田中	文部	大	十四番
阿部	陸軍	大	十五番
阿部	陸軍	大	十六番
阿部	陸軍	大	十七番
阿部	陸軍	大	十八番

裏面白紙

No. 3

Doc 871

閣僚員

皇族

大臣

小泉進信大臣

十四番

戴宣雍
仁仁仁
親親親
王王王

三番
二番
一番

金子	久保	富井	石黒	山田	黒川	古市	松室	江木	櫻井	田井	荒井	河合	鎌田	鈴木	石井	水野	岡田	福田	
顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官	顧問官
二十番	廿一番	廿二番	廿三番	廿四番	廿五番	廿六番	廿七番	廿八番	廿九番	三十番	廿一番	廿二番	廿三番	廿四番	廿五番	廿六番	廿七番	廿八番	廿九番

裏面白紙

No. 4

Doc 891

顧問官

九鬼 顧問官 十九番
石原 顧問官 廿三番

委員

川崎 法制局長官
 金森 法制局長官
 吉田 外務次官
 松永 外務省條約局長
 堀田 外務省頭米局長
 齋藤 外務省情報部長
 山形 外務書記官
 塩崎 外務書記官
 深田 外務書記官
 山田 外務書記官
 山本 外務書記官
 堀林 海軍次官
 堀本 海軍軍務局長
 榎本 海軍軍務局長
 下村 海軍軍務局長
 岩村 海軍軍務局長
 藤田 海軍軍務局長
 藤田 海軍軍務局長
 伊東 審査委員長
 書記官長
 二上 書記官長

裏面白紙

No. 5

Doc #91

書記官

武藏江書記官

裏面白紙

議長(金宣) 之ヨリ會議ヲ開ク豫メ御通知スル通リ

一九百三十年、ロンドン、海軍條約御批准ノ件

ヲ議題ニ決ス本定案(先例ニ依リ)議會ニ省略ニテ大體議ニ上リ明
讀ニ有略ニテ審査委員長、報告ヲ求ム

報告員(伊東) 今日御諮詢、十九百三十年、ロンドン、海軍條約御批准
ノ件ニ關シ本會等審査委員ノ命ニ受テテ事態、關係甚ク重
大ニシテ深ク考慮ヲ盡ス(モ)トシテ去ル八月十八日以來、本會同
議務大臣、辨明ヲ聽キ、各員志、所見ヲ述ビ、及覆審議ニ至リ、
之ヲ審査ニ遺闕ナラシムコトヲ期ス

先ツ條約、由來ニ付テ述ベ、三十二年二月米國華盛頓會議於
日英米佛伊五國間ニ成立スル海軍軍備制限ニ關スル條約ハ
主力艦及航空母艦ニ付テ其各國ノ保有量、軍艦噸數及備砲ニ
關スル制限ヲ協定スルモ補助艦ニ付テハ單ニ其軍艦噸數及搭
載砲口徑制限ヲ約束スル止リ其各國ノ保有量ニ關シテハ何等協
定ナク所ナリト由リ同會議後數年トステ早クモ主要海軍國間補
助艦ノ建造競走漸ク著シムトスルノ傾向ヲ見ルニ至リ此時ニテ
國際聯盟ニ其使命、陸海空全般ニテ軍備縮小ノ實現ニシテ爲預
ニ努クニ所ナリトシテ其討議ノ範圍頗ル廣汎ニシテ各國意見、懸隔甚
ク具體的結果ニ到達スニテ極ク困難ナリト由リ前次華盛頓會
議ノ主催者ニ米國政府ハ國際聯盟ニ於ケル軍備縮小條約成

Doc A91

No. 6

立待ス主要海軍國間ニ補助艦ニ關スル制限ヲ協定スルノ急務ナルヲ
 認メ昭和二年二月前述ノ國間會議ニ開催セラルルヲ提唱シタルニ佛伊
 兩國政府之ラ交際ニ多ク同年六月瑞西國ニシテ「ニブ」ニ於テ日英米
 三國政府間ニ商議ヲ開始シタルモ八月花ヲ搭載スルニ進洋艦ニ關シ英
 米兩國主張甚キニ違異アリ爲此會議ハ遂ニ不調ニ終リ然レモ昭和
 四年ニ至リ右兩國ニ於テ一般政情變化ニ伴ヒ軍備縮少ヲ實現スルノ
 氣運急速ニ進展シ其結果同年十月英國政府ハ日米佛伊各國
 政府對シテ陳華盛頓條約ニ規定スルニ編種ニ關スル制限ヲ考
 究シ付テ同條約第二十一條第二項ニ規定シ技術上及科學上ノ
 最近ノ發達ニ適應スル爲同條約ノ條項ニ加フヘキ變更ヲ審議スルノ
 目的ヲ以テ英國倫敦ニ會議ヲ開催シタルヲ提議シタリ日英 佛伊
 四國政府ハ之ニ賛同シ昭和五年一月之關係國代表者同地ニ會合
 シ約三月五日ニ博坦行街ニ重テ近餘由折ニ盡キ稍々協議調ヒテ九月
 二十日ロンドン海軍條約ニ稱スル一條約ヲ協定シ同年四月二十日各國
 全權委員ニ於テ之ヲ署名調印シテ了シ是レ即チ本條約ニシテ
 本條約ノ前文及本條約ノ第六條又第七條ニ添附セル三附屬書
 成第一編第二編 第四編又第五編ハ五國間ノ協定ニシテ第三編ハ日
 英米三國ノ協定ニシテ其ノ内容報告書ニ詳述シタルヲ以テ之ニ說明
 省略ス本條約成立ニ經過ノ概ニ倫敦會議ノ開催ニ臨ミ帝國政
 府ノ既定國防方針ニ基キニ補助艦總括噸數ハ對米比率七割
 一八巡洋艦噸數ハ對米比率七割三潜水艦ハ我々現存重量七萬七
 千八百餘噸ヲ保有スルヲ三大原則ニ定メ之ヲ主張シ貫徹スヘキニシテ
 以テ全權委員ニ訓令ニ普國內ニ聲明スル所ニシテ之ニ拘ラス帝國全
 權委員右會議ニ於テ打斷意ヲ示シテ終ニ讓歩ヲ餘儀ナラシ
 メ結果稍々米國提案ニ基キ所謂假令協定ヲ作成スルニ以テ改
 府請訓ニ政府ハ大體於テ之ヲ承認スル回訓ヲ爲シテ自ラ茲ニ該

裏面白紙

Doc 191

へき旨、照會ヲ得シ内閣總理大臣ニ於テ之カ後、領ヲ同定シ
 シタル事、官員ハ海軍大臣、提示シタル文書ニ依リテ明瞭トナシ
 仍テ本官等ハ此ノ向題、其真相ヲ究明スルノ極メテ所要ナルヲ心
 ヒ先ツ當時ノ海軍大臣事務管理タリシ内閣總理大臣ハ兵
 カ量ノ協定ヲ其ノ内容トスル所、陳向訓案ニ依リテ、軍令部
 長ノ同意心アルコト必要ト思惟シタルカラ、暫ク向シタルニ同大臣ハ從來
 權行ヲ重シシ商部ノ同意心見ノ一改アルコト必要ト思惟シタル旨ヲ以テ
 答辯セリ、續テ事、官員果シテ此ノ兩方ノ間ニ意見ノ一致アリタリヤ
 ト、質問ニ對シテハ、軍令部長ハ當初我々ニ大原則ハ作戦計畫
 上、最小限度ノ要求ナルカ故ニ此ノ要件ヲ充テサル未ダ固シキヲ
 子ニスル位カ量ニ對シテハ作戦用兵ノ主眼性者トシテ同意心ニ難
 キヨリ、主眼シタルモ其ノ後ニ於ケル諸般ノ事情ニ照ハストキハ同訓ニ
 際ニ此種ノ處置ニ對シテハ結局同官ニ異議ナカリシモノト認め
 タリト、答辯アリタリ、然レトモ本官等ハ此ノ答辯ニ幾多ノ疑念
 有テ、親シク立前軍令部長ノ陳述ヲ聽カント欲シ、内閣ニ對シ、其ノ
 名稱説明ノ手續ヲ執ラムコトヲ要求シタルモ、内閣ハ之ヲ拒絶セ
 リ、今本官等ハ此ノ向題ニ関スル議會ノ質問ニ對シ、國務大臣
 等ノ意見見テ、斟酌シテ政府ニ於テ決定シタリト、答辯シ、敢
 テニ同意スルハ意見、一致トシハ、ナリシ理由如何ト、質問シタル
 ニ對シ、内閣總理大臣ハ軍令部長ト、關係ノ内容ハ議會ニ
 於テ詳説スルコトヲ好マシカラ、スト、思惟シタルカ、存留ニ、内閣シタ
 リト、答、(タレヒヨ) 辯明セリ、向本條約ノ調印ニ臨ミ、海軍大臣タ
 ル、其ノ全權委員ハ條約案ノ内容ニ分シ、海軍軍令部長ニ、田共議
 下、ト、思惟セリ、ナリ、ヤ、ト、復、同ニ對シ、海軍大臣ハ、當時、海軍軍人
 三若子、不滿、ナリ、タル事ハ、之ヲ知シ、モ、彼等、雖モ、會議、決、定、在
 リ、無、ク、シ、テ、モ、交、渉、ス、ル、モ、ニ、非、サル、ヘ、シ、ト、思、惟、シ、タ、リ、ト、答、辯、セ、リ

No. 6

裏面白紙

Doc 891

No. 7

後ヲ知ラハ極力ニ軍令部長ノ意思心ヲ確ケルノ與テ指ニ出テテ
リシカト及向ニタヒ向大臣ハ政府ニハ海軍大臣事務官ノ理ニ在
スルヲ自命ハ唯全權委任ノ人トシテ政府ノ訓令ニ從ヒ調印シ
タルノミ加之同訓令時受領セシ軍令部長發ノ電報ニ由リ
軍口同部長ハ同訓令未ニ同意セシモノハ解ニタル旨ヲ以テ答辯
セリ

三政府ノ對カ国防ニ要スル敵兵ノ量ノ最小限度ト主張セル所
謂ニ大原則ニ適合セリル也協定未ク決然シタル事情ニ關シ政
府ハ固ヨリ該國未ク其ノ意思ニ滿タル原アルヲ認ムルモ前次
海軍會議ニ徴シ他ニ適者ナル協定ヲ得ルノ見込ナク萬一會議
決然シ場合其ノ帝國ノ國際的立場ニ及ボス影響甚ク容易ナ
ラザルコト及造船廠等ニ因ル帝國財政經濟上ノ苦難甚ク甚ク
凡キコト等ニ相心列シ即チ國家ノ大局ヨリ見テ之ヲ承認
スルノ外ニモト思ハレシヨリ言ハレ明カニ然ルハ本條約ニ依ル
兵力量ニ以テテ帝國國防ノ安全ヲ期スルコトヲ得ルルヤ否ヤ又
ヨチヨチ大臣ニ使向ニタルニ高田局長大臣ハ右兵力量ニ以テテハ
從來ノ國防方針ニ基テテ作戰計畫ノ維持並行ト或ハ困難
アラムモ一面ニ輕巡洋艦及驅逐艦ニ於テ豫期以テ保有量ヲ獲
得セリト更ニ他面ニハ八八機連立ノ權利ヲ道徳ニ由テ行スルノ外別
ハハ設想艦船ノ整備若備ノ改善、制限外艦船ノ整備艦艇空
機ノ整備等所謂內容ノ充實ヲ圖リ且其人員ノ訓練教練等ノ
改善亦亦組織改良ノ增加等所消術力ノ向上ニ由ルルニ於テハ
略同防ノ安全ヲ期スルコトヲ得ヘシト信ス殊ニ本條約ノ有效期間
間ニ僅ニ五六年ノ短日月ニ過ぎス而モ帝國ノ主張ニ依リ次回
ノ會議ニ於テハ本條約ノ規定ニ拘束セラルルコトトテ人々自
白ノ立場ニ於テ討議シ得ル趣旨ノ規定ヲ本條約中ニ示シ保

裏面白紙

Doc 871

但書ニ設ケルルコト以テ本條約ニ付多少ノ點アリトスルモ
 將來ニ於テ困難ナカラズニ補正シ得ルノ途ナキニ非ストト存辭セリ
 本條約ノ規定ニ據リ米國力大ニ洋艦十八隻ヲ保有スル事トセハ
 ナラズテ六隻後ニ三隻ノ内大巡艦ニ於テ帝國ノ如キ以テ公認
 シテ濠洲ニテ然レ國河上最モ不安ヲ來ス（シ殊ニ格モ其ノ際
 支那問題ニ關シ日米間ニ事端ヲ發生スルノ虞アルヘシト）説クテ
 ニ非ズ本官等、此ノ點ヲ憂ヒ且當局ノ所見ヲ領シタルニ當局
 大臣公使條約滿期直達ニ備フルニ爲ルハ規定ノ許ス範圍内ニ於
 テ條約ヲ遵守ス（且滿期後新艦ノ建造ヲ促進スルニ於テ公認
 テ此等ヲ増高センルヘトテ得ヘク其ノ間ニ於テ米國力帝國ニ對
 シテ事ヲ構フルノ虞アルヘシトハ思ハクモテ殊ニ本條約ノ締結
 ニ關シ國交一層圓滿ニ爲ルヘキヲ以テ戰争ノ憂ナカレ（シ）辯明
 セリ。

No. 10
 本條約ハ本條約ニ條約ノ兵力量ノ不足ノ次回會議ノ結果ニ依リ
 補正シ得ルルカ如クニ説明スト雖帝國ハ既ニタヒ軍備擴張會
 議ニ於テ主力艦ノ保有量ニ付對米セ別ヨ要求シテ之ヲ容シラレ
 二回ニ於テ倫敦會議ニ於テ大巡洋艦ノ保有量ニ付七割
 及潜水艦ノ現有量維持ヲ要求シテ亦失敗ニ終レリ此ノ如クニ
 シテ次回ノ會議ニ臨ミ且同様に主張ヲ貫徹スルニ困難
 ヲ來スルハ之ヲ相心算スルニ難ナラス殊ニ本條約第三十三條
 但書ハ法理上全然無意味ノ規定ナルカ如クミニナラス同條
 ノ本又ニ條ハ十九日三十一日ノ會議ノ間僅ハ軍備制限縮小ノ
 漸進的實現ヲ遂行スル爲メ新條約ヲ作成スルニ在ルヲ以テ軍備
 擴張ト認メラルルカ如キ右ノ主張殊ニ潜水艦ノ保有量ニ付増大
 スルノ要求ハ同條ノ精神ニ又ストセラレ之ヲ貫徹スルコト能ハサル
 ノ虞ナキヤ仍テ此ノ點ニ關スル不審ヲ須シタルニ當局大臣ハ

Doc 891

No. 11

次同ノ會議ニ於テ帝國ハ必ニ従前ノ三大原則ヲ主張セザ
 ルカラサルニ非ス今續數年同ニ於ケル諸般事情ノ変化ヲ
 斟酌シ最善ノ方策ヲ立テテ之カ主張ノ貫徹ニ努メカスヘク又
 假ニ所謂三大原則ノ主張ヲ繰返ストスルモ補助艦ノ總噸數及
 建造費額ニ於テ本條約ニ依ルモノヲ超過セザルヘキニ由リ之ヲ以テ
 直ニ軍備擴張ト目スヘキニ非スト右辯セリ
 本條約ニ依ル兵力量ニハ缺陷アルヲ以テ直ニ軍備擴張ノ補充計出ヲ立
 ツルニ非サレハ我々國防ノ安全ヲ期シ得サルヘキ事ハ政府ノ自ラ認
 む所ナリ然ラハ右補充計出ノ成否如何之ニ要スル者其額如
 何本條約ニ因テ生スヘキ剩餘金如何邊國民負擔輕減ノ
 有無及其ノ程度如何ノ問題ハ本條約ノ目的ヲ達成シ得ルヤ
 否ヤヲ判断スルニ於テ極テ重要ノ事項ニ屬シ正ニ重要具ノ
 要目タルニ由リ其ノ大綱ヲ提示ヲ要求シタルニ於テハ之ニ對ス
 ル當局大臣ノ辯明ハ國防補充計出ハ尙海軍軍令ヲ設ニ於テ
 調査中ニ依ルヲ以テ該調査完了ニシテ海軍省トノ間ニ意見一致
 シタル後更ニ閣僚省同ニ協議ヲ要スルニ非サレハ之ヲ明確ナラシ
 ムルコト能ハサルカ故ニ其ノ確定時期ハ早クトモ今秋豫算身編成
 ヲ了スルノ頃イハレ但當局トシテハ右條約實施結果財政上相
 當ノ餘裕ヲ生スヘキヲ以テ其ノ一助之ヲ國防ノ缺陷補充ニ充テ
 他一助ハ之ヲ國民負擔ノ輕減ニ充ツルノ方針ナルコトヲ茲ニ
 責任ヲ以テ言明ス(シテ)而シテ海軍ノ既定計出トシテ即如去年
 度ヨリ同十年度迄ノ財政計出ニ留保シタル金額總計總
 立債田ヲ假ニ基礎トシテ考フルトキハ本條約ニ依ル付積連年
 一權利ヲ全數行フモノ若クハ剩餘金ヲ生スヘキヲ以テ之ヲ直
 當ニ國防補充費ト流稅トニ撥排スルノ胸算算ナリト謂フニ在リ
 債田應答ノ大恩石ノ如ク之ヲ要スルニ本安本ノ條約ハ重要財政

Doc 091

No. 12

條約ヲ訂補シテ海軍軍備制限ノ目的ヲ達成スル為各種ノ
 艦船ニ関シ諸般ノ制限ヲ協定セムトスルモノナリ抑々国防ノ安危
 ハ國家興亡ノ繫累ル所ナリ故ニ條約ヲ以テ軍備ノ制限ヲ約諾スル
 カ如キハ最も慎重ナル考慮ヲ要スルノ事項ナリ由來我國軍事
 ニ関シテハ軍政ト軍令トヲ區別シ各別異ノ稗聞ヲ設ケテ之ニ
 關スル大権行動ノ輔弼共ニ協力セシムルモノ洵ニ以テキニ非サルナリ
 然ルニ今回本條約調印ノ際内閣ノ執リタル同訓決定ノ手續ニ
 關シ海軍大臣ニ以テ議ヲ生シ惹起テ世間ニ物議ヲ醸スニ至リタル
 ハ洵ニ遺憾トスヘキ所ナルモ内閣ニ於テ右同訓決定ノ際軍令部長
 長三田氏議ナカリシモノト認めタリナリ今令辭アリタルニミテ上向
 海軍大臣ヨリ海軍ノ兵力ニ關スル事項ノ決定ハ海軍大臣海軍
 軍令部長内閣ノ意見見一致ヲ要件トスルコトノ勅諭ヲ仰テ御
 裁可ノ後内閣總理大臣ニ報告シ今後共之ニ據ルヘキ旨
 ノ照會ヲ為シ同大臣ヨリ受領ノ旨令辭ヲ得タルヲ以テ今ヤ所置
 統帥權問題ナルモノハ更ニ討究スルノ必要ナキニモテ是レ本官
 手ノ頗ル欣幸トスル所ナリ更ニ本條約ノ目的ヲ見ルニ其世界
 本邦ヲ中心トシ幾多ノ軍備ニ伴フ危険ヲ防止シ且負擔ノ
 輕減ヲ圖ラムトスル趣旨ニ於テハ勿論何人ト雖之カ趣旨同ヲ有
 ム(キニ非ス唯帝國ノ興スル限リ本條約所定ノ兵力量ニ由リ果
 シテ敢テ国防ニ缺陷ヲ生スルトナラシメテ右ノ目的ヲ達成スルコト
 ヲ得ルヤ否ヤ是レ本條約ノ可否ヲ判定スルニ最も重要ナル論
 點ナルハ故ニ本官手ハ之ニ関シ特ニ慎重ナル調査ヲ試ミタリ
 リ然ルニ吾國大臣ハ本條約所定ノ兵力量ニ於テハ缺陷アル
 コトヲ認めタルモ之カ補充ノ方法ヲ講スルニ由リテ略国防ノ安全
 ヲ期シ得(レト海軍手其ノ補充計畫ニ至リテハ未タ調査未完
 了)セザルノ故ヲ以テ其ノ大綱要目ヲモ示サス從テ之ニ要スル

裏面白紙

裏面白紙

Doc 891

貴部及海軍部、見、三行、モ、亦、多、ク、議、
 責、任、ヲ、以、テ、国、防、ノ、缺、陥、ヲ、補、充、シ、且、租、税、田、ノ、減、稅、ヲ、行、フ、ハ、キ、レ、日、ヲ、言、
 明、セ、リ、知、ル、シ、ト、モ、本、官、署、ハ、国、防、ノ、補、充、計、畫、ハ、本、來、國、務、大、臣、ト、
 軍、令、詳、關、ト、ノ、合、意、ニ、由、リ、テ、立、本、セ、ラ、ル、(キ、モ、ノ、ニ、シ、テ、獨、リ、
 国、務、大、臣、ノ、責、任、ニ、於、テ、言、明、シ、得、(キ、モ、ノ、ニ、非、サ、ル、カ、故、ニ、該、問、題、
 ニ、於、テ、ハ、憲、法、口、帷、帷、詳、關、リ、意、見、ハ、本、官、署、ノ、判、断、ヲ、ト、ス、三、有、力、ナ、ル、
 資、料、ト、為、ル、ハ、キ、ヲ、思、ヒ、何、事、カ、ノ、方、法、ニ、鑑、リ、テ、之、カ、意、見、見、ラ、
 馳、カ、ム、コ、ト、ヲ、印、日、生、シ、最、後、三、軍、事、參、議、院、ノ、奉、答、文、ヲ、口、呈、示、
 ス、ル、手、續、ヲ、執、ラ、ム、コ、ト、ヲ、國、務、大、臣、ニ、請、ヒ、シ、タ、ル、ニ、大、臣、ハ、之、ヲ、
 拒、絶、セ、リ、元、來、外、務、大、臣、ノ、諒、明、ニ、依、リ、本、條、約、ハ、本、國、ニ、於、テ、既、
 ニ、之、カ、批准、ヲ、行、フ、シ、タ、ル、モ、英、國、ノ、批准、ハ、學、堂、ニ、關、シ、本、
 年、十、月、以、後、三、週、ヲ、サ、シ、ハ、完、了、シ、セ、ル、カ、故、ニ、假、ニ、本、國、カ、今、日、之、
 于、批准、ス、ル、モ、直、ニ、其、ノ、初、カ、ヲ、發、生、セ、テ、レ、ハ、キ、以、テ、本、官、署、ハ、本、條、約、締、
 結、ノ、結果、ニ、本、國、ノ、利、害、及、ホ、ス、對、御、有、リ、甚、ハ、ナ、ル、ニ、恐、レ、ハ、暫、ク、假、ニ、
 時、日、ヲ、以、テ、レ、前、述、ノ、國、防、補、充、計、畫、等、付、當、局、ノ、調、査、修、定、シ、ス、
 ル、ヲ、依、リ、餘、ニ、審、議、シ、進、ム、ル、空、口、ニ、非、サ、ル、思、ヒ、之、ヲ、當、局、大、臣、ニ、
 提、議、シ、タ、ル、モ、之、亦、其、ノ、同、意、ス、ル、所、ト、為、ラ、ス、斯、ノ、如、キ、潛、思、微、意、
 ヲ、任、ト、ス、ル、本、官、署、ノ、甚、ク、遺憾、ト、ス、ル、所、ナル、モ、國、務、大、臣、ノ、諒、明、ニ、
 依、リ、ハ、近、時、國、内、ノ、情、勢、大、ニ、憂、慮、ス、(キ、モ、ノ、現、シ、本、條、約、批、
 准、成、否、未、定、ト、モ、ト、キ、政治、上、經濟、上、不、守、ニ、憂、起、シ、テ、
 社会、及、ホ、ス、對、御、多、ク、大、ナル、ヘ、キ、ヲ、高、唱、セ、ラ、シ、タ、ル、カ、故、ニ、本、官、署、
 ハ、今日、ノ、場合、此、ノ、問題、ニ、付、テ、ハ、如、上、審、査、ノ、程、度、ニ、於、テ、結局、
 本、官、署、ノ、言、者、ニ、何、報、シ、テ、決、議、ヲ、為、ス、ノ、外、ナ、キ、モ、ト、斷、
 長、ス、ル、ニ、至、リ、其、ノ、他、本、條、約、ノ、條、項、ニ、關、シ、テ、ハ、大、体、ニ、於、テ、支、
 障、ノ、虞、ナ、シ、ト、認、ム、ル、ヲ、以、テ、此、ノ、際、本、條、約、ヲ、承認、ス、ル、ノ、最終、
 ノ、決、定、ヲ、行、フ、ハ、ラ、ル、ニ、ト、蓋、シ、シ、ム、ヲ、行、フ、ル、所、ナ、リ、ト、思、科、ス、レ、切、テ、

No. 13

裏面白紙

Doc 891

No. 14

審査委員會ニ於テ本院國務大臣ヲ軍部ト協同シ
國防補充計畫ヲ遂行シ且國民負擔ノ輕減ヲ實行シ
テ本條約ノ目的ヲ達成スルニ遺旨ヲ守リテ期ス
シテ本件ヲ可決スヘキモノト會一致ヲ以テ議決シタリ
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

四番(續) 本朝ノ議題タルワロンドニ海軍條約御批准ノ
件ニ對シ此會合簡章ニ政府ノ所見ヲ申述コヘシ今日ワロ
ンドニ海軍條約ハ唯今本員長ヨリ御報告アリタリ
世界ノ平和ヲ念トシテ競争的軍備ノ維持ヲ危除ク防止シ且
國民負擔ノ輕減ヲ因ル趣旨ニ出テタルモノニシテ日英米佛
伊五國代表者ノ署名ヲ調印セルモノナル其ノ中日英米佛
三國ニ關スル限リハ量米ニ關シテ會議及フニネーグ會議
議ニ於テ實現ヲ見ルニ至ラザレド補助艦ノ制限ヲ協定スルニ
成切シ各艦種ニ至リテ制限ヲ履行スルニトテ得ルニ至レルモノ
ナリ元素補助艦保有量制限ニ關スル協定ハ其ノ艦
協定ニ比シ一層複雑トシテ今日ワロンドニ會議ニ
於テモ之ヲ論議ス幾多ノ迂曲折リ終ニ停休ノ憂加フ
見ルニトテ得カリシモ日英米三國ハ大局ヨリ考察シテ互譲妥
協以テ其ノ成立ヲ見ル次第ナリ仍テ今日條約中補助艦
保有量三國ニ協定ノ結果ハ其ノ要求ノ全部ニ滿足スル
アルニ至ラス即チ我々國防方針ニ基キ妥協計畫セラシタリ現
在戰計畫ノ維持遂行ニ兵力量ノ不足ヲ生スルモノナルモ
此ノ缺陷ハ別ニ適當ナル補充ノ途ヲ講シテ國防上ニ及障ヲ
生メシメザルニトテ得ルモノナルコトハ軍部ノ專門的意見モ亦
一致セル所ナリ其ノ補充計畫ハ目下當局ニ於テ慎重致
究中ニ屬シテ未タ之ヲ具體的數字ヲ示スニ至ラザレド

Doc 891

No. 15

合ニテラスト雖要スルニ内容ノ充實及術カノ向上ヲ主
 眼トシテモ、其ノ大綱要目ハ審査委員會ニ於テ海軍
 大臣ヨリ説明スル所ノ如シ而シテ海軍ノ改良計畫トシテ
 昭和六年ノ度ヨリ同十一年ノ度迄ノ財政計畫且ニ切實ニシテ
 タル金額ハ總計約三億圓ナルコト故ニ之ニ以テ本條約ニ依
 ル代填建造及前述兵器量ノ補充ニ要スル經費ト國
 民負擔ノ軽減ト一適宜分配セムトス本條約ニ對シ御承
 知ノ適米國ニ對シ批准ヨリシ英米兩國ニ於テモ全英聯盟
 各邦ノ大務會ニ批准ヨリシ若ハ其ノ準備完了シ准テアル
 コトトシ同シキ其批准手續ハ本年十一月同國通商議
 會開會ヲ待トヘキヤ又ハ之ヨリモ早ク批准ヨリシ得ヘキ
 便法アリヤ未ダ何レトモ確報ニ接セスト雖結局其ノ批准
 ニ故障ヲ生ズルモノト想像シ得ラズ又此ノ審査報告中國
 務大臣ニ合辭トシテ揚テラシムル部分ハ我々ノ説明ノ趣旨充
 分ニ徹底シ居テ其ノ箇所アルヤニ考ヘラシムル事煩瑣ニ互ニ據
 テルコト以テ該ニ一トモ之ヲ指摘マスラコト要スルニ此際政府トシテハ
 内外ノ情勢ヲ考慮ヘテ速ニ本案ノ可決セシムコトヲ望ムル
 所ナリ

三十一番(石井) 今回御諮詢ノコトニ海軍條約ニ付余
 去ル八月十五日其ノ關係書類ヲ受領セリ是ヨリ先議
 長ヨリ審査委員會ニ指授セラシテ書類ハ多ク分委員ト同
 時ニ配付セラレタルコト思料ス是レ固ヨリ當然ノ事ナリモ
 従来ノ取扱ハ必スモ然ラズ故ニ余ハ曾テ御諮詢ノ蒙ル者
 一顧問官全般ニテ御諮詢アラハ直ニ其ノ全委員カ
 書類拜見ノ義務アリ即チ成ルヘク速ニ書類ヲ配付セラシ
 タレトノ意見ヲ述ヘタルコトアリ今回書類配付ハ此ノ見

裏面白紙

Dac 891

No. 16

地より見たる樞密院の議事、一改善ナリと思ひ満足、意ヲ表
 ス更ニ罷ヲ得テ蜀ヲ望ムノ感アリトモ該ニ議長ニモ存望ス
 ヘリ事ナリ余、本件書類ヲ受取リタルハ前述ノ如ク八月十五
 日其ノ其御諮詢アリタルハ七月二十四日ナレハ其ノ間ニ既ニ三週
 間ヲ終過セシモノナリ此ノ重大案件、御諮詢アリタルニ對シ樞
 密院ハ何ヲ爲シ居タルカ天下皆口モトシテ不審ノ聲ヲ放テ
 余モ亦不審ニ思ヒタル一人ナリキ此ノ間於テ新聞紙及各方
 面ヨリ報道ニ依リ議長ハ本件御下付後十日ヲ終タルハ
 月二十六日頃内閣總理大臣ニ對シ軍事ヲ議院ノ卷々文ノ
 提示ヲ求メタル總理大臣ハ之ヲ拒絶セリトモトルカ其ノ後高
 一週間ヲ終テ本員會組織セシ此ノ如クシテ前後三週間ハ
 顧問官トシテハ御諮詢ヲ蒙リテ其ノ案内各事ヲ知ル能ハ
 りナリ余ハ此ノ如ク重大案件ニ付御諮詢ニ依リタルハ以テ
 直ニ議案ヲ配付シ成ヘテ速ニ審査本員會ヲ開クヘキニ
 ノニシテ尙ニ對シ請求スヘキモノアラハ顧問官相談ノ上ニ
 請求スルコト信ス余ハ既往ニ溯リテ議長ノ行動ヲ非難
 セシトモ此ノ非ス只天皇ノ至高顧問府タル本院ノ權威
 高ムルヲ將來ニ向テ議長ノ御注意ヲ望ムル次第ナリ此ノ案
 ニ付議長ヨリ御聲明アラハ承ラム

議長(倉庫) 只今三十六番ヨリ書類配付ニ付希望御
 申去アリタル本官ヨリ更メテ言フ迄モナク樞密院事務
 現程第ニ條ニ審査報告書ハ附屬文書ト共ニ其ノ
 會議ヲ開ク日ヨリ少クモ三日以前ニ之ヲ各員ニ配付スヘシ
 トテ、從來此ノ現程ニ依リ報告書提出後三日以前ニ配
 布セリ下付此ノ現程ハ絶対的ノモノトハ考ヘス場合ニ依
 リ實際ノ便宜上審査終了前ニ配布スルモ違法トハ

裏面白紙

No. 17

Doc 891

思ハス又議案若翰ニ場合合等前以テ配付シタル事例
 アリ本件付テモ亦然リ而シテ此等事タル獨リ本院ノミ、都
 合ニ依ルヘテ非ス政府ト、關係ヲモ考慮スルノ必要アリ
 以テ今回政府當局ト打合セラル上ニテ如ク取扱ヲ為スモトハ
 以テ然リ故ニ今後セシモ毎々今同ノ如キ取扱ヲ為スモトハ
 限ラヌ又二十六番ハ本官ノ軍事參議院ノ奉答文ヲ求
 レル為ニ定查ニ違ラシタル如ク述ヘラレタルモ、如ク事案ニ相
 違マシ本官該文書ノ提示ヲ要求シタルニ非スシテ勸告シ
 タルニミ又夫ヲ為ニ定查ヲ違延マシタルニ非ス本委員長
 報告ニ在リ通リ兎角議案ハ、文書ニ誤謬アリ今回モ之
 訂正ニ付政府於テ經伺ノ手續ヲ履ミタル為ナ余日ヲ
 経過マシ此等定查ニ違リ必事ナル手續ニシテ又定查終
 了待テ配付スルヲ、停例トスルコトハ、前陳ノ如クハ三十
 六番ノ御説ハ、當ラヌ
 三十六番(石井) 書類配付周スニ樞密院事務現程ノ
 現程ハ、今モ亦之ヲ知リ但シ同現程ハ、報告書ト共ニ
 トアリテ、報告書ト同時ニトナシ且常識ヨリ見ルモ、據
 メ配付シテ不可ナル答ナレ而シテ今回議長ヲ配付ノ時期
 ヲ早メララレ由リ今後モ此ノ例ニ依ラシムコトヲ希望シタル
 ノミ、余ハ説往ノ事ヲ言ハス將來ニ付テ言ヘルナリ然ルニ只
 今、御聲明ニ依リ、將來ト雖重大案件ニ付テハ、文書ヲ
 總監ニ調査スル為數週間ヲ延ス下モ知シストノコトナルカ
 余ハ將來ニ付憂慮ナク能ハス直シテ案件即下付後
 直ニ本委員會ヲ設テ之ヲ以テ調査セムヘク然ラハ、顧
 問官ト政府當局者ト共ニ調ヘテ訂正スヘキモノハ、訂正

裏面白紙

No. 18

Doc 891

又ハナリシハ
 議案ノ調査ニ長官サレテ誤植ノ訂正ヲイシケル後ニ非カシハ
 配付セラト謂フ如キ事鄭重ニ過キ取扱上通腐ナリト謂
 フ(カラス然シトス此ノ問題ニ付テハ最早此ノ上言議ヲ專員
 カサレハ唯余ハ極密度ノ將來ヲ為シ思ヒ茲ニ微衷ヲ述ヘ
 タルニ意見徹底マサリシトテ遺憾トス
 (次頁ニ續ク)

裏面白紙

Doc 891

No. 19

之ヨリ政府ニ對シテ問ハム先ツ所謂三大原則ニ関シ
 報告書ヲ帝國政府ニ既定ノ國防方針ニ基キ
 一三原則ヲ定メトアルニ依リテ見レハ三大
 原則ハ今同ノロンドン會議ニ臨ミ決定セラレ
 モノ也故ニ該原則ハ我カ全權委員ニ對ス
 ル訓令中ニモ勿論掲ケラレタルモノナルヘシ然レモ海
 軍大臣以下海軍官憲ハ此ノ會議前ニ於テ大ニ
 右三原則ヲ高調シテ以テ我カ國防ノ最
 低限度ト爲シ之ヲ缺クトキハ國防危レト公衆
 ヲ教育セラレタルカ也故ニ専門知識ナキ社會
 一般ハ之ヲ信シ若シ聊タリトモ該原則ニ缺ケル
 コトアラムカ戰爭必敗ナルヘシトテ大ニ憂慮シ
 余モ亦之ヲ憂慮シタル一人ナリ然ルニ報告書
 ニ依レハ次回ノ會議ニ於テハ必シモ該原則ヲ以
 テ臨ムヘシトハ限ラストノコトナルカ故ニ山女心ナルモ
 世間カ米國ヲ恐ルル原因リ畢竟此ノ原則ニ
 在ルヲ以テ茲ニ之ヲ明瞭ナラシムルノ必要アリ
 仍テ考フルニ此ノ三原則ハ前ノカシニネーヴ
 會議ノ際ニハ之ナカリレカ也故ニ同會議ニ於
 テ日本全權委員カ英米全權委員ニ提議シ
 タル所ヲ簡單ニ一言セムニ同會議ニ際シ日本
 全權委員カ又ケタル訓令中ニハ同ノ如キ三
 大原則ハ示サレサリキ然ルニ會議ニ於テハ米國
 ハ英國ト均勢ヲ欲シ英國ハ其ノ特殊地位
 ニ鑑ミ多數ノ巡洋艦ヲ要スルニ由リ補助艦
 總噸數六十二萬噸ヲ必要トスト主張シ日

裏面白紙

Doc 891

No. 20

本ノ保有量ヲ引下ケテトシ談判紛糾シタルヲ以テ日本側ハ己々得ス英米ノ水上補助艦ヲ四十六万噸ニ引下ケヨ之ニ對シ日本ハ三十一万噸ヲ引下ケルノ用意アリト提議セリ之ニ對シ米國側ハ主義トシテ同意シタルモ英國側ハ同意セズ仍テ日本ノ小林中將米國ノブールトトト研究ノ結果一々協定ヲ作リタルモ彼等三會議ノ協定ヲ見ルニエラス而シテ潜水艦ニ付テハ日英米各一萬噸トストノコトナリキ而シテ今更ニ向ノロントシ會議ノ成果ハ右ノ如ク會議ニ於ケル日本ノ提議ニ近似セルニ非スヤルルニ世間ニハ本條約ニ依リ日本ハ英米ヨリ無理ナル比率ヲ強セラレタリトテ不満ヲ唱フル者多キヲ遺憾トス海軍當局ハ宜シク今更ニ協定成立ニ付何等英米ノ壓迫ナカリシトテ國民ニ周知セムヘカリナリ

次ニ所謂三大原則ハ何時ヨリ始マリタルモノナルヤ昭和二年頃ニハ本々之ナカリシカレシ現ニラシニネーヴ會議ノ際例ヘハ潜水艦ニ付テモ我カ軍事當局ハ我カ保有量トシテ六万噸ヲ以テ左支ナシト認メタルニ非スヤ其後三三年間ニ於テ國際關係惡化シタリトモ見エテ却テ不戰條約成立シ平和關係ニ一歩ヲ進メタルモノト謂ハサルヘカラス知ルニ今更ニ會議ニ於テ我カ當局ハ右ノ潜水艦保有量一六万噸一上ニ更ニ一萬八千噸ヲ増加シタル七萬八千噸

裏面白紙

No. 21

Doc A 9 /

此の理由不可解ナリ。故ニ今亦此ノ三大原則
 ニ付テ或モ抱クナリ又國防補充計劃ニ付テ
 ハ委員會報告書中ニモ總理大臣ノ説明中
 ニモ商會ナル補充方法アルカモ求ヘラシム
 ルモ何ヲ商會トシテハ唯ニ潜水艦保有量ニ
 付帝國ハ昭和二年ニ於テ六ノ噸ヲ主張シ今テ
 同已リ得ヌ五ノ噸ヲ承認シタルコトナレハ
 其ノ差七八ノ噸ハ論理上我カ國防ノ缺陷ト謂
 ヒ得ヘシ往年米國ハ潜水艦ニ付テ五ノ噸ニ
 一比率ヲ主張シタルニ今テ同ハ均等ヲ承認シ
 ルヲ以テ見レハ彼モ讓歩シタルモノト見ルハ
 其ノ他水上補助艦ニ付テハ英米今テ同ノ提案ハ
 先年我カ提議ニ付テハ所ノモノニ似テリ故ニ
 余ハ我カ國防補充計劃ニ西セスル經費ハ七千
 三百萬円ヲ以テ足ルク保留財源五億円中
 コリ之ヲ差引キ其ノ殘額ハ凡テ國民員ス
 艦ノ輕減ニ充ツルコト高クナルノミナラス我カ
 海軍ニ從來ノ主張ト一致スルモノト思惟ス要
 スルニ三大原則ハ何時未定ノ國防方針
 トテ不可動的ノモノト爲リタルカ又國防
 補充計劃ニ際シ具體案ヲ決シマサルモ主義
 程度ニ付海軍側ノ御説明ヲ以テ
 以上所見照希シテ外ニ今テ同ノ條約ハ各國
 ヲ何等壓迫ヲ受ケタルモノニ非ス今テ同ノ
 英米ノ提案ハ我國カ三千前ニ提議シタル

裏面白紙

Doc 891

所ニ係リ●我ニ於テ当起受諾●ヘキモノナルカ
 故ニ余ハ之ニ賛成ス而シテ本委員長報告ノ
 未段ニ於ケル本院ハ國務大臣ノ三ト其見ニ信
 頼シテ本件ヲ可決ストノ結論ニモ全然同
 意ヲ表スルモノナリ
 五番(財却)御質問ノ第一ハ三大原則ナルモノ
 ハ昭和ニ至リテシテネーグシ會議ノ際ハ之ナカリ
 シカ其後以何時去来タルカト謂フニ在ルカ如
 シ無論フシコネーグシ會議ノ時ニハ三大原則
 ナルモノハナク今同ト雖正確ニシロハハ之ヲ明
 白ニ掲ケテ全權ニ訓令シ又或形式ヲ以テ聲明
 シタルコトナレ然ラハ何故世ニ宣傳セラルルニ云エリ
 タルカ抑フコトシテ會議ニ於テ帝國海軍ノ
 兵力ハ最モ顧念スヘキ點想敵國ノ七割ヲ要
 スルモノト見テ主力艦ノ保有量ニ付此ノ率ヲ
 保持セムトシタルモ結局之ニ率セシテ七割
 ニシテ著シテ所謂西太平洋防備ノ現狀維持ヲ
 條件トシテ五五三ノ比率トナレリフシコネーグシ
 會議ニ於テモ大体補助艦ノ保有量ニ付七割
 ヲ目余トシタルモ其ハ總括的ニ割止リ其ノ
 外ニ定額ノ詳細ニ互ラサリシモ潜水艦ニ付テ
 言ハハ日本ノ主張ハ七方噸ニシテ即チ今同ノ七
 万八千噸ト同一ニ歸著ス其ノ故ハフシコネーグ
 會議當時ニ於テハ八百噸以下ノ潜水艦ハ無利
 限ナリシヲ以テ我カハ八百噸以下ノ潜水艦ヲ買入
 ヤサリシヲ以テナリ要スルニ日本ノ現有執力

No. 22

No. 23

Doc 891

ヲ維持ムトスルノ主張ナリレリ然ラハ日英
 専門委員間ノ暫定妥協案ニ於テハ万噸均
 勢ト定ムラシムルニ付我カ海軍中央部ニ於テ反
 對ナカリシカト言フニ大ニ反對論アリタリ當時ハ
 八吋巡洋艦ニ付テハ七割以上ヲ獲タルモ總括セ
 割ニ率ニモハルニ故テ以テ非難論議セラレタリ故
 ニ今同ノロンドンニ會議ニ臨ムニ至リテモ我カ海
 軍ノ主張ハ同シク現有執力ヲ保持テ必要ト
 スルニ在リタリ尤モ八吋巡洋艦ニ付テハロンドン
 ヲレ會議當時ニ於テハ各國共ニ今日ノ如ク之ニ
 重ク置カス從テ日本ノ保有量ハ比較的有利
 ニ認メラレタル程ナルカ今日新造ノモノハ戰斗
 カ優越ナルコト認メラルニ至リタル結果日本
 モ七割ヲ要求シタル次第ナルモ之トテ人ニ自戩
 ニ作リタル方針ニハ非ス而シテ所謂既定ノ
 方針トシテ大正十二年ニ定マリタル國防方針
 ニ基クテ戰計畫ノ遂行上必要ナル兵カ力量
 ニ付テ謂フナリ故ニ先以總括七割八吋巡洋艦
 七割及潜水艦現有執力ノ三者カ割合令セラレタ
 ルナリ其ノ何レカ重要ナルカヲ言ハス又ハム
 文書中ニモ三大原則トハ言ハス唯此ノ三者カ要
 求ノ主要ナル莫ナルカ故ニ人評テ三大原則トハ
 謂フナリ固ヨリ海軍トシテハ之ニ重ク置
 キタリ而シテ石井顧問官御説ノ如クワレ
 ントシテ會議ニ於テ主力艦七割ノ要求成ラス
 シテ六割トニ爲リ又ロンドン會議ノ時日

裏面白紙

Doc 891

No. 24

英暫定妥協案ニ於テ補助艦六割ト爲リ
 タルコトナレハ今更ニ多ク研究ヲ重シタル海軍
 部内ニ於テモ我カ七割ノ要求ヲ貫徹スルコトノ
 困難ナルヲ知リ會議ニ臨ムニ當リ從前ノ經
 験ニ鑑ミ始テ三大原則ヲ以テ全權委員ハ二
 訓令ニ背水ノ陣ヲ布クト共ニ全カテ與奉ケ
 テ朝野ノ諒解ヲ得ルニ努メタル所アリタリ
 之ヲ爲壯年ノ士官等諸方ニ去張講演シテ大ニ大原則ヲ高
 調シ中ニハ之ヲ得サレハ國セフヘイト云フカ如キ極端ナル言論ヲ
 爲シタル者アリタルヲ知シ而モ是レ皆國ヲ害スル至誠ニ出テタル
 コトニテ其ノ結果國論能ク一致シ會議ニ於ケル總括的七割ノ
 成果ノ如キ亦之ニ負フ所アルモト思料セラル石井顧問官ハ軍
 部ニ於テ是亦三大原則ヲ高調シタル如ク今日此ノ會議ノ結
 果ニ付更ニ國民ノ諒解ヲ得ルニ努メタルコトヲ以テ不逞トセラルル
 カ如キモノ自ラ必要ノ程度アリ前會議ニ臨ミタル時ト今日
 トニ場合ヲ異ニス況ヤ次回ノ會議ノ事ヲ考慮スルニ於テラヤ
 次回ノ會議ニ於テ其ノ時ニ於テ必要トスル所ヲ以テ今回以上
 ニ精査シ最善ノ方法ニ向テ努メカク爲スヘキモ凡ソ或時ノ主
 張ヲ必シモ永久ノモノト限ラズ現ニ米國ノ如キモ或時ニ替
 水艦ノ必要ヲ唱ヘ或時ニ之ヲ全廢議ヲ唱フルカ如キ状
 況ニシテ十年前ト今日ト軍備ニ變化ヲ求メルコトモアルヲ以
 テ時宜ニ應ジ主張ニ變化ヲ求メタルヘキハ亦當然ノ事
 ナリ高補充費用及國民負擔問題ニ関シテ總理大臣ヨリ答
 辯セラルル所アラム

四番(通) 國防補充計畫及國民負擔軽減ノ問題ニ付テハ
 本員會報告書ヨリ以テ本員會ニ於テ述ヘタル政府ノ所信
 ヲ詳シク述ヘラレ又

裏面白紙

No. 25

Doc 891

結論モ其ノ書カレタルニ因リ茲ニ更メテ述フルノ要ナル
 ヘシ又石井顧問官モ強テ説明ヲ求メラルルニ非サ
 ルヘシ要スルニ補充計畫モ負擔輕減モ今日尙當
 局ニ於テ熱心攷究申ニ屬シ未タ具體的數字ヲ述
 ヘ得ル程度ニ至ラス而シテ補充計畫ノ要目ハ海軍
 大臣カ承員會ニ於テ述ヘタル所ヲ報告書中ニ引用
 セラレタル通ニシテ夫以上ノコトハ不明ニシテ今秋豫
 算編成後ニ非サレハ確定セズ不確實ノ事ヲ述フル
 ヲ欲セサルヲ以テ今ハ此ノ程度ノ説明ニ止ムル外ナシ
 三十六番(石井) 本官ハ敢テ政府ニ對シ具體的
 計畫一又ハ數字ノ説明ヲ求ムルニ非ス唯此ノ報
 告書中ニハ補充計畫及負擔輕減ノ大體方針
 ヲモ示サストアルモ只今總理大臣ハ委細説明セル
 カ如ク述ヘラレタリ余ハ樞密院カ本定本御諮詢
 ヲ蒙ラタル以上委員會トシテ條約當面ノ目的
 タル補充計畫及負擔輕減ニ付當局ニ質ス所ア
 ルヘキハ當然ノコトナリト思料ス然ルニ其ノ大綱要目
 ヲモ示サスト謂フニ至テハ餘ソニ顧問官ヲシテ是
 非ノ判定ニ困難ヲ感センムルモト謂フヘシ只主義
 トシテ大體如何ナル部分ハ補充費ニ充テ如何ナル
 部分ハ負擔輕減ニ充ツルト云フカ如キ例ハ潛水
 艦七千五百噸ノ不足ヲ基礎トスレハ何程補充ヲ
 要スト云フカ如キ大體ノ目安ハ立千得ルニ非サヤ
 何分御説明ヲ求ム
 四番(渡辺) 先刻政府ノ所見トシテ述ヘタルカ如ク海
 軍ノ既定計畫トシテ昭和六年度ヨリ同十一年度

裏面白紙

Doc 891

No. 26

迄留保セル金額總計約五億圓ニシテ之ヲ以テ本條
 約ニ依ル代換建造註兵力量補充經費及國民負
 擔輕減ニ充ツヘシテ此等ハ相互ニ關係ヲ有スルヲ
 以テ同時ニ決定スルヲ要シ從テ豫算編成期ニ至ラ
 サレハ判明シ難キモノナリ然ラハ金額ヲ離シテ大綱
 要目如何之ニ付テハ審査報告書二十三枚目ニ海軍
 大臣ノ丞員會ニ於ケル説明ヲ記載セル中ニ然ラハ
 本條約ニ依ル兵力量ヲ以テシテ帝國國防ノ安全ヲ期
 スルコトヲ得ルヤ否ヤ之ヲ當局大臣ニ質シタルニ當
 局大臣ハ右兵力量ヲ以テシテハ從來ノ國防方針ニ
 基ク作戦計畫ノ維持遂行上或ハ困難アラハモ一
 面ニハ輕巡洋艦及驅逐艦ニ於テ豫期以上ノ保有
 量ヲ獲得セルアリ更ニ他面ニハ代換建造ノ權利ヲ
 適當ニ實行スルノ外例ハ既成艦船ノ整備裝備
 ノ改善制限外艦船ノ整備、航空機ノ擴張等所
 謂内容ノ充實ヲ圖リ且兵員ノ訓練啟養ノ改善、
 乘組定員ノ増加等所謂術力ノ向上ニ努ムル等ノ補
 充方法ヲ執ルニ於テハ略國防ノ安全ヲ期スルコトヲ
 得ヘシト信ストナリ右ハ委員會ニ於ケル大綱要目
 ノ説明ニシテ今日ニ於テモ此レ以上説明ノ材料ヲ有
 セサルヲ遺憾トス故ニ此ノ程度ヲ以テ御了承ヲ乞フ
 二十三番(左黒) 此ノ會議ヲ午後ニ續行セラルルヤ
 議長(左黒) 此ノ上ニ承引ク様ナレハ御都合ヲ伺ヒ
 タル上ニテ午後ニ續行シテ可ナリ。
 二十三番(右黒) 本安本ニ付テハ委員各位ノ嚴正ナル
 態度ヲ以テ十分御精査ノ結果報告セラレタル所

裏面白紙

No. 27

Doc 91

ニ依リ略テ解シタルカ細目ニ至リテハ種々質問シタキ
 事項アリテ併政府ノ答辯ヲ察スルニ委員會ニ於テ
 ル説明以上ニ及ハサルカ如シ故ニ余ハ委員會ノ報告
 ヲ信シ質問ヲ差控エヘシ只報告書中ニ國務大臣
 ノ説明ナル所ニ依リハ近時國內ノ情勢大ニ憂慮ス
 ヘキモノ現レ云々トアリ其ノ意如何詳細ノ御説明
 ヲ承リタシ

四番(後)ロンドンニ條約ニ關シテハ樞府御諮詢
 前ヨリ政界ニ及ホスヘキ影響等ニ付世上ニ忠告ノ
 風評アリ事ヲ好ム徒之ニ和シテ種々ノ臆説ヲ流布
 シ爲ニ政界及財界ノ不安ヲ招クノ微候アリタルカ
 七月二十日愈々本條約ノ御諮詢ト爲リ樞府事務
 局ノ下密査ヲ經テ八月十八日始メテ第一回ノ審査
 委員會開會セラレ爾來九月十七日ニ至ル迄日ヲ經
 ルニト五丁餘日委員會ヲ開クコト十二回其ノ間
 都下ノ新聞紙ハ委員會ノ議事ノ秘密ニシテ其
 ノ真相ヲ知ルコトヲ得サル爲ニ妄ニ揣摩臆測ヲ
 逞ウシ種々ノ記事ヲ掲載シ事情ヲ知ラサル讀
 者ハ或ハ條約ノ運命ニ付一驚ヲ疑テ挾ミ或ハ樞
 府ト政府トノ衝突ヲ危リニ至リ各種團體ニシテ
 此ノ間諜ニ乘シテ策動ヲ試ムルモノ續出シ又種々ノ
 文書中ニハ怪文書ト目セラレモアリ公然又ハ秘密
 裡ニ各方面ニ頒布セラレ離間中傷至ニナルナキ
 ノ狀況ナリキ爲ニ人ヲシテ其ノ真偽是非ヲ辨別セ
 シヤルニ不能ハサルカ如キ狀態ニシテ其ノ結果一般ノ
 人心ヲシテ一種言フヘカラサル不安不愉快ニ陥ラシ

裏面白紙

Doc 891

メタルコトハ蔽フヘカラサル事實ナリ左ナキクニ社會ノ
 人心免名平靜沈著ヲ缺ケル今日ノ場合ニ於テ此ノ
 如キ状態ハ永續ハ決シテ喜マヘキコトニ非ス而モ條
 約ノ運命カ未定ノ状態ニ在ル間ハ此ノ種不安状態
 終總ハ之ヲ望ムコトヲ得サルノミナラス人心ノ不
 安ハ日々ノ新聞ノ記事其ノ他種々ノ惡宣傳ニ刺戟
 セシレテ益々甚シキヲ加フルノ傾向歴然タルモノアリ
 特ニ政府ノ最モ憂慮ニ堪ヘサリシコトハ財界ノ問題ナ
 我國財界ノ現状ハ金融禁ノ善後策ニ加フルニ世
 界的大不景氣ノ影響ヲ受ケ之ニ善處セサルヘカラ
 此最モ所要ナル時ニシテ一定ノ方針ニ則リ官民一致
 最善ノ努力ヲ爲スニアラセハ或ハ國民經濟ノ前途
 ヲ誤ラサルヲ恐ル此ノ時ニ方リ樞府對政府ノ關係
 係ニ因リ政界ノ不安定久シキニ涉ルニ於テハ近時頗
 ル神經過敏ニ陥レル財界ノ人々ハ何時政變ノ爲メ
 府ノ財政經濟政策ニ大ナル變更ヲ來スヤモ知
 レスト、百々慮ヨリシテ事業界金融界ノ人々ハ安
 心ニテ其ノ事業ヲ經營シ其ノ業務ニ從事スルヲ
 得ス 唯手ノ素テ空シク成行ニ傍觀スルノ
 外ナキノミナリス種々ノ流言蜚語其ノ間ニ行ハ
 財界ノ惑亂シハ公債ヲ疑メ各種ノ有價證券ニ市
 場ハ動搖シテ毫モ安定ニ難カルヘシ抑ニ政界ノ
 不安又リ政變ノ局惑ノ如キハ平常中無事ノ際ニ
 在テハ財界ニ左述重大ナル影響ヲキ筆ニナルモ今
 日ノ財界ハ金融禁ノ實行セラレシヨリ未タ遠カ
 ラズ從テ其ノ影響未タ鎮靜スルニ至ララルニ加ヘテ

No. 28

Doc 891

前述ノ如ク世界的不景氣ノ影響相嘗深刻ニシテ
 財界ノ人心頗ル神經過敏ト爲レル際學者及新聞
 雜誌記者ノ一部ノ間ニ從來忘平口學究的好
 奇の二唱ヘラレタル平價切下解禁論ナルモノ頓ニ氣
 勢ヲ昂メ株式市場ニ關係アル者等カ投機思
 或心のニ此ノ説ヲ利用スルニ至リタルノミナラス終ニハ
 政界財界ニ於テ相當ノ地位ヲ有スル一部ノ人々特
 ニ財界ノ現狀及其前途ニ付大ニ悲觀的意見
 ヲ有スルノ人等カ故意カ眞面目ナルカヲ知ラサルモ
 次ノ内閣ハ或ハ金ノ輸出再禁止ヲ斷行シ其ノ結果
 爲替相場ノ或ル程度ニ下落シ其ノ安定セル頃ヲ
 見計ヒ其ノ下落ノ程度ニ應シテ平價切下ケテ
 再ヒ全解禁ヲ實行スルノ政策ヲ取ルニ非サルカ
 トノ觀測財界ノ或ル方面ニ行ハルニ至リ中心之ヲ
 信用スル者又之ヲ信用セサル迄モ財界ニ於ケル斯カ
 ル危懼心ヲ利用シテ私利私益ヲ圖ルノ具ニ供セ
 ムトスル者ヲ生シタリ此ノ如キ現象ハ識者ノ常識
 ヲ以テシテハ想像スルニ能ハサル所ナルモ何分神經
 ノ特ニ過敏ト爲レル近時ノ財界ノコトナレハ此等
 ノ虚實混肴ノ宣傳又ハ思或心カ要外今日ノ財界
 ニ實質的ノ影響ヲ及ボスニ至リタルモノナリ而シテ
 其ノ最モ顯著ナル事實ハ正貨ノ海外流出ナリ
 全解禁ノ下ニ於テ上半期ノ輸入期ニ相當ノ正貨
 流出アルハ怪ムニ足ラサル所ナルモ下半期出起ノ時期
 ニ入り而モ年末ノ輸入期ヲ距ルニト尚遠キ最近
 ノ時機ニ於テ相當巨額ノ正貨流出ヲ見タルハ其

No. 29

No. 30

Doc 891

ノ原因他は存在スヘシト雖モ此ノ政府財界ノ人モ政府ニ於
 ケル條約審議ノ進行ノ遅キヲ因リ種々ノ腹説ヲ逞ラシテ
 政界不安ヲ傳ヘ夫ヨリ联想シテ金ノ輸出再禁止ノ新平
 價解禁ヲ氣構ヘテ為習相場ノ動搖トナリタルニ因ルモノト
 思惟ス故ニ政府ノ審議ニシテ尚此ノ上長ク決スル所ナク延イ
 ラ政界ノ不安去ラザルニ於テハ上述ノ如キ傾向ハ益々顕著ト為リ
 其ノ結果財界全般ニ如何ナル影響ヲヘキ現象ヲ見ルニ至ルヤモ
 測リ難シ本條約審議ノ成行ヲ付政府ノ最モ考慮シタルハ
 實ニ此ノ点ニ存ス幸ニ審査委員各位ニ於テハ國家ノ重キヲ
 念トシ速ニ之ヲ審議スルニ全員一致ヲ以テ本案ヲ可決セラ
 レタルニ因リ九月中旬以來ハ漸ク政界ノ安定ヲ見ルニ至リ延イ
 此ノ方面ヨリ来ル財界ノ不安ヲ除クヲ得ルニ至リタルコトハ政府ノ
 深ク喜ブ所ナリ

三十三番(石里) 了解セリ質同シタキコトハ敷クテトモ審
 査委員各位ノ嚴密ナル調査アリタルコトナレハ之ヲ敬ヒ且
 信シテ茲ニ賛成ノ意ヲ表ス

議長(倉原) 副ニ御发言ナキニ由リ直ニ採決ニ付スヘシ
 委員各ノ報告ノ通リ賛成ノ各位ノ起立ヲ請フ
 (全會一致可決)

聖上ノ御

(午後零時三十分閉會)

議長 田中 倉原勇三 郎
 書記官長 二上 兵治
 書記官
 堀江 季雄
 武藤 盛雄

裏面白紙

裏面白紙

證明書

「ワシントン」文書局 第 第
陸 察 部 第八九一號

真據及び公正ニ爲スル證明

余、鈴木知男ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ「密院
事務官」トシテ、日本政府ト公約關係ニ在ルモノナル
コト、並ニ該官責トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、
一八六〇ヨリ成ル、千九百三十年ノ「ロンドン」
一日附、下記姓名、即チ千九百三十年「ロンドン」
海軍條約御批准ノ件ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ
茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、並ニ右ガ下記姓名ノ省又ハ部局ノ公式文書
及ビ該ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シヤラバ該文書
又ハ引用、其ノ他公式文書又ハ該ニ於ケル該文書
ノ成義所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)「密院事務官」

千九百四十六年ノ西曆二十一年ノ十月一日

東京ニ於テ署名

密院事務官 鈴木知男

右ノ者ノ公的資格 「密院事務官」

證 人 T. A. CURTIS 2d JR

891 cert-1

裏面白紙

公式入手ニ付スル懸状

シエー。エイ。カ。ト。ア。イ。ス
余、H. A. CURTIS、ハ、余ガ聯合國ニ高階領官總司令
部ニ係アルモノナルコト、竝ニ上記懸状ノ文書ハ
余ガ公使上、日本政府ノ上記懸状官文ヨリ入手シタ
ルモノナルコトヲ茲ニ証明ス

千九百四十六年/昭和二十一年/十月一日

東京ニ於テ姓名

氏名	J. A CURTIS 2d Lt
右ノ者ノ公認資格	INVESTIGATOR
証人	RICHARD H. JANSH

891Acce7-2

No 1

E' 911
D.C.P. 891
(The etc. Defence)

御名 國璽
御批 准 案

御名 國璽

外務大臣

千九百三十年「ロンドン」海軍條約御批准件會議筆記抜萃
昭和五年十月一日

御批 准 案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝
(御名)此ノ書ヲ見ル有象ニ宣示ス
朕昭和五年四月二十日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員
カ亞米利加合衆國、英帝國、伊太利國、全
權委員トシテ「ロンドン」海軍

納批准ス
九十年昭和五年
名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

No 1

E 911
DCC P 891
(For the Defence)

千九百三十年「ロンドン」之海軍條約御批准ノ件會議筆記披露
昭和五年十月一日

御批准 案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝
(御名)此ノ書ヲ見ル有象ニ宣示ス
朕昭和五年四月二十日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員
カ亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國及伊太利國ノ全
權委員ト共ニ署名調印シタル千九百三十年「ロンドン」海軍
條約ノ圖覽點檢シテ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百九十年昭和五年
月 日 二於テ親ラ名ヲ署シ壘ヲ鈐セシム

御名國璽

外務大臣

裏面白紙

裏面白紙

Doc 8910 (for the Defense)

ワシントン文書局第
國際檢察部 第八九一号

英據及公正之開示證明

余等不知其全平記官格、於即+報院事務官、日本政府、公約關係
在、キ、ル、上、該、官、更、シ、テ、余、等、茲、添、附、シ、レ、ル、八、六、頁、三、三、成、千、九、百、三、年、昭、和、五
年、月、一、日、附、下、記、題、名、附、十、九、百、三、年、ロ、ン、ド、條、約、御、批、復、一、件、ノ、文、書、一、條、當、之、任、務、居
ニ、シ、テ、其、證、明、ス、

余等更添附ノ記録及ニ文書ヲ日本政府、公文書ニル、コ、ト、証、明、ス、右、等、キ、テ、記、名、相、者、大、部、局、公、式
書、類、ニ、屬、一、部、ト、シ、テ、證、明、ス、(若、シ、キ、ハ、添、附、シ、レ、ル、文、書、類、ニ、於、テ、其、他、公、式、書、類、又、ハ、相、者、ト、シ、テ、證、明、ス、

東京、於、下、署、名
一九百四十六年、昭和二十一年、十月一日

當該官吏署名欄 鈴木知男
右、者、ノ、公、約、實、務 相院事務官
證 人 J. A. Cusker, 2d Lt

公式ノ開示ニ關スル證明

余等、茲、添、附、シ、レ、ル、八、六、頁、三、三、成、千、九、百、三、年、昭、和、五、年、月、一、日、附、下、記、題、名、附、十、九、百、三、年、ロ、ン、ド、條、約、御、批、復、一、件、ノ、文、書、一、條、當、之、任、務、居
ニ、シ、テ、其、證、明、ス、

東京、於、下、署、名
此、者、ノ、公、約、實、務 相院事務官
證 人 J. A. Cusker, 2d Lt
Richard H. Smith



1912 100910

昭和九年十月十日 日 決定
昭和十年海軍軍縮會議豫備交渉ニ
対スル輿論啓發事項及方法

昭和十年海軍軍縮會議豫備交渉ニ対スル輿論啓發
指導一般綱領ニ道由レ左記ニ依リテ行フ

一 啓發事項

(一) 各國ノ自國ノ國防ヲ安固ニスルニ充テル兵力ヲ保有スルコト
ハ當然ノ權利ナルト共ニ帝國ニテハ東亞ノ平和確保ノタメ

張ニ非スレテ軍備縮小ニテ
各國保有量ノ低下ヲ圖リ以テ
緩和ヲ圖リ且各國間ノ平和親

交リ増進スルニテ

(三) 不為威不侵略ノ原則ヲ確立スル為攻撃的兵力ヲ全廢
若シ縮減シ防禦的兵力ヲ充實スルニ趣キニ至キ軍備制
限ヲ行フハ要ムコト

(四) 帝國ハ華府條約ノ廢止案ヲ行フモ、之ニ代ル可キ公正妥當
ナル條約ノ締結ヲ望ムモノナルコト

(五) 丁一協長不成ニ終リタル場合ニ於テハ帝國トシテハ國府上
ニ之ヲ善處スルヲ策アリ但シ帝國トシテハ飽ク迄ハ正平
和態度度又ヲ持テ進テ同條國ト、平和的関係
ヲ達成セズルニ由リハムコト勿論ナルコト

E9/2 DocP/6

昭和九年十月廿二日 決案

昭和十年海軍軍縮會議議案條文交渉ニ
付ニ與論啓發事項及方法

昭和十年海軍軍縮會議議案條文交渉ニ付ニ與論啓發
指導一般綱領ニ遵由シ左記ニ依リ之ヲ行フ

一 啓發事項

- (一) 各國ノ自國ノ國防ヲ安固ニスルニ充分ナル兵力ヲ保有スルニト
ハ當然ノ權利ナルト共ニ帝國ニトシテハ東亞ノ平和確保ノタメ
必然ノ義務ナルニト
- (二) 帝國ノ主張ハ軍備擴張ニ非ズシテ軍備縮小ニ在リ即
シ軍縮ノ精神ニ基キ極力各國保有量ノ低下ヲ圖リ以テ
將來成可ク國民負擔ノ緩和ヲ圖リ且ハ各國間ノ平和親
交ヲ増進スルニアルニト
- (三) 不備減シ防衛的兵力ヲ充實スルニ趣旨ニ基キ軍備制
限ヲ行フニ要スルニト
- (四) 帝國ハ華府條約ノ廢棄ヲ行フニ代リ可キ公正妥當
ナル條約ノ締結ヲ切望スルニト
- (五) 一協長不成立ニ終リタル場合ニ於テハ帝國トシテハ國際上
ニ善悪度ヲ計スルニト但シ帝國トシテハ飽ク迄ハ公正平
和態度ヲ持スルニト進テ同條約トノ平和的關係
ヲ惡化セズルニ切望スルニト

裏面白紙

No. 2 *

Dac 161A

二 啓發方法

- (一) 對國內啓發宣傳之圖々々新聞雜誌記者通信員及
 此等行方、外行等應之關係者向より講演官ヲ派遣シ
 或ハ寄稿ヲ送ルハ冊子頒布等ニ依リ之ヲ行フモトス
- (二) 國內新聞雜誌記者通信員ニ對シテ、各關係官ニ於テ
 之ヲ指導シ現行禁止事項以外ニ對シテ成ル可ク掲載禁
 止等ノ措置ニ出ルルヲ避ケルト雖モ帝國ノ既定方針
 破壞ニ堪ルニ言論者有同、對立關係國內輿論ノ不
 統一等ヲ特記シ或ハ不潔ニ内外ノ輿論ヲ刺戟スル如キ記
 事ノ掲載ハ各省協カシテ之ヲ所遏ニセラルモトス
- (三) 國內啓發ノ爲、新聞發表記事ハ直ニ在本邦外國新
 聞通信員等ニ依リ翻譯セラレ國外ニ發達セラルルヲ以テ
 該發表ニ際シ豫メ對外反響ヲ充分考慮スルヲ要ス
- (四) 對國外啓發宣傳圖々々在本邦外國通信員及本
 邦通信社員等ヲ介シ行フ、外凶ニ依リ可キモトス
- 或ハ在外會社民間團體等、在外機關及在留邦人ヲ以テ
 政府ノ啓發ニ協力セラルル如ク指導ス
- 別國内啓發ノ向極的効果ヲ考慮シ置フモトス
- (五) 國外現地ニ於ケル啓發ハ在外公館ヲ中心トシテ之ヲ行フモトス
 右向々ハ在外公館附陸海軍武官ト緊密ナル連絡
 中央ニ於テモ考慮措置スルモトス
- (六) 對外通信員ノ指導啓發ハ外務省ヲ中心トシテ行フモトス
 此對外通信員ノ通信ニ對シテ檢閲ハ制度トシテ確立セラル
 非ニ非ニ以テ極端ナル通信ニ非ニ限リ得之ヲ制限セ
 テ建前トシテ適宜ノ通信員ヲ指導シ置フモトス
- (七) 海外ヨリ宣傳ニ對應スル反駁、逆宣傳等ニ對シテハ

裏面白紙

No. 3 A

Doc 1618

別ニ議定準備スルモノトス

内國内新聞雜誌ノ被買收防止外國新聞雜誌ノ買收事

ニ関シテハ別ニ議定ス

(一) 會議參加國就中英未與論對立作為善國ニテハ別

ニ議定スルモノトス

(二) 當局ノ統制ニ堅固ニ態度ニ格登ニ指導ノ根本要件ノ

ニテ同時ニ外部ヨリノ宣傳ヲ抑止スル最モノ防壁ニテハ以テ

關係各省係官ハ必要ナル連絡ヲ保持スルモノトス

(終)

裏面白紙

御参考
秋 25

doc 1618

對国外宣傳要項

海軍

- (一) 日本ノ國策ハ吾等ニ東洋平和ノ確保ニ在リ
- (二) 東洋ノ平和保全ハ全世界平和機構ノ天支柱ナルト同時ニ自給自足不可能ニシテ物資ノ輸出入ヲ絕對ニ必要トスル日本ニトシテハ宙員ニ其ノ存立ニ関スル重大事件ナリ
- (三) 従ツテ東洋平和維持ハ日本ノ国防上密接不可分ノ關係ニ在リ

(三) 東洋平和ノ危殆ニ激セル場合ニハ毎ニ日本ハ其ノ國運ヲ賭シテ之ガ擁護ニ仕ヅ来レルハ吾等史ノ明證スル處ナリ、日本ガ干戈ヲ執ツテ起ケタルハ實ニ右ノ場合ヲ除キテハ絶無ナリ

(四) 列國ニトリテモ亦東洋平和ノ保全ハ其ノ對東洋貿易ヲ進展セシムルノ保障ナリ

(五) 而シテ又列國ハ冷靜ニ現實ノ東洋ヲ直視スル時、必ずヤ其處ニ東洋平和ノ唯一ノ擁護者タル日本ノ力ヲ發見シ敬愛感謝ノ念ニ打タルベキナリ

ニ帝國ノ態度ハ尙中ニ大義名分ニ則スルモノニシテ昭和十一年海軍縮小會議ニ對シテモ公正の女帝ノ態度ヲ持スルモノナリ

☆ ☆
 (一) 日本ノ主張ハ軍縮ノ大精神ニ則リ軍備ノ擴張ヲ排シ軍備ノ縮減ヲ期スルモノナリ、此ノ場合高度軍備國ガ卒先大ナル縮減ヲ取行スベキハ當然ノ事ナリ

doc/618

(一) 国家生存、保有ハ絶對ナリサレバ国防ニ安全感ヲ満スルニ
 キハ各國平等ニ享有スベキモノニシテ国防上必要トスル程度又
 ノ軍備ヲ有テ整スルノ權利ハ各國平等シク之ヲ有スルモノナリ
 (二) 海軍力ノ移動ハ極メテ容易ナルニ鑑ミ關係各國ハ互ニ他ヲ
 カ脅威セザル事ヲ基調トセル軍縮條約ヲ締結シテ後始メテ一
 線ニ国防ノ安全感ヲ得ルモノナリ
 (三) 海軍兵力量ニ差等比率ヲ設ケルガ如キハ將來ハ勿論現代ニ
 於テモ「不脅威不侵略」ノ原則ヲ害フモノニシテ斷リテ排斥ス
 ベキモノナリ

四五ニ他ヲ脅威セザランガ爲ニ又攻撃力ノ全廢若ハ極度ノ
 縮減ヲ行ヒ防禦力ノ整備ヲ主張スルモノナリ
 三、既存條約ノ廢棄ハ公正妥当ナル新條約ノ協定ニ進ム多然ルハ
 過程ナリ

(一) 華海條約ハ其ノ協定以來既ニ十數年ヲ経過シ其ノ内容
 之ニ進歩ノ國際情勢ノ変遷ニ因リ今ヤ其ノ妥當性ヲ失
 ヒタリ殊ニ其ノ差等比率ハ日本ニトリテハ不斷ノ脅威ヲ感心
 セシメ国防上ノ安全感ヲ傷ツクルモノナリ益々國家好シク敵心
 ヲ刺戟シ斷リテ國際平和ヲ維持スルノ所以ニアラザルヲ以テ速ニ廢
 棄スルノ意ナリ

(二) 華海條約自條約ニ斯クノ如キ時代ノ経過ニ伴フ妥當性ノ消滅
 ヲ豫期シテ之ガ廢棄ノ規定ヲ設ケタリ、從ツテ日本ハ條約ノ
 規定ニ從ヒ廢棄ノ通告ヲ行フハ條約上多然ル權利行使ニシテ
 而モ新ニ時代ニ適合スル公正ナル條約ヲ協定セントスル建設的
 希望ニ其レ在リモノナリ

(三) 倫敦條約ニ至リテハ元素暫定的協定ニシテ其ノ規定ニ遵ヒ
 解消シ新ナル協定ニ更ニ生スルハ多然ルコトナリ

5 ☆

6 ☆

200C/618

四、美、隣ト相親シキ相授ケ正義ノ爲ニム死ヲ鴻毛ヨリモ輕ンゾイ
藍ハ日本民族傳説精神ナリ鬼面人ヲ如クカスガ如キハ斷ギテ
白人ニ対シテニ通用スルモノニアラス

(終)

裏面白紙

古代

第四回聯合軍縮情報委員會(於)

九一五

配布

宣傳普及ノ具體的細理ニ至リテハ各者ノ立場ニ依リテ同ノ一筆法ヲ以テ進出ニ能ハルベク時ニ又更ハ表現ヲ以テスル大角ノ目的達成上却テ有利トスルコト無キニシテアラス

要ハ只内閣的ニ常ニ密接ニ連絡ヲ保持スルヲ別冊ハ現ニ海軍程ヲ行フニ宣傳普及ノ要項ヲ適当ニ取捨協同ヲ得心ヲ甚ス

御参考

對國內普及要項

海軍

16 16

25

一、國防ノ恒久的安全確保ハ軍縮協約ニ絶對ニ要シタル國民ノ信心ニ在リ徹底ニモルコト

(一) 凡ソ自主獨立ノ國家カ自國ノ獨立ヲ防護スルニ必要ナル軍備權ヲ確保スベキハ絶對ニモルコト

(二) 國防ノ安全ナキハ國防平和機構ノ建設モ國民生活ノ安定モ國家將來ノ繁榮モ斷リテ望ミ得ベカラカレハ明白ニト

(三) 從テ公正適當ナル軍縮條約ハ國防ノ恒久的安全確保ヲ絶對ニ要スルコトヲ明白ニ示スルニト

二、公正適當ナル新軍縮協約實現ノ必要ニ在リ各項ヲ強調スルニト

(一) 帝國國防ノ恒久的安全ヲ期シ得カ國防自主權ヲ侵害スルカ如キ協定ハ絶對ニ之ヲ認容スベカラカレニト

(二) 不脅威不侵略ノ原則ヲ確立スル爲差等比率ヲ撤廢スルニ至リ攻撃的兵力ヲ極力縮減シ防禦的兵力ヲ充實スルニ至

7 対

1618

百二基キ屋備ノ制限ヲ行フコト

四、軍縮精神ニ則リ極力各國保有量ノ低下ヲ図ルベキコト

三、既存條約ノ廢棄ニ因リテ左ノ要ヲ護テスルコト

一、華府條約ハ其ノ協定以來十數年ヲ経過シ其ノ間糾

紛ノ進歩ノ國情情勢ノ変遷ニ依リ既ニ現状ニ適セズ之ガ

廢棄ハ同條約自体ノ豫見セル所ニシテ且又公正妥當ニ新

軍縮條約協定ニ必要ナル準備過程ヲ從テ之ガ廢棄

通告ヲ行スル事ニ條約上出テノ權利行使ニ止リス公正協

定ニ向テ一歩ヲ進ムル所以ナルコト

四、倫敦條約ハ昭和十一年末迄ノ暫定協定ニシテ有効期

間後ハ悉ク消滅セラルベキニシテ

四、公正主張モ國際會議ニ於テ必ズ高聲ニ宣ハルベシ

ニテラヤトハ既ニ滿洲問題ニ開戦シ國際聯盟ヲ脱退セシ帝

國ノ経験ニ依リ

不幸ニシテ我ノ主張容シラズ協定不成ニ終リタル場合ニ於テモ

各國國情等々鑑ミ仲然ノ二建艦競争ノ開始ヲ豫期スルハ

當ラズ又斯ク如キ事態ニ臨ミモ當局ハ自主的方法ニ依リ國

防ノ安固ヲ期シ得ル自信ヲ有スル以テ國民ハ教テ之ヲ恨ムル要ナキコト

強調スルニト

五、帝國ノ國防ハ帝國ノ國情ヨリ推シ重洋平和ノ維持ト不可分ノ

關係ヲ有シ而シテ帝國海軍ノ威力保持ハ實ニ東洋平和ノ礎石

ニシテ之ガ増長ハ帝國國運ノ將來ニ至大ノ影響ヲ及ボスモノト

トテ強調認識セシムルコト

六、軍縮交渉ハ高潮ニ達スルニ從ヒ外國ノ宣傳戰域烈トスルコト

ニ付テ予外國側ノ対策ニ當セシムルコトヲ極力豫メテ豫メテ及

スルニト

(終)

八☆

1618 cert. /

證明書

「ワシントン」文書局 第一六一八號

典據及ビ公正ニ關スル證明

余、筑土龍男ハ余ガ下記ノ資料ニ於テ、
 復員局文書課課員トシテ、日本政府ト公同ニ
 在ルモノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ
 附セラレタル、一巻ヨリ成ル、千九百三十四年
 ノ昭和九年ノ九月及十月附、下記題名、即チ千九
 百三十五年ロンドン軍縮會議ニ關スル與論指導ノ
 文書ノ保管ニ任ジ居リシコトヲ茲ニ證明ス。
 余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
 ナルコト、竝ニ右ガ下記名簿ノ省又ハ部局ノ公式
 書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(右シアラバ
 番號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ
 成見所在ノ
 公式名簿ヲモ特記スベシ) 海軍省

裏面白紙

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月三日

東京ニ於テ署名
宮城官吏署名請 筑 主 男 (印)
右ノ者ノ公約資格 第二復員局文書課長
証 人 今 村 了之介 (印)

1618 cert. 2

公式入手ニ關スル証書

余、CH. IRE. HILLO W. PIERISHER 公余ガ美合國最高指揮官總司令部ニ歸隊アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ十月三日

東京ニ於テ署名
氏 名 職
HENRO W. PIERISHER 2nd DIV ATSMI
右ノ者ノ公約資格 証 人
HENRY SHINAKIWA

SHIPS IN JAPANESE NAVY.

日本海軍の軍艦

BATTLESHIPS (BB)

戦艦

Year 年	Names 艦名	Dates 年月日				Displacement (Tonnage) 排水量 (噸)	On hand 保有量	Main guns 主砲	
		Keel Laid 起工	Launched 進水	Delivered 引渡	Commissioned 就役			Cal. (inch) 口径 (吋)	No. 数
1931	KONGŌ 全剛	1911 1-17	1912 5-18	1913 2-16	1913 2-16	29,330		14	2
	HIEI 比叡	1911 11-4	1912 11-21	1914 2-4	1914 2-4	29,330		14	2
	HARUNA 榛名	1912 3-16	1913 12-14	1915 4-19	1915 4-19	29,330		14	2
	KIRISHIMA 霧島	1912 3-17	1913 12-1	1915 4-19	1915 4-19	29,330		14	2
	FUSŌ 扶桑	1912 3-11	1914 3-28	1915 11-2	1915 11-2	29,330		14	12
	YAMASHIRO 山城	1913 11-20	1915 11-3	1917 3-31	1917 3-31	29,330		14	12
	ISE 伊勢	1915 5-10	1916 11-12	1917 12-15	1917 12-15	29,990		14	2
	HYUGA 日向	1915 5-6	1917 1-27	1918 4-30	1918 4-30	29,990		14	2
	NAGATO 長門	1916 2-28	1919 11-9	1920 11-25	1920 11-25	32,720		16	2
	MUTSU 陸奥	1918 4-1	1920 5-31	1921 10-24	1921 10-24	32,720		16	2
	Total 計					301,400	301,400		
1932	Same as above						301,400		
1933	.						301,400		
1934	.						301,400		
1935	.						301,400		
1936	.						301,400		
1937	.						301,400		

1931	YAMASHIRO 山城	1913 11-20	1915 11-3	1917 3-31	1917 3-31	29,330	301,400	14	12
	I S E 伊勢	1915 5-10	1916 11-12	1917 12-15	1917 12-15	29,990		14	8
	HYUGA 日向	1915 5-6	1917 1-27	1918 4-30	1918 4-30	29,990		14	8
	NAGATO 長門	1916 2-28	1919 11-9	1920 11-25	1920 11-25	32,720		16	8
	MUTSU 陸奥	1918 6-1	1920 5-31	1921 10-24	1921 10-24	32,720		16	8
	Total 計					301,400		301,400	
1932	Same as above					301,400			
1933	.					301,400			
1934	.					301,400			
1935	.					301,400			
1936	.					301,400			
1937	.					301,400			
1938	.					301,400			
1939	.					301,400			
1940	.					301,400			
1941	(Same as above +) YAMATO 大和	1937 11-4	1940 2-2	1941 12-16	1941 12-16	64,000	365,400	18	9
	(Same as above +) MUSASHI 武蔵	1938 3-29	1940 11-1	1942 2-5	1942 2-5	64,000			
1942	(Same as above -) KIRISHIMA 霧島					-52,660	370,740		
	(Same as above -) HIEI 比叡								
	Total 計 (Balance) (残高)					5,340			
1943	(Same as above -) MUTSU 陸奥					-32,720	338,020		
1944	Same as above						338,020		
1945 (31 Aug)	(Same as above -)						122,030		
	FUSŌ 扶桑					-215,990			
	YAMASHIRO 山城								
	KONGŌ 金剛								
	YAMATO 大和								
MUSASHI 武蔵									

塩原

Note on HIEI

The HIEI was a training battleship since 1932 to 1940.

比叡の同列記事

1932年より1940年11月まで比叡は練習戦艦であった。

CERTIFICATE

I hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government as Member of Research Division, Second Demobilization Bureau, and that

経明書

私は政府の第二復員局資料整理部部員として正式に日本政府の同僚として、其の資格に於て日本政府の公式記録として前記事項を執筆したことを証明する。

1942	KIRISHIMA 霧島 HIEI 比叡					-52.660		
	Total 計 (Balance) (差引)					5.340	370.740	
1943	(Same as above -) MUTSU 摩奥					-32.720	332.020	
1944	Same as above						332.020	
1945 (31 Aug)	(Same as above -) FUSŌ 伏糸 YAMASHIRO 山城 KONGŌ 金剛 YAMATO 大和 MUSASHI 武蔵					-215.990	122.030	

Note on HIEI

The HIEI was a training battleship since 1932 to 1940.

比叡の同行記事

1932年11月1940年11月まで、比叡は練習戦艦であった。

CERTIFICATE

I hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government as Member of Research Division, Second Demobilization Bureau, and that in such official capacity, I have prepared the foregoing table from official records of the Japanese Government. I further certify that the table is true and accurate.

Midemi Yoshida

Member of Reseach Division
2nd Demobilization Bureau.

Signed at Tokyo, Japan,
on this 27 day of
September, 1946:
S. Takano

證明書

私は政府の第二復員局資料整理部部員として正式に日本政府と関係し、其の資格に於て日本政府の公式記録の「前記表」を作成したことを証明す。
更に前記表が真実且、正確であることを証明す。

第二復員局資料整理部部員

吉田英三

1946年9月27日
日本東京に於て
高野左平

80

Doc. 7903

Ex. 914

四十二	頁
最	行
	誤
外務省文書課(種入)	正

正誤表

裏面白紙

裏面白紙

通称 記録

日本外交協會第三特別委員會送附書上

海軍省軍務局長 豊田副武中將送 (原旨)

十二年度海軍親善要綱送ニ

海軍關係國防ノ全貌ニ就イテ

(昭和十二年一月)

日本外交協會

903A-1

Ex. 914A

本編ハ豊田海軍省局長ガ、舊協會第三特別委員會(外交ト海軍關係)總務會ニ於テ演述セラレタル要旨ニシテ本協會幹事ノ筆録シタルモノナリ。因ツテ豊田局長ノ同意を請フニザルモノナリヲ以テ謄寫ノ責任ハ全然本協會ニ在リ。

昭和十一年十二月

日本外交協會印空局

尚本編ハ協會特別委員會委員以外ノ閲覧ヲ禁ゼラルルヤウ特別ノ注意ヲ添ハシ度シ。

70

明年度海軍費要綱並ニ
海軍日誌國防ノ全貌ニ就テ

海軍省軍務局長
海軍中將 豊田西武氏述

903-A-2

來年度ノ海軍費要綱ヲ中心ニシテ海軍ヲ考ヘテ居
ルコトヲ鑑ヘル機會ヲ與ヘラレタコトヲ光榮トス
ル。忽忙ノ間テ十分儘マツタ準備モ出來ズ、オモ
キ習シイコトト見フガ、後刻御質問並ニ御批判ヲ
承リタイ。

臨ノ順序ハ、現在ノ國際情勢ト帝國海軍ノ立場、
英米海軍其他列國海軍ノ近況、次ニ此ノ國際情勢
ト列國海軍ノ近況ヲ基點ニシテ、將來ノ帝國海軍
軍備ノ方針ガドウ云フモノデアルカ、ソノ軍備ノ
方針ニ就ツテ出來タ來年度ノ海軍費要綱ノ概況並ニ
要點、ヤカマシク簡ハレテ居ル將來海軍費要綱ガド
ウ云フヤウニナルカ、之等ノ點ニ關スル私見ヲ述
ベ、マウ云フ將來ヲ見透シテ帝國ノ海軍費算ハ今
後ドウシツテ行カト云フ點ヲ述ベテミタイ。

一 無償約ニ對處スル信念

昨年暮カラ本年ノ初メニ發ケテロンドンテ行ハ

レタ軍艦合隊デ、帝國ハ不費成不費成ノ根本方針
 ニ則ツテ、海軍ノ軍備ヲ尙奈ルダケ僅少シ、攻勢
 的ノモノヲ欲ラシテ防禦力ヲ強化シ、以テ、外ハ
 國家的ノ安全感ヲ増進シ、内ハ預備ノ軍隊ヲ備
 タイト云フ主張ヲ以テ此ノ會議ニ臨ンダノデア
 ルガ、帝國ノ公正妥當ナ主張モ遂ニ列國ノ容ルル所
 トナラズ、帝國ハ已ムヲ得ズ此ノ會議ヲ撤退スル
 コトニナツタ。而シテ茲旬日ヲ出デズシテ帝國ノ
 國スル限リハ海軍無條約時代ニ入ルコトニナツタ
 ノデアルガ、軍艦會議ノ前後ヨリ今日ニ至ルマデ
 日本政府トシテマタ海軍トシテ、機會アル毎ニ中
 外ニ聲明シテ居ツタヤウニ、俄令今後條約狀態
 ニナツテモ日本カラ遠ンテ遠達軍備ヲ新整スルト
 カ他國安全ヲ脅成スルマウナ考ハ持ツテキナイ
 マタ將來モ盛ク此ノ信念ヲ以テ海軍ノ軍備ヲ進メ
 ル心算ヲ居ル。併シ俄令遠達軍備ノ進ンテハ防衛
 シナイト云フモノノ、現下ノ國際情勢ヲ考ヘテ見
 レバ、海軍ノ軍備ガ其ノ國ノ國家進行ニ重大ナル
 係ヲ有スル點カラシテ、タダ保衛ニ限リテ觀望シ
 テ軍備ヲ放鬆スルコトハ出來ナイカラ、幕僚ヲ能
 ク訓練シテ之ニ應ズル計畫ヲ備テナケレバナラヌ
 コトハ言フ迄モナイ。

903-4

日本ヲ中心ニシタ現下ノ國際情勢ハ、嘗日本外交
協會ノ使命トシテ居ラレル研究項目デアリ、閣下各
位ノ能ク御承知ノコトデ、寧ロ私ノ方ヨリオ敬ヲ乞
ハナケレバナラヌ點デアルカラ、瀋カイコトハ述ベ
ナイガ、滿洲事變ガ勃發シ、マダ一時々々ハ國際場
盟ヲ危退シテ、今日迄ノ外交上ノ經過ヲ色々考ヘテ
見ルト、日本ノ對外的ノ國防ハ日ヲ逐フテ其ノ切要
ト目標トヲ加ヘテ居ルノデハナイカト思フ。ソノ間
一張一弛ハアツタガ、決ッテ現在ノ形勢ヲ以テ將來
安心シテ可ナリトハ言ヘナイ。

ニ英・米・露・支ヲ中心ニ

日本トシテ對外的ニ是モ意ヲ注ガナケレバナラヌ
ノハ、英・米・露・支ノ四ヶ國ガ大體中心ニナルノ
デハナイカト思フ。ソヴイエツトニ付テハ我ガ海軍
ハ直接關係ヲ持ツテキナイガ、間接ニハ無關係ガ
色々アル。併シ英米ニ比較スレバ海軍トシテハ關係
ガ薄イ。此處デ立入ツテ述ベルコトハ益々進ヘルガ、
ソヴイエツトニ對シテ海軍ガ軍備ヲモツト充實シナ
ケレバナラヌト云フコトハ我々ノ十分了解シテ居ル
トコロデアル。併シ日本ノ對外交渉ヲ遂行シテ行ク
上ニ是門ニナルモノハ何カト云ヘバ、ソレハ決ッテ

裏面白紙

903-5

羣ニソゾイエットトダケトハ限ラナイ。英米ニ對シテハ特ニ大キナ關心ヲ持ツテキナケレバナラヌト思フ。英米ノ海軍軍備ニ發シテ今日デモサウ云フ結語ガ下サレルト思フ。イギリスハ、印度ハ勿論ノコト支那ニ重大ナル權益ヲ持ツテ居ツテ、コノ權益ヲ維護スル爲ニハ十分ナ勢力ヲ持ツテ之ヲ確保スルコトハ當然デアルガ、アメリカハ支那大陸其他東洋方面ニ於テハ左程大キナ權益ヲ持ツテ居ラズ、マタ海外投資トカ貿易ノ方面ニ於テモ日本ニ比レバ左程ノモノデハナイニモ洵ラズ、アメリカガ此ノ数年間ニ滿洲事件勃發以來、海軍ノ發達ニ方ヲ盡シテ居ルコト、マタ海軍ガドウ云フ姿勢ニ居ルカヲ考ヘテミルト、アメリカガ如何ナル考ヲ持ツテ居ルカト云フコトハ自ら明瞭デアラウト思フ。ヨクアメリカ人、マタ日本人ノ中ニモ、アメリカハ東洋ニ左程大キナ權益ヲ持ツテキナイノダカラ、決して自分カラ進ンテ日本ヲ侵スヤウナコトハ從價上考ヘラレヌデハナイカト語ハレルガ、發シ現實ハ逆ニアメリカガ日本ヲ抑ヘルノニ特別ナ關心ヲ持ツテ居ルト云フコトヲ證明シテ居ルト思フ。競爭ニハ絕對的ノ競爭ト比較的ノ競爭ガアル。若シ將來日本相續フコトガアルトスレバ、日本ノ立ツ競爭ハ絕對的ノ競爭デアツテ、左キルカ強ヌカノ問題デアルガ、アメリカハ決して絕對的デ

裏面白紙

903-6

ナイ。ツマリアメリカハ自國ノ榮華ヲ土台ニシテノ
段テアルガ、日本ハ國家存亡ノ關係テアル。サスレ
バアメリカガ多額ノ金ヲ使ヒ、色々大キナゼステユ
アラ使ツテ日本ヲ強盛スルコトハ、常態カラ考ヘレ
バアリ得ナイコトデアル。然ルニ實際ハソレヲヤツ
テ居ル。アメリカノ海軍ハ後ニ弱ヘルガ、ソノ近年
ノ増強ニセヨ。陸軍ノ太平洋諸島ノ擴張ニセヨ、イッ
レニ日本ヲ牽制シ強盛スル以外ニ目的ハナイ。

要スルニアメリカニセヨイギリスニセヨ、日本ノ
東洋ニ於ケル發展ガ彼等ノ氣ニ入ラナイデアツテ、
何トカ之ヲ阻止シヤウ、放棄ノ間ニ差ヲ藉リタイト
云フ者ガ誤解ニナツテ居ル。從ツテ外交上ニ色々放
生的ニ進ル個々ノ問題ノ如キハ、ソノ態度、情勢ハ
色々アラウガ、根本ノ觀念ハ其趣ニアル。故ニ多々
トシテハ始終ソレヲ顧ニ入レテ扱カナケレバナラナ
イ。テヨツトシタ誤解ヲ免ツテ、アメリカガ日本ニ
對スル壓力ヲ緩メタトカ、或ハ兵力ガ加ハツテ奈タ
トカ、ソノ一張一弛ニ動カサレテ大局ヲ觀ラナイヤ
ウニシナケレバナラヌ。從ツテ帝國海軍トシテハ決
シテ彼ヲ凌スヤウナ意思ハ、少クトモ現在ニ於テハ
待ツテキナイガ、何トシテモ不敗ノ姿勢ダケハドウ
シテモ蔑ヘテ置カナケレバナラヌ。ソレニ依ツテ初
メテ日本ノ對外政策モ保障サレルノデアルト思フ。

裏面白紙

903-7

英・米ノ海軍費比較

次ニ英米海軍ノ近況ニ付テ述ブル。

英・米・日ノ海軍費ヲ比較スレバ、第一表ニ示ス如ク、昭和六年ニハ舊制英米ガ勃發シ、同七年ハ上海事變ガアツテ、日本ハ之ガ爲ニ昭和七年ニハ追加費等々テ三億ニ上リ、爾後年々増加シテ居ル。之ハ巨額情勢ノ暴發ニ應ズル爲ニ已ムヲ爲ス勢ツタ。然レテ英米ニ現ハレテ居ルノデアアル。之ニ對シテ英米モ過去三年間グライ海軍費算ガ急激ニ膨脹シテ居ル。

米國海軍費ト英ノ現狀

アメリカノ近年ノ海軍増強及ビ英ノ海軍削減ハ第一表ニ示ス通りデアアル。アメリカハ六次日本ノ海軍ノヤリ方ト同様ニ、或ル年數ヲ限ツテ統合制ノ海軍プログラムヲ着テ居ル。但シ英米ハ、日本ト違フテ海軍費ヲ削減シテ居ル。年々所要海軍ヲ前上シテ居ル。従ツテソノ時々ノ財政状態ニ依ツテプログラムハ決ツテ居ツテモ、必ズシモ英ノプログラム通りニハ海軍ヲ行カナイコトガ懸々アル。現在言テ居ル英米大キナモノハ、一九三四年ニ當テタダインソン案、百二億約二十萬噸、八億ドルデアツテ、之ガ一九三九

903-8

第一表

		(単位百萬)									
		昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
米	383	360	329	406	455	482	527				
米	52.6	51.6	50.5	53.6	58.8	67.8	84.1				
米	17.9	18.1	17.4	17.4	20.4	30.8	55.2				
米	263	211	307	404	489	530	550				

第二表

建設計費及其ノ進捗状況

○ダイソンン業 一九三四年計費

百一億 約二〇萬噸 八億五(一九三九年迄ニ終了決定)

◎産業復興費ニ依ル 一九三三年計費

三十二億 約十二萬噸 二億三千八百萬噸

◎一九一六 一九二九年計費ノ法部(ニシテ一九三三年)

十一億 約三萬五千噸 約一億二千萬噸 以後竣工)

以上ノ計費ノ内

未起工 約六十八億 十一萬五千噸(ダイソンン業中ノ一部)

建造中 約六十三億 二十三萬三千噸

其ノ位 八竣工

輸送費

昭和	年	5	6	7	8	9	10	11
單位	百萬噸	四九・四	三八・三	六三・九	九〇・〇	一八二・三	三二六・三	一六八・五

903-9

年マデニ終了ノ製造デアルカラ一九四〇年ニハ完成
スル。ソノホカニ、其ノ前年ニ應急計費トシテ直業
復興費テ、三十二億、約十二萬噸、二億三千八百萬
ドルノ製造ヲ行ツテ之モ實行シテ居ル。モウ一ツハ、
一九一六年カラ一九二九年マデニ足シヤ々々々々テ
海軍ノ充實計費ヲ費テ居ツタガ、ソレガ一九二九
年マデニ總テ完成セズ、一九三三年以後ニ、十一億、
約三萬五千噸、約一億二千萬ドルノモノガ積ツテ居
ル。コノプログラムモ目下進行中デアル。以上ノ計
費ノ中、未起工ノモノガ、約六十八億、十一萬五千
噸、建造中ノモノガ約六十三億、二十三萬三千噸テ
アツテ、其他ハ全部既ニ竣工シテ居ル。ソノ建造建
造費ハ海軍費ノ全部テハナイ。建造費ハ昭和六年
ニハ三千八百萬ドルテアツタモノガ段々増エテ、昭
和十年ニハ二億ドルヲ超ユルニ至ツタ。昭和十一年
度ハ一億六千八百萬圓ニナツテキル。之ハアメリカ
ガ艦夕雲ヲ條約條約ノ完成、即チワシントン・ロン
ドン條約ヲ決定サレタ條約費ノ追加ヲ之テ準備ス
ル計費ニナツテ居ル。從ツテ之ガ無事ニ進行スレバ
一九四〇年ニハアメリカノ海軍ハワシントン・ロン
ドン條約ヲ決定サレタ兵力量ヲ大體保有スルコト
ニナル。コノ中ニハ勿論建造ノ足ラヌ部分ノ補充モ
アルガ、建造ノ代表建造ノ部分モ入ツテ居ル。ナホ

裏面白紙

903-10

コノホカニ、マダ公報ハ我々ノ手ニ入ツテキナイガ
 新報計登トシテハ、歐陸ガ二變、乙級巡洋艦十二隻
 ヲ主ニシタ計登ガ連ンテ居ルヤウデアロ。ソノホカ
 領外陸軍ハ待命待命ガアル。今年ノ豫算ニ二十
 二萬圓ノ計登ヲ出シタガ、之ハ春ニ了テ議會ニ採
 算サレナカッタ。イツレニシテモ現在アメリカノ海
 軍ハ一九〇〇年マデニハワシントン、ロンドン兩條
 約ヲ決メラレタモノヲ保有スト爲テ差支ヘナイ。コ
 ノ計登以上ニ海軍ヲ擴張スル意思ガアルカナイカト
 云フコトハ抑ラナイガ、聯合其他色々結合ニ政府
 ノ責任者ガ勉ベテ居ルトコロニヨレバ、アメリカハ
 何處マデモ過去ノ二條約ヲ尊重スルノダ。ソレ以上
 ニ海軍計登ヲ増加スル意思ハナイト申シテ居ルガ、
 今後ノ事變ノ變化ニ依ツテハ、何トモ變ラナイ。大
 陸軍計登年間ハワシントン、ロンドン兩條約ニ従テサ
 レタ兵力量ヲ標準ニシテ海軍ノ兵力量計登ヲ斷行スル
 モノト爲テ大ナル困難ヒハナイト思フ。

英米日ノ太平洋作戦施設

次ニアメリカノ太平洋作戦施設ノ施設ニ付テ述ベ
 ル。アメリカガ太平洋方面ノ水陸設備ニ近年非常ニ
 カヲ入レテ居ルコトハ極メテ顯著ナ事實デアロ。ワ
 シントン條約ノ後ニ二十年計登テ太平洋方面ノ水陸

裏面白紙

903-11

設けられたる目的ヲ以テ、一億三千萬ドルノ資金
ヲ着手シテ居ルタガ、表裏計算ノ結果ニ依リ
巨額ノ赤字ハナカッタ。亦陸軍費ノ増大ノ如
キハ方々在イダガ、其儘ニ放置ナ現象ハ見エナカ
タ。トコロガ諸國事變ガ影響スルニ依リテメリカノ
財政ガ窮乏シテ來タ。諸國海軍擴張ニ増進スルシ、ソ
レ以外ニ産業復興費ニ使ツテ太平洋ニ影響ニ力ヲ入
レテ來タ。其中赤モ方ヲ入レテ居ルノハ亦陸軍費
増大ナル。之ニ今日マテ入レタ金ニ付テノ準備ナル
數字ハ只今手許ニナイガ、最近ノ一九三六年ノ例
モ、水陸海軍費三千八百萬ドル中一千五百萬ドル
陸軍費ニ入レテ居ル状態ナル。而シテ大體八九割
程度ハ使ツテ完成ノ域ニ近イト歸イテ居ル。現ニ昨
年海軍大擴張ガ太平洋方面テアツタガ、陸軍費ガ同
等ニ擴張シテ入ッテ給給。亦陸軍費ヲ使ツテ居ル。今後
モマダ陸軍費ニ力ヲ入レ、例ヘバフロートイディング、
ドックヲ二ツ造ル計畫ガアル。コノフロートイディング、
ドックハ頗ラ尖ラシテ奥ニ造ラシメ、且ツ自力航行ガ
出来ル。ハツキリトハ列ラナイガ、現ニ魚サウ云フ
物ヲ造ツテ經費一千萬ドル之ニ在入スル計畫ガア
ルヤウデアアル。之ノ如キハアメリカガ太平洋ノ作戦
ニ如何ニ苦心デアアルカヲ説明スル材料デアアル。コノ
ホカ本土ノ西海岸ニ於テモ、北方ヲ首ヘバシヤトル、

裏面白紙

903-12

サンフランシスコ・ロスアンゼルス・サンピドロ・
 パナマニ船隻ヲ増殖シテ完全ナル体系・補給・修養
 ノ方面ニ考慮ノナイヤウニ候々港メテ居ルヤウデア
 ル。南洋羣島勢ヲ以テアメリカノ艦隊ハ引渡キ太平
 洋方面ニ備置シテ居ツタガ、アメリカニ於テモ亦我
 タモ、アレヲ何時マデモ置クニシテモ太平洋岸チハ
 遠モ維持ヲ出来ナイノチハナイカト云フコトヲ心配
 シテ居ツタガ、事實ハ懸念ナル水陸交通ニ依ツテ大
 陸間交通ヲ容易シテ居ル。東海岸ニ行クノハ大坂迄
 ノ船ヲ行クヤウニ日信ノ船運、入渠、陸路交通等ハ總
 テ整備岸チ合セテ居ル。昨年アメリカ艦隊ノ大
 隊分ヲ東海岸ニ行ツタ時、ニューヨークノ工廠カラ
 ハ職工ガ一人モ後隊ニ行カナカツタト云フコトヲ聞
 イテ居ルガ、此ノ事ハ我々日本海軍ニ居ル者カラ云
 ヘバ信憑出来ナイ程ノコトデアツテ、之ハアメリカ
 ノ艦隊ガ陸内ニ於ケル工作諸般ガ完備シテ居ツテ
 自給自足ノ力ガ強イコトノ証明ニモナルガ、一ツハ
 太平洋岸方面ノ水陸交通ガ完備シテ大陸陸ノ維持運
 送ニ要ラザイテキナイ証明ニモナルト思フ。コノホ
 カアメリカガ最近方ヲ入レテ居ルノハ北方ノアラス
 カ・アリユーシヤン方面ニ於ケル航空基地ノ整備、
 氣象ノ調査、或ハアラスカ方面ニ於テハ低ニ懸架ノ
 航空部隊ガ出テ訓練ヲシテ居ルガ、北方ノ前哨、用

裏面白紙

320

903-13

兵部總長ノ建議ニ依リ、海軍ニ對シテニ非特ニ方ヲ入レテ居ル
ト云フコトチアル。然クノ如クニシテアメリカガ水
陸軍ノ編ニ注意スレテ居ル事ハ、第三項ニ示ス如
ク一九二五年頃ニハ陸軍軍力ノ在リテモノガ近
年ハ何レモ一千萬ドルヲ越エ、一九三六年ノ如キハ
三千萬ドルヲ越ツテ居ル。之ニ對ツテ大體ヲ察
セラレル。

海軍總長ノ建議書

次ハアメリカガ海軍ノ拡張ニ對テ知ベシ。日本モ亦
ウチナルガアメリカハ獨立海軍ヲ養フテ居ラズ、陸
軍ト海軍ト同様に陸軍力ノ在リテ海軍ヲ養フテ居ル。
アメリカガ海軍ガ擴張ニ力ヲ入レテ居ルコトハ非特ナ
モノチアツテ、彼々ノ如ク新ニ整レバ、アメリカ
カノ海軍ハ陸軍ニ同様に擴張スルニ力ヲ充テ、同
等ノ下ニ於テ決戰ヲマルノ如ク爲シテ居ル。コノ陸
軍ノ方針モ、年ト共ニ色々變リ、マタ増加シテ居ル
ガ、最近ノ擴張ハ、海軍ノ擴張兵力並ニ目的トシ
テ、海軍擴張ニ對シテ言フテ居ル。一九三九年迄
計シ此ノ二千二百萬ハダインソノ額ノ一九三九年迄
ニハ出來サウモナイノチ一億一千六百五十萬ニ歐メ
買ニ後ニ一千九百萬ヲ五年間ニ造ルト云フ計畫ヲ言
テタガ現在ハ約一千五百萬ヲ持ツテ居リ、最初ノ目

裏面白紙

903-114



表 紙 裏

水田畑産物売上ノ消長

昭和	19	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
年		4.0	2.7	2.7	4.7	5.4	5.2	11.1	12.8	12.5	23.5	46.8	88.1
単位	百圓												
合計		1,936年 3800,000円											
		昭和36年 1500 400,000円											

裏面白紙

訂正

訂正理由	撮影ミスのため
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 27 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	伊藤 一夫  印
受託責任者	神奈川縣南足柄市中沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役 古森 重隆  印

第三表

903-117-

水陸輸送費充當ノ率												
西曆 19 一年	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
單位 百圓	4.0	2.7	2.7	4.7	5.4	5.2	11.1	12.2	12.5	23.5	16.8	33.1
注 = 1,936年 5600萬圓						1500萬圓						

裏面白紙

903-15

的デアモ二千二百歳モ大嘗ダイソソシテ完成ノ時ニ
出来ルルノチハナイカト思フ。コノホカニアメリカ
ノ陸軍モ増強ニ非第ニ力ヲ注イテ居ツテ、ソノ軍
込ニ於テハ、將來ハ陸軍方面テナシニ陸軍ノ作戦ニ
モ陸軍ガ發達ニ出テ其ノ作戦ニ出テシヨウト
云フ意思ヲ持ツテ居ルヤウデアル。

英陸海軍ノ東洋重視

イギリスノ海軍ハアメリカカヤ日本ト少シ違ツテ統
合シテ或ル年迄ノ間イタリヤ海軍ノログラムヲ發表シテ
イノ例トシテ居リ、年々ノ新艦ヲ建造シシヤ々々
ヲテ居ルノチ、ハツキリシタ將來ノ見込シガ付キ来
ネルガ、大體ロンドン條約締結前段マタリハ活潑ナ
建造ヲシテ居ラナカッタ。數トシテハ、巡洋艦三隻、
驅逐艦九隻、潜水艦三隻ダライヲ毎年造ツテ居ル狀
況ヲマツタガ、コノ二三年來ニ増加シテ、今春歐
府ノ海軍ニ依レバ、明年中ニ、主力艦二隻ヲ造工ス
ル外、巡洋艦一隻、驅逐艦五隻、潜水艦十二隻以
上、潜水艦其他艦艇外艦艇若干隻ヲ建造スル。海軍
トシテハ一九三六年及ビ一九三七年ダケガ上ガツテ
居ツテ、後ノ何年間ニ之ダケヲマルト云フコトガ判
ツテキナイガ、イッレニシテモ過去數年ニ比ベルト
一兩年來艦艇ヲ建造シ給メタコトハ明ラカニ差支サ

裏面白紙

903-16

終 日 表

		英 國 ノ 總 進 費						
昭 和 年		5	6	7	8	9	10	11
草 率	百 萬 磅	6.2	6.0	7.7	9.7	11.5	11.9	16.2

裏 面 日 紙

903 - 17

レル。サウシテ海陸軍造ノ編成ハ第四表ニ示ス如ク
増加シテ居ル。

イギリスノ東洋方面ニ對スル作戦上ノ意圖ト云フ
カ、在東洋ノ海軍兵力、其他東洋方面ニ對スル作戦
線上ニ在ル要地ノ防衛ニ付テ是レバ、近年在東洋
ノ海上兵力ニハ條程特別ノ力ヲ入レテ居ルヤウニ見
エル。日露戦争後ハ、ロシア海軍ノ没落、日英同盟
ノ取消、マタヨーロッパ方面ニ於テハドイツ海軍ノ
勃興等ニ迫レテ、東洋方面ノ海上兵力ヲ増大シ
テ來タ。ズット以前ハ中々大キナモノヲ持ツテ居ツ
タガ、一時ハ非常ニ減シテ、世界大戦中ハ勿論ノコ
ト、日本ノ力ニ多クテ依頼シテ、其ノ勢力ハ大シク
モノチナカッタガ、世界大戦後ニ段々内容ヲ増加シ
テ來テ、近年ハ東洋方面ニハ、航空母艦一隻、巡洋
艦一シカモ一萬噸巡洋艦ノ數モ計シイモノ一七隻、
イギリス全体チハ十五隻シカ持ツテ居ナイノデア
ルガ其ノ十五隻ノ中ノ七隻ヲ東洋ニ廻シ、乙級巡洋艦
十五隻、之等ヲ添補ニシテ驅逐艦、潜水艦ヲ附ケ、
其他長江船ニ居ル河川艦艇ハ勿論デア
ルガ、過去ニ比ベレバ内容ガ充實強化ナレテ居ル。シカモ其ノ編
成ハ新シイモノデアツテ、巡洋艦ニセヨ驅逐艦、補
給艦ニセヨ、完成スルト先ツ東洋ニ是初ニ持ツテ來
ルコトガ非常ニ多イヤウデア
ル。ナホ海上兵力ノミ

裏面白紙

903-18

ナラズ東洋方面ニ對スル兵要地帯ノ施設亦突強化ニ
 モ非僅ニ方ヲ入レテ居ツテ、西ハジブラルカ
 マルタ、スエズ運河ヲ通ツテ、アデン・コロンボ
 シンガポール・香港等ハ一ツノチエーインニナツテ、
 石油タンクヲ造リ、其他ノ施設モ出来テ居ル。之等
 ノ領所ノ施設ノ中テ最も力ヲ注イデ居ルノハシンガ
 ポールデアアル。之ハ初メハ相當大キナ計畫ヲ始メタ
 ノデアアルガ、其後身物黨内閣ノ據ニ之ヲ一時中止ス
 ルヤウナリモアツタガ、マタ其後變ツテ、森ニ據ル
 要地ガ給マツテカテハ計畫ヲ進ギ足シシテ、最近ハ
 積極的ノ進歩ヲ圖ツテ居ルヤウニ見エル。今日マデ
 シンガポールニ注込シタル金ハ約一千五百萬バウナ
 ト云フコトデアアルガ、ナホ之以上進々ト計畫施設ヲ
 進メテ居ルヤウデアアル。ソカモ其ノ進歩狀態ハ大體
 完備ニ近イ。乾道渠モ完成シテ居ルシ、百萬噸ノ煤
 炭ノ供給施設、修理工場、兵工廠、要塞兵舎等、大
 体從來計畫ノモノハ本年末グライニ完成シテ、將來
 ハ更に進ギ足シヲヤルノチハナイカト云フ氣勢が見
 エル。香港ハ防備制限地帯ニ在ルガ、其ノ内容ヲ細
 密強化シテ居ルトイフ情報モアル。

ハ急進ニ進ムスル英陸軍

イギリスノ陸軍ハ世界大戦中ハ急進ニ發展シタ。

裏面白紙

903-19

其後フランス・イタリ一等ニ比ベルト一時獨逸
ノ艦ヒガアツタガ、最近ハ空軍ニカヲ入レ給メテ居
ル。昨年末政府ノ公表ニ依レバ、空軍ノ勢力ヲ一千
七百五十機ニスルノダト云フコトデ、現ニ昨年末ア
タリニ持ツテ居ル空軍ニ對テ約一千三百機ト聞
イテ居ル。ソノ豫算ハ第一表ノイギリスノ空軍費ニ
依ツテモ、茲茲年來急進ナ増加ヲシテ居ルコトガ夠
ル。

六ソグイエツトノ極東海軍

其他、露・佛・德・及ヒ東洋方面ニ於テ日本ト重
大ナル關係ニ在ルソグイエツトノ海軍除却等モアルノ
デアルガ、アマリ細カクナレシ、帝國ノ海軍トシテ
ハ、大體英米ヲ視ンテ居レバ、他ハソレテ賄ツテ行
ケルカラ、サウ云フ方面ノ海軍ノ内容ニ付テ述ヘル
コトハ本日ハ述ヘタイト思フ。唯ロシアノ海軍ハ近
年急進ニ發展ヲ給メ、帝國海軍トシテモ全然之ヲ無
視スル譯ニハ行カズ、重大ナル關心ヲ持ツテ居ル。
現在西東ニ居ルロシアノ海軍ノ主要ナモノハ、潜水
艦約五十隻、ロシアハ潜水艦ヲ總數テ現在百二十隻
ダラキ持ツテ居ルヤウデアルガ、其中五十隻位ガ極
東ニ在テ居ル。其他艦艇總數ガ六隻、之ハ大シタモノ

裏面白紙

テハナイ。ナホ高遠水雷艇ト稱シテ居ルガ、之ハ復
 十噸ノ艦ヲ小サイモノデ、速ラク、或ル場合ニハ
 艦艇トシテ使ヒ、或ル場合ニハ水雷艇トシテ使フノ
 事ト思ハレル。コノ高遠水雷艇約百隻ヲウラジオニ
 善ツテ居ルガ、之等ハロシヤガ守勢ニ立ツタ場合ニ
 於テ日本ノ艦艇ニ對シテ相當艦艇ノ方ヲ善ツコトハ
 要ハレナイ証實デアル。尙シ海軍ノ勢力、海上艦ノ
 確保ハ、幾ツテも水雷艇ヤ水雷艇ヲケテハ出来ナイノ
 デアツテ、何トシテモ大連ヲ占領ニシタ均等ノトレ
 タ海軍ガ弱ヲ言フノデ、守勢向兵力トシテハ價値ハ
 アルガ、東洋ニ於ケル海上艦ヲ備スル上カラハ日本
 ノ海軍ニ對シテ勝目ハナイト考ヘテ居ル。

ニ四 海軍海軍ノ軍備方針

新クノ如キ艦艇價値ト列國海軍ノ實狀ヲ視ミ合セ
 テ、海軍海軍トシテハ、然ラバドウ云フ軍備ノ方針
 ノ新テルカト云フコトニ關シテ言ハレバ、前ニモ述
 ベタ如ク、俄令海軍條約條約ニシテモ日本カラ違
 テ海軍海軍ヲ發達スルヤウナコトハ各國トシテハ考
 ヘテキナイ。多少限度ニ於テ不致ノ力ヲ善ツコトダ
 ケヲ目標ニシテ居ル。最近ノ軍備會議ニ於テ日本ハ
 其邊境大限ト云フコトヲ主張シタ。ソレニ對シテ列

裏面白紙

903-21

強ハ、——英通海大線ト云フテモソレハ無茶ダ。
日本ハ英米ニ對抗シテサウ云フ海軍ヲ兼ルダケノ
力ヲ持ツテキナイデハナイカ。英ハ冬國ハ各國特有
ノ地理的條件ヲ備ヘテ居ル。所謂國防ニ對シテ英ハ
陸軍ヲ持ツテ居ル。然ルニ日本ハ其ノ陸軍性ガ少ナク、
英米ノ如キハ海軍性ガ非常ニ大キイ。ソノ陸軍性ノ
差等ヲ無視シテ均等ノ兵力ヲ持ツコトハ殊ニ不齊
成、不齊成デハナイノダ。即ツテ安全感ノ不均等ニ
ナルノダ。——新ウ云フ理由デ反對シテ居ツタノ
デアルガ、日本ノ主張スル所ハ今日ニ於テモ誤ッテ
間違ヒハナイト我々英米ノ君ハ嘗て信シテ居ル。

一、西太平洋ニ不敗ノ傳

第一日本ハ國力ガ足ラナイカラ英米ト同ジ兵力ヲ
持ツノハ實際ダト言フコトハ餘計ナオセツカイデ、
強デサウ云フコトヲ言フトシテモ、國際會議ノ席上
デサウ云フコトヲ理由トシテ學フベキデハナイ。
マタ國防上ノ地理性ハ英米ニナイトハ言ヘナイガ、
英米ハ國境ノ出來ルノハ淺海シヤウトスル爲ニ起ル
ノデアツテ、自分ガ守勢ヲ持シテキルナラバ地理性
ハ弱シク少クナルト云フコトガ言ヘル譯デアル。
各國己ヲ守ツテ他ヲ侵シナイト云フ見地ヲ容認ス
ルナラバ、各國ガ均等ノ兵備ノ説ヲ持ツコトハ何處

裏面白紙

ニ行ツテモ正々堂々と主張シ得ルコトデアルト思フ。
 才五ニ對等ノ立場ニ立ツテ、能ノ方ハオ前ノ方ニ攻
 メテ行コトイカラ六國ヲ宜イトカ七國ヲ宜イトカ言
 フコトハ、國際的ノ一流ニ言ヘルベキモノデハナ
 イ。特ニ言ケレバ滿洲、日本ハワシントン・ロンド
 ン兩條約ヲ締結シタ時ト、昨年カラ本任ニ對ケテ軍
 艦會議ニ臨ンダ當時ノ、西方ニセヨ、國勢ニセヨ、
 國際的ノ地位ニセヨ、決シテ向フノ無理解付ケラ其
 ノ強受臨シナケレバナラヌヤウナ懸念デハナカツタ。
 然ニマタ東洋ノ安定勢力、マタ日本ノ國策ヲ遂行ス
 ル上ニ海軍ノ兵備ガ支障ノ力トシテ重大ナル役割ヲ
 演ズル立場カラシテ、不脅威、不侵略ノ主張ニ立ツ
 ナラバ、ドウシテモ列國ノ軍備縮ハ同等デナケレバ
 ナラヌト主張セザルヲ得ナイ。尙シ軍艦會議デ均等
 ノ兵力ヲ要求シタカラ、然ラバ直チニ日本ハ將來ノ
 軍艦計畫トシテ英米ト同等ノ兵力ヲ造ルノカト云ヘ
 バ、必ズシモサウデナイ。日本ハ決シテ他國ニ對シ
 テ進攻ノ意思ヲ持ツテナイ。アメリカノ西海岸ヲ
 侵ストカ類ハシンガポールヲ侵シテ印度ヲ取ルトカ
 云フヤウナコトヲ日本ハ少クトモ近キ將來ニ於テハ
 考ヘテキナイ。日本ノ國土ノ防衛ヲ全ウスレバ宜シ
 イ。具體的ニ言ヘバ、日本ハ西太平洋ニ於テ如何ナ
 ル海軍國トモ比較シテ強ケナイダゲノ海軍實力ヲ持
 テバ宜シイ。

同國ノ海軍實力ヲ持

裏面白紙

903-23

ツト云フコトハ必ズシモ同進退、同進退ト云ツタヤ
ヲナ意味デハナイ。進取作戦ヲスレバソレダケ進取
スルモノニ分ノ悉イコトハ卒ス進モナイシ、マタ日
本ガ攻取のニ守勢ノ態勢ヲ取テスルナラバ、日本ノ
地理的ノ優位ヲ全無的ニ活用シ得ル譯テ、地理的ノ
優位ノ情勢ト、ソレニ加ヘル機運ノ進取ト、進取居
ツテ身ヲ待ツト云フ意味的ノ考ニ從ルナラバ、日本
ハ必ズシモ森手固ト均等ノ海上兵力（有海軍ノ海上
兵力ノ重トヲ待ツテ居ナクテモ國勢ノ空固ヲ類スル
コトガ從來ルト考ヘル。

一 海軍ノ新軍備計畫

ソレテ我が將來ノ海軍ノ軍備計畫ハ、新軍備ニ應
ジテ海軍ノ發展ヲ考慮シ、國勢所長兵力ガ内定シテ
居ル。之ハ此處ヲ執ル限リテナイガ、ソレヲ基準
ニシテ、新軍備計畫ニ依リ海軍ノ兵力ヲ充實セント
スル次第デアル。

來年度ノ軍備ニ現ハレタ海軍軍備ノ善後ニナル兵
力並ハ、必ズシモ決定サレタ國防所長兵力ソノモノ
ヲ直チニ實現シヨウト云フモノデハナイ。總測專機
以來、國民生活ノ安定モシナケレバナラズ、ソノホ

裏面白紙

903-24

カ各方面ニ色々大ナ困難ヲ必要トスル次第デアル。
特ニ陸軍ニ於テハ、急遽ニ軍備ノ充実ヲシナケレバ
ナラヌ。一方、歳入ニ於テハ無限ノ失業ヲ許サナイ
ト云フ状況デアルノデ、海軍ニ於テモ忍ビ得ル最小
限度ヲ計上シテ來年度ノ預算ヲ作成シタ次第デアル。
從ツテ國府所要兵力ヲ標準ニスレバ勿論ノコト、當
國ノ需要ヲ引當ニシテ考ヘテ見テモ、相當重要ナモ
ノガ、國家財政ノ爲ニ、宜チニ實現出來ズ、將來年
度ニ繰延ベラレタモノモアル次第デアルカラ、之ハ
國家財政ニハ其他困難ニ添ジテ、將來ノ善處ニ
映ツヨリ仕方ガナイト考ヘテ是ル。

然ラバ新軍備計畫テドノ程度ノモノヲ準備スルノ
カト云フコトニナルノデアルガ、之ハ具體的ノ數字
ヲ今日未ダ發表シ得ナイ時期ニアルコトヲ善ダ遺憾
ニ思フ。

ソノ理由ハ英米佛三國ノ間ニ締結サレタ新ロンド
ン軍備條約、及び、最近英露間ノ會談ニ依ツテ締結
サレタ特別ノ軍備協定並ニ之ニ關聯シテドイツガ昨
年イギリストノ間ニ決メタ英獨海軍協定等モ自然ニ
今年ノ新軍備ニ關聯ヲ持ツヤウニナルト思フ。マダ
イギリスハ張りニバルテツタ海沿岸防固ヲ誘引シテ
自分ノ傘下ニ置イテ、海軍軍備ヲ傳ラウトスル工作

裏面白紙

903-25

ツシテ居ル。従ツテ近キ將來ニ於テハ、少ナクトモ
歐列國トアメリカノ間テハ、大體本年締結サレタ
新軍備條約ノラインデ拘束スル下去ラズニキナルダ
ラウト風フ。

一 英海軍通商協定ノ要約

本年締結サレタ新ロンドン軍備條約ハ、之ヲ要約
スレバ、實質ノ關係ト海軍通商ノ二ツノ部分カラ成
ツテ居ル。要約關係ハ、領カク云ヘバ今迄ノワシ
トン・ロンドン海軍條約ト違ツタ所モアルガ、大體ア
ノ條約ヲ廢ンテ出来上ツテ居ルト見テ大キナ開通ヒ
ハナイ。タダ海軍通商條約ハ從來ノ條約ニ決メテア
ツタノト大分ヤリ方ガ違ツタ。ソレハ、海軍スルニ
付テハ歐列國ノ間テオ互ニ内容ノ通報ヲスルト云フ
コトガ主眼ニテツテ居ル。従ツテ條約ニ加入シテキ
ナイ國ニハ、條約加入國ノ海軍ノ方針決定ガ判ラナ
イコトニナツテ居ル。ソノ海軍ノ仕方ハ、毎年一月
カラ四月迄ノ間ニ、ソノ海軍ノ間ニ通報スル海軍
對等ヲオ互ノ間ニ内容ニ通報スル。ソレハ海軍
ト對等ト、ソノ海軍ニ對等スル大體ノ海軍ノ海軍
セル。ソレカラ愈々海軍ニ對等スル前ニハ細目ヲ通報
スル。ソレハ各海軍ニ付テ、海軍ノ重要寸法、馬力、
、海軍スル兵艦ノ

裏面白紙

903-26

如キハ、大砲、魚雷、機銃、飛行機、カタバルト、
機雷艇ノ數マデ、非常ニ強クイ内容ヲ備ヘタモノデ
アルガ、ソノ内容ノ詳細ナル要目ヲ既ニ内報ス
ル。ソノ内報ガ詳細ニ到着シテカラバ月曜タナ
ケレバ速達ニ着手スルコトガ出来ナイ。若シ速達中
途ニシテ其ノ要目ヲ變更シタル場合ハ、ソノ變更ノ
工程ニ着手スルノモ、同ジク内報ガ到着シテカラバ
ケ月曜タナケレバ着手出来ナイ。斯ウ云フ程ニ決
定ニナツテ居ル。

一四 何故ニ公表シ得ヌカ

之ハ要スルニ英米ガ海軍軍艦ヲ領ル手デアツテ、
之ニ使ツテ相手ノ出方ヲ始終見テ、先ヲ制シレナイ
ヤウニト云フ、優勢海軍國ガ優勢海軍國ヲ押ヘル手
トシテ斯ウ云フ決定が出来タノデアルガ、ソノ目的
ハ兎モアレ、日本ハ條約ニ參加シテキナイノデ、英
米ガドウ云フ速達計畫ヲ待チ、マタ其ノ計畫ノ内容
ガドウ云フモノデアルカト云フコトハ全然知ラナイ。
從ツテ斯カル事案ニ於テ、日本ガ從來ノヤリ來リヲ
踏襲シテ、新補充計畫ハ、ドウ云フ計畫ガ何變、總
計ガ何變、噸數ニシテ何十萬噸、總金額幾ラト云フ
ヤウナコトヲ、最早ニ公表スルコトハ、結局コツテ
ノ手ノ中ダケヲ見セテ向フノ手ノ中ヲ知ラナイト云

裏面白紙

903-27

フコトニナリ、之ハ到底忍ブコトガ出来ナイ。

海軍が經營多額ノ經費ヲ議會ニ要求シテ其ノ撥充ヲ拒ルルノニ、ソノ内容ヲ詳細ニ説明スルコトナク、聯合ハ勿論、國民ニモ其ノ瞭解ヲ求メズニ、總務ノマウナ格好ヲ襲テ取ルコトハ、海軍トシテ誠ニ心苦シク感ズル次第デアツテ、決シテ本旨トスルトコロテハナイノデアルガ、列國ノ情勢ガサウ云フ風デアルノデ、海軍ナガラ今直チニ其ノ内容ヲ公開ニ公表シ得ナイ由ヲ御諒承取ヒタイ。但シ之モ、陸方出奈テシマヘバ、細カイ要目ハ列ラナイニシテモ、何頃グラキノ様デ大體ハ何時ト云フコトグラキハ列ルガ、公示セザル主タル理由ハ、軍費費付ガ差々ト進歩進シツツアル海軍ノ進歩計表ガドウ云フ方向ニ違フテ居ルカト云フコトヲ相手國ニ通早ニ示スコトガ不利ダト云フ語ニアル。

一、二十二年海軍費ノ概況

本年度ノ海軍費ハ概額六億八千百餘万円デアツテ、昭和十一年度ノ実行費概額五億三千百餘万円ニ較べルト、總額ニ於テ一億二千九百餘万円ヲ増加シテ居ル。ソノ増加ノ中チ重要ナル項ヲ摘ミ示シテ、經常額ニ於テハ、新造艦ノ維持費ガ九百四十八萬圓、

裏面白紙

903 - 28

之ハ恒例ノモノデアツテ、昭和十一年度中野子昭
 和十二年即チ昭和十二年三月一杯マデニ完成スル海
 陸ノ維持費デアリ、コノ維持ハ皆第二次補充計費ニ
 通シテ居ルモノデアル。ソレカラ航空隊維持ニ要ス
 ル經費ガ九百六十三萬餘圓、之モ第二次補充計費ニ
 差ク航空隊ノ増設デアツテ、本年度ニ完成スルガ、
 ソノ維持費デアル。之ヲ第二次補充計費ハ來年度ヲ
 以テ大體完結シ、アト僅カナモノガ十三年度ニ要ル
 ガ、併シ之ハ當然ニナツテ十三年度ニ現ハレル課
 デアル。ソレカラ航空兵隊維持ニ要ル經費二百二十
 七萬餘圓、海軍ヲ航空隊ト稱フノハ總テ陸上ノ航空
 隊ノコトデアツテ、艦隊飛行機、即チ航空母艦ソノ
 ホカ各種艦艇ニ搭載シテ居ル飛行機ノ維持費ハ別ニ
 取ツテ居ル。ソレカラ造船及造兵設備費百五十萬圓
 之ハ、從來海軍ノミナラズ日本全體ガサウテナイカ
 ト思フガ、技術ガ、當ニ列國ノ進歩ニ追隨シテ、追
 ヒ及ケタマ々ヲヤツテ居ツテ、類似ガ多ク、根本
 的ノ研究ガ足ラヌト云フ儘ミガ少ナクナカッタノデ
 アルガ、海軍ニ於テモ此ノ基礎的、根本的ナ實業費
 究ガ從來十分テナカッタ爲ニ、色々ヤツテモ失敗シ
 タリ良イモノガ出來ナイト云フ快陥ガアルノデ、各
 種設備ノ實業費究ノ費用ヲ來年度ハ相當東京シテ居

裏面白紙

903-29

ル。臨時部ニ於テハ、陸海陸軍ニ要スル経費が六千
 萬圓、コノ中ニ新補充計費ノ初年度額約千八百萬
 圓が入ツテ居ル。後リノ千二百萬圓ハ第一次補充計
 費、第二次補充計費ノ計費額更ニ差ク追加テアル。
 ソノホカニ第二次補充計費ノ以後年度額が十二年度
 ニ一億二千萬圓餘、之ニ新設要求ノ六千萬圓ヲ加へ、
 總合計二億一千萬圓餘が十二年度ノ陸海陸軍ニナ
 ル。工作費設備ニ要スル経費、之ハドツクトカ各工
 廠ノ建設が形式テ能方ガ事ガラナイノテ、之ヲ改善
 スル爲ノ雜多ノ支出が三千三百九十三萬圓、軍需部
 設備ニ要スル経費が九百餘萬圓、之ハ悉モ大キナモ
 ノハ重油タンクノ増設デアル。海軍ハ從來海軍部
 ニ付テハ、蓄積スルコトヲ慮念居置トシテマツテキ
 タノテ、今日ニ於テハ相當ノ貯蓄が出来テ居ルガ、
 併シ作戦ノ要求カラ云へバ、マダ々々不足デアル。
 本年ノ初メカラ海軍部ニ非常ニ大キナ問題トナツ
 テ、海軍各方面ノ關係者ガ憂慮シテ、燃料費額トシ
 テ本年度カハラ相當ノ経費が海軍ノ總算トシテ計
 ヒサレテ居ツテ、着々ソノ方向ニ進ムコトニハナツ
 テ居ルガ、併シ代用燃料工業ノ如キハ、年産二百萬
 噸スラ二年々三年テハ實現出来ナイノデアツテ、計
 畫ノ如ク六年間ニ二百萬噸ノ増産ヲ圖ルニハ餘程ノ

裏面白紙

903-30

努力ヲ要スルト見フ。假ニ其ノ計畫ヲ實現シテ二百
 萬圓ガ積立サレタニシテモ、從來ノ無餘款額カラ考
 ヘルト、二百萬圓ト云フノハ大体ソノ年數ニ確エル
 積立ニ相當スル位ノモノデ、海外ノ移入ニ俟タナケ
 レバナラヌ額ハ現在ト比較シテ著シイ減少ハナイノ
 デハナイカト考ヘテ居ル。從ツテ海軍トシテハ液體
 燃料設備ガ指令積立シテモ今直チニ此ノ貯蓄ヲ停止
 スルコトハ考ヘラレナイノデアツテ、マダ營分ハ此
 ノ貯蓄ノ方針ヲ變ケテ行カナケレバナラヌ。ソレカ
 ラ遂ニ空母設備ニ要スル經費二千六百八十七萬圓、之
 ハ來年度ノ補充計畫ニ關シテ、來年度着手スル就
 空母ガ五艘アルガ其ノ設備費デアル。ソレカラ遂ニ
 空母ニ要スル經費ガ三千六百八十七萬圓、主方途
 ノ設備ハ大体昭和十一年度ヲ以テ完成シタノデア
 ルガ、マダ空母毎隻ノ設備、其他補助艦船ノ設備モ以
 ツテ居ルノデ、之ニ對スル經費デアル。ソレカラ軍
 需品整備ニ要スル經費千八百九十五萬餘圓、之ハ兵
 隊・兵器・燃料等デアルガ、大半ハ海軍燃料ノ購買
 貯蓄ノ費用デアル。其他諸洲事務費トカ大規模費等
 モアルガ、特ニ内容ヲ説明スルダケノ程度モナイカ
 ラ説明スル。

一六 軍需計畫積立ノ重心

裏面白紙

903-31

ナホ補完計畫ニ關係シテ、逐々概念的ニハ飯ニ先
 程、日本が這ンテ進進競争ヲ動員スル意思ハナイト
 云フコトヲ決ベテ種イタノデアルガ、ソレヲ数字的
 ニ述ベテミタイ。新算術計畫ニ於テハ、從來ワシン
 トン・ロンドン兩條約ヲ續ツテ色々計算サレタ比率
 ノ概念ハ今日我々ハ脱離シテ居ルノデアツテ、出来
 上ツタ勢力ヲ比較スルニハ、意圖散テ何が何様ト云
 フヤウニ比率ヲ決定セルヨリ目安ノ付ケ方ガナイガ、
 自己ノ兵力量ヲ決定スルニハ、決シテ先ツ比率ヲ決
 メテ其ノ内容ヲ盛り込ムト云フヤウナ行キ方デハナ
 イ。相對的デアルカラ、大體相手ノ兵力ヲ考ニ入レ
 テケレバナラメコトハ勿論デアル。

茲ニ對策關係ヲ、アメリカノゾインソン系其他之
 ニ關係シタ補充計畫ヲ完成スル一九四〇年ヲ目標ニ
 シテ考ヘテ見ルト、アメリカノハ大體所屬トウリイ
 テイー・ネイヴイデ、ワシントン・ロンドン兩條約
 ニ規定シタ兵力量ニ對スル。ダカラ若シ日本が其ノ
 條約ニ入ツテ居ツタナラバ、代償ヲ建造シテ其ノ
 意ハ自ラ決マツテ來ルノデアルガ、日本ハ其ノ條約
 ニ關係ナレナイノデアルカラ、必ズシモ主力艦ハ七
 艘ナケレバナラメトカ運送艦ハ兩艘ヲ行クト云フヤ
 ウニ考ヘズトモ、アメリカノ相對的ナ兵力ヲ見テ、

裏面白紙

903-32

之ニ對シテ海軍兵ノ上カラ我ガ方ノ各部隊ノ編制ヤ
領々ノ軍位ヲ考ヘレバ、オノツカラ兵力ガ出テ來ル
ノテアツテ、新軍備費ハアメリカノ何程ナカシバ
ナラヌト云フヤウナコトハ、我々ハ今日デハ言ヒモ
セズ考ヘテモキナイ。實業的作戦ノ立具ニ立ツテ國
力ニ應ジテ海軍ヲ造リ上ゲルヤウナ軍位ヲ集計シテ
行クノガ海軍ノ粗ビ方デアル。従ツテ、條約海軍ヲ
造ルノト、今迄ベク海軍備方計ヲ遂行シテ行クノト
デハ、結果ニ至ガアツテ然ルヘキデアルガ、故意ニ
其ノ盡ヲ合シタ譯テハナイガ然一試シテ居ル。

一七日、英・米ノ遠征計畫

第五表ハ、新計畫ハ入ツテキナイガ、日・英・米
ノ三グループニ分ケテ、左列ノ [] ハ、若シ過去
ノワシントン・ロンドン兩條約ガ存続シタト假定シ
テ冬國ガ來年以後ソノ兵力ヲ維持シテ行ク爲ニハ毎
年下ノ位ツツ建造シナケレバナラヌカト云フ其ノ代
換建造ノ將來十年間ノ一年平均デアル。之ニ依レ
バ、日本ハ約五萬三千噸、イギリスガ約八萬三千噸、
アメリカガ約七萬噸ヲ建造シナケレバナラヌ譯デア
ル。ソノ右ニアル [] ハ昭和十年度ノ建造計畫デア
ツテ、日本ガ約三萬噸餘、イギリスガ約四萬噸、ア

裏面白紙

裏面白紙

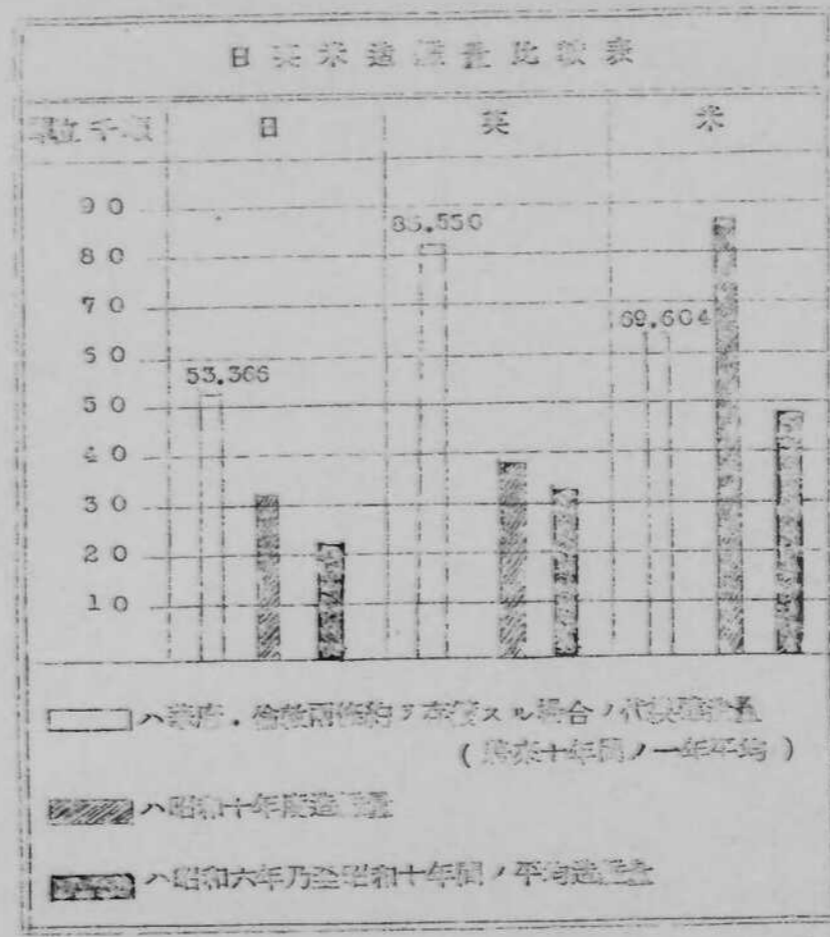
メリカが約八萬六千噸、英ニ其ノ右ノハ昭和
六年乃至昭和十年ニ至ル五年間ノ毎年平均建造量ヲ
アツテ、日本が約二萬二千噸、イギリスが約三萬三
千噸、アメリカが約四萬八千噸デアアル。

線ハ左ノ如ク、過去ノ二條約が存続シテモ、日本ハ約
五萬三千噸ヲ造ラナケレバナラメシ、イギリスハ約
八萬三千噸、アメリカハ約七萬噸ヲ造ラナケレバナ
ラヌ。コノグラフニ示ス日本ノ五萬三千噸ヲ入
レテ、新補充計畫ニ於テ日本ハトノ位ヲ造ルカト云
フコトヲ計算シテミルト、五ヶ年毎々建造ラ各年平
均ニ留ツテ見ルト、五萬三千噸ヨリハ餘程下ガルノ
デアアル。之ハ海軍が無條約状態ニアツテモ、自ら造
ンテ製造量等ヲ計算スル意思ガナイト云フ數字の
證明ニナル。

然ラバ過去ノ條約が存続シタノニ比ベテ、製造量
ハ實際ハ多クナイノニ豫算ハ何故違エタノカト云フ
點ガ起ルデアラウガ之ハトト比較スレ
バ得ル。主力艦ノ建造ガ非但ニ六キナ費増ニナツテ
居ル。或は從來ハワシントン・ロンドン兩條約ハ、
海軍ノ全費ノ幾幾ヲ削減シ、或ハ製造ノ如キハ代艦
ノ建造ヲ延期シテ造船ヲ延長スルト云フヤウテコト

903-34

日英米造船量比較表



第五表

裏面白紙

テ、ソノ當時ニ於テハ一時國費ノ膨脹ヲ抑止スル致
果ガ確カニアツタトモフガ、尙シソレハ絕對的ノ開
閉テハナイノデアツテ、主力艦ノ建造ヲ中止シタオ
モテ、來年カラハ艦隊數ヲ縮減トシテ確エザルヲ
務ナイ。コノ増加ハ決シテ軍備縮減ヲ阻害シタカラ
トカ無條約狀態ニナツタカヲ云フ結果デハナイ。

一八八四年海軍擴張ノ發見の経緯

テ本軍備條約ニ關シテ、來年カラ無條約狀態ニ
ナルノニ、我々ハ決シテ取テ心持ノ固トカ何ト
カテ無條約ヲ願フスルト云フ意思ハ毛頭ナイ。若シ
オ互ノ立場ヲ察シテ本管ニ公正ニナルナラバ、軍
備ノ放棄ハ必ズアルト思フ。尙シ懸シイ故過去ノ二
條約ハ決シテ公正ナモノデハナカツタ。特ニ日本ニ
取ツテ甚ダ不利ナモノデアツタ。ソノ不利ナモノノ
中テ、物質的ナ不利ハ言フ迄モナイガソレ以外ニ常
務的ノ非常ナ不利ガアツタ。之ハ國民ノテイグニテ
イノ間題デナク、海軍部内ノ問題デアリ又私一己ノ
私見デアルガ、過去十數年間ニ好マシカラザル概念
ヲ海軍人ニ遺エ付ケタト思フ。ソレハ、軍備會議
ノ幕ガ、懸々披露サレ、報道サレ、新聞雜誌ニ記載
サレルト、日本ハ低比取デアルカラ、寧ヲ以テ衆ヲ
討ツニハ云々ト、十數年間ソレバカリタ耳ニシ、上

裏面白紙

903-36

長ガ都下ニ被ヘル時ニハ、日本ハ兵方ガ少ナイカラ
 オ首途ハシツカリマラナケレバイカヌゾト云フコト
 ヲ當ニ申シテ居ツタノデアルガ、之ガ知ラズ識ラズ
 ノ爾ニ、存ニ若イ士官ナドノ頭ノ中ニ、劣勢比率テハ
 説ガ出来ナイノダト云フ考ガ極エ付ケラレタノデハ
 ナイカト思フ。其他、陸海部隊ノ若イ人カラ、劣勢
 ダカラ新ウシテ兵レ、アアシテ兵レト注文ガ出ル。
 之ガ説ノ心理ニハ該ニ奇マシカラヌ感影ヲ及ボシ
 テ居ル。軍人ノ精神トシテハ、後令劣勢テモ必ズ勝
 ツノダト云フ論議ヲシ、マダ自分ノ決心ヲ固メテ之
 ニ逆進シテケレバナラヌガ、軍議會議ノ逆進論議等
 ガ始終アルト、兩方ノ勢力ヲ比較シテ、強モスレバ
 劣勢デアルガ故ニ勝算ナシト云フ觀念ヲ持チ易イ。
 之ハ軍議ガ我々軍人ニ極エ付ケタ段モイケナイ觀念
 デハナイカト考ヘテ居ル。今後ハ軍議終ラ退シ
 テ、日本ハアメリカノ六朝トカ七朝ノ劣勢ガト云フ
 ヤウナコトヲ口ニシナイ。比較スレバ彼等有利デア
 リ我ガ劣デアルト言ヘルカモ知レナイガ、ソナコ
 トヲ言フ必要ザナイシ、オ五ノ勢力ヲ比較スル説
 ノ類ガ大分ナクナリ。之ハ日本ノ軍議會議カラ統
 退シテ軍議終ラ退シタ精神ノ強弱チハナ
 イカ。マタ其ノ類ニ目ヲ着ケテ警覺シナケレバナラ
 ヌノデハナイカト考ヘル。

裏面白紙

903-37

一、此處に於て書き置

次ニ諸國等ノ輪廻テアルガ、之ノ具悉クハ自國
 テアルガ、併シアメリカハ太平洋方面ニ於テハ通云
 ノ二條約ノ締結後テ行クノダ。ソノ條約ヲ何處マデ
 モ突張ツテ行クノダト云フコトヲ主張シテ居ル。故
 ニアメリカガ他カラ利益サレナイ以上ハ、此處等ニ
 利益スコトハナイト云フコトガ一應ハ考ヘラレル。
 ソノ點者タル日本ハ、此處等ヲ利益スル意思ハ毛
 ナ。此小島等ノモノヲ我欲スルノダ、西太平洋
 ニ於ケル日本ノ海上國門ガ安固テアル其ノ意小島等
 之ケヲ作ルノダト云フ者居ルノテアルカラ、日本
 國ニ此處等ヲ運ルコトハナイト一應ハ重ビ得ルノ
 テアルガ、併シ日本ノ所信ハ此モアレ、アメリカニ
 於テハアメリカノ公入ガ益々シテ居ルガ如ク、此
 テ日本ノ利益ヲ損シテ如何ニ見ルカ。之ヲ、日本ハ
 軍艦出陣ノ權ニ取リテ、此處等ニ利益シクノダト
 云フ口實ニ取リテ、此處等ヲ取レバ、若シ此處ニ
 利益等ノ利益ガ、此處等ナラバ、取出シテ來ナイカモ
 分ラナイ。併シ此處ニ取レバ、アメリカノ考ヘ
 テ居ルコトガ、日本ノ利益ニ於ケル影響ヲ如何
 ズシテ一日モ早ク此處等ノ利益ニ取ラナケレバナラ

裏面白紙

903-38

ナイト云フノガ根本信念デアルナラバ、之亦何ヲカ
言ハンヤデアレル。

ニク、戦争ハ寧ロ歐洲ヨリ

イツレトモ、歐陸ハ出来ナイガ、私ハ、製造業等ガ
若シ起ルトスレバ、東洋方面デ起ルノデハナシニ、
ヨーロッパバテ起ルノデハナイカト考ヘル。ヨーロッパ
バニ於テハ、昨年英獨ノ間デ合議ガ出来タガ、ドイ
ツガ再軍備ヲ宣言シテ悉々実行ニ果リ出シタノニ對
シ、之ヲ放任シテ置タト大畏ナコトニナルノデ、イ
ギリスハ之ヲ抑ヘンガ爲ニアア云フ合議ヲシ、ドイ
ツハ又、近イ將來ノ十年間カ、トニカク相當期間ハ
イギリスニ正面カラ衝突イテモ仕方ガナイカラ、
ナガライギリスト手ヲ離ルヤウナ格好デ行キタイト
云フノデ、兩方ノ氣合ガ合ツテ英獨合議ガ出来タノ
ダト思フガ、イギリスハ其ノ英獨合議ヲキツカケニ
シテ昨年ノ軍縮合議ヲ開始シ、アノ英獨合議ノライ
ンデ今年ノ軍縮條約モリドシテ行カウト云フヤウ
デアツタガ、專志ト違ツテイギリスノ思フヤウニナ
ラナカツタ。會議ガ濟ンテソヴイエット・ポーラン
ド・スウエーデン等ト話ヲシテ居ルガ、ソヴイエツ
トガ起ツテ來、殊ニドイツハ、世界大戦中ハ勿論ノ
コト大敵直後モマダ國力ガ衰微シテ居ツテ、海軍ノ

裏面白紙

903-39

整頓ニ金ヲ發ケルコトが出来ナカッタノデアルガ、
近年ハ~~伊~~ト共ニドイツモ海軍ノ充實ニ意ヲ注グ事
態ニナツテ、イギリストシテハ非常ニ不シイ立場ニ
ナツタノデ、歐洲ノ諸海軍國ヲ抑へ、少クトモ其ノ
二ツ位ガ京ニナツテ來テモ自分ノ所ハ決シテ敗レナ
イト云フヤウナ姿勢ヲ保持スルコトニ汲々トシテ居
ルヤウデアル。

最近ノヨーロッパノ情勢ハ諸國ノ御承知ノ通りデ
アツテ、今度スペインノ同盟等ガ締結ニナツテ紛糾
シテ來ルト大變ナコトニナルノデハナイカ。サウス
レバ歐州ノ、ソヴイエツトカ、取ハドイツカ、取ハ
フランスカ、何レノ國ニナルカ分ラヌガ異議無クニ
乘出シテ、一國ノ邊境ヲ石谷直子ニ列國ニ宣讀簡接ニ渡
渡ヲ強イテ來ル。サウスレバ無盾ノ急ニナツテ、イ
ギリスモドウツテモ乘出サザルヲ得ナイ。殊ニ新軍
備條約デハイギリストシテハ重約ノ制限ヲ全然受ケ
テキナイノデアルカラ、ヤラソト思へバ何時デモ出
來ル。英米ハ陸軍ノ固ニバリテイト云フヤウナコト
デ行ツテ居ルノデアルカラ、イギリスガ勢力ヲ増セ
バアメリカモ之ニ従ヒテ來ルコトハ當然考ヘラレ
ル。或ハ少シ衰弱カモ知レナイガ、將來遠征競争ガ
起ルトスレバ、ソノ火元ハ、東洋デナシニ、ヨーロッパ

裏面白紙

ツバテハナイカト考ヘテ居ル。之ハ一ニヨローツバ
を國ノニ際情勢が根本ニナルドラウト居フ。

ニニ 將來ノ海軍擴張ノ建議

從ツテ將來ノ多ク海軍ノ擴張アルガ、若シ英海
ナル海軍が勃發シテ列國が海軍ニ對シテ云フ
ヤウナコトニナレバ、見越シハ至急備カナイガ、併
シソレテナイ限リ海軍トシテハ、新機密對英ノ所畏
兵力ヲ懸ラ十分充足スルモノデハナイガ、先ツ近イ
將來ヲ見越シテ計劃ヲ爲テテ見ルト、今後海軍ノ製
造ハ大体十二年度ノ製費が過半ニナリ、大ナル海軍
的ナニ加ナシニ計ムノデハナイカ、マタ此ルベクソ
レテ資マシタイト云フ者ヲ持ツテ居ル。尤モ内閣
ニナルガ、海軍が大擴張ニ要スル多額ノ算ハ、暫メラ
レタモノト決シテ同ジモノデハナイノデアツテ、相
當ナモノガ割ラレテ居ル。相當ニ重要ト見ラレルモ
ノモ割ラレテハ後年度ニ繰延ベラレタモノガアルカ
ラ十二年度ノ製費強リテ後年度モ行ケルノ事トハ言
ヘナイ。重要ナモノハ勿レ早ク手ヲ着ケルヤウナコ
トニナラナケレバナラヌカラ、若シノ増加ハ幾レ
イ價額ト考ヘルガ、大體近キ將來ノ海軍擴張ハ十
二年製費が過半ニナリ、ソレニ多少増加シタモノデ

裏面白紙

903 - 41

隠し書ハ行ケルト御本下サツテ宜カラウト是フ
袋々モ出来ルボケサウ云フ事ニシテ行ニタイ
大抵コノ程度ニ止メテ、アトハ御愛顧デモアレバ
悉ルコトト致シタイ。御意ニラ感申ス。

(丁)

裏面白紙

409

裏面白紙

証 明 書

「ワシントン」文書局 第 九〇三號

國 際 機 關 部 第 九〇三號

903-42

真 據 及 ビ 公 正 ニ 關 ス ル 証 明

余、尾戸長春ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務省
 文書課長代理トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモ
 ノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレ
 タル、五十七頁ヨリ成ル、千九百三十七年ノ昭和十
 二年ノ一月附、下記署名、即チ十二年度海軍豫算要
 領並ニ海軍關係國防ノ全貌ニ就イテ（豊田副武中將
海軍省軍務局
 長）ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
 余ハ其ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナ
 ルコト、並ニ右ガ下記署名ノ省又ハ添附ノ公式書類
 及ビ綴ノ一語ナルコトヲ證明ス。（若シアラバ綴番
 號又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書
 ノ感照所在ノ公式名稱ヲモ檢記スベシ）

裏面白紙

千九百四十六年 / 昭和二十一年 / 十月一日

東京ニ於テ署名

管轄官吏署名欄 尾戸長春

右ノ者ノ公的資格 外務省文書課長代理

証人 佐藤武五郎

903A 43

公式入手ニ關スル証明

エリック・ダブリウ・フライシヤ少尉 0-935000
会、ADD. H+ HHO. W. H. Holsboerハ、余ガ聯合國軍高指

揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記冠
名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ニ
リ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ証明ス。

千九百四十六年 / 昭和二十一年 / 十月一日

東京ニ於テ署名

氏名 欄 ERIC W. Holsboer 2d Lt

右ノ者ノ公的資格 國際警察部副官

証人 HENRY SHIMIZU

74

11

IPS Document No. 6261

Ex. 915

List of the total increase in Imperial Japanese Navy Personnel, both enlisted and commissioned from 31 December 1934 until 15 August 1945.

(1934-12-31より1945-8-15までに於ける日本海軍軍人(士官、下士官兵共)の総増加員数表)。

Year (on 31 December) 年次 (12-31 現在)	Officers (士官)	Enlistedmen (下士官兵)	Total (計)	Increase (増加)
1934	6.911	88.098	95.009	
1935	6.888	90.835	97.723	2.714
1936	7.039	99.898	106.937	9.214
1937	7.942	125.805	133.747	26.810
1938	9.114	145.581	154.695	20.948
1939	10.659	168.046	178.705	24.010
1940	12.411	215.205	227.616	48.911
1941	15.069	296.290	311.359	83.743
1942	23.634	405.734	429.368	118.009
1943	41.055	667.104	708.159	278.791

1934	6.911	88.098	95.009	
1935	6.888	90.835	97.723	2.714
1936	7.039	99.898	106.937	9.214
1937	7.942	125.805	133.747	26.810
1938	9.114	145.581	154.695	20.948
1939	10.659	168.046	178.705	24.010
1940	12.411	215.205	227.616	48.911
1941	15.069	296.290	311.359	83.743
1942	23.634	405.734	429.368	118.009
1943	41.055	667.104	708.159	278.791
1944	64.720	1230.405	1295.125	586.966
1945 ₈₋₁₅	66.024	1627.199	1693.223	398.098
Total Increase (増加計)	59.113	1539.101	1598.214	1598.214

CERTIFICATE

I hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government as Member of Research Division, Second Demobilization Bureau, and that in such official capacity, I have prepared the foregoing table from official records of the Japanese Government. I further certify that the table is true and accurate.

證明書

私は茲に第二復員局資料整理部部員として公式に日本政府に關係し、其の資格に於て日本政府の公式記録より前記表を作製したことを證明する。更に前記表が眞實且つ正確であることを證明する。

1945 ₈₋₁₅	66.024	1627.159	1693.223	398.098
Total Increase (増加計)	59.113	1539.101	1598.214	1598.214

CERTIFICATE

I hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government as Member of Research Division, Second Demobilization Bureau, and that in such official capacity, I have prepared the foregoing table from official records of the Japanese Government. I further certify that the table is true and accurate.

Hidemi Yoshida
Member of Research Division
2nd Demobilization Bureau.

Signed at Tokyo, Japan,
this 1 day of
October, 1946.

Hidemasa Shimizu
Member of Personnel Division
2nd Demobilization Bureau.

證明書

私は茲に第二復員局資料整理部部員として公式に日本政府に関係し、其の資格に於て日本政府の公式記録より前記表を作製したことを證明する。
更に前記表が眞實且つ正確であることを證明する。

第二復員局資料整理部部員
吉田英三

1946年10月1日

日本東京に於て。
第二復員局人事部部員
清水秀政

BATANT VESSELS OF JAPAN

931 - 1945

UNDER CONSTRUCTION

於了主存日本軍艦。保有量及建造中量

ON HAND

保有量

	Light Cruisers 軽巡洋艦		Destroyers 駆逐艦		Submarines 潜水艦		Total 計	
	NO. 隻数	Tons 吨数	NO. 隻数	Tons 吨数	NO. 隻数	Tons 吨数	NO. 隻数	Tons 吨数
20	19	91,355	110	123,940	67	71,174	217	717,539
20	19	91,355	101	722,040	62	71,512	207	755,323
20	19	91,355	101	123,956	59	69,292	205	762,179
20	19	91,355	100	122,242	57	62,472	202	760,245
20	21	102,355	96	112,520	60	73,792	203	792,243
20	21	102,355	97	120,349	55	70,173	199	776,447
20	20	99,255	102	136,452	59	75,623	217	825,056
20	19	91,355	112	142,452	62	80,373	225	844,306
20	19	91,355	116	149,452	62	80,373	231	869,256
20	19	93,055	104	149,222	54	75,260	212	876,313
20	20	92,255	112	165,262	65	97,900	235	975,793
20	20	92,255	112	165,262	65	97,900	237	1,049,293
20	20	100,125	101	156,439	67	102,231	225	1,039,965
20	21	112,760	25	133,337	23	114,497	222	1,047,324
20	9	50,570	63	99,159	67	92,922	172	945,251
20	4	25,400	43	62,513	64	73,390	122	434,053

UNDER CONSTRUCTION

建造中量

20	2	17,000	2	12,604	6	9,669	21	25,773
20	2	17,000	4	5,204	3	4,700	10	34,604
20	3	25,500	6	2,202	7	9,600	16	43,302
20	5	42,500	7	9,576	12	17,000	25	79,126
20	4	34,000	13	12,120	7	10,200	25	72,430
20	4	34,000	16	22,944	7	10,200	29	87,244
20	0	0	11	19,000	2	15,420	25	165,470

19	93,055	104	149,828	54	75,260	212	876,313
20	98,855	112	145,868	65	97,900	235	975,793
20	98,855	112	165,868	65	97,900	237	1,049,293
20	100,185	101	156,439	67	102,831	225	1,039,965
21	112,760	85	133,337	83	114,497	228	1,047,384
9	50,570	63	99,159	67	92,922	172	945,251
4	25,400	43	62,513	64	73,390	128	434,053

CONSTRUCTION
建中量

2	17,000	8	12,604	6	9,669	21	85,773
2	17,000	4	5,804	3	4,700	10	34,604
3	25,500	6	8,208	7	9,600	16	43,308
5	42,500	7	9,576	12	17,000	25	79,126
4	34,000	13	18,180	7	10,200	25	72,430
4	34,000	16	22,944	7	10,200	29	87,244
0	0	11	19,000	8	15,420	25	155,470
2	11,600	11	21,000	12	25,050	32	253,700
3	17,400	15	30,000	19	38,700	42	263,600
2	12,300	11	22,820	23	45,840	42	273,460
4	27,500	12	27,120	29	42,554	51	303,034
4	27,500	13	29,820	32	44,912	53	234,592
4	27,500	11	24,420	49	64,560	72	295,200
1	2,500	16	28,260	40	73,698	67	327,038
0	0	21	24,340	25	35,910	48	95,210
0	0	0	0	26	13,930	26	13,930

CERTIFICATE

I hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government as Member of Research Division Second Demobilization Bureau, and that in such official capacity, I have prepared the foregoing table from official records of the Japanese Government. I further certify that the table is true and accurate.

Kidemichi Yoshida

Member of Research Division
2nd Demobilization Bureau.

Signed at Tokyo, Japan
on this 23 day of
September, 1946:
N. Takano

證明書

私は、第一復員省資料整理部中員として、日本政府の正式の資格以外に、日本政府の正式記録より前記表を作成したことを証明し、更に前記表の真実と正確であることを証明す。

第一復員省資料整理部中員
吉田英三

1946年9月23日
日本東京市
高野左平

73

MAJOR COMBATANT VESSELS
1931 - 1945
ON HAND AND UNDER CONSTRUCTION

IPS Document No. 6260

Ex 916

1931年乃至1945年6月30日までの日本軍

ON HAND
保有量

Year (31 Dec) 年 (12月31日)	Battle Ships 戦艦		Aircraft Carriers 航空母艦		Heavy Cruisers 重巡洋艦		Light Cruisers 軽巡洋艦	
	No. 隻数	Tons トン数	No. 隻数	Tons トン数	No. 隻数	Tons トン数	No. 隻数	Tons トン数
1931	10	301,400	3	61,270	8	68,400	19	
1932	10	301,400	3	61,270	12	107,800	19	
1933	10	301,400	4	62,370	12	107,800	19	
1934	10	301,400	4	62,370	12	107,800	19	
1935	10	301,400	4	62,370	12	107,800	21	
1936	10	301,400	4	62,370	12	107,800	21	
1937	10	301,400	5	72,420	15	133,300	20	
1938	10	301,400	5	72,420	17	150,300	19	
1939	10	301,400	6	82,470	18	152,200	19	
1940	10	301,400	7	97,970	18	152,200	19	
1941 (7 Dec.)	10	301,400	10	152,970	18	152,200	20	
1941	11	365,400	11	162,470	18	152,200	20	
1942	10	370,740	10	153,370	17	156,400	20	
1943	9	332,020	13	192,370	17	156,400	21	
1944	9	332,020	12	254,730	12	109,850	9	
1945 (31 Aug.)	4	122,030	6	27,270	7	62,250	4	

UNDER CONSTRUCTION
建造中量

1931	0	0	1	7,100	4	39,400	2	
1932	0	0	1	7,100	0	0	2	
1933	0	0	0	0	0	0	3	
1934	0	0	1	10,050	0	0	5	
1935	0	0	1	10,050	0	0	4	
1936	0	0	2	20,100	0	0	4	
1937	1	64,000	3	50,050	2	17,000	0	

1941	11	385,400	11	162,470	18	152,200	20
1942	10	370,740	10	153,970	17	156,400	20
1943	9	332,020	13	192,370	17	156,400	21
1944	9	332,020	12	254,730	12	109,850	9
1945 (31 Aug)	4	122,030	6	87,270	7	62,250	4

UNDER CONSTRUCTION
建造中量

1931	0	0	1	7,100	4	39,400	2
1932	0	0	1	7,100	0	0	2
1933	0	0	0	0	0	0	3
1934	0	0	1	10,050	0	0	5
1935	0	0	1	10,050	0	0	4
1936	0	0	2	20,100	0	0	4
1937	1	64,000	3	50,050	2	17,000	0
1938	2	122,000	4	59,550	1	2,500	2
1939	2	122,000	3	49,500	0	0	3
1940	2	122,000	4	64,500	0	0	2
1941 (7 Dec)	2	122,000	4	77,260	0	0	4
1941	1	64,000	3	62,360	0	0	4
1942	0	0	7	166,260	1	12,500	4
1943	0	0	10	212,520	0	0	1
1944	0	0	2	29,960	0	0	0
1945 (15 Aug)	0	0	0	0	0	0	0

Note on HIEI:

The number and tonnage of Battleships from 1932 to 1940 includes the HIEI which was a training battleship during that period.

比艦は内河航行。
1932年24 1940年25の戦艦直数に比艦中の内河航行戦艦は含まれていません。

I hereby certify
Japanese Government
Demobilization Bureau
have prepared the
government. I p

Signed at Tokyo
on this 23 day
September, 1940
N. Takemura

JAPANESE NAVY

重巡洋艦

HEAVY CRUISERS

重巡洋艦

Year 年	Names 艦名	Dates 日期				Commissioned 服役	Displacement (Tonnage) 排水量 (噸)	On Hand 保有量	Main guns 主炮	
		Keel Laid 起工	Launched 下水	Delivered 引渡					Caliber 口徑	No. 數
●	FURUTAKA 古鷹	1922 12-5	1925 3-25	1926 3-31	?	7,100		8	6	
	K A K O 加古	1922 11-17	1925 4-10	1926 7-20	?	7,100		8	6	
	A O B A 青葉	1924 2-4	1926 9-25	1927 9-20	?	7,100		8	6	
	KINUGASA 衣笠	1924 1-23	1926 10-24	1927 9-30	?	7,100		8	6	
	N A C H I 那智	1924 11-26	1927 6-15	1928 11-26	?	10,000		8	10	
	M Y O K O 妙高	1924 10-25	1927 4-16	1929 7-31	?	10,000		8	10	
	H A G U R O 羽黒	1925 3-14	1928 3-24	1929 4-25	1929 11-30	10,000		8	10	
A S H I G A R A 足柄	1925 4-11	1928 4-22	1929 8-20	1929 11-30	10,000		8	10		
Total 計						68,400				
●	plus A T A G O 衣笠	1927 4-38	1930 6-16	1932 3-30	1932 12-1	9,850		8	10	
	plus T A K A O 高雄	1927 4-28	1930 5-12	1932 5-31	1932 12-1	9,850		8	10	
	plus C H Ō K A I 出雲	1928 3-26	1931 4-5	1932 8-30	1932 12-1	9,850		8	10	
	plus M A Y A 摩耶	1928 12-4	1930 11-5	1932 8-30	1932 12-1	9,850		8	8	
	Total 計					39,400	107,800			
	Same as above						107,800			
	plus S U Z U Y A 鈴谷	1933 12-11	1934 11-20	1937 10-31	1937 12-1	9,500		8	10	
●	plus K U M A N O 熊野	1934 4-5	1936 10-15	1937 10-31	1937 12-1	9,500		8	10	
	plus M I K U M A 三隈				1937 12-1	9,500		8	10	
	Total 計					28,500	133,300			
	plus T O N E 利根	1934 12-1	1937 11-21	1938 11-20	1939 5-26	9,500		8	8	
	plus M O G A M I 最上				1940 5-1	9,500		8	10	
	Total 計					17,000	150,300			
	plus C H I K U M A 筑摩	1935 10-1	1938 3-19	1939 5-20	1939 5-20	9,500	158,800		8	8
●	Same as above						158,800			
	plus Y A G U M O 八雲	1898 9-1	1899 7-8	1900 6-20	1942 7-1	9,000		8	4	
	plus I W A T E 出雲	1898 11-11	1900 3-29	1901 3-12	1942 7-1	9,200		8	4	
	plus I Z U M O 出雲	1898 5-14	1899 9-19	1900 9-25	1942 7-1	9,200		8	4	
	Minus K A K O 加古 FURUTAKA 古鷹					-29,800				
	MINUGASA 衣笠 MIKUMA 三隈					-2,400	156,400			
	Total (Balance) 計(差引)						156,400			
●	Same as above						156,400			
	Minus A T A G O 衣笠 C H Ō K A I 出雲					-46,550	109,850			
	M A Y A 摩耶 M O G A M I 最上									
	plus S U Z U Y A 鈴谷									
	Minus N A C H I 那智 A S H I G A R A 足柄									
	M A G U R O 羽黒 K U M A N O 熊野									
	CHIKUMA 筑摩									

NOTE

The SUZUYA, KUMANO, TONE and CHIKUMA were

launched and under construction until 1934.

記事

a) 衣笠、熊野、利根、筑摩は1936年竣工。

1932	plus CHOKAI 占海	1928 3-26	1931 4-5	1932 8-30	1932 12-1	9,850	8	10
	plus MAYA 摩耶	1928 12-4	1930 11-8	1932 8-30	1932 12-1	9,850	8	8
	Total 計					89,400		107,800
1933-1936	Same as above					107,800		
	plus SUZUYA 鈴谷	1933 12-11	1934 11-20	1937 10-31	1937 12-1	8,500	8	10
	plus KUMANO 熊野	1934 4-5	1936 10-15	1937 10-31	1937 12-1	8,500	8	10
1937	plus MIKUMA 三隈	The 8.1" guns were removed and 9" guns installed instead so that she became a heavy cruiser from a light cruiser. (1936.12.15)			1937 12-1	8,500	8	10
	Total 計					25,500		133,300
	plus TONE 利根	1934 12-1	1937 11-21	1938 11-20	1939 5-20	8,500	8	8
	plus MOGAMI 最上	The 8.1" guns were removed and 9" guns installed instead so that she became a heavy cruiser from a light cruiser. (1934.12.1)			1940 5-1	8,500	8	10
1938	Total 計					17,000		150,300
	plus CHIKUMA 筑摩	1935 10-1	1938 3-19	1939 5-20	1939 5-20	8,500	8	8
1940-1941	Same as above					158,800		
	plus YAGUMO 八雲	1898 9-1	1899 9-8	1900 6-20	1942 7-1	9,000	8	4
	plus IWATE 岩手	1898 11-11	1900 3-29	1901 3-18	1942 7-1	9,200	8	4
	plus IZUMO 出雲	1898 5-14	1899 9-19	1900 9-25	1942 7-1	9,200	8	4
1942	Minus KAKO 加古, FURUTANA 福 KINUGASA 喜茂, MIKUMA 三隈					-29,800		
	Total (Balance) 計(残り)					-2,400		156,400
1943	Same as above					156,400		
	Minus ATAGO 愛宕, CHOKAI 占海 MAYA 摩耶, MOGAMI 最上 SUZUYA 鈴谷					-46,550		109,850
1945	Minus NACHI 那智, ASHIGARA 足柄 MAGURO 真流, KUMANO 熊野 CHIKUMA 筑摩					-47,000		62,850

NOTE

The SUZUYA, KUMANO, TONE and CHIKUMA were planned and under construction until 1936 as light cruisers with 8.1" guns but the plan was altered to mount 9" guns aboard them in 1937 and they saw ultimate completion as Heavy cruisers.

b) The YAGUMO, IWATE and IZUMO were transferred on July 1, 1942 from the list of Coast Defense to that of Heavy Cruiser.

記事

a) 利根、筑摩、出雲、加古、福井、1936年まで

6.1"口径の軽巡洋艦として建造中が、1937年5月に8.1"口径の重巡洋艦として計画変更、重巡洋艦として竣工(完成)。

b) 八雲、岩手、出雲は、1942年7月1日海防艦隊より重巡洋艦籍へ移入(変更)。

CERTIFICATE

I hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government as Member of Research Division, Second Demobilization Bureau, and that such official capacity, I have prepared the foregoing table from official records of the Japanese Government. I further certify that table is true and accurate.

Hidemichi Yoshida

Member of Research Division
2nd Demobilization Bureau

Signed at Tokyo, Japan,
on this 7 day of
October, 1946:

S. Takano

証明書

私は正式に日本国政府の第二復員局研究部員として正式に日本政府の關係に、其の資格は、日本国政府の公式記録より前記表を作成し、此の証明書を更に前記表の真実且正確なることを証明す。

第二復員局資料整理部部員

吉田英三

1946年10月7日
日本東京にて

高野庄平

LIGHT CRUISERS 輕巡洋艦

Year 年	Names 艦名	Dates 年月日				Displacement (Tonnage) 排水量 (噸)	On Hand 現存量	Main Guns 主砲		Year 年
		Keel Laid 起工	Launched 進水	Delivered 引渡	Commissioned 就役			Cal. (吋)	No. 數	
1931	HIRATO 平戸	1910 8-10	1911 8-29	1912 6-17	?	4,950		6	2	
	YAHAGI 矢野	1910 6-20	1911 10-3	1912 7-27	?	4,950		6	2	
	TATSUTA 龍田	1917 7-24	1918 5-29	1919 3-31	?	3,230		5.5	4	
	TENRYU 天龙	1917 5-17	1918 3-11	1919 11-20	?	3,230		5.5	4	
	KUM A 球磨	1918 8-29	1919 7-14	1920 8-31	?	5,100		5.5	6	1931
	TAMA 多摩	1918 8-10	1920 2-10	1921 1-29	?	5,100		5.5	5	
	KITAGAMI 北上	1919 9-1	1920 7-3	1921 4-15	?	5,100		5.1	4	
	KISO 木曾	1919 6-10	1920 12-14	1921 5-4	?	5,100		5.5	5	
	Ō I 大井	1919 11-24	1920 7-15	1921 10-3	?	5,100		5.5	4	
	NAGARA 長良	1920 9-9	1921 4-25	1922 4-21	?	5,170		5.5	5	
	NATORI 名取	1920 12-14	1922 2-16	1922 9-15	?	5,170		5.5	5	
	KINU 鬼怒	1921 1-17	1922 5-29	1922 11-10	?	5,170		5.5	5	1932
	YURA 由良	1921 5-21	1922 2-15	1923 3-20	?	5,170		5.5	7	
	YUBARI 夕張	1922 6-5	1923 3-5	1923 7-31	?	2,890		5.5	5	
1932-1934	ISUZU 五十鈴	1920 8-10	1921 10-29	1923 8-15	?	5,170		5.1	6	1933-1934
	SENDAI 川内	1922 2-16	1923 10-30	1924 4-29	?	5,195		5.5	6	
	ABUKUMA 阿武隈	1921 12-8	1923 3-16	1925 5-26	?	5,170		5.5	5	1937
	JINTSŪ 神通	1922 8-4	1923 12-2	1925 7-31	?	5,195		5.5	7	
	NAKA 中村	1922 6-10	1925 3-24	1925 11-30	?	5,195		5.5	5	
	Total 計					91,355				
	Same as above									
	plus MOGAMI 最上	1931 10-27	1934 3-14	1935 7-28	(1940 5-1)	2,500		6.1	15	1935
	plus MIKUMA 三隈	1931 12-24	1934 5-31	1935 8-29	(1937 12-1)	2,500		6.1	15	1937
	Total 計					17,000				1940-1941
	Same as above									
	1936	Minus MIKUMA 三隈								
	1937	Minus MOGAMI 最上								
	1938	Same as above								
1939	plus KATORI 香取	1938 8-24	1939 6-17	1940 4-20	1940 1-1	5,200		5.5	4	1942
1940	plus KASHIMA 鹿島	1938 10-6	1939 9-25	1940 5-31	1940 6-1	5,200		5.5	4	
	Minus HIRATO 平戸, YAMHO 英比									
	Total (Balance) 計(差引)					-9,900				
1941	plus KASHI I 香椎	1939 10-6	1940 10-15	1941 7-15	1941 7-15	5,200		5.5	4	1944
1942	plus A G A N O 阿曾	1940 6-18	1941 10-22	1942 10-31	1942 10-31	6,500		6.1	6	
	Minus Y U R A 由良									
	Total (Balance) 計(差引)					-5,170				
	plus					1,330				

IN JAPANESE NAVY.

日本海軍の軍艦

CARRIERS (CV)

航空母艦

Year	Commissioned	Displacement (Tonnage)	On hand	Main guns		Remarks
				Caliber	No.	
1922	12-27	7,470		5.5	4	
1927	8-25	26,900		8	6	
1928	9-31	26,900		8	10	
		61,270	61,270			
		61,270	61,270			
1933	10-20	7,100	68,370	5.1	8	
			68,370			
1937	12-29	10,050	78,420	5.1	12	
			78,420			
1939	11-15	10,050	88,470	5.1	12	
1940	12-27	9,500	97,970	5.1	8	Converted from uncompleted Submarine Tender "TAKASAKI".
1941	8-25	20,000		5.1	16	Converted from S.S. "KASUGA-MARU".
1941	8-31	15,000		4.7	6	Converted from S.S. "KASUGA-MARU".
1941	9-25	20,000		5.1	16	Converted from Submarine Tender "TSURUBIZAKI".
1941	12-22	9,500		5.1	8	Converted from S.S. "KASUGA-MARU".
		64,500	162,470			
1942	5-3	19,000		5.1	12	Converted from uncompleted S.S. "KASHIWARA-MARU".
1942	5-31	15,000		4.7	6	Converted from S.S. "YAWATA-MARU".
1942	7-21	19,000		5.1	12	Converted from uncompleted S.S. "IZUMO-MARU".
1942	11-25	15,000		4.7	6	Converted from S.S. "NITTA-MARU".
1942	11-30	13,400		5.1	8	Converted from Submarine Tender "TAIPEI".
		-90,500				
		-9,100	153,370			
1943	10-31	9,000		5.1	8	Converted from Sea-plane Tender "CHIYODA".
1943	11-23	13,000		5.1	8	Converted from S.S. "ARUENCHINA-MARU".
1943	12-15	17,000		5.1	8	Converted from German S.S. "SCHARNHORST".
		39,000	192,370			
1944	1-1	9,000		5.1	8	Converted from Sea-plane Tender "CHITOSE".
1944	3-7	30,360		4	12	
1944	8-6	17,500		5.1	12	
1944	8-10	17,500		5.1	12	
1944	10-15	17,500		5.1	12	
1944	11-19	62,000		4	16	Converted from uncompleted Battleship "No 110".
		-91,500				

1941	9-25	20,000		5.1	16	Converted from Submarine Tender "FSURUBIZAKI"; 潜水艇母機1号1号機
1941	12-22	9,500	162,470	5.1	8	
1942	5-3	19,000		5.1	12	Converted from uncompleted S.S. "KASHIWARA-MARU"; 小坂商船福井丸3号機
1942	5-31	15,000		4.7	6	Converted from S.S. "YAWATA-MARU"; 内航八幡丸3号機
1942	7-31	19,000		5.1	12	Converted from uncompleted S.S. "IZUMO-MARU"; 小坂商船出雲丸3号機
1942	11-25	15,000		4.7	6	Converted from S.S. "NITTA-MARU"; 内航新田丸1号機
1942	11-30	13,400		5.1	8	Converted from Submarine Tender "TAIGEI"; 潜水艇母機大隈1号機
		-90,500				
		-9,100	153,370			
1943	10-31	9,000		5.1	8	Converted from Sea-plane Tender "CHIYODA"; 水上飛船母機千代田1号機
1943	11-23	13,000		5.1	8	Converted from S.S. "ARUZENCHINA-MARU"; 内航高松丸3号機
1943	12-15	17,000		5.1	8	Converted from Germanys S.S. "SCHARNHORST"; 德國商船シュアルホルスト丸3号機
		39,000	192,370			
1944	1-1	9,000		5.1	8	Converted from Sea-plane Tender "CHITOSE"; 水上飛船母機千歳1号機
1944	3-7	30,360		4	12	
1944	8-6	17,500		5.1	12	
1944	8-10	17,500		5.1	12	
1944	10-15	17,500		5.1	12	
1944	11-19	62,000		4	16	Converted from uncompleted Battleship "No 110"; 小坂飛船110号機3号機
		-91,500				
		62,360	254,730			
		-166,860	27,870			

證明書

私等は第一種員自資料整理部部長として公式に日本政府の代表として、
其の資格に於て日本政府の公式記録より前記表と作製したることを証
明す。更なる前記表の真実且、正確であることを証明す。

第一種員自資料整理部部長

若田英三

1946年9月27日

日本東京に於て

高野左平

SHIPS IN JAPANESE

日本海軍の軍艦

CARRIERS (CV)
航空母艦

Year 年	Names 艦名	Dates 年月日						Displacement (Tonnage) 排水量 (噸)
		Keel Laid 起工	Launched 進水	Commencement of conversion 改裝着手	Delivered 引渡	Commissioned 就役	On 係	
1931	HOSHŌ 鳳翔	1919 12-16	1921 11-13		1922 12-27	1922 12-27	7,470	
	AKAGI 赤城	1920 12-6	1925 4-22		1927 3-25	1927 3-25	26,900	
	KAGA 加賀	1920 7-19	1921 11-17		1922 3-31	1922 3-31	26,900	
	Total 計						61,270	
1932	Same as above							
1933	(Same as above +) RYUJŌ 龍嶺	1929 11-26	1931 4-2		1933 5-9	1933 10-20	7,100	
1934~1936	Same as above							
1937	(Same as above +) SŌRYU 蒼龍	1934 11-20	1935 12-23		1937 12-29	1937 12-29	10,050	
1938	Same as above							
1939	(Same as above +) HIRYU 飛龍	1936 7-8	1937 11-16		1939 7-5	1939 11-15	10,050	
1940	ZUIKAKU 瑞鳳	1935 6-20	1936 6-19	1938 1-15	1940 12-27	1940 12-27	9,500	
	SHŌKAKU 翔鶴	1937 11-12	1939 5-1		1941 8-2	1941 8-25	20,000	
	TAIYŌ 大鷹	1940 1-6	1940 9-19	1940 10-	1941 3-31	1941 3-31	15,000	
	ZUIKAKU 瑞鳳	1937 5-1	1939 11-27		1941 9-25	1941 9-25	20,000	
1941	SHŌNŌ 祥鳳	1934 12-3	1935 6-1	1940 11-15	1941 12-22	1941 12-22	9,500	
	Total 計						64,500	
1942	(Same as above +) JUNYŌ 雲鷹	1939 3-20	1941 6-26	1941 2-11	1942 5-3	1942 5-3	19,000	
	UNYŌ 雲鷹	1938 12-14	1939 10-31	1942 1-	1942 5-31	1942 5-31	15,000	
	HIYŌ 飛鷹	1939 11-30	1941 6-24	1941 2-11	1942 7-31	1942 7-31	19,000	
	CHUYŌ 沖鷹	1938 5-9	1939 5-20	1942 6-	1942 11-25	1942 11-25	15,000	
	RYUHŌ 龍鳳	1933 4-12	1933 11-16	1942 1-	1942 11-30	1942 11-30	13,400	
	(Same as above -) ANAGI 安城, KAGA 加賀 RYUJŌ 龍嶺, SŌRYU 蒼龍 HIRYU 飛龍, SHANŌ 祥鳳						-90,500	
	Total 計 (Balance) (尾引)						-9,100	
	(Same as above +) CHIYODA 千代田	1936 12-14	1937 11-19	1942 2-	1943 10-31	1943 10-31	9,000	
1943	KAIYŌ 海鷹	1938 2-2	1938 12-9	1942 12-	1943 11-23	1943 11-23	13,000	
	SHINYŌ 神鷹	Unknown	Unknown	1943 2-	1943 12-15	1943 12-15	17,000	
	Total 計						39,000	
	(Same as above +) CHITOSE 千歳	1934 11-26	1936 11-29	1943 1-	1944 1-1	1944 1-1	9,000	
1944	TAIMŌ 大鳳	1941 7-10	1943 4-7		1944 3-7	1944 3-7	30,360	
	UNRYU 雲龍	1942 2-1	1943 9-25		1944 2-6	1944 2-6	17,500	
	AMAGI 天城	1942 10-1	1943 10-15		1944 2-10	1944 2-10	17,500	
	KATSURAGI 葛城	1942 12-2	1944 1-17		1944 10-15	1944 10-15	17,500	
SHINANO 信濃	1940 4-7	1944 10-6	1942 6-20	1944 11-19	1944 11-19	62,000		
	(Same as above -) ZUIHŌ 瑞鳳, TAIYŌ 大鷹 UNYŌ 雲鷹, HIYŌ 飛鷹							

1942	JUNYŌ 卓鷹 (Balance) (見 51)	1939	1-26	2-11	5-3	5-3	19,000
	UNYŌ 雲鷹 (Same as above +)	1941	10-31	1-	5-31	5-31	15,000
	HIYŌ 飛鷹 (Same as above -)	1941	1-24	2-11	7-31	7-31	19,000
	CHUYŌ 冲鷹	1939	5-30	6-	11-25	11-25	15,000
	RYUHŌ 龍鳳	1933	11-16	1-	11-30	11-30	13,400
	AKAGI 赤城, KAGA 加賀 RYUJŌ 龍皇, SORYU 蒼龍 MIYU 御龍, SHOHŌ 祥鳳						-90,500
1943	Total 計 (Same as above +)	1937	11-19	8-	10-31	10-31	9,000
	CHIYODA 千代田	1938	12-9	12-	11-28	11-28	13,000
	KAIYŌ 海鷹	Unknown	Unknown	2-	12-18	12-18	17,000
	SHINYŌ 神鷹						39,000
	Total 計 (Same as above +)	1936	11-26	1-	1-1	1-1	9,000
	CHITOSE 千歳	1941	7-10		3-7	3-7	30,360
	TAIHŌ 大鳳	1942	2-1		2-6	2-6	17,500
	UNRYU 雲龍	1942	10-1		2-10	2-10	17,500
	AMAGI 天城	1942	12-2		10-15	10-15	17,500
	KATSURAGI 葛城	1940	4-7	6-20	11-19	11-19	62,000
1944	SHINANO 信濃 (Same as above -)						-91,500
	ZUINHŌ 瑞鳳, TAIYŌ 太陽 UNYŌ 雲鷹, MIYŌ 御鷹 CYUYŌ 冲鷹						62,360
	CHITOSE 千歳 CHIYODA 千代田						-166,260
1945 (31 Aug)	Total 計 (Balance) (見 11)						
	SHOKAKU 翔鶴						
	ZUIKAKU 瑞鶴						
	SHINYŌ 神鷹, TAIHŌ 大鳳						
	SHINANO 信濃 UNRYU 雲龍						

CERTIFICATE

I hereby certify that I am officially connected with the Japanese Government as Member of Research Division, Second Demobilization Bureau, and that in such official capacity, I have prepared the foregoing table from official records of the Japanese Government. I further certify that the table is true and accurate.

Midemi Yoshida

Member of Research Division
2nd Demobilization Bureau.

Signed at Tokyo, Japan,
on this 27 day of
September, 1945:

A. Takano

1946年
日本

私印
其印
明し。

21-11-1. 10

order 82 E 919

高橋 22
野次

☆

21-11-1. 10
野次
1940-11-10 (10)

國家機密
立野岡上驛

野次
1940-11-10

野次

21-11-1

82 = 919

高橋
致次

22

☆

對米英蘭將戰事終末
促進要領
國家機密
五部内上彌

昭和二十一年十一月
陸海軍省
軍務局長

裏面白紙

方針

一 運ニ種東ニ於テハ米英公明ノ根據ヲ廢棄シテ
 日丹ノ間ヲ確立スルニ至リテ海陸權ニ屈服シテ
 運ニ且運河ト運路トモテ
 次ニ(木) 朝鮮對人モテ要スルニ力ム
 越力對人對人ノ權ハ防ス

西本領

一 滿洲ノ運河ニ於テハ米英公明ノ根據ヲ廢棄シ
 日丹ノ間ヲ確立スルニ至リテ海陸權ニ屈服シ
 運ニ且運河ト運路トモテ
 次ニ(木) 朝鮮對人モテ要スルニ力ム
 越力對人對人ノ權ハ防ス

一 帝國ノ方針ヲ定ム

一 滿洲ノ運河ニ於テハ米英公明ノ根據ヲ廢棄シ
 日丹ノ間ヲ確立スルニ至リテ海陸權ニ屈服シ
 運ニ且運河ト運路トモテ
 次ニ(木) 朝鮮對人モテ要スルニ力ム
 越力對人對人ノ權ハ防ス

裏面白紙

Doc 1444

2 (三) 獨行ヲシテ厄ノ諸方策ヲ執ラシムルニ勉ム

(四) 直東、北西、ノスエド、ノ諸國ヲ實ニ施スルト立ニ印度ニ
行シ後東ヲ行フ

(五) 有英封鎖ヲ強ヒス

(六) 精銳之ヲ許スニ至ラハ英王ト上陸作戦ヲ實施ス

3 (三) 三国ハ協力シテ厄ノ諸方策ヲ執ル

(四) 印度洋ヲ直スル三国間ノ連絡提携ニ勉ム

(五) 通商破壊戰ヲ強ヒス

(六) 巨領地皆凍洋ヲ英ノ派兵ヲ極小絶ス

三日 独伊ハ協力シテ英海軍道ト善行シテ米穀意ハヲ
喪失セシムルニ勉ム

(一) 帝國ハ厄ノ諸方策ヲ執ル

(二) A 比島ヲ米ヨリ離ス抑止シム
B 比島ノ取扱ハ向者ノ終末促進ヲ有スル時ヲ考
慮ス

(三) 比島ノ開シテハ觸レサルコト

(四) 比島南西高嶺環繞戰ヲ徹底ス
別五船長用シテ比島南西高嶺環繞戰ヲ徹底ス

裏面白紙

Doc 1444

No. 4 ☆

大

(一) 対米宣傳謀略ヲ強ヒス

其ノ重點ヲ米海軍主力ノ破東ノ誘致並ニ米極東政策ノ反省ト日米戦無意味ニ表指摘ニ置キ米國輿論ノ厭戦誘發ヲ導ク

(二) 米海軍爾後離隔ヲ圖ル

(三) 独伊ヲ幸テノ諸方東ヲ執ラシムルニ力ム

(四) 大西洋方面ニ於テハ野米海上攻勢ヲ強ヒス

(五) 中南米ニ対スル軍事經濟政治的攻勢ヲ強ヒス

四支那ニ対シハ対米南戦事持テ其作戦成東ヲ利事シテ援ヲ得テ其抵抗力減殺ヲ圖リ攻略ヲ成ラ

五 帝國ト南方ニ対スル作戦間極力好シク戦争ノ意ヲ起ス

獨ソレ兩國ノ意思相違ニ依テ兩國ヲ媾和セシメソレヲ補助側ニ引キ入ルルコトヲ力ヲ盡ス

六 平時戦局ヲ推移シ國際情勢ノ敵国民ハ勤回等ニ好シク厳密ナル監視ヲ察シラハツツ戦事終結ノタメ友誼ノ如キ將會ヲ捕捉スルニ力ム

イ 南方ニ対スル作戦ノ主要手段ニ格
ニ又南ニ対スル作戦ノ主要手段ニ格特ニ將政權ヲ廢

裏面白紙

V05 ☆

Doc 1444

6 5

ハ歐洲戰局情勢の變化ノ好符特ニ英本土没落獨リノ戰
 ノ終末ヲ印度政策ノ成功
 之ガ多ク速ニ南米諸國瑞典ハ葡國法王廢等ニ
 対スル外交並ニ宣傳ノ政策ヲ強化ス
 日独伊三国ハ英ノ座ニ際シ之ト直ニ構和スルコトナク
 英ヲシテ米ヲ誘導セシムル如ク政策スルニ意ハ

裏面白紙

1444 Cert.

證書
フシントン文書局 第 一四四号
国際検察部 第一四四号

典據及び公正な開示の證明

余、オドワカハル、ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ外務省ノ文書課長代理トシテ、日本政府
ODOO Nagahara 公的関係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル、七頁ヨリ
成ル、千九百四十二年、昭和六年、五月十日付、下記題名、即チ「対米英蘭將戰
争」終末促進要領ト稱スル一九四一年十月十日連絡會議決定案ノ文書
ノ保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び文書が日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ノ下記名稱ノ省
又ハ郵局ノ公式書類及び綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シテラハ綴番號又ハ引
用其他公式書類又ハ綴ニ於テ爾該又書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)
千九百四十六年、昭和二十一年、十月二十二日 外務省

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

右ノ者ノ公的資格

證人

オドワカハル

Magahara Odo (印)

文書課長代理

エス・コヤマ

S. Koyama

公式入手に關スル證明

余、ジョン・エー・カーティス、ハ、余が聯合國最高指揮官總司令部關係アルモ
John A. Curtis ノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シテ
ルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年、昭和二十一年、十月二十二日

東京ニ於テ署名

氏名欄

右ノ者ノ公的資格

證人

ジョン・エー・カーティス少尉

John A. Curtis, Jr., Lt.

国際検察部調査官

リチャード・エッチャー、ラーシニ

Richard H. Leach

No. 6